

『思忠志集』件名細目(下)

氏家幹人

本稿は、旗本天野弥五右衛門長重(二六二一

一七〇五)の雑録『思忠志集』(請求番号

一九〇一〇二八二)の件名細目(下)である。『北

の丸』第四六号に掲載した件名細目(上)に続き、

件名二六一から件名二〇一五(最終)までを掲載

した。

なお特に興味深い内容のものは、件名だけでな

く本文の一部を抄記した。西暦年や*を付した注

記は氏家の補記。判読困難な箇所は■とした。括

弧内に記した振り仮名のうち、片仮名は原文のま

ま、平仮名は氏家が補ったものである。件名細目

(上)同様、本文を抄記する際は、読みやすさを

配慮して、片仮名表記を平仮名に改めている。

位(身をしりぞき位をさらざれば) 則遇於

害(害にあう)

一六四 富貴する家 同日

富貴之家家禄位重畳せり 猶を再び実る之

木其の根必ず傷(ヤブ)る

一六五 邦無道耻 同日

邦無道(道なくして) 富貴耻(はじ)と云

本文あり

一六六 東方朔之語水清人察 同日

東方朔が詞に水至清無魚人至察無友(水至

清なれば魚無く 人至察なれば友無し)

*至察は極めて明らかなこと

一六七 先例を尋らるゝ 同十七日

大かた肝煎衆中のせんれい(先例)を被尋

其に随わんとのあいさつ(挨拶)まつたく

きこへずと申さん哉 いわれは官位のこと

にもあるならば例をおわるゝ義も可有候

人おこり(奢り)又は乱かわしく可成は御

国のわざわい布てあまねく人煩に可成まゝ、

申もおろかに候 無左して人のあん(安)

楽にならんは君の御為たらん 先規と云と

も初り可有候 たとへ先例有とも時不相応

なるは替るが御為なり

一六八 国諫臣家諫子 寛文五年乙巳二月十八日

国に有諫臣其国必安 家有諫子其家必直

一六九 人之心難計 同日

天可度 地可度 只不可度人の心と云り

よく々々其を知らずして左右なく人には打と

けまじき者と覚たり

*白居易の「天可度」(いつわりのある

人を憎んで詠んだ詩)に「天可度 地可

量唯有人心不可防」(天も度へはか)る

べく地も量へはか)るべし ただ人心の

防ぐべからざるあり)とある。

一七〇 百行万善 同日

行に百行あり 国土を治謀 善に万善あり

一七一 秋鹿夏虫 同日

智者は秋の鹿鳴て入山(山に入り) 愚人

は夏の虫飛で火に焼

一七二 知其位 同日

論語泰伯第八に在

子曰不在其位 不謀其政(子曰く 其の位

に在らざれば其の政を謀らず)

一七三 数々の像想之歌其講釈 同日

もろ々々のおもひやりつる人は皆みちやは

するとゆきてたのしむ この歌の心はかみ

(上)と下いつれの端へもそれ々々のおも

ひやりをして中よう(庸)におこのふ様な

る人々は ふたん(普段)を満たらんと存

ゆへに 願くろう(苦勞)もなくゆる々々

一六一 不是不非 同日(寛文五年二月十六日)

人皆心あり 心各有報(シフ) 彼を是と

する則我非 我を是とする則彼非 我必非

聖(聖にあらず) 彼必非愚(愚にあらず)

共に是れ凡夫耳(のみ)

一六二 不背君命 寛文五乙巳年二月十六日

不以父命辞主命 以主命辞父命(父命を以

て主命を辞さず 主命を以て父命を辞す)

一六三 老子之語退身 同十六日

老子の詞に功名称遂(ナトゲテ) 不退身避

(緩々)として息災たるへし

一七四 易死歌其講釈 同日

死をやすく本をもと、し行ものはをと
(音)も香もなきこゝろなるらし

右の歌の心は 古歌に 皆人のしりかほ
(知顔)にしてしらぬ哉 かならず死ぬる
ならいありとは【中略】ふたん本と云こと
を方につけ存出入可有義に候

一七五 軍法第一 寛文五年乙巳三月朔日

軍法の第一 天地の理に随 常の身持正
道の分別宜もの 心の実成は天のかご(加
護)在【中略】天の理は地の理にしかず
地の理は人の和にしかず

一七六 同第二 同日

同第二 人をなつくる分別昼夜心にかくへ
き事

一七七 同第三 同日

同第三 軍法を知 武げいを寛 常に身う
まさず 息災にてまめなる様にして 文学
取わけ武書をかんばん(勘弁)候て【中略】
きのふのわれに今日は必かたんとすへき事

一七八 母衣 同日

母衣上の緒は頭神と云 其次のわなの緒は
常には礼之緒と云 うち死と極めわなに手
を通ぬれば雪の緒と云 きゆる心なり

一七九 高祖以三尺劔治 同日

昔かん(漢)の高祖は三尺のけん(劔)を
以諸侯を制 天下を治けれど 淮南黥布
(ゲイホ)を討し時 中流矢(流矢に中り)
きずをかうむる

*『源平盛衰記』中にあり。

一八〇 智者愚者徳 寛文五乙巳三月同日(朔日)

智者の千慮有一失(千慮に一失有り) 愚
者の千慮有一徳(千慮に一徳有り)

*『史記』淮陰侯伝に「智者千慮必有一
失 愚者千慮必有一得」とあり。『源平
盛衰記』にも引用されている。

一八一 賢相 同日

賢相明德踰天

一八二 貞觀政要裏書 同日

貞觀政要の裏書に仙源雖澄烏浴濁流(仙源
澄めりといえども 烏浴濁流)

一八三 明王為一人不枉其法 同日

明王為一人不枉其法 日月為一物不暗其明
(明王は一人の為に其の法を枉げず 日月
は一物の為にその明かなるを暗うせず)

*『源平盛衰記』『平家物語』にあり。

一八四 信耳疑目 同日

信耳疑目俗幣(弊)(耳を信じ目を疑うは
俗弊なり)

一八五 治国有三 寛文五乙巳年 同三日

国を治に三つ有 身を治 人を治 武げい
(芸)を勤にしくは在間敷哉 扱身を治本
は正直 人を治本は我身を可治 武げいの
本は馬【中略】さしあたりを(奢り)
をやむる吉事なり 其本は異国舟のつうろ
(通路)止め 和国にて用事調る義相応た
るべし

一八六 災妖不勝善政 五日

災妖不勝(タエズ)善政 夢怪不勝善行

一八七 君舟臣水 同日

君舟臣水 々治浪舟能浮水 湛波舟又覆

(水浪を治め舟よく水に浮かぶ 波に湛ゆ
る舟又覆す)

一八八 金八毒 同十日

金は在てもどく(毒)なくてもどく(毒)
悪くつかえば金よりうらみ(恨み)をうけ
金と聞あしくなるとみえたり

一八九 一切衆生法界円満 同十一日

生ある者は皆命を惜む習なれ共 致奉公忠
勤輩更に身命を惜事あるべからず

一九〇 忠仁 同日

為君に忠あり 為人に仁あり

一九一 風吹木不安 同日

風吹は木不安と世の煩人の歎(ナゲキ)為
身為家無由事(身のため家のためよしなき
事)申勧まひらせて亡することあわれなり

一九二 天変頻 寛文五年乙巳三月同日

天変頻也 北辰光少く五星煌々として赤事
如火【中略】是必世乱国亡べき天変也

一九三 礼儀正心得 同十六日

礼儀を正せんは常に心得在べし

一九四 無敵様心得 寛文五乙巳年三月 同二
十三日

敵の無様に心得有へきことに候 大かた口
より発こと多 顔色立居に付ても其とがめ
有といへとも みな々々心より出る間 今
時はたいいの人の為能(よく)もなくあ
(悪)しくもなく かけずかまわらずる成
様に いわずわらず人をそしらずして

一九五 一生夢幻 寛文五年乙巳卯月四日

時節相応たらんは 扱又爵禄をも可辞
つら々々おもんみるに一生はゆめまぼろし

(夢幻)の世なり 然に欲心におゝわれ死をわすれ 又おもひよりしても百年のよわいもあるらんように存【中略】としさかん(年盛ん)の内ざんじ(暫時)にて 毎日下り坂を輪の走るがごとくに身よわりゆく故よきかたへは遠なるなり

一九六 馬乗心持之事 巳卯月十四日

何こともいらず ひたもののれば上るとみへたり【中略】武士たらん人は毎日馬は可乗義に候【中略】加様にけいこ(稽古)せざる人ははやくいきゞれ馬きかず

一九七 事君事父母交友 寛文五年乙巳卯月十四日

主人へつかわれるゝに主人あいさつ不可然はわか身あしきと可存候 おやへつかふるも同前 ほうはい(傍輩)も同然 内のものをつかふも心にあわずはわれあしきと可存候

一九八 自主人賞物度心中

主人よりものをもらい度心中二六時中たへまもなくこつずい(骨髓)に通りのひかたきといへとも くれられざるゆへに 其おもいのあまりにわきへけいはいく(軽薄)いたし虚心をもよをしさいかく(才覚)を以て物をもらふ【中略】是皆邪欲の本也

一九九 御奉公第一

御奉公の第一は人にてなくは不可成 然間年久も罷在 似合にげい(芸)も有ものをと存候ても 小身の家中存様に不成候条

二〇〇 良臣

能(よき)臣下と云にさまざま有内に 先

主人と心を同してともにいかる心有て其上に■べをして 扱家頼ともおもいつき下々に到迄心をとめ むさきものには其々におしへ 家久敷つとむる様にする義肝要に候然といへとも地かたむきては舞のまわれぬ様にて 主人あしくつかいなしたるものには理もつめかたかるべけれども 其とても其心の及ほとは可勤ものを能臣下として主人可悦事

二〇一 家来ヲ能仕様 寛文五年乙巳卯月十四日

右之通には候へとも 家人仕合能有つく様なることたしかにしれ候は、其ものは不申とも 其時品により手前にてならざる合力に候は、主人のはたらきには遣したるも宜候 或は重て主取も仕間敷もの望是又其子細に可依候

二〇二 教小僧朝起

小僧にをしゆる事

朝おきしてちり(塵)をきらい方に角々迄心をつけべき事

二〇三 同起様

よい(宵)にはやくねたるか能(よく)候奉公にて左様にならずは是非なし 前夜久敷おきいたらばおきかぬるは道理に候 久敷いては腹中もすき のみくいもするならばむねつかへ朝のしよく(食)す、みかね病氣の本となるへし 是不忠不孝にあらざる哉

二〇四 検塵(塵ヲトル)心得

ちりをとれば心も清なる心地もすれ【中略】百姓はごみのなかにおりてこうさく(耕作)

をいとなむが礼也 武士は地頭にてごみをしもへさげ 上のきれいな所に可居ことたいていの作法たるべし

二〇五 万に隅々迄着意

もはや其分は十分しす(仕済)ましたるとも残心おこそせんに 半分の■には心なくして乱心となるもの国を乱も心を乱も同意之事

二〇六 使人金銀

人を遣金銀を遣をゆめ々々我ものと不可存

二〇七 鐘遣心持之事 寛文五年乙巳の春

心を見だしてはおそき間 心しづかにし身しづまず又うくにもあらず息をつむるにもぬくるにもなくはり合て敵待は 仕懸す、まば体は待請心は随てうつり行 とゞこをりなき心にて水月にうつらんとするに敵は何ほとさわきてもあたらざる所は敵なきがごとし

二〇八 秀忠公御城代江御教 巳六八

台徳院様の阿備(アベビツ)中 正次卿也)え御城代の初に第一は人にくまれぬ様にすべし、うとまれては御城御要害もなきがごとし【中略】と被仰渡(おおせわた)ざる由 板内(板倉内膳正重矩) 咄

二〇九 懐家来 同日

内のもの、随 かれ(彼)と、もに死べく是とともに生なんとする家主(カシユ)はたゞことならぬよき人のつかさと成らん

二一〇 自城外呼家来合図 寛文五年乙巳

六十三日

御城外の家中のもの俄事之時 御城え家来

入候故に妻子は近辺之知行所の百姓兼て面々申合いたし其方へ引取る 手じるしにはまぐりがい(蛤貝)を持参 あはせ候筈の約束の由【中略】板内(=板倉内膳止重矩)御咄に候由

二二一 達御用副上目之者 七月

万御用を達するに上目(ウハメ)のものを一人被仰付(おおせつけられ) 其にたすけとて上目のもの一ならば二三のものか上目氣遣なる位にては上目自由をせず【中略】大御番の組頭はあまり下り過 たすけには成かたく候由 鈴木伊兵被申候事

*「鈴木伊兵」は旗本の鈴木伊兵衛重辰であろう。重辰は寛永九年に召しだされて大番に列し、寛文十年に六十四歳で没している。

二二二 養生拾小石 同

養生に小石をひた物拾ひ こゝみ身をつかふ能(よき)由 鈴木長左伝
*「鈴木長左」は旗本の鈴木長左衛門重政か。大番組頭などを務め、延宝四年(一六七六)に七十五歳で没している。

二二三 年老做背反 同十七日

年寄てはせぞり(背反)をしてあるきならひたるが養生の由

二二四 同解帯 同日

帯を細々ほどきたるがよき養生 鈴木(鈴木長左衛門)伝

二二五 自遠国之訴訟手廻 六月

江戸にてはやるべき物を上方にて調下り江戸にて売 江戸詰の内あなたへの礼物何方

へ入用とて又取寄 上に調物致 上方にて払 それを口すぎにして上下を仕者有之由 水石咄

*「水石」は、旗本の水野石見守忠貞か。書院番組頭、伏見奉行などを歴任し、寛文十年に七十三歳で没している。

二二六 家康公御前にて新田御仕置 寛文五乙巳年七月十七日

権現様上意にて佐渡殿(本多正信か)へ伊奈備前新田を多く仕たと御物語被遊(あそばされ)候処 関八州御領地之時分は左様なるも能御座候 天下の主に被為成にては能事候へば又悪きにも成候【中略】と被申(もうされ)候 水石咄

二二七 大坂御郭外新田止む 六月

大坂御城近所に大きな沼有之由 開きたきと先年より望之由【中略】日本にての名城なるに御知行いでき候利徳にて御要害悪く可罷成は未代迄の嘲も可有御座哉と被申候由 水石咄

二二八 宇治近辺蘆 六月

伏見より大磯への道筋によし(蘆)多く生候 其所を新田に開度と申由【中略】小利大損の由 水石咄

二二九 定家卿書物寸法 七月十六日

万物は、(幅)二寸ならば長六寸 是は定家卿の伝授のかつかうの由

二三〇 人恰好 寛文五乙巳年七月十六日

人のかつかうも乳なわ二尺ならばたて六尺の人形能也 同伝

三二一 硯恰好 同日

硯など詠るにも 二折二分(フタブン)能由 同伝

三三二 死慈愛無欲此三段 巳八月三日

死ることちひ(慈悲)すること無欲なることしりがお(知り顔)なる人あれども其行しりたるにあらず【中略】此所を少しりたらん人は人にをもいつかる、とみえたり

三三三 人の目利 巳八月二十一日

人を目き、するに 其家中のあたりにてしるべきこと第一に候 又一人も被官なくは其身の武職を勤養生のていによるべき哉と存候事

三三四 不落馬繩 巳十月中旬

鞍の前輪のとつ、けにわなのある革を付其に手繩を持添候得は 前へあまる、ことわき(脇)へをつること有兼べし

三三五 人使 巳の冬

人遣は手本也 似合々々に見まね又は末葉までせんぎ(詮議)して善悪をつくるものに候 遣様よければよきものき(来)たり 其家にもよきもの出来する天理にて候

三三六 怒戒 寛文五年乙巳の冬

碁将碁にもせけばあしき手をうち分別も違【中略】心よりのいかりをいましめつつしむべきこと也

三三七 人吾二言能様 同

能(よい)ものは誰にももの云能様(いいよきよう)にするが徳有べし 其を明くれしあん(思案)して御主の御為にもすべきこと也

二二八 領地毛被官毛非我物 同

わか知行わか被官と存も皆わたくし多故くら(暗)し しあん(思案)と云は加様の所第一に可用こと也

二二九 大井川歩涉做 寛文六年丙午正月

川越に水上へ腹のむかざる様に身をひとつにして弓引ることく腰をすへべし あしを大あしにつかい申 下帯つよくしめて吉(よし)

二三〇 箱根坂氷之上通り様 寛文六年丙午正月

すめる所へははい(灰)を袋へ入持候てまきながら人馬通たるが能候【中略】こしをすへ足早にあゆむが能と申候事

二三一 人目利 寛文五乙巳冬

去国の人を見るに 其寐静にして正く心の及ほと忠をぬきんてんとし べん(弁)舌明にて思慮深 こうざいにして身をつまやかに持■さい人にこへ きりやう(器量)すぐれてみゆる仁有 然ども家来一円氣ふくせず 大かた新参ものにて ひと、せ(一年)をよう々々すごすとき、ふしん第一 人のめき、(目利)しれざるはこ、なりと思ふ

二三二 教有遠近 近教様 寛文五年乙巳冬

九々のかず初心覚兼候 覚たる上にいくつとしあんすれば 其ま、しるると可教

二三三 九十歳ニテ被果人八十三四之節教而不及

六十歳難取立身之名云

寛文六年丙午二月十七日
老人の曰 人は六十歳に及ねは立身はしがたからん さるにより長命にてなくては名

を取こと成にくき義也 養生して長生可仕

二三四 忠孝慈第一 寛文六年丙午二月二十九日

忠孝慈の道にも 第一子孫無為につ、き候為に 古らいの仕置のことく おつと(夫)三十女二十及三月比の祝言可然義に候 はんしやう(繁盛か)の本たるを相違はひかこと(僻事)也

二三五 無苦欲浅 午二月二十九日

長いきせんと思は心に苦のなき様にすべし 苦のなき様にせんは欲浅存たるへし

二三六 不見鏡之裏 同日

よきことを聞ても身におこなふことは成かたし 其ていのものは皆か、み(鏡)のうらを見るなり かへりみることを常にわするへからざる也

二三七 成人手本并占歌 午四月十八日

人に成様之事 日輪おひたと見べし 人に成業也 昨日とい、今日とくらして飛鳥川流てはやくき月日なりけり

二三八 成仏義并占歌

仏に成様之事 声も臭もなかるへし 日々夜々幾度も自分の仏に成とも可成 然は心有所へ行也 ほとけとはいかなるものをいふやらん すみゑにか■し松風のをと

二三九 不煩様

不煩様之事 欲を可放也

二四〇 忠之道根本

忠の道根本の事 人をろく(碌)にし 金を能(よく)使 われから人也 百姓より取引も使也

二四一 孝之道根本

孝の道根本の事 息災成様にすへき也

二四二 慈悲之道根本 寛文六丙午の年

慈悲の道根本の事 おもひやるへき也

二四三 朋友之交根本并占歌

朋友之交根本の事 信をわするましき也 なきなそと人にはい、ておりぬへし 心のわはいか、こたへん

二四四 武士之道根本并占歌

武士の道根本の事 安しなん(安く死なん)ことを常に心かけへき也 みな人のしりかを(知り顔)にしてしらぬかな かならずしぬるならいありとは

二四五 武芸根本

武芸根本の事 がんじやう(頑丈)と馬乗也

二四六 人善之目利根本

人善のめき、根本の事 人を能めぐみ金を能使也

二四七 甲斐々々數者目利

かいがいしきもの、めき、の事 幼少の時より軍咄(いくさばなし)をおもしろがり 扱は武道をすきふだん心がくるものたらん 然といへとも武士のわざきらいにてもけつき(血気か)の家もあるべし

二四八 立法能々分別 寛文六丙午の年

法を立は能々分別すべし 死ざいにおこのふものはまれ成に 法を背は死ざいにおふ(負ふ)なり お、ふて外もなきは天の徳のせてすつることなきは地の道成間 人にすたりはなく 人のかい(害か)にならんもの天よりの罰を其つかさ取人請得てこの

悪人おがひ(害)すべし われと自由に人の命ゆめ々々取べからず

二四九 交人様 寛文六丙午の年

人のまじわるにとかくいかり(怒り)強し
てはまじわりがたし 是乱心の本なり 先
能々(よくよく)つゝしむべきことに候
其次にわれがを能々不思してひたと立かへ
り 向(むこう)のものになりて心静にし
あん(思案)すべし 三思一言九思一行の
古法をしばらくもわすれず(忘れず) 和
平にしておそれられ人のそこ(損)ねぬ分
別すべし

二五〇 知心根

すく(好く)ことはひたもの其ことをき、
其を見 手なる、故に心根もしる、なり
おや(親)より子方へも主より内のものへ
も会度に 子も内のものもいやからば(嫌
がらば) ひがこと(僻事)也

二五一 養生第一 寛文六丙午三月の内

養生第一は無欲也 内房事飲食

二五二 成人第一

人になる第一 其心信す

二五三 治人第一

人をおさむる第一 我身ををさむるを以本
とす

二五四 手前へ聚祿不可我物而已 寛文六年

丙午三月の内
手前にあつまるかね(金) 我がものとおも
わざればおしむようもなし【中略】天より
預(あずかり) 下々へ分散せんが為なる故
に それ々にわたしくるゝが六ヶ敷(む

ずかし) けれ共 其もさづかる役なれはず
べき様なし

二五五 以家来立主君之御用 午四月十六日

能(よき)ものを使は何のこともなく遣能
(つかいよく) 候 君々たらずと云とも臣
以臣たらずはあるべあらずと云時は 主人
悪義をすれとも和平に成也 大形邪気ある
生付 殊よきを見聞はまれなる故に【中略】
能々心お静にして時に応するしあん(思案)
いたし 人そこねず御主様御用に家らい立
候様に仕義肝要にて候

二五六 子とも育様 午三月の内

子共のそだていつわりなく武士をすく様に
すべし 其外数お、き間 残は成したい
(次第)に候 弔つは不違様に分別可仕候

二五七 人目利 同日

人のめき、 家らい百姓おもい付ば万事能
人と可存候 人頭にならん生付たるべき事

二五八 武士見強弱

武士の吟味能して武げい(芸) すかば 大
かたかいがしき(甲斐がしき?) 方へ近か
らんと可存 乍去武げいすきたるもの、ふ
かいかしき(不甲斐がしき)ものあり【中略】
すくれて死するをあぶなげもなく有ものと
何としても死するをすぐれてきろう(嫌う)
もの有べし 其めき、(目利) 仕様 おの
れも所々こと々々にためし候て とかく武
士の家ぎやう(業) 難成はすみやかに少も
はやく々々々家を替んこと尤に候事

二五九 成人様(人に成様の事) 午三月の内

二六〇 成仏様 寛文六丙午三月の内

二六一 天地人 同

天地大やけにして声もなく臭もなし 四季
のうつりかわりおふきなる(大きな) わ
ざわひきたれともうらむへきことなし

二六二 朝生夕死譬 同

朝生くれ(暮)に及死す 則日輪のことし
月の死生是も眼前に候 みつればかくる
是も手本也

二六三 日死生一生之送考 同

出息引息にも死する所へ近づく 其内不養
生する時は下坂を輪をころがすごとし

二六四 及六十歳立身 同

六十歳をよんで立身あらわると聖賢の道
知たる洛外東山辺の人被咄(はなされ) 候
此節方々へひゞき感心申候事【中略】上戸
も式十より内から吞出候は酒にしかれ候も
の多く はたちより外にて酒吞出候ものは
急に酒にていたみ候ものすくなき由

二六五 武芸第一 寛文六年丙午三月

武けい第一 馬に増は有間敷(有るまじく)
候 然はがんじやう(頑丈) 無油断 是の
けいこ(稽古) 可仕候

二六六 武士付禽獣遊 同

鳥は林にあそび魚は水にあそび 武士は武
けいに遊

二六七 問正直 午四月二十三日

去人正直をとう(問う) こたえて曰 天
にあり しりがたし 地にとうべし 其中
に在人たり しんぬべし哉 不心得 然は
心にとうべしと云云

二六八 知苦 同二十七日

同二十七日

苦を知ものと不知ものあり 苦を知たるものは苦なし 不知ものに苦あり

二六九 立腹能事有乎 寛文六年丙午卯月二十七日

二七〇

平日快心 午卯月二十八日
常に心おもしろく機嫌能可祝義に候【中略】ころびてもたのしみ死をまちよろこばんにはしかじ

二七一 君臣父子文心 午卯月二十八日

われより下への心つけ 親より子方へのぢひ(慈悲)のこと 臣々たらずとも君の徳恩たらずはあやうかるべし 子々たらぬとも親の道背はうらみ(恨み) うくへし

二七二 少年老年考違 寛文六年丙午八月朔日

年寄たる人のものかたりに 古よりいくつに成候は、何を止ん 古く成てよそへ出るも見くるしきなとあれとも 其年にいたりてはゆるし有由

二七三 閑暇可励忠 午五月六日

御奉公の外隙にすへし【中略】武士の家に生出てわ第一正直に御奉公を大切に可存が道也 然はつかわれ申たる隙には 御用にた、んと武役を勤くふうすへし

二七四 知音不多過可忠 寛文六年丙午

知人過ぬ様にすべし 御奉公にも礼儀慈悲養生にも悪し

二七五 非等輩昵之非忠 午八月二十日朝

御公義より不被成に位にあらすして近付多

するは 忠の道うすき人たらん

二七六 呼子方居同励武芸節 雖及遅參為忠節

午八月二十日の朝

子共同屋敷の内にて武けいを勤時 親の呼にはやくまいれと云は 各別急用にあらずは 其ことわりを申 御奉公に候ま、ゆる々々とまなふ(学ぶ) べき由

二七七 講武不忘忠知本末 同日

是をけいこする時も尤忠節をわすれず 能たねん(他念) なく其習ふ本へ取付 末まで心をまなふへし

二七八 善悪之行紛 同日

万にまきる、ことあり 能おこのふ人はあしく成 悪ゆくものはさかゆる(栄ゆる) 様になるもあり

二七九 子被官へ善悪紛 同二十一日の朝

子おあまいかし候親は主の心よりは不かく成親と可存候

二八〇 自平井之文一生来方行末 寛文六丙午の年

七月廿日平井よりの文也

もろ々々のおもひやりたる皆人は常をみつると行樂 道ひくにもさいかくあらん 其筋々のかるきものまでなつけ 随るもの、申能様にして心苦のあるをたづねとふへきなり

二八一 光陰可惜 午八月二十三日

かわふいん(光陰) 矢のごとし をしむべし【中略】少しも善事に心をよせんと可願を 今年今日今日の時今のよわい(齢) に二たひかえらん哉

二八二 像想可責我身 午五月十八日 日光へ發足の道中

功の行ほと我邪徳のあしき功は得て 忠の徳義には不功なるものお、き(多き) と相見へ候 思遣我身をせむへきことなり

二八三 禽獸草木迄非法ナキヤウニ可着意 同日

人に能すへきこと也 きんちう(禽獸) 草木に至迄非法は有間敷に まして人間においておや 其中に能人をうやまいあがめ是を可用

二八四 能惠能悪之能ノ字ニ可着意 午六月四日 於日光

能く人をにくみ(憎み) 能く人を善すると云を悪敷(あしく) 心得 あしき人をは至極にくむと存るもの有 其にては大かた人たゆるがごとし 能に心をそへ合点して程々時々に応悪む也 にくみて其者を直しわき(脇) よりも見てあしきことをさせま

しきちひ(慈悲)の為也

二八五 万目利為人之為可為本 午六月 日光

逗留中
万めき、するもの有 ならぬまでも人の為になる心得を本としてめき、すへきことなるを 邪のめき、するもの多哉と存候

二八六 古語忠心 寛文六年丙午六月 日光逗留中

とし比(年頃) 恩をかうむりて身をたすけ 妻子をやしな候き 今さら子がかなしく 妻がこいしければとて いかでか(主を) みすてたてまつるへき哉

二八七 我悪佗人云能様 同

我があしきさた(悪しき沙汰)を知する人
へは 其人不宜共弥(いよいよ)云能様(い
いよきよう)にすへき哉

二八八 君臣一体 同

人多遣は 其随(従う)ともからへ くわ
ほう(果報)の影にてあまた(数多)へ慈
悲をもよおさば 善をばい(倍)してむく
ふ(報う) 又悪く行はば ばいしたるつみ
をうくべし

二八九 九天并々星法

二九〇 北極星刻取

二九一 人生不遁死 武士死法 寛文六年丙午

九月十六日 盛すい記に有

人うまれて誰かは死をのかれむ 老て死す
るは兵(つわもの)のうらみなり 其おん
(恩)お食(ハミ)て其死を去さるは又兵
の法なりといへり

二九二 自閻魔王暇 同二十一日 盛衰記にあり

或経に忌日には亡者閻魔王より暇を得て旧
室にきたつて子孫の善悪を見るに 善を見
てはよろこひゑむ(笑む) 悪を見てはな
けきなくといふ文有

二九三 我ハ我敵当父母 午十月六日

我へ我と悪あたらん 我身とをもふべから
ず 父母えあたるなる間 万に油断せず心
を清め信を守 養生可在事

二九四 孝経文 同七日

吾語汝に身体髪膚受之父母 不敢毀傷孝之
始也

二九五 言語無敵思案 同八日

少の義を云も敵のなき様にしあんして出言

すへきこと也

二九六 武士判形 同二十四日

判は軍陣馬上にてもすへ(据え)ん ふた
んにちかいはぬ様にすへやすきが能由

二九七 善控為善心得 同十二日

善言尤能といへとも 可喜をよるこぶもの
おのれも善言をすくともからといへとも
其身のちかいたることをいわる、はきらい
おしへても善に心をうつし喜ものはまれと
相見候ま、人から能せんとおもふとも
少のことは大かたにしてひろくめぐみ

二九八 以土圭為養生 寛文六年丙午十月二十

四日

とけい(時計)は身の養生いしや(医者)
の薬あてかいとひとし 少のさ、わりにて
も時をうち違候を しろうとは其わけを不
知 ひたとなをさんとするほとあし(悪し)
扱又わろき所を見出 能(よく)せんとて
直過てもうたす(打たず)

二九九 飯坂長意太刀詠哥 午の冬書

太刀のめいじん鹿島の飯坂長意入道相果時
弟子寄合暇出の節遺哥之由 松林囃也入道
咄也

六拾になるまでくゑといひ(飯)のあち

(味)つかへとしらぬ兵法のあち

三〇〇 親妻子別様 寛文七年丁未正月十日

親妻子のことをも常にらち明(埒明け)
死せん時まよいおもわさる様に仕置へき事

三〇一 独心卜成心持

我身にもらち明(埒明け) ひとり身にて
ひん(貧)にて家さい(財) 以下不持心得

を常に可仕事

三〇二 欲深万悪之方へ響 欲有声音若无声

生を得たるものはいつれも命おしまぬもの
かあらん しかしなからつね々々(常々)
日夜能々せんぎし玉たらば 義の重に随
命すてんには大かたのこしぬけ(腰抜け)
たりとも横目もふらず死てん哉

三〇三 君之為繫命 寛文七年丁未正月十一日

今朝迄命をつなぎたるも主君の御おんなら
すと云ことなし【中略】この上の命君の御
為にすてんはつゆほともをしかるべけんや

三〇四 子孫繁昌未有子之時心得 寛文六年丙

午十一月二日

子孫ぞうぞく(相続)の為にも子を不持内
は別て息災なる様にたしなむへき者也

三〇五 真実之道理 午の冬

天道正きこと、計(ばかり)存てうか々々
暮し 午のくれ(暮れ) 四十六に至 初に
天理のたゞしきを少しは合点したる心地すれ

三〇六 第一養生 寛文七年丁未正月二十日

事品時によりて之善悪は各別 常には第一
養生と存候 身有てこそ勤もなれ忠孝慈共
に可叶 尤主命には命おも捨る間 其理に
のぞんては御奉公に随可応勤義肝要たらん
に【中略】今時能き者といわる、人も御奉
公には身をすて、と計(ばかり) 被存候哉

時品に可寄を不断之御奉公に不養生になる
をひたと被勤(勤められ)みす々々被果(果
てらる)衆有之候【中略】今朝未明に起て
居たる隙に書候者也

三〇七 其本乱安 同日

居たる隙に書候者也

三日

一に我身 二に内のものへ 三に一類中
へ 四に公義へ 五に其次々へ

右いつれとても忠を背之間 一番に公義へ
たいしみたる、(乱る、)といへとも 先
指がかくるときか 出るいき(息) 引い
き(息)に付ても われ人共に多分は悪を
おもひたる、かとおもわれ あしきもの
は方におそくすれば悪を延義多 はやくす
れば大かたは乱故悪をいそくなる也

三二二 釣魚釣人心 同日

魚のつり様さまざま有様に人をも魚のごと
くあいしろふ者浮世には多からん哉 其に
ては人にて人のしかた(仕方)に無之間
其あみ(網)にかゝるともから(輩) 魚に
似たる人たらんか

三二三 学非孝目明転二似タル 同日

くらみ(暗み)を行に ふあんないなる道
をざとう(座頭)のあるくことく念をい
る、故にころばす 道筋知たるものはめあ
き(目明き)のころふがごとく不念にてあ
やまちあらん

三二四 気曲ヲ直様 寛文七年丁未正月二十三日

気曲をなおすへき義肝要たり 先善悪をわ
か心にてもたて 尤宜人にも尋とい(問い)
定むへし【中略】先(まず)人のきろふこ
とをたへまもなくなおさんと心かけ 我為
おもふ身の悪をゆわん人へたより ひとと
さび(錆)をみか、れて(磨かれて) よろ
こぶものにはあわせ(似合わせ)に気曲な
おらん りやうじ(療治)のこん本たらん
哉の事

三二五 欲之甲真之甲何可為秘蔵乎 同日

欲の甲真の甲いつれを秘蔵してかふらんと
ならば 各真の甲をいたゝかんずれとも
欲の甲に徳あると邪見にめき、して多分欲
甲にとりつきまよふ故 我不知によるい

(鑑) 太刀かたなに至まで皆欲を用べし

三二六 以人以医人食為人之薬 同日

人は人の薬 食は人の薬 但悪用毒とす

三二七 以金為良薬以分別為人之薬 同日

金は人の薬 分別は人の薬 但悪用毒とす

三二八 人知高名 同日

人は人の智慧に乗り 主人たるは家従に手
柄をさせて主の高名とすべき事

三二九 分別自満魔所行 同日

分別じまん(自慢)は天狗のしよい(所為)
人遣能をよき分別とす

三三〇 働卜煩キ見違毒薬 同日

働とせわしきと見違 薬は毒 毒は薬に成
も可在事

三三一 為主心持被官上中下 同日

主たらん心持 被官上中下共に信を用 然
共上の人には別のことなし中の人におひて
はものをくれても薬に置てもたんのう(堪
能)せんようにはきりもなし 義理を専に
すべし 能めぐまば味方になり あしくあ
たらば敵に成ものも有へし 下の人はよわ
み(弱み)を見すて欲深うらへら(裏表)
成間 せんど(先途)を見届がたし 惣て
法度をたて、強み有ものも法を背進せず
よわきものもしりぞきがたく しゆぎ一味
して正理を得様に可有仕置事

三三二 御奉公ノ仕様 寛文七年丁未正月二十
三日

誠を以可相勤候 乍去(さりながら) 万に
相応と云ことを能るべし【中略】古人の
言葉有 能々(よくよく) つ、しみ御老中

三〇八 小具足 寛文六年丙午冬

小ぐそく(具足)と云を去御方え尋る 大
かたろく、(六具)かためずどう(胴)計
もき(着)たるていたるへき由に候事

三〇九 足痺 寛文七年丁未正月二十三日

かしこまりしはらく居候てはしびれ(痺れ)
きる、前方より其心得してあしのおやゆ
びを動かしたるか吉(よし)

三二〇 隠居 同日

七十歳になりては御役御赦免とあい見へ候
其時分まで長命たらん人多分動自由なるま
し 然は御公義よりも躰を御見届 隠居被
仰付候ま、子へゆつるならば妻子けんそ
く(眷属)にも遠だち山居して心をしつめ
きよらかにして果たるはず、しかるまじき
哉 遺骨等も子孫仕能様に法にまかすへし
【中略】いそがしきことのみにてすき行の
間 万一年老たらば心楽に静なる住居にし
て見度願まで半年一年成共すごしなば 心
もはれやかにして其後はいつ方にくらす共
少の念もなくはれゆかん

三二一 金銀狼置票敷 寛文七年丁未正月二十

御しかたにても 用かたきは其筋々へ申か
とかく我身を能合点して其のりおふざる様
に勤義 忠のこんぼん(根本)たらん哉の
事

三三三 無病而御奉公尽 同

無病に御奉公つくす義第一に候【中略】武
げいを常に勤 身をつかい無油断がんにや
う(頑丈)をけいこ(稽古)すべき事

三三四 我に懐従者 同

我に随ともがらをよくなづけ(懐け)遣
御用にたつよふにすべき事

三三五 文学 同

文学似合しに学へき事

三三六 良馬武具持

よき馬を持 武具相応たらんようにしても
つべき事

三三七 像想安死

思やりを能して死をやすく可仕事

三三八 人遣用并療治 寛文七年丁未正月二十

三日

先我身を可治 其内誠をさきだて無欲にて
息災たらん 扱我に随ともがら主君の人な
り ゆめ々々わがものとおもひ自由すべか
らず 金銀くるゝも同意 きようするとも
をもわずをしくもなからん

三三九 人使様并人々心得 同

人遣におぢげ有てたのもしくしたしみ有之
様にすべし【中略】乍去愚人不見知故油断
して行あたること可在間 法をたて時に随
(したが)面をいからかし或にうわ(柔和)
に見せて劔を奥に有様にするも慈悲より発

べし【中略】善に付悪によりても慈悲の心
をわすれず ゆめ々々心より発 立腹すべ
からず 心にしたがふものなれば人躰時々
に随自由になる様にひと人つきあいのく
ふう 不成迄(ならざるまでも)も天地を
手本としてまなびならふ義肝要たるべき事

三三〇 禍之門同根源古哥 同

郭公(ほととぎす)人も言葉のおほかるに
しなすくなしと一声そなく

口はわざわいの門 舌は是わざわい
の根源

三三一 短慮古哥 同

いそかすは(急がずば)ぬれまし(濡れま
じ)ものお行人の
あとよりはるゝ野路の村雨

短慮にて急ことあり 其は今日を明
日にすべし

三三二 住所古哥 同

御芳野のなつみの川の河淀に
鴨ぞ鳴なる山陰にして

心は人の住所あらん よしの河水
早流其所には住がたく 川よどに鴨
もすむ也

三三五 不盈古哥 同

ことたらぬ世をならみそ鴨のあし
みちかくてこそうかふ瀬もあれ

三三四 心不私古哥 同

うきもつくつらきもつらし しかわあれと
しらぬになして世をすくすかな

三三五 随心古哥 同

つらしとてわれたに人をわすれすは

三三六 可頼方之古哥 同

いかてかなかのたへははつへき
つられとつらみんとはたおもほへす
猶ゆくすへをたのむ見(身)なれば

三三七 幼少之時教覚 寛文七年丁未正月二十

三日

幼少成砌より能く物教すべき事なり 我い
とけなき時 於京都乗物ありき候節 乗物
のふちへ取付外へ手出なば ものあたりあ
いまち(あやまち)すべきと父豊後守御
教諭候を尤と奉存候故 于今(今)覚
方々上使にあるき旅にて乗もの、節 度々
思出深奉存候事

三三八 風烈之焼亡意得 寛文七年丁未正月二

十五日

兼て人の思と替 酉の年大火事には植木竹
こと々々く焼る 皆々土蔵へ火のこ(粉)
まはらぬために植おかれたる植木もかゑつ
てあた(仇)に成 木に火付て土蔵も焼た
り【中略】大き成風火には存の外も有によ
り珍敷(珍しき)に付書置候事

*「酉の年大火事」は明暦三年(一六五七)
の江戸大火(明暦大火)

三三九 推量不可 未正月二十五日

塩石ばいにて地形すれば岩のごとくかたま
り以来迄能由いつ方より申出し候哉らん
其沙汰有てれき々々(歴々)吟味の上にて
結構成地形出来候所に しつけ(湿気)あ
がり石居などもへげ(剥げ)損 取分みか
げ石はわれ粉に成そこね候

三四〇 依忘主恩不知家職 同二十八日

御先代よりきつこう(旧功)仕たるとは
な(鼻)にかけ あまつさえ其家にありな
がら 武辺を先祖仕候ことなどを功にたて
御うらみ口申さん人はもつたいなし 其身
高名したるとても武役の義不珍敷 邪欲を
思みてるを願ふ仕方 天の大やけなる故に
人々ばつとうくるも大かた急とはみえず
我は御奉公をろかにて先祖の御奉公をか
る、むねん(無念)なるしかた

三四一 心永悪 寛文七年丁未二月十四日

心永く延と云は 必(かならず)善を延し
悪に成るなり

三四二 善悪進心

本心の進うすくしては悪心発んにより善心
遠からん

三四三 以力身立衰

おのれを我力にておさむる多故 皆亡徳は
さかゆれとも身の徳をも不知 をのづから
背によつて不覚にも天ばつ(罰) こうむる
と見へたり

三四四 恵佗守自 未閏二月朔日

我に随(したがう)ともがらを子のごとく
に心得 悪事出こず悪義有もさる様にして
行べくは 常々人々に過分成様におもわせ
ば おのづから道に入心もせんに あしき
こと有おばひたにくきと存る心計にて
不便(不憫)成心中はうすくしてせむる
によりて 迷惑哉と存ひがみ出ては 天よ
り預りたるものを悪はしりぞけ善はず、む
様にしたるにはあらず

三四五 不迷死義経詠哥 未閏二月五日

死を返々能々知へし しらぬことにはうろ
たゆる義有へし 古人も智者はまよわすと
いへり
義経の哥に
かゝる時さこそいのちのをしからん
かねてなき身としらぬうき人

三四六 止悪進善古語 未閏二月七日

諸悪莫作 衆善奉行

三四七 御譜代不忘 同八日

東照権現様御命日十七日の御精進之義 御
譜代にそろ(候)間 自分天野、家あらん
かきりは子孫へ申伝 父相果候は、家をつ
がん子は必十七日之御精進をこたる(怠る)
べからず

三四八 思忠志集意趣子孫可書 同日

思忠志集と名づけ子孫のきとうにならん間
十五歳にならば申渡 其もの、きりやう
(罽重) 次第御奉公振あらんものは可書
廿歳にも及は急度申付 忠書を調候へと可
申候

三四九 不限齒父母讓体養生 未四月二十一日

なんばんぐわし(南蛮菓子)をあきなうと
もがら多分歯ぬけいたむよし さとう(砂
糖)は歯のどく(毒)なる間 さとうを給
は早々うがいをしてさとうの気少も々々口
中になき様にすべし さとうはひい(脾胃)
の薬の由 人にはよらんずれとも大形は如
此 惣て一方へよければ又一方に悪し

三五〇 保命不疎於人 寛文七年丁未八月二十
四日

常にたえ間もなく心懸 能々死せざる様に

して 扱死にのそみては能すみやかに死す
る様にすべし

三五二 不動心古語 未夏比(頃)

其心猶も動ぜず いちえい(一翳) まなこ
(眼) にあれば空花乱墮すといへり 千変
百怪なんぞおとろくにたらん

三五三 生大切 未夏比

高寝広地は人間の望所 品にはよるへけれ
とも生にはかへかたきとみへたり

三五四 以心煩心 同

数万の人心をくばり一人の命をとらんとす
れ共 種々のでだてかんなんくろう(艱難
苦勞) しても死をのがれんと思 身の為家
の為にも我命ながらえ仕合よからんことを
思 又ははぢ(恥)をかきても命をおし
欲を昼夜願といへとも 能しらぬ故我と命
をたゝんとし 扱はざい(財) 宝を失てだ
て迄二六時中心かけ止ことなきは何事哉と
おもへば 深欲にてき(氣) おとごこおら
せ自めつ(滅)する也

三五五 万ノ本ヲ可意得 寛文七丁未年 夏の比

万(よろず)に本といふことをふたん分別
すへし 人間之このむ所のたのしみ金銀に
て自由をする故あまねくほしかり候 然と
も命にかへさらん哉 其ことぶき(寿) お
たゝんとするはまよいのらん心なり 人こ
とに外よりのぬす人は用心して内証のぬす
人をわする

三五五 善人却遭災明審 同

内を能調なは外よりはやぶれがたし 常に
行よからばはざわい(災) 来がたからん

右之通に調行よからん上にも天さい(災)

時刻来は無是非 能はぼんぶ(凡夫)の身にては成間敷けれとも 心のたけほと行なば其上に愚者のとがは悔あるべからざる也

三五六 賢愚之察從当座心得

寛文七年丁未八月八日 未八月二十六日に右(左)まで写留也

愚者と云とも身の痛は知る 賢者と云とも推察は遠からん 然は其下のともがら(輩)え教を慈悲より発 能痛出言する共 愚者は及がたき間心得違あらんま、末迄は行つかす 却て悪にも成こと可有条 能々しあん(思案)して 自分より喜をなしおそる、様にすべきこと共也

三五七 鑑幕等付聞書

未九月朔日

去人被得伝(伝を得られ)たるものがたりに 鑑着するは下より先に用べし たとえばすねあて(臆当て)下のかたの緒よりむすび 其次に上の緒をゆふ用に いづれも如斯

三五八 孝子植草木又八行悟両首詠哥

寛文七丁未十一月十二日

めい王のしをき(仕置)ろくにして国民をさまりたる代は米こく(穀)下直にいかほどにしたると云てくるしまざるつもりをしる由【中略】故に知行取は当分米高直なるをよろこび 君の為をいかなしませぬ様に成行は亡国のもといの由也

三六〇 住善昇人目利

同十四日

心に顔せも口上もおもむくものなればにとやかなるには人添能ものなり 然は人の善もよくみゆるもの、由

三六一 閑邪存誠

未十一月二十九日朝

欲深しては誠しりがたし 実になければ心法静成事有へからず【中略】したがふともがらも主人の志をかんに(感涙)するほどに有てこそ和合と云べし 能々実々時にあいて能にふるれば悪人たりとも能方へ成もて行とみへたり

三六二 居家必用曰無益五箇条

未十二月始

無益之事不可為謂如賭博・籠養・打毬・踢毬・放風箏等之事也

三六三 弘法大師十五無益

寛文七年丁未十二月始

一 大事意見 一 上下人短 一 酩酊物語 一 衆食大食 一 遠路財宝 一 不習医道 一 夜行悪言 一 下戸数盃 一 老耄出仕

三六四 進医道

未十二月六日

忠孝の勤も医ならずはあるべからずと有時は 我身父母の遺体之間随分可養生 若亦身之保養も可成兼は子え医のす、め慈悲の孝と云べし

三六五 曲全柱直

未十二月八日

老子に云 曲(マカレハ)則ち全し 枉(マクレハ)則直し

三六六 夏禹治水惡旨酒

同

水は人ををぼらす(溺らす)といえど酒をのみて人の心を乱すは水のわざはい(災)より甚しき

三六七 貧者老老礼

寛文七年 同

曲礼に云 貧者は貨財を以て礼と為す 老者は筋力を以て礼と為す

三六八 用藥其外万相応意得

丁未十二月十二日

薬用も常の行にもぬれたる(濡れたる)ものを火にてほすにおなし ひざる(干ざる)内はあつくも不覚ども ほしすぎぬればあつく成其ま、をかばやけん(焼けん)たとえやけず共よわるべし【中略】万事に付能も過と不及を合点すへし ほさずにおけばしめりてくざるなり

三六九 人窮盜スル様子

人きわまりてぬすみす

三七〇 聖凡替様子

未十二月十四日

聖人の云 凡夫は賢ければ知らざる所有り 聖人は愚なれば知らざる所無し

三七一 居易俟命

同日

生付の死を待はせて沖のひかたはるかなれともいそよりしほのみつるかことし

三七二 海潮類人命

同日

程子の曰く 夫れ海水の潮目出る則水涸(カハク) 是潮の退く也 其の涸く者は已に無之

三七三 四季移替有可移人身

寛文七年丁未十二月十四日

六韜に云 春道は生し万物榮 夏道は長し万物成

三七四 我々一生心付

同日

生は生する処 住は人間に居住して老身と成 異は病を請て異形となる処 滅は死去也

三七五 曲礼志

同十七日

曲礼に 志をは満べからず 樂をは極むべからず

三七六 人仕 未十二月二十日

心ろくにしては敵もなし 其内につかわるゝともがらすなを(素直)になるべし
ゆがみたるものもゆがまず がまん(我慢) 多ものも善にふるればはりあいなき間 角もをれ【中略】初心のものをあしく(悪しく)つかい ひがませ(僻ませ)あく人と なさんは不便なること也

三七七 酒醉嫌 同二十四日

酒醉は往生礼賛に恒に曠毒害の火を以て 智慧慈悲善根を梵焼す

三七八 酒戒十三ヶ条 同日

般若論に云 仏難提に告て云く 酒多く過有り

三七九 酒戒 未十二月二十四日

酒をとりて人にのませたる人

三八〇 禪師古堂之後世教 同二十二日

古堂の後世と云はあると思て心をつし候へと御教初てをもしろかりき 教かたづまらぬ心地出る也

三八一 小智大智替 同二十六日

莊子に小智は大智に及ばず 又曰く大智は問々たり小智も問々たり

三八二 伝虚伝実 同二十七日

をろかなるもの、仏神之寄瑞をき、て弥取そゆるならい也 雪の上に霜をかさぬるがごとし

三八三 為推 同日

又さまざまに推し之を知らざる 之を知れりと為す 是論篤にして色莊の者(色莊者は言葉だけがあついい人)にちかし

三八四 受用佗智 寛文八年戊申正月四日

人の知恵を可請用義を専とせん 我今迄の智も事々に付いつとなく人に習たる故なり

三八五 一生之殿(おくれ)有万 寛文八戊申正月四日

一生の内におくれ(遅れ)方に有 其時に至 是第一のこと、思を可勤 其を無理(理無くして)延は一生のおくれに成をうかと心得べからず

三八六 無苦為樂 申正月十一日

人は苦無く樂(タノシム)が能く候 是を能く知るべく候 知らずして一生を送るは生を得たるしるしもなく候【中略】苦の無きやうに樂は息災成るやうに思案すべし

三八七 不以智惠教小僧 同日

能者と云は普(アマネク)人を捨てず用るを天地一体と申すべし

三八八 兵法心付 申正月十三日

兵法一心之第一かと今日心付候は 武士たらんもの、不慮にころさる(殺さる)と、も是非なき死は可在候 無左(さなくして)油断してころさる、か手負候と云共一生のふかく(不覚)なり 兵法太刀討等に心得たらんものはふかくの死あるべからず 是を兵法知りといわん

三八九 怒忘慈悲間敷 寛文八戊申正月十五日

の朝 いかり慈悲に出るとて心にうつす内は 本心もしづか不成之間 をのづから我を立ること可在 万常にひたと立かえり可心味也

三九〇 怒中不可忘誠 同十六日

いかり慈悲に出るとも 心不静は乱心して慈悲うすく成て本心さだつ(騒立)間をのづから誠しりぞき我たつること可在条方に常々ひたと立かえり可心味也

三九一 養生思父母知所不知心得 申正月十七日

養生に云 身の内冷ところ有 我は不覚していろえば(手を触れれば)冷を知る 其冷ところを品によりさすりひねりつねりなどして氣血を廻しなば あた、まりすなをならんま、早く心を付其通にして其にてもとゞこをり(滞り)つよう(強う)してかよわずは たんほにてあた、め或灸をすえ或其方の薬も見合可回事

右我身ながらもいろわねば冷を不知ま

して外たらんおや 我父母の遺体の間常に油断なく親とをい 心を付私にせず惣体をせんさく(穿鑿)すべし

三九二 生死安心得又看長老之詠哥 寛文八戊申年正月二十一日

祖父祖母曾祖母曾祖父其俣に生て居たらは 何を喰せん 善 死するは目出度事に候 可悦義也 悪 死せざる様にとて死するを嫌(キロウ)也

三九三 筆跡ニテ喩ル氣血滯 申正月二十七日

筆の悪にて書けば手くたびる、間 心にかなわざれば氣とゞこおると計のみ存候処に 此ほとに成て筆の毛行を見るに 左右へやらんとすれ共自由に行有 つよくうちつけんとすれともむりになりて不行あり 心にあわぬ故に乍存はかどらぬにより手くた

びれ心もくつし(屈し) 血氣とごこおるに
より きうつ(氣鬱) していたむ 扱能書
はおのづからひじゆつ(秘術)を得て無心
苦重宝也

三九四 固齒明目散用様 寛文八戊申正月二十
七日

固齒明目散をく、む(口に含む)に 口
の内え入ぐつ々と久敷仕たるが能と丈山
翁の伝授に候へとも さほどの義ともおも
わで有つるに 漸此比(頃)に至 齒のい
たむ時つ(唾)をのみにさへうづく(痰く)
に付 一入能事と被存知(ぞんじられ)候
目を洗にもつわ(唾)多成塩もやわらぎ可
能候 雪隠にて出痔のたぐいにも右之つわ
を用も可能也

*「丈山翁」は、石川丈山(一五八三―
一六七二)のこと。徳川家康に仕え、大
坂夏の陣のあと剃髪し、晩年は京都の詩
仙堂で詩作にふけるなど隠逸の日々を
送った。

三九五 大小用心得 同日

為養生常に両便をかんがゆるといえ共
三十年ほどこの方大用朝一度にきわめ置
食物乱成か不養生在之は 度々も通用する
に差たる煩なけれ共しるくこげ色たり【中
略】五六日以來心付 寝時大便通たる明る
朝の大用は色も能(よく)前方よりかたま
りたり 弥是に心持してひたと此通に保養
有て見べし

三九六 十心 申正月二十八日
信心 精進心 念心 慧心 定心 施心

戒心 護心 願心 廻向心
三九七 聖財集云富貴ニシテモ有苦 申二月二
日 聖財集に云

古人云 財多れば身を害し名高は神(タマ
シイ也 心也)を害すと 誠哉

*『聖財集』は、無住道暎の著。正安元
年(一二九九)成立。初心の出家者のた
めに仏法の教義を説いた書。

三九八 同書清貧濁富 同日 同書云

光明皇后の御筆に云 清貧は常に樂み 濁
富は恒に憂(ウリヨウ)と云云

三九九 同書俱生神 同日 同書云

人生る、時より二の神有りて左右の肩に居
して善悪を記す 昼夜を論せず 是を俱生
(クシヤウ) 神と云へり

四〇〇 同書不学内典外典劣糞土 寛文八年戊
申二月二日 同書云

唯外典ばかりは利益すくなし 外典ばかり
執(シツシテ) 悪道に落たる事尤存知すべ
し 内外典俱に学せざれば木石畜生に等か
るべし

四〇一 同書無多聞无智慧似人身牛 同日 同
書云

多聞智慧ある人の所説是を信すへし 眼あ
る人の明の中に在か如しと 多聞もなく智
恵もなきは人身に似たる牛也

四〇二 同書随心住所 同日 同書云

古人云 魚に潭(フチ)を慕ふ性有 鳥に
木を択む性有

四〇三 同書人上中下 寛文八戊申二月四日

聖財集に云

書に又云く 知て言はざるは不可也 知ら
ずして言はざるは愚也と 実に君父等の非
義の事をは忠臣孝子諫へし 非義を知て言
はざるは不可なるへし

四〇四 同書人四段 同日 同書云

書に曰 有智無行 国の師と為(ナル)無
智有行は国の用為 有智有行は国の宝為

四〇五 同書人之次第并不惜光陰不修善根報
同日 同書云

無智無行の者は実に国賊也 知る事もなく
して徒に衣食財宝を費し 無義の談話無益
遊戯に日を暮し夜を明し 光陰を不惜 善
根を不修 一生空(むなしく) 過し

四〇六 同書忘主君父母之恩不異畜生 同日
同書云

四〇七 同書入仏道人 寛文八戊申二月四日
聖財集に云

古人云 内に真如を信し外に因果を信は仏
道に入る人なりと 実なるをや

四〇八 同書天狗兼鬼形 同日 同書に云

日本に天狗と云事経論中に見不及 真言の
中に天狗と云へるは狐子等也【中略】日本
の天狗は山臥の如し 豎行也 是鬼の形な
るべし

四〇九 法灯国師法語云女難酒狂 同六日 由

良開山法灯国師法語に在之
女人はは一切悪道の源なりと云へり 又云
はく 諸苦所因貪欲為本と云へり 又酒は
迷乱起罪の本なりと云へり

四一〇 同書出地獄門要道 同日 同書に有

古人云く 無智にして智者を学へからす

初心にして功者を振まふへからず 是すな
はち地獄門をいづる要道なり

四一七 同書無言行否思程 同日 同書にあり

四一一 同書受父母恩生老病死次第 同日 同
書に有

四一八 同書後世願様 同日 同書にあり

四二五 学問為害 同日 同書にあり

我身の始を思は 白骨は父の姪 赤肉は母
の姪 母の精気をくらい四大和合して人の
姿となり 十ヶ月をへてむまれ出 やうや
く人となつて 飢れば飯をくらい寒れば衣
をかさぬ 一生只かくのごとし 諸人何事
をかなす 一期なすところは皆衆苦の業因
なり 生老病死の四苦を免かれず

又云 しゃせましせでやあらましとおぼ
るほどのことは大抵せぬが能也

敬蓮社云 日來後世の心あるものも 学問
なとしつれば大旨は無道心になる事にてあ
るなり
*敬蓮社(一一〇三―八五)は浄土宗の
僧。入阿、入西とも。

四一三 同書坐禪工夫 寛文八戊申二月六日
同書在

四一九 同書可頼哥 同日 同書にあり

四二六 解脱食之味忘給 同日 同書にあり

四一四 同書得法守 同日 同書在

又云 たとひ八万の法門を通達せりとも
凡夫の位には猶あやまりあるへし 仏助た
まへとおもふことのみそ大切なる

有云 解脱上人食事の気味覚るおいたみて
と、のへたる物に水をいれたまひき

四一五 同書諸仏心 同日 同書有

四二二 同書事少不穢様可巧 同日 同書にあり

四二七 弁死之一字 同日 同書にあり

諸仏は念の起る源を知らまいて悪夢を見玉
はず 是を無念無心と云ふ 念なければ生
死なし 心なければ種々の法おこることな
し【中略】其源をさとり得れば又無念無心
と云べきものもなし 其時始て知る

又云 如形も非人をたて心やすく念仏せん
と思わんものは 出世の法財なるを可闊
(サシオク)之(之を闊くべし)

*聖光上人(一一六二―一二三八)は淨
土宗の僧。鎮西上人、筑紫上人等とも。

四二六 一言芳談居所不叶能 申二月二十三日
一言芳談にあり

四二二 不恐死好意楽 寛文八年戊申二月二十
四日 一言芳談にあり

四二八 菩提心付貧富 同日 同書にあり

又云 居所の心になはぬはよきことなり
心にかないたらんには我等がごとくの不覚
人は 一定執着しつとおほえ候也

つねに此身おいと(厭い)にくみて死を
もねがふ意楽(イラク)をこのむべき也

貧は菩提のたね 日々に仏道にす、む 富
は輪廻のきづな 夜々に悪業をます

*『一言芳談』は、敬仏や法然など三十
余人の念仏行者の信仰を伝える法語
百五十三条を収録した鎌倉時代後期の
書。編者不詳。

又云 天地はもの、要にた、ずといへとも
諸の事をふくめり 道人もかくのごとし
たゞ何事も要にた、ぬ身に成たらん大要の
事なり

明遍云 出家遁世の本意は道のほとり野べ
の間にて死せむことを期たりぞかしと 如
此おもひつれば いかにか心ほそき事にあふ
とも一念も人おうらむべからず 其に付て
も仏力をあふく

四二四 同書仏道願様 同日 同書にあり

四二四 同書不立用身大要 同日 同書にあり

四二九 知身仰仏力 同日 同書にあり

又云 たゞ仏道をねがふといふは 別にや
み々々しき(間々しき)事なし 障有身と

又云 たゞ仏道をねがふといふは 別にや
み々々しき(間々しき)事なし 障有身と

後、高野山に入山。その後法然の門下と
なった。

四三〇 貯易捨難 寛文八戊申年同日 同書に

なりて道おさき(先)として余のことに心
をかけぬお第一の道とす

通憲の子。平治の乱で流刑となり、赦免
後、高野山に入山。その後法然の門下と
なった。

あり

或上人同法を誠（イマシメテ）云 ものな

ほしがりに給ひそ 儲（タクワエ）はやすく

て捨が大事なるに云々

四三一 往生決定不定 同日 同書にあり

又云 往生は決定と思へは定て生る 不定

とおもへば不定なり

四三二 天変 同二十四日

寛文八戊申正月朔日 庚子同二月朔日 庚

午同朔日 四日六日江戸大火事也

四三三 忠の道養生 申正月末

日比（頃）養生して似合にすこやかにいく

るは 忠の道をたて一命をすてんためなり

代々御たすけゆえに父母ありて末々生を得

たり 御影に仍て命ながらえ有て 今更命

を、しまば鳥獸の類とひとし

四三四 知恩而成無病 寛文八戊申三月六日

難在とさへ存候得ば天命にて息災にもなり

息災なれば似合の道にもかのふ（叶ふ）と

見へ候 尤さだまれる所は無是非候事

四三五 因心趣知味 同日

御奉公にそぢき（粗食）をくらわんとおも

わば 心より出る之間あぢもよかるべし

心より発らば身をつかふへさま、則其所に

能味可有事

四三六 思願則不亡諸品 申三月二十三日

此ことおまなばんとおもへともいとま（暇）

なくて先（まず）はおとげて（遂げて）後

にとためらいては 一生の内不得隙 其ぐ

わん（願）じやうじゆ（成就）せずしてむ

なしくおわる間 余のことを勤むるまにも

たへず彼ことわすれで行へき由 稲丹御申

候と昨朝古堂の咄に候事

四三七 三句之法問 同日 聖財集下卷九にあり

大日経に三句の法門と云は 菩提心為因

大悲を為根本 方便を為究竟

四三八 加持之法問 同日 同書二十にあり

池上月 空や水、（水）や空とも覚えず

かよいてやとる秋の夜の月

四三九 仏隨喜 同日 同書二十三にあり

密宗の口伝に云 行者仏に向えは行者に不

向 行者衆生に向えは仏行者に向ふと 常

の料簡には仏に向ふは自利の心也 是の故

に仏行者に背く 衆生に向ふは利他の心也

仏隨喜として行者に向ひ玉ふと也

四四〇 悔禍屏氣 申三月晦日

柳子厚が畢方鳥の文之内に 祝融悔禍（あ

やまちを悔ゆ）今回禄屏氣（氣をしりぞく）

と書たる由 註に祝融回禄は皆火神也と見

へたり

* 柳子厚は唐代の人柳宗元（七七三一

八一九 子厚は字）

四四一 勢盛則一度勝天（一度は天にも勝つ）

同日 古賢云

人多しては勝天（天に勝ち）々（天）定

て又勝人（人に勝つ） いきをひにて勝と

いえ共 道に不叶は終にはほろぶる也

四四二 命終時隨者可覺置 同日

大集経に曰く 妻子珍宝及び王位 命終の

時に臨て隨がふ者の無し 唯た戒及び施不

放逸今世後世伴侶と為る

四四三 円静誠 寛文八年戊申卯月朔日

能者 智恵出は円く静に誠あり

四四四 角怒虚 悪者 智恵出は角て怒り虚あり

四四五 不瞋可基本心 同日

怒（イカル）まじ ましてや命をとらんや

然共慈悲にて御奉公にならんは各別也 自

然に心乱は本氣にあらず 本をうしなふの

間却て身に悪報べし 立腹せば邪の心ある

べしと可知なり

四四六 迪善惡如陰響不可忘 同日

恵迪（みちにしたがえば）吉 従逆凶 一

朝之怒忘其身而及其親矣（一朝の怒に其身

を忘れて其親に及ぼす）

四四七 修道者外不染 同日

道理の眞実 花を見ても道のことを深思

故に不心染

四四八 世間眞実 世間の眞実

花を見て心を染面白思又道

に叶達たる人心散乱せざる

故面白思由也

四四九 之遶 同日

之遶（シネウ） 常にかたこと云により書

あらわす也

四五〇 陰翊王度 同日

陰（ひそかに） 王度を翊（たすく）

仏法を儒道より如此書し在之由也

四五一 成仏 同日

仏 菩薩 縁覚 十二因縁を觀して覺

声聞 仏の御声を聞覚

四五二 願道 申正月二十七日

今時の人の悪を云に 我(ワレ)人に能(よき)と為可被思(思われべきため)ならば ふかく(不覚)也 尤能とおもわれんもよかるべけれど 古のことを云ても又ものいわずとも 能見知たるものは能を可知候 実を不知にはほめられても何の益かあらん 人へも我へも慈悲と云ことをあて、可致出言 譬(たとえ)能ことをしてほめらる、望にあらずとも忠孝慈の為も有之【中略】 忠孝慈に叶ばうわさ(噂)云ても可ならん 其心つかずわ邪欲有と可知也

四五三 四時之帝及神 戊申の五月 丹州宮津にて書

四五四 飲酒十過 申五月丹州宮津にて書 顔色悪し 下劣 眼視不明 曠恚の相を現す 田業資生を壊す 疾病を致す 鬪訟を益す 悪名流布す 智慧減少す 命終て悪道墮つ

四五五 天地知善惡 申八月廿二日 日光にて書 人心生一念 天地悉皆知善惡 若无報 乾坤必有私

四五六 明恵之泰時異見 申九月七日 於日光書 詞不可疑(シブカキ)と云物本に北条泰時へ明恵上人いけん(異見)の内に曰

病の発たる根源をしりて薬をあたへ灸を加て其冷熱をされば 自病退き身体おさまる(収まる)がことし かやうに国のみだれておさまり(治まり)かたきは何に侵さるゝぞと先根源を知給へし さもなくして今日の前に差当たる罪過はかりお行ひ忠賞計お沙汰し給は 弥(いよいよ)

人の心かたましく(奸しく)成て恥をもしらす *明恵(一一七三―一二三三)は鎌倉時代の僧。華嚴宗中興の祖。

四五七 小欲知足 同

太守(傍注・諸国守護人のことなり)一人 実に無欲に成すまじ給は、其徳にいふせられ(誘せられ) 其用に恥て 国家の万民自然に欲心うすく成べし 小欲知足にならば 天下治まるへし

四五八 明恵七文字 同

明恵上人御語抄に人は有べきやうと云七文字を可持也 是を背故に一切悪也

四五九 由頼朝公被下佐々木定綱御書 同

多田撰津守殿もとに四天王とて聞へたるおのこ共の中に 公時と云は自知有て宗としかける 綱といふは新参にて有が 公時に心の剛に成様教へよと云ければ 公時か返答に 心の剛を習はんと思は、臆病を習へといひければ 綱胸をひらきけり 此事を能々思ひつゝくればいみじき才学にて有也 かならずしも臆病なれとは教へもせず 心ながく案しはからへと用心を能せよといへる心也 唯うち有ことだにも大事お思はからひたる者 物とがめをせずことならぬことお事になさじといふぞかし 増て君の御大事に参らすべき命を細々こと故に失候はんには人だねあんなん哉 さる不忠のおこのもの(烏滸の者)には所知を給ても何かはせん

四六〇 源平乱源氏討死 同御書にあり

四六一 頼家公文学返書 同頼家へ文学返書の内にあり

いづくへまれ流まいらせて暫わびしき目を見せまいらせ給へ 其ぞ緒惜(イトヲシ)く思まいらせ給 至極後の御楽(タノシミ)にて候得き 故大將殿には内々申て候也

*頼家は源頼家(一一八二―一二〇四)。鎌倉幕府二代将軍。

*文学(一一三九―一二〇四)は真言宗の僧。俗名は遠藤盛遠。源頼朝の信任が厚かつたことで知られる。

四六二 慈鎮詠哥 寛文八戊申九月十二日 日光にて書

慈鎮の御哥 慈眼大師之大楽院へ御教の由人とかく生れくる身のうれしさおいたづらになすわか心かな

*慈鎮は慈円(一一五五―一二二五)の諡。慈円は天台宗の僧で、歌人で歴史家。

四六三 諫儀官 同日

諫儀官の心得の仁を人毎に持て可有と也 わが心にも諫心を諫官と可定義也

四六四 止観云 同日

止観云く 天帝は畜を礼して師と為す 豈(あに)袋の臭を以て其金を捨んや

*止観は天台宗の根本聖典『摩訶止観』家語第二に云 楚恭王出遊して烏嚙(ウガウ)之弓を亡ふ 左右之を求めんと請ふ 王の曰く止ぬ 楚王弓を失ふ 楚人之を得ん 又何そ之を求めん 孔子之を聞え曰く 惜乎(おしいかな) 其の大ならざることや 人

同二十九日

弓を遣せは人之を得と曰はざるのみ 何必
(なんぞかならずしも) 楚ならんや

*家語は『孔子家語』。孔子の言行や門
人との論議などを集録している。偽作と
されている。

四六六 叔敖陰徳 同

小学寡言の註に曰く 叔敖は楚の官の名
薦氏名は艾 兇時出て両頭の蛇を見る 殺
して之を埋む

四六七 朱子自警 寛文八年戊申十月三日

(朱書で以下のような付記あり)
是は朱子之詩にて之無し 或ひとの宅にて
唐人の手にて書たる詩有 此を誤り名(な
づけ)て朱子之作と云為(いいなせる) 由
弘文学院学士 延宝七己未(一六七九) 仲夏
朔為語也

四六八 柳子厚送薛存義序 同十日

*弘文学院学士は林鶯峯のこと
薛存義を送る序

四六九 西方大聖人 寛文八戊申十月十二日

太宰詣(たいさいいひ)孔子に問て曰く 夫
子は聖人歟 对て曰く 丘は博く識て強く
記す 聖人には非ず也

四七〇 灌頂経文 同十六日

灌頂経に云 閻浮堤の内に辰旦と云国有り

四七一 清浄法行経文 同

清浄法行経文に云く 月光菩薩彼を顔回と
称す 光浄菩薩彼を仲尼と称す

四七二 老子西昇経文 同

老子西昇経に云く 我か師化して天竺に遊
ふ 善(ヨク) 泥洹(ナイワン) に入れり

四七三 天台大師文 同

止観の六に云く 儒重経に引て云 礼儀前
に開き 大小乗経然して後に可信(信すべ
し)

四七四 如樂大師文 寛文八戊申十月十六日

弘決五に云 仏教の流化(ルケ) 実に頼於
茲(茲に頼れり) 礼楽前に馳せ 真道後
に啓く

四七五 孟子言 同

孟子曰く 子路は人之に告るに過(アヤマ
チ) 有るを以てするときは喜ぶ あやまち
を聞てあらためんことをよるこぶ也

四七六 孔子語并悟言 同二十一日

子曰く 性相ひ近也(ちかし) 習ふこ
と相ひ遠也(とおし) みなしこのしだ
い々々々にひととなりて 仏にとをく成ぞ
かなし

四七七 易緯曰 同

四七八 莊嚴論の偈 同二十三日 古堂より伝
(ハナムケニ)

無病は第一の利 知足は第一に富 善友は
第一の親 涅槃は第一の楽 大蔵一覽に見
たり

四七九 論語第八云 寛文八年戊申十月二十三
日 古堂の伝

子曰く 嘗て終日不食(食らわず) 終夜
不寝 以て思ふ益無し 不如学也(学ぶに
如かざるなり) 論語卷の八にあり

四八〇 円覚疏 同 古堂の伝

*『論語』衛霊公篇
円覚の疏に見へたり

頓教因地に総して三重あり 初には覺性を
悟し二には菩薩心を發し 後には菩薩行を
修す

四八一 常平倉 同 古堂の伝

民を恵むの法 常平より善はなし

四八二 本心如日月 同 丈山の伝

本心如日月 利欲食之尽

四八三 維摩経 同 古堂の伝

心淨く歡喜して賢聖に近づくことを起す
悪人を憎まず調伏の心を起

四八四 对悪人三念(悪人に対する三念) 同

古堂の伝

四八五 五礼 寛文八年戊申十月二十四日

五礼 吉・凶・軍・賓・嘉

四八六 老子大道智恵 同

老子云 大道廢れて仁義有り 智恵出て大
偽有り

四八七 元遺山詩 同

四八八 八風 同 古堂の伝

利・衰・毀(過ソシルコト也)・誉(過ホ
ムルコト也)・称(程々ニホムルコト也)・
譏(程々ニソシルコト也)・苦・樂

四八九 討果心得 同

討果すと云共心に不可有怒 古堂之教に当
観十忍(まさに十忍を觀すべし)

*本文に件名なし。「討果心得」は「目錄」
から採つた。

四九〇 十忍 同 古堂の伝

音声忍 順忍 無生忍 如幻忍 如焰忍

如夢忍 如響忍 如影忍 如化忍 如空忍

四九一 天預隨筆 同

我に随輩天より預得たり 辟(ヒカムニ)よつて敵もあり 只無欲無我にして可勤儀也

四九二 菩薩四撰法 寛文八年戊申十月二十四日 古堂の伝

古堂の伝

一には布施撰 二には愛語撰 三には利行撰 四には同事撰

四九三 九世戸文殊於宝前觀音籤 同二十五日

寛文八戊申九月七日巳ノ刻 九世戸文殊於御拝殿 御鬮を古堂御取候由にて 同十一日之書札に相添来る

*「九世戸文殊」堂は智恩寺(現・京都府宮津市)に所在

四九四 丈山翁易謙象伝被伝(伝えらる) 寛文八年戊申十月二十六日

丈山より宮津へ去正月廿五日之状内に 万事満なんと心思は悪鋪(あしく)御座候 自然に満とも満たつ所を心にてもわざにても欠(カキ)候てみてぬ心持 たとえば十五夜の満月にても心は十三夜之心にてわたり候へは かくる所なく候

*易謙象は『易』の「謙・象伝」

四九五 同人漢書云足止 寛文八戊申十月二十日 同書の内

同書の内

知足不辱知止不殆(足を知るときは辱められず 止むことを知るときは殆うからず) 漢書

此心は上下富貴によらず何事も我心に是にて我に似合たると存 似合ぬ事を止候

四九六 同人止足 同 同書の内

又申候 止足之事 何事も心にたるとたらぬとの二つにて候間 是にて能と存候へは

たらぬと云事はなく候 たらぬと思は日本の主に成候ても唐らなんはん(南蛮)迄取ても不足候 人間の生涯は足と云一字にてすみ申候 又止と云事は何そしたきと思事候へ共 是は我に過たる事にて候間止候はんと存候て 心にたし候てせぬが能候 したき事をやめていたし候はて居申候へは 其身もあやうからず候 心にたりて十分成と存候て人に無心も申候はねば 人にはづかしめらる、事も無之候

四九七 同人心学 同 同書

当世はやり申候心学などにせ物にて 身上有付申候ためにいたし候者共 小学・近思録などの類などをあそここ、き、はへり

たる者はあまた御座候へとも 学問之義は不及申(申すに及ばず) 世間之作法も以先入為主(先ず入るを以て主と為す)と申候て 初に聞こみたる所を後迄わすれ不申【中略】儒者も其通にて候間 道理を御間初候所干要にて御座候間 短才にても左様之心がけ御座候者を進申度と聞せ申候得共 思様成者無御座に付延引申候

四九八 古堂之文不飢不寒 申十月二十七日

従古堂(古堂より)申九月十一日の文に

人々不飢不寒外をねがはぬ心持第一に候 其心に成すまし候へば 内々申候通人の心之よく成候が何よりもうれしくなり申候 弘法いやと被申方へは孔子の流にてもす、め申度候【中略】御書面幾度もくりかへし

四九九 同嫌世智地位 同

拝見申候 金銀多く掘出候事悪敷と諫申候事 何れの書に御座候哉 書の名聞申度候 同書の内又曰 智恵をきらわれ候由【中略】世智は仏法の八難にて御座候 心学者のきははれ候は世智の事にて可有之候 とかく何の道にても無欲無我の心になり人をすくはんとのみ思はゞ難有道にて可在御座候

五〇〇 同潔斎 申十月二十七日

申六月七日古堂の文に 貴人の御前へ御出候時分は前夜より身を御つゝ、しみ万事潔斎に可被成候 左候得は自然に被仰上候事感通在之候

五〇一 同衆生済度 同

同書に維摩經の文書付進候 たゞ人は賢聖にちかづき候が肝要なり 修行功積り衆生済度之慈悲心出来候は、 悪人をもきらはずちかづきおしへ候事 菩薩行たるべく候 大抵賢はいやがりむつかしがり凡夫小人とのみ寄合申事に候 修行と申せば出家沙門ならでは不仕様に人存候 何も御奉公被成(なされ)候にも段々修行可有御座候 日用之工夫専要に候

五〇二 同持念珠成浄心 同

同書抜書 御自分念珠は終に御所持不被成候哉 左候は、御求被成可然候 おのづから心きよくなり申候故 扱申進候

五〇三 丈山之文自天降善惡 同

自分悪行故哉 度々類火之難に逢 家頼も迷惑可申条 常々之行作は丈山老可被及御

聞間 御いけん承度と申入候 其返書丈山
老より申三月五日の文之内に【中略】天道
は心広大無辺之事にて一人々々に善悪をあ
たふる事にて無之候【中略】併十人に
八九人は 善人は能 悪人は終に悪敷候
ま、其御心得可被成候

五〇四 同損益 寛文八年戊申十月二十七日

同書の内に闇敷(さわがしく)候由申候【中
略】兎角闇敷候ては災之出候事目前にて候
五〇五 古堂之文雖正道依心可倚 申十月二十
八日

従古堂申七月七日の書札之内に 勿論人の
心すなをになれかしと存 人あしかれと不
存候心底は誰人へも教へ知せ申度事に候へ
とも 此心にもはや着し候得ばあしく候
まして愚僧ためなど、思召人へ御語候ては
互之ため大にあしき事に候 此段不及申入
候へとも もしもやと存 為御心得申進候

五〇六 同行障有 同 同書の内

行の字を額に被成(なされ) 居所に御打候
由 御尤に候 乍去(さりながら) 愚僧只
今迄一兩度けつまづき候は行の故に候 行
に心御座候へは人にさわり候てあしく候
只心計(ばかり)を清浄にして慈悲智恵い
たり候様に被成 行は人なみ成が能(よく)
可有御座かと存候

五〇七 同仏之判戒命数嫌 同 同書の内

命数占候事 悪律儀とて嫌申事不審に思召
候由 仏儒共に人を教 心をなをし申外は
なく候 命数は大様人の心能候へば頼み悦
び 悪しく候へばなげく計にて 教には成

不申候

五〇八 同善悪移 寛文八年戊申十月二十八日

古堂同文之内に 兎角善人とは切々出合御
語候が何より之御修行にて候 悪友に交り
候へば不覚不知悪敷成り申候

五〇九 同我身慈悲 同 同書の内

御老中へ御出候得ば 下之くつろぐ事のみ
被仰上候由 至極之善道 不過之感入申候

五一〇 同研心明審 寛文八年戊申十月二十八日

同書に 後世を大事と思召心出来候者 即
時聖賢之域にも御いたり可被成候 聖賢は
不知 凡人は現世計と存候分にては 何と
仕候ても利欲名聞の心難離候

五一一 丈山之文君子使愚人 同

丈山老より申正月七日之状の内 宮津え申
来古語に 君子之使愚人鈍其心遲其事と申
候て 人をつかい申候間 左様に御心得可
被成候 智恵は天性にて御座候間 我人無
了簡候 愚人を智者のつかい候には 其
人々により上の心を引替候てつかい申 医
者の病者に薬をくれ候ごとくにいたし候と
聞へ候

五一一 古堂之文釈迦大師御教知足 同 古堂
伝受

諸の苦悩を脱せんと欲せば 当に知足を觀
ずべし 知足の人は地上に臥すと雖も 猶
を安樂為ることし

五一一 同憂道不憂貧 寛文八年戊申十月二十
八日 古堂の伝受

君子は道を憂て貧を憂えず
*『論語』衛靈公篇

五二四 丈山之文禍自閑慎 同二十九日

丈山老より宮津え申二月十一日の文之内に
万事御油断被成間敷候 天下のわざわひ兵
乱などの義は皆しづか成内より出申事に候

五二五 同心静可行 同

同所より同廿二日の状に 弥何事も御心静
に御思案被成 御心持おだやかに御とり行
(おこない) 干要に候 急にいそがわしき
事は侍の上にては軍陣のみにて御座候【中
略】常には心しづかに候はねば 能所へあ
たりかね申候間 其御心持御尤に存候

五二六 同陽陰變化 同

丈山老の宮津え之書面に 君は陽臣は陰也
極陽は陽の極也 陽極は陰に變也 極陰は
陰の極也 陰極は陽に變也 そろ、ケ様に
暖に成候て 六月土用には極熱の極りにて
候【中略】人間は不及申 草木鳥獸迄も此
陰陽變化之氣をのかれ候ものは無之候

五二七 代大匠者敗其手 同

同書 其才智人に過たる人か 又は聖賢の
道を耳にも聞 目にも見 数千歳之事を胸
中方寸之内に覚へ候てこそは 万民のこ、
ろざしにも通し可申候

代大匠斲者(ケヅルモノ) 必敗其手(大
匠に代わりて斲る者は必ず其の手を敗
る) *『老子』

五二八 可好落着 寛文八年戊申十一月三日

其の所の安樂成と云は人心静にて落着を以
て第一之仕置たると 今朝大和方之奉行た
る老人申さる也 面白物語に候

五二九 不可放刀心 同

刀置候所に常々いづ方にてても心を付しはば
らくもはなる間鋪(まじく)候 置所定た
るは心に油断有べくも候事

五二〇 女性心薄 同

女のかたぎは あしきことと見るも 先
わが身へ当分さ、わらざれば(障らざれば)
人の為能をもおもはず 釘の頭出たるも見
覚ぬれば其ま、差置 わろきことをも少の
義は是迄成とて急事不來時にても不直候事

五二一 心自由可廻 同

心自由に成兼る間 凡夫は仕置して我と悪
心の出ざる様に智慧にて心を自由に引廻す
べし

五二二 古堂之教心成善祈 寛文八年戊申十一月四日

古堂の教に心の能く成を神仏えも祈也

五二三 同信解(シンゲ・シンジサトル) 同

信若し解無ければ信は無明 解若し信無け
れば解是邪見

五二四 乱怒生邪氣欲 同

怒ば乱る、也 至邪氣(邪氣に至り)欲心
深と知るべき也

五二五 聖徳太子憲法 同十一月 庭訓往にあり

精進潔斎而(して)身を慎み姪欲を犯さず
正直憲法而可立 さあらん人には安く宝を
売んと解給

五二六 勿侮孀女 同日 同書にあり

王位たりと雖も卑をも侮り給ふ事有べから
ず 去程(さるほど)に古詞にも国土を治
る賢王は鰥寡を侮ることなかれ ■孀(や
もめ)女をも侮る事なかれと也

五二七 不可緩怠 寛文八年戊申十一月十一日
庭訓往に有
緩怠はたえゆるまる事也 人は心に油断な
く慇懃を宗とすべし 其心をゆるしたへつ
れば尾籠殊に多し

五二八 樊噲母縋衣 同日 同書にあり

縋(ほろ)と云は樊噲が母の衣なり 女は
臆心あれとも肝に泌(タギリ)を持 男は
心健なれ共胸に臆病の心あるが故に 樊噲
が合戦に出しに母うえの衣を脱て子にやり
て 汝か心吾心催ほしてけなげなれと云心
也 其よりホロと云事出来たり

五二九 暫時不可忘忠 同日 曉寢覚書

養生休息の外暫時も徒に光陰を送は余無下
成事也 万の内に第一と思忠の勤忘間敷事

五三〇 文字法度三災警 寛文八年戊

文字を見ること將に猶(なお)敵を視るが
ごとし

(同 右) 猶日光を見るがごとし 目盲(お
のずから) 暗し

(同 右) 猶刀を持って泥を載るがごとし
法出れば姦生す 事久して変多し

三災の大なる者は火風水也
三災の小なる者は饑疾刀也

五三一 女文字四十五妨

(「奸 かたまし」ほか女偏の文字四十五)
五三二 弘法大師戒非西行法師明審之詠哥

中々に又里ちかく成にけり あまりに山の
おくを尋て
すてはて、身はなき物と思へ共 雪の降夜
は寒そ有ける

五三三 東照宮御治世 申の年比

権現様上意とやらん 土用八專に病人は痛
息災成やからは無異義ごとくに 悪星等出
ても仕置能(よき)代は無別条 たとへ乱
と云とも其跡無恙(つつがなき)也 悪方
へはさ、はる物と仰の由承と永竹被唱(は
なされ)候

五三四 人二宛可有分別 同

人は二つづ、分別にかへこと(替事)あら
ん義有 是はかなしまで不叶(かなわざる)
ことわりにてなげく時は 我より下(シモ)
を見 或は子を先だつるといへども 替へ
事を思へばなげきもうすしと也 それによ
り豆州の物語を高水(高永竹か) 咄也

五三五 左右腹痛知病証

右の腹いたむは食たい(食滞) 左腹いた
むは木鬱(モクウツ)

五三六 無欲止足悟 申十一月十七日夜

無欲にして止りて足ることを覚らば 災難
に遭ふべからず 然りと雖も定業を転する
こと能はず

五三七 為可攻己可望長命 寛文八戊申年か

顔淵は亞聖といへとも愚に見へば 只分陰
を惜しんで己を責べき為長命を望なる間
かさりなふして人の智普く用 私にすべか
らず 聖賢の道をきかんと己をせめんが為
にてこそ 光陰を、しむに学文だてして悪
心出る也 本おろかなる人は 人を見こな
し かしこやけて見えべし あまり無下成
人也

五三八 怒人不可恕我 寛文八戊申六月二十三日

我は角迄行て人は角へゆかぬは まづは行所迄にすべきか 悪き曲付たる者を角迄やらんとすれば痛逆(イタミサカフ)故急には不行 外より心を攻やりては得心遅からん

五三九 氷上之住居譬 申十二月十八日朝

我は氷の上に居たるが如し 時を送とけ(溶け) 行て江海へ落て一命をすつ 一度は可果命なれども 身をつよ過てつかふか充満してあたゝまれば 彼の氷早くとけて死す 扱又をのづからにしてをれば 氷はとけざれとも寒て死す 去によりて持満いて中道を行なば 生付くわほう(果報)ももうけ寿命を延 一生の内心安樂にして不生不滅の道理にて終べし

五四〇 慎本案終 寛文八戊申十二月二十七日

幼少のもの正月の来るを悦様に 老たるも共に悦(ヨロコバ)るあり 然間教て云面白と思ふ物をいそぐ心計有て本を忘れば主君の御寿命をも不奉存 父母の命つまるをも思ひ不出 わが行先つまるの弁もなく分陰を、しまずしてうと々と先をかせぎをこり(奢り)をうらやみて 人をこさんとのみにて光陰を送んは生付ほどへも不可行 不孝第一のつたなきこと也

五四一 思出御譜代可離邪氣 同日

殿様さへ三河にては漸三万五千石程の御身代の時も被成御座由に候間 我々共先祖御譜代にて御奉公申上たる身代被察(察せられ)候 殊手前はそし(庶子)の家にて今は三千石ほどの身代になりたり 古を思

へば殿様御身代十分一ほどの位也【中略】然処に御手柄にて天下の御主に被成(ならる)により 私ごときの輩迄か様に深御恩沢を蒙り代々命を御つなぎ被下 妻子をはごくみ申は 併君の御恩ならずと云ことなからん哉 然上は命がをし妻子に別る、ことが悲しいと思 又は此身の上に分もなく欲に欲を重事をもはん(思わん)や ねても覚ても御代永く御つぎ被成(なざる)事を思 可願也 且又御奉公の為にならずは立身を思ふも不可思

五四二 改己身習 寛文九己酉三月四日

智恵なくして誠を不知故にや 跡々兩度家火災 知行大早損一度 旁以身代つぎかね あまねく我に随べき輩へくい物の自由も弥不成家の修復も衣類の繕もせで 金銀の遣方有るか、りの心入さへならで第一智恵不明うすきによりて 人々ふくぞう(腹藏)なくなつき随様にはせで 下々のいたむ所は其者ども身にも心にも覚有間 望めと云とも云かぬるやと被思(おもわる)也 扱又引廻輩は我らよりは下のいたむを可聞ま、申上てろくに仕可直事也 我がかたぎのていたらく下の心に不叶は異見を可云随ものをめぐむ役者をば主人とも親類又は頭共地頭共云んに 其ものどもの天よりさづかる金ををさへ をしかすめ取てわが徳分と思(ヲモフ)ば あまりつたなき事なれとも 智恵うすければ其誠を不知間 習てと思ひ 内のものにいへ々々(言々言々)と責る也 これらがわがとがを可知筋目の

ものならんと思故也 いかゞ可有や 親類縁者は勿論他人へも我をしかる者へはちなみならはんと思也 何と可有や 此教習度事也

五四三 願有敵味方 寛文九己酉三月三日

いんじや(隱者)はかくべつ(格別) さなきはあるひは大身にならん 或金銀ほし、と人々に思とみへて ほしがるにてはなし 子細は大身にならんと云 金銀手前へよるやうにと云も じひ(慈悲)をほどこし救んが為なるに わが為あた(仇)敵と遣ひなし をごりをきはめ 随輩にこんきう(困窮)させんは 身を不思間 我為にほしがるにてはなし ぬすまれんと願よりをとり也 秘藏のつるぎ(劍)に緒を付我と身へ引付るが如し 然間悪心よりをこり宝を望は 徳に似たる損にて 宝さかつて入ものは又さかつて出る間 求たるにあらず 右の心にては当分求もかたし 世をすつるすつる我身はすつるかは捨ぬ人をぞすつるとは見る 惣して分々に持たるものを 我身に相応の居家・衣類・食物・器物それ々に随遣 外あらば人に施べき事也

五四四 可慮社領 寛文八戊申十二月六日

侍の社家出家になられたる人さへ 社領仏領は神仏のにて 社家出家は神仏の守を仕に付 其内を少計扶助しぬるを 皆わがにめてみ堂塔の修理へも不入 邪に遣なし 其上にも不足と云て欲の上に欲を重 つたなき事といはれたる尤成事也 侍の知行よ

りをさむるも同事也 能々心を付 私を忘れ金銀を遣施べき義也

五四五 可慮家来与百姓 寛文八戊申十二月十三日

施薬院とて高地を渡被下 其にて非人へ施すやうに社領寺領皆以神仏の御救領たるに宮守出家等は私にしてをぐるあり 如其武士も或百万石も渡被下 又は段々小身成もあるは 生ひろむる人々すたりなく其々にめぐみあらんとの事也 我一人への御めぐみのやうに存 人々への施うすくは信施(シンセ) ぬ罪もをそろし 剩百姓より多過てをさめさせば盗人也 実義にと思は地頭へ十の内二つと成とも主人へ十の内二つとも取て 外は家来百姓之分なりと覚 我はめぐむ役人と可心得に

五四六 遁災難屋作 寛文九己酉十月十四日

居家必用と云書をたづぬれとも不見出 家居はかねて心得深可有善なれとも 行あたること多からん 第一の勤の本を能かんがへ 御奉公のけだい(懈怠) なきを元に立て 火事にも地震にも万敵の用心にも又重(カサネ) 々造とも とゞこほらぬほどの分量して 当世をまなばゞ をもて向其ていを合 影々はわが分別 公への勤成ほどの合点して可遣 扱又行状家により乱にもなるらんと我と仕置を可立 病氣出こぬやうに夏風入てはれ々々と可遣 冬は家広く天井高きは寒 ともし火のあかりうすし 玄関の近所に大名の寝間居間を被造(造られ) たるも有り 心得可有分別と思書あら

はず 又人すくなくして番を能勤 男女出入も不亂 左やうの所に影々なく互に見合事も不自由にしてしまり(締まり) たゞしく 同家にてひろくもせまくも自由になすべし

五四七 目付善悪弁之 寛文九己酉十月二十四日

目付と云をこしらへば 其役人 主へ其下の痛を委曲至節に致言上やうにして 悪事は家老へ申きかすべし 究て如此は定がたけれども 大様此心得の仕置本だちにしたらんは可宜事

五四八 為忠義押病不押

気分を不養生して乱がはしく 私に煩を押ものは不及言語 御奉公立して気色不勝に出廻 後には重り 永く御奉公かくるのみならず 終は相果の有 是にて御奉公と存る仁は外也 さやうに病氣を押して勤るに保養となりて少の気色は得快然 或我果ても君の御事かくる義もなく、差当我ならでは其御役可勤方なくて いつも々々々すきと本腹なき内出ては 却て快気のはかゆく人有 是へは非だちいひがたからん

五四九 聞苦患 寛文九己酉十月十九日

いかほどの苦しみをうくるとも煩死するほどの苦患可有やと被思也 否心得聞度候事

五五〇 諫臣下

家にいさむる臣あれば其国静なるとあるを可見 さやうの臣持を不知事

五五一 為身於安穩要

一 我身のわるきをいはん人をそうきやう(崇敬) せん事

一 我身のよからんやうにせん人をちそう(馳走) すべき事
一 万につきあやまちなきことを はやくちえ(智慧) のたけほど勤る人をよきと可申事

五五二 親子挨拶 寛文九己酉十一月十二日

年若くして子を持ぬればりこんだて(利根立) 利口ぶる) なる人は一入親子あいさつ悪くなるもの多とみへたり をそく持たる子へは 其子年若き内に妻女をもたせ候により 必早く子を持 じいは大老にてとくにをはる ながらへてもらうもう(老老) して役にた、ず 早く持たる子へは祝言をそきが多し 大身は早くもあれど 親の年はいづれもましたり 早き子の親は親もさかんにして親も子も種々出入の有もあるとみへたり 然間何故あひさつ悪くなるぞと思知 親の邪見子のふくれの邪智をやめ 老て子に随 子はをやを敬せんこと肝要也

五五三 繫命 西九月二十一日の夜

食物たぶる度々に命の為に用と思てくらふべし 何にてもげい(芸) を仕つくるに 息災にならん為と思て学べし 其理にしたがふを可樂也

五五四 依行心楽 寛文九己酉九月二十七日の夜

人の心専一也 心より悪氣出る ひたとありきくたびる、時は 何より休ねたきと思ふ心出そ ねぬれば是ほど楽なることはなきとをもひ何の願もなきやうに覚る これにて万事を心得 智慧にて安樂になるやうにすべき也

五五五 天理 西九月二十八日の朝

身隙なるものは立身せぬ道理也 似合に立
身の本は息災也 足を動すべし 聖賢は不
申及 尤徳多人はをのづから天の道びきあ
らんずれとも 無隙がさ、はり(障)とな
らんや 才智なる人は骨をらんとしていたは
しきと云ものあり 主人の用を叶 親への
孝をつくし無隙は 是ぞ天の道たらん 悪
かるべけんや

五五六 無夢 寛文九己酉九月二十八日

道に不叶(叶わざる)迄も可叶(叶うべき)
と思ことを思案して書とむる程にも心底を
つくしみがきぬれば 後は夢にも無理なき
慈悲をみるとみへたり 其通に度々きざ、
ば 少は道へいらん

五五七 道路物語 西九月二十五日

今朝神田橋の辺にて百姓かとをぼしきもの
四五人伴 其内に年の比六八あまりのをの
こ 同道のものへ曰 かうばり(勾張)こ
うばり)つよふして家かたぶき(傾き)
人こぞりあひて其国乱といひて かたぶく
をみざるやいなや 扱も々と悲しみてか
たる 其あとに何事をかいふやらんとき、
まほしく覚けれども 急行てきかず 白銀
町の方へ行さる(去る)

五五八 人之目利 西九月初

人の生付をみるにいろいろ々々をもしろき事也
【中略】女のりこん(利根)なると云をみ
るに 推量三つに二つはあたるやうなるは
がまん(我慢) 我執にて 頓作にものを云
我身に道理つけて人の云こといかほど為に

なることにも耳にも更に不聞入(聞き入
れず)

五五九 可弘可会災難心 寛文九己酉九月二十八日

人は先以第一災難にあはぬやうの分別か
りそめのことにも能々可心得【中略】智慧
さへ小人の敵となり 黄金尤あた(仇)也
眼耳鼻舌身意皆以かたきとなると可思 其
内に色にまよふもの多し

五六〇 心移鏡治 寛文九酉十月朔日

仏法に 鑑をみれば人の心和 足の裏に心
つくれば気下り和すると有之由 細々鏡を
見 切々足の裏へ可心付事

五六一 直病氣与曲心 西九月十日

人のくせ(曲・癖)をなをすこと能々可心
得義に候 先よそ外もなき我くせをなをす
に よき人をみてそれをにせ(似せ) 聖
人のことを伝聞て似するは勿論に候へとも
其も明徳の智慧なくしては 凡夫の身とし
て聖人のてい(体)をなさば 似せ物にて
却てあた(仇)ともなる也 其所に心を付
べし 我に怒り出は 怒りにてあたとなる
ものと付合べし 長くてをとらば なが過
るものと出合 短くてあしくはみじか過た
るものをみば あし(悪し)と思ひを
のづから曲なをるべし

五六二 能可被思 寛文九己酉九月

能(よく)をものはれんと可思こと也 天道
に能をものはれんは聖賢にてなくは成まじ
乍去(さりながら) 似合しに一品づ、も次
第に天道の気に入やうに能事の加増あらん

と可思也

五六三 養生始 西九月二十一日

子を病者にうみたるは無是非 悪縁也 息
災に生れ来るに其身不調法にて病人になら
ば天罰にあたりたる也 骨折こそ可樂に
乍居(居ながら) 樂を願は道理に背病付也
足をはこびて食すべきに 乍居喰はさなが
ら盗人也

五六四 人之是非慮 西九月二十五日

人をそしるは我身をそしる天理なる間を
のづから自害也 然其科人をざんりく(残
戮または斬戮)して其悪を制札にも書 諸
人にしらす慈悲の教 是又天理也

五六五 入天籠 寛文九己酉九月二十二日

ありかざ(歩かず)して食するは食をぬす
む也 やとはれ人 つかはれずして食をは
むは盗の日備 いましめられん

五六六 可入念 寛文九己酉九月十五日

廻状両通候て 一つは四郎五郎へ 一つは
又兵殿留主へ遣すに 切紙添候を 包紙を
取違て包たるを 上書計(ばかり)をみて
すでにゆひ(結び)合可越と致候を 念過
るほどにて聞候て見出候は をもしろき事
と存 書付候事

五六七 無智無能 西九月二十四日

物を稽古すれば息災になり 身を責てをも
しらく思ひ 心能せんが為也 其内に成就
する迄はをそきゆへに 我にしたがふ人々
を我身を思ふやうにみちびくに 能をすく
はまれにしてなりあいをすく多し

五六八 戒心行五ヶ条 寛文十二壬子六月初

京都にて

善の果報の種を蒔て生を得ながら其善果来らざるは 無病に乍生(生まれながら)煩がごときと思ふべし 果報はとをふして難知 病は近して知やすし 是にて因果を可弁知也(弁え知るべきなり)

五六九 助氣根求智惠養生 寛文十二壬子閏六月二日 大坂御城中にて

五体の内分際より過は云に不及 十分せぬ前にやすむれば末にてとげ(遂げ)はかもゆくなるを 氣根つゞくものはくづをる、をしらで方をつかひすこし くゆ(悔ゆ)といへとも其しるしなきが如し

五七〇 願身不行当 寛文十二壬子閏六月二十日朝 大坂御城中にて

色欲一念もをこらば忠孝慈愛の道かけたり 身体髪膚を父母よりうけついで其家さかへんとはなく をごる心故に順ならずして身をそこなひ家をとろふるやうに 一念思ふ色欲にても大にとがめ有も有 いかゞして薬に可成や

五七一 凡人之推量世智増日毎 子五月二十日 大坂御城中にて

凡人の推量は世智日毎にます故大ひにきらふ【中略】よくしるは聖人の智慧にてさとの也 凡人もよきあたり所ならばさるとも云べけれども 心のそなへよりしてあしければ 一つはづれても大きなるあやまちとなれり

五七二 善悪報 寛文十二壬子六月 京都にて

善悪の報つかさどるも 又急に報来るも

病のごとしと改思 養生恵にても不煩は善の報重く生付たる故也 強身としても不養生して煩は父母よりよくうみつけたるに行ひあしふして善果も来らで却て悪になりたる也

五七三 飲食始養生 子壬(閏か)六月二十五日 大坂にて

精進初 精進落 又水の替たる所 或他家へ行ては いづれとても我宿と替りたるを常に可心得 或節がはり 或五里十里もへだてば猶以也

五七四 就慈鎮一休生死詠哥自分明審 寛文十二壬子閏六月五日暮 大坂御目付の時 城中にて

一休の詠哥に
世の中はくふてはこ(糞)してねてをきて
扱其後は死ぬるなりけり
世の中の人此哥能観念すべし 死ぬるなりけりの留りをまづ可覚
慈鎮の詠哥

皆人のしりかほ(知り顔)にしてしらぬ哉

かならず死ぬるならひありとは

五七五 立武士忠の道伝子孫 寛文十一年亥正月二十三日

武士を立 忠の道と思は 似合相応に随馬をすくべし 其志不集は急侍をやめ他家の行状を可学 さあらざらんをいては武士のとうぞく(盗賊)ならん 尤と思は此言を子孫へ可伝 能乗ば能馬多し 年行ば一入馬を重宝にすべきこと也

五七六 身行之歌両首 亥七月

あしかれと人をはいはし難波かた 我身の

上にかゝる白波

人の上よしともいひて何かせん いるへはにごる山川の水
五七七 惠人教 亥十一月五日 徒然草六に有を書之

扱いかゞして人をめぐむべきとならば 上

のをこりついやす所をやめ民を撫(ナデ)農をすゝめば 下に利あらんことうたがひあるべからず
五七八 孔子七教 上敬老則下益孝 上敬爾則下益悌 上樂施則下益寛

*『孔子家語』にあり

五七九 我取本卦年筮修行 寛文十一年亥三月二十一日

つら々々思ふに 命のくるゝを不知 下り坂を輪の走る如しと思ふべし 遅く心付ては悔れとも其印なきが如し【中略】先ねてもさめても息災にならんと可工夫

五八〇 推量外る恥辱 寛文十一年亥三月二十三日

推量は智慧也 一つ外(ハヅシ)ても大きなるあやまちといへり

五八一 被使如搔痒 同四月十二日

人につかはるゝは かゆき所をかくやうに可心得 何ほど情出しかくと云とも あたらざれば却てあた(仇)也 さればつかはるゝとは云がたし

五八二 養生夏冬諭普請

不養生は夏のおしん(普請)には寒を忘冬はあつきを忘るゝ如し 息災成時病氣の

ことを忘れ

五八三 油断傷身兼着其心哥二首 寛文十一年

辛亥年春夏の内書やらん

有時はありのまゝにてをしかりき なくて

そやすき心をそしる

慈悲のめにくしと思人そなし つみのあ

るをは猶あはれみて

五八四 不迷色古語 亥九月三日

思ひ出たる一念のをこるはやまふとなり

つ、つがざるは是業也と故人の教也

五八五 借人之智慧 寛文十一年辛亥九月六日

我知をわきへして人の智慧にもとづかんと

すべし 入を以主とする故一たび我かよき

と思ひぬれば 人の云をむりと思て耳へ入

がたきと知べし 智慧有と云は我を捨て人

の理に本づかんとするとみへたり

五八六 智慧成善 亥九月六日の朝

明徳の智慧あらば 其ほど々々に随樂み可

有を 凡人程うたてきは智慧たて成やから

苦のへりもせで増ばつたなきこと也

五八七 仙台正宗近習者被教覚 亥九月七日

仙台の正宗の近習の者に用被申付(用申し

付けらる)に 手の内に其ことをゆび(指)

にて書ば覚るものと被教(教えらる) 由

五八八 鎮心 亥九月八日の昼

心しづかならざれば前後左右に敵有 或敵

みへざれとも俄に敵出現し或人間の義は云

に不及 居家うつは物品々 目にみへ心に

うかぶ事物に至迄皆あた(仇) 敵とならん

五八九 遠慮過成臆病之花 寛文十一年辛亥九月

九日

遠慮は分別の花 すぎぬればことにより臆
病の花共云つべき也

五九〇 己悪露本卦年筮可去 亥九月十四日の朝

五九一 不乱病譬 寛文十一年辛亥九月十六日の朝

病少の時養生急ぐをぎやうさん(仰山)に

仕と非言云人あるは不吟味故也 聖人は未

病を治るといへり 武士の上にも常に敵を

みる如くにせよと云 まして病氣にをもむ

きたらんをいいてをや

五九二 我卜焼身 亥九月十七日

人の腹立は悪鬼のしかたならん 腹た、ず

とも可成に身をもやす形は家にてしんい

(臆患)のほむらは火事也 我故にやくる

家は我が家なれども敵になきや

五九三 武士急飯 寛文十一年辛亥九月二十日の朝

食する時は一字をも書さし飯をたぶるも

の、由古人の教ときく 武士は一入以其心

得あらんこと也

五九四 報来 同

果報いみしき生付は 悪事をなすと云とも

一生其報みへぬ有【中略】眼前に悪をな

し其悪の返報みへぬなれば 息災なるも

の、毒をくらふて食傷せざるに似たり し

かるとてあたらんもしらでむさと用は不忠

不孝といはん

五九五 我身為土蔵不瞋心関之歌 亥九月二十

日の朝

我身より火焰を不出やうの分別は勿論なり

心を土蔵瓦葺の如に可持 相手焰を出しや

きつくと云とも 我心火へ移しとも々々

に火を出すこと努々不可有

五九六 食思為命繫可給 亥九月二十日過

たべものうまき物くはんとて必々たべまじ

く候 左様に存候ては不孝故 自然の天理

にて罰あたり身だめ悪くなる物に候

五九七 人之目利可向以誠 寛文十一年辛亥九月

二十三日の朝

人の目利 我智慧ほとならでは見えぬと見

へたり 殊以気曲有ものは人をも我とひと

しくなして 気曲をかけてみる也 誠を以

むかへば誠に見え いかりを以みれば悪鬼

の様に有ぬべし よきは流る、川の如し

何心もなけれども 地形によりあらくもな

どやかに変ずる也 心あり心もなし 只

ねぶれるが如くならん

五九八 智慧可和合 亥九月二十五日の朝

我身を我と不可思 たべもの薬と思ひ う

まき物ならばたべんと一返に不可思 人の

金銀をほしからんやうに明徳の智慧ほし、

と思 男女上下人々のよき智慧をいかほど

もうけ得べしと願可思

五九九 世智明智男女分袂 寛文十一年辛亥九月

二十五日辰の下刻

世智有ものは すい(推量の推か)多とみ

へたり 是さぐり也【中略】大体女の智慧

は、うは智慧はしり 又戸などさすにすぎ

あれとも不覚 然ならば何心もなく心は

れ々々とも有らんと思へば またくへ々々

と有 然は根ふか、らんとをもへば又心う

すし 同し人間なれども男女のかたき各別

也

六〇〇 害父母同意 亥九月二十五日巳の下刻

毒をくふならば 父母にどくがひ (毒飼) すると思はゞくらふべし 【中略】 無病のために敵といはゞ 毛頭少の内たりとも近付事も不可有 【中略】 我身は親の遺体ならざらんや 能思案して可慎也

六〇一 改我非 寛文十一辛亥九月二十六日の朝 貝をほひを女のとるに 我前はすてをきよそのをみるあし、とつれ々々(徒然草)にも有之 それに、て(似て) 先人の非を改 をのが非を後にす 我があし、と思ひかへし々々々々 よくをさむべき也

六〇二 万不拔要渡明智万方 亥九月二十六日 主取するにも 先初手よりかなめ(要)を可心得 其より明ならん 【中略】 縁組など求といふは子孫はんじやうが第一ならん 然ば一入大事之間 別てその分別をも能可承習義也 わがねま(寝間)へ入にもかなめ有 門出にもかなめ有 物くふにも養生かた々々其通成間 是には委不記 いそがしさ筆をとめ候

六〇三 起居動静察要可行 亥九月二十八日の夜 惣て人ごとに諸事にななめ(要)と云心を可極義也 家々により一代のかなめ有 其年々のかなめ有 月のかなめ日々夜々のかなめ 扇の如し

六〇四 次第違愚人江教 亥九月二十日 常に一二三の次第にすればよくはかやくに無智のもの一つえは取つかず十をとらんとするをみて 其人よりはるか先の手のみゆる仁 一つの方へといへば 一手もみへかぬる位故 必定せはしきとのみ思てぬしが

うときは不知 能事を習 戒られても可習 とも忝共思ふ心は扱置 却て悪意発あり 六〇五 琢心不可如諫臣 寛文十一辛亥九月二十七日早天

師匠の多と思ん人は 少也とも能道へ可行也 又人にぬかる、心にて其人のしわざの可宜は 能筋へ可行也 又我非を人の申候様にせん人は 能方へ可行也

六〇六 至楽 人之至楽莫如身無病心無憂 六〇七 随理 随理為楽

六〇八 不急与無述懐及守道古哥三首

かそふれは我身につもる年月を 送むかふと何急らん 平兼盛 いつくにか風をも世をも恨まし 芳野のおくも花は散けり 藤原定家

六〇九 人之位段々品々慮 寛文十一辛亥八月二十八日

学文だてをして我身の事はわきへなし人の非をにくみのみして 自然にをこなふをみれば 親子にもさうくつ(窮屈)がらせ気遣さするやうにするもの、しかたは

六一〇 拔要忘其本六ヶ条 寛文十一辛亥十月三日巳の下刻

徳多き人は損なき也 然に心人につれ動き 静ならず 悪に付其本を忘は かなめをきはめざる故とあひさつ有つる也 人々の心 弥敷(いやしき)こと有 誠しからぬも多からん 三十三年以前より去人に ねさま(寝様)は命終と思 けがれありきたる足

計(ばかり)も責て洗きよめてねべしよ くれたる迄に非すといへとも其当座迄にて 草履も然々はかで終る これらのたぐひも 誠とも思はれ間敷義也

六一一 出言働 寛文九己酉の年秋の比か 冬末を書次

諸人をしてしひろめ大場にて談議を云に 上 手成は過半面白しと思ふべし 然ども其内に永く過たると存 退屈に及ものは わけも聞かれず 却て為善きかん心を引替悪意にをもむくも可有間 常に能々思慮して可及出言者也

六一二 忠勤可知時 酉十月二日の夜

御奉公にても煩を押は不忠たらん 乍去養生に押か又は御奉公の時 品にもより只今 死て御奉公にもなるは各別 末もつゝかぬ 押やう 死せる跡迄よろしからじ

六一三 第一之芸 酉十月三日の夜

げいのふ万のことわざにも 息災ならんことをと思思也

六一四 改非 寛文九己酉十月九日

我等ごときの愚者 他の非をみれば我非くらくなる 我非をひたと改をけば 公用にて人の非をみるに能見へん也

六一五 不見鏡裏 同日

悪人は鏡のうらをみる如し 能道へをもむ かんは鏡の面をみるごとく我身をみがきをく故に 明鏡の如くして善悪止しく明なるとみへたり

六一六 云人之非可被下墨 同日 愚なるも他の非を改 聞伝てもそしりなど

するは常の習にて 凡人は其ほど我非くらふして弥愚になり 人にも気づかはれ 徳にはなくして損の上に損を重(カサナル)とみへたり

六二七 無偏(アヤマチ)可先立 酉閏十月 日

可用親方の去比曰 弓馬稽古するに付ても先あいまち(アヤマチ)せざることを習て 其後芸をみかくやうにせよと御教候 万事に此心をあてべき事と深思入 今更不浅覚し

六二八 自闇至闇 後十月一日

能ものにならんとよきことをけいこ(稽古)せんより あしき曲付たるをよまずがらも明暮みがき勤 又別の曲へとりつき かたはし直しをほせ 本の如くみなし子になり

六二九 飛鷹知豊 寛文九己酉閏十月二十七日

けさ(今朝)みるに 鷹むらだち二つづ、飛行をみて かようなるはめでたからんとおもはれ(思われ) 民豊にさかゆるならば うへず(飢えず)さむからぬ時節はかくあらんと存候事

六二〇 糺身之非 同十一月二日

我身のあやまりあいまちをしりたりせばいか計かおもしろかりけめ 一念も我よしと不可思 動ば下目なるへは一入我よきとのみ思ひて 刺(アマツサへ)いかり(怒り)迄出 明徳有もくらくせん

六二一 生死迄観念 同十一月十三日

いつも云如く 先朝をきたる時は生るゝと

思ひ 能時節に生るれば其日の送を一生すぐしたると善悪のくらしを思やりて 之のが非を改 其夜は来世と存 極楽へ行たるや地獄へ落たるやと苦しみのほどを可存知也

六二二 立帰可成誠 寛文九己酉十一月十四日

扱不足を下(シモ)たるものいはゞ 大方は皆其ものゝ道理たらんとするべし 能異見じやと思はんや 其によりて下のいたむをしらんやうの分別して目付をつけなんかあまたのいたみをしらせん人は宝なれとも其ほど迄なくとも面々の迷惑は身に覚の有によつて 其をしらすは めき、もちがはぬ諫議官の人たる間 何とぞしらんことを願 可重事也

六二三 用無隙 寛文九己酉十一月十九日晝書

我等ごときの輩は 隙有縁にては不養生をし能事はまれにて 悪きねがひ多からんと思ひつゞけ ひたすらに隙なきをよからんと いそがしきこと苦とも思はぬやうになる也

六二四 家職勤 寛文九己酉十一月二十二日の夜

武士と号し町人・百姓・出家・隠遁者の真似を時々にする有 是はまよひ也【中略】道なき主人へつかへんは道にたがふとて主君をとりかへ 却て悪主を殺し ことに其国をとりたる聖法も有とかうし(号し)自由をするあり 物しりとはともあらんかし まちかく我心よりをこり主君と拜し仰奉り 其恩を以身命を助 いかでか弓を引二心あらんや

六二五 火事自内外来 酉十二月二日

六二六 不可発人之火 寛文九己酉十二月二日 人の火ををこらせ候は 付火同意にあるまじきや をこるまじきををこらすは 尤其をこるものゝちがひ也 たとい主人にても先のものゝ火のたかぶるやうになき仕置尤に候【中略】仁者に敵なきと云心を工夫して 慈悲の分別尤たるべく候也

六二七 可悦異見本卦 酉十二月二日

親の引廻請内はわざはい(災い)もあるまいが 我と身を引廻時難あらんと云本卦の心を 今夜夢幻のやうに存つけ 扱々をろかなる心かな 被引廻(引廻さる)は能とあとも(前々から)乍思 うか々々として今に至て少心得出たるやう也 引廻請ば心つよきことかなとしみ々々と思ひ 親のことは勿論 したしき方わがことを異見も云くれらるゝ人をこひしく思はれ候 是は忠節孝行と我は思へとも身欲にもなるらんか【中略】師匠の有は悦敷こと也 何ほども多かれと願べし

六二八 一生之内天人地一番迄 寛文九己酉

の年 一曰 人に憎事あらは此筋悉敵成間 我身を顧て可慎事

【中略】

十一曰 悪人は善人の敵 善人を可害亦 善人は悪人の敵たらんずれとも 悪人を我友にし善人にみちびかんと思心有故に害するは希たる事

六二九 明恵上人可有様之詠哥 寛文九己酉の年

くりかへし一切経をよくみれば あるへき
よの六の字計(ばかり)

六三〇 常命捨付

駒九十三 常に命を捨て居付らるべしと也

六三一 離冥利

戊(寛文十年)十一月十八日朝

いきたきと思は御奉公をとげん為と常に心
を可定 然ば信にならんと可習 さあらば
名利を合点して可離也

六三二 信心責我身

心を信にて定 信を名利を以可究や 此心
可覚也 是我身を責め道具兩人の子へ今朝
書渡候 以上

*「兩人の子」は、天野長重の子の友右
衛門政武と長三郎長頼か。

六三三 誠与偽物語

寛文十庚戌二月二十四日

たとへば誠に似たる偽は語るとも 偽に似
たる義は誠たりとも咄まじきよし 去人子
ともへをしへられし事

六三四 誠之忠置句上

誠の忠と云ことを句の上に置いて事書(二箇
条書き)有か 不然は其心を存 外題を可
書事

六三五 諸人悪敷不可思

諸人を悪く不可思と云事を文言の内へ思入
て可書事

六三六 現世安穩後生善所

現世安穩後生善処と云義を心にそむべきを
人の能事をばいはず 悪き事は早や触まは
す人多し【中略】又さして悪く事をなした
る人にもなきを にくむべきにはあらざれ
とも 悪く取なせば聞人も興に入故 弁口

を以人に面白がられんと思ふ心にて口にま
かす

六三七 憎人其善惡云逆者自天可報罰

人の悪きを云 又能をいは、慈悲の分別し
てとなへし 智恵至らずは善惡ともに人
のいたみにならん 第一我とわがいたみ
をのれはしらざれとも天地より報有べし
能々(よくよく)かへりみ 九たび思ひ一
言可発事

六三八 人盗人火烧亡

寛文十庚戌十二月五日

の朝

人は盗人 火は焼亡 跡見よ そわ
か々々と三辺可唱と 去人書て台所に置
たると此前より聞て 扱々人をうたがひて
悪からんと思へるが けさ(今朝)つとに
をきて 火は重宝にあらざるや 用やう也
我も先は人也 我身をかへりみんことやと
穴賢々々

*「そわか」は「蘇婆訶」。願いの成就
を祈る言葉。

六三九 本卦年筮願身我下可書

戊十二月二十
九日夜

人ごとにをのれと本卦年筮を能々かんがへ
可書改義也 本卦を以一生の内身をまもら
んとならば 災難にあふべきと思ことを思
案し出 書あらはして置いてみかきをとさん
とすべし 扱毎歳年筮を書調 常にみてを
こたらず可守

*「本卦」は生まれた年の干支、あるい
は占いの一種。「年筮」はその年の占い。

六四〇 養子東坡嫌聡明

東坡が詩

人皆子を養て聡明を望む 我は聡明に一生
を誤たる 只願は孩子愚にして且つ魯なら
んことを 災い無く難無くして公卿に到る

六四一 三性法問(門)

一 円成実性(マトカニシテジツトジャウ
ズルハシヤウ也)

一 依他儀性

一 遍計所習

六四二 九天ノ事

六四三 天地悉報一念

人心生一念天地悉く皆知善惡 若无報乾坤
必有私

六四四 四書要

六四五 庸医奪命愚馬医害牛

庸医喩病(病を癒し) 必奪命 愚馬医直角
(角を直し) 殺牛 右寿世保元と云医書に
見たり

*「寿世保元」は明代の医書。

六四六 前漢文鑑土地之骨髓金

寛文八戊申十
月二十九日

前漢文鑑に云 王より錢鑄らる、下知之時
臣下曰 土地之骨髓は金銀也 然にかねの
類多堀(掘) 出ては田畠不作にて 人民痛
ば乱国之基たらん旨諫 言上を以て止みた
る由

六四七 本草絶食続命

寛文八戊申の年

本草綱目廿四卷に 黒大豆と大麻子を蒸し
丸めて三四五度用れは一切の食事に不及
(及ばず) 情力不衰(衰えず)【中略】人
民餓(カツエ)に及ぶ時の為に書置置き候

事

六四八 武備志不燒家薬一方并救饑薬三方 寛

文八戊申の年

六四九 五臟命門三焦図法師

(人体内臓配置彩色図)

六五〇 我身警国土 寛文九己酉四月十七日

君火は国王也 臟腑はしたがふともがらにて 城下へ集 国々の仕置を立 主(ツカサ)どらしめ給

*君火(くんか)は漢方医学で心臓のこと。

六五一 武士詮儀六ヶ条 寛文九己酉四月十八日

武士第一馬能乗 亦心掛る事

同 がんじやう専一の事

同 せんぎの吐(咄か)聞肝要の事

同 たざりたるか我身ながら目利は 武刃

咄面白すぎ候はゞ似合敷に手に逢べきと可

心得 委は甲陽軍艦に有之候事

六五二 三行共無病

忠の道にも孝行にも慈悲を思にも養生肝要に候

六五三 敬有愛々有敬武門要

敬に愛あり 愛に敬ある由也

六五四 不侈 寛文九己酉四月十五日 於殿中書

米下直にして多時は民うへず さむからぬ

といへともをこりたる世に生来るともがら

は 俄に居家輕衣類寒をふせぐほどにて食

事儼菜にして【中略】過半暮し悪からん

然共心静にして少は道にもをもむかん

六五五 雖善有怨敵不可油断 西十二月十一日朝

人の事を云も我身に引合 常ていは毛頭迷

惑すべきこと云べからず 其もの、前にて

申と存候て沙汰すべし 是は云ても不苦

(苦しからず) いはでも苦しからぬと思ふ

ことは いはぬが能也

六五六 痾有直様以入可主 寛文九己酉十二月

二十二日

悪人をなをさんと調伏の心をこるとも不直

曲者有を用捨して却て災難に遭ことあるべ

し

六五七 苦身欲可思親身

善は不思悪 身を苦しむは欲 親の身と可

思也

六五八 無一无二養生 西十月十日

一も二も養生にすぐべからんやの事

六五九 奉公人取立ル本 寛文十二壬子九月八

日 泊り関にて書

奉公人取立るに 朝起よくし 暮て用なく

は早くいねて 日の中身をつかひ 歩行を

好み 主人を敬見し まみゆることをのぞ

み いらへ高からん 又あるじたかうして

届かずは せめて家老へ同意にすべし 如

此の者を目利しては多分役に可立也

六六〇 御奉公勤本 寛文十二壬子九月九日

上方御目付帰之道中 勢州龜山を過て書

殿様の御尊体 自分の頂の上に御座被成と

奉存 御奉公相勤儀は兼て期する所也 乍

恐(恐れながら) 心にも乗うつらせ給と奉

存 愚心を知分ほどはみがき 心のたけは

能くものごとを守り 忠を抽すべし

六六一 武勇ノ本 同子九月十一日 参州岡崎

を越て書

武士は冥加たうとみ心掛るを以て勇士とす

油断して死するを耻辱と云 然れ共透間を

ねらひ悪事をなさんには張弓のやうにはな

らぬ事也 さあらん間敵なきやうに人にに

くまれぬ分別をなすべし

六六二 忠道雖及臨終思出 寛文十二壬子九月

晦日の夜書之

事の初り中比(中頃) 終にも忠の道を忘る

べからずして 或は重病を受 或は天災に

あひて いかやうにして死する時にても

御譜代の我常に不心替 せめての御奉公に

は君の御家永く栄んやうにと天をいのり

かたく念願して可命終者也

六六三 瀬ノ毛山鳥羽 寛文十二年壬子十二月

二日の夜書之

かわうその毛又は山鳥の羽 道具にこれあ

れば必閉門すると■(慥か)に云人有之

おしことすべからざる也

*「おしこと」は推言か。推言は臆説、

当て推量の意。

六六四 己ヲ父母ト観念シ不可怠養生 同十一

月二十九日晝書之

養生の儀 我身父母と思ひ油断有間敷候

凡人は病て養生す 是は火事と見てけすこ

とし【中略】聖人はみびやう(未病)を治

すると云へり【中略】今晝に至りふと思ひ

出すは 六十定命とせば三十歳以後ははや

老を煩なり 弱き者は其内とても殊五十歳

にも及なば 不断が年を病はのがれがたき

大病にあらずや

六六五 人可順天 寛文十二壬子十二月九日宵

書之

人事尽任天理

六六六 古哥心円 同

丸くとも猶丸かれや人こゝろ かつの有にはざわりやすきに

六六七 同心円有圭角 同

丸くとも一かと(一角)あれや人こゝろ あまり丸きはころひ(転び)やすきに

六六八 同聖之心 同

沢庵

外すくに内空にして節有て いろかへぬ竹のひとは人かは

六六九 同要 同

同人

舟はかち(楫)あふきはかなめ(要)馬は爪 人は心を用こそすれ

六七〇 天楽 同十日

六七一 心愚少 同十二月六日晝書之

心に思ふ事数少き様にすべき由 去る四日に習つれども 隙なふして唯今書留るなり

【中略】忠孝慈愛の為にせで不叶事のみ 不過様に慮極め置て心を常に早く休むる事 肝要也

六七二 用心 寛文十二壬子十二月十九日朝書之

夜前有明のあんどん置所を見て 爰に置哉といへば其通と答 然を今朝つとにおきてねさま(寝るとき)に見たる所に置たるらんと思つるが 火きゑ見へず さるによりわき(脇)を廻り用心してゆけば 別の所に置て おもひもよらず足ざわりたり とにかく武士たるべきは よひ(宵)に見

たるとも くらくはいつもさしあしして行べきこと也 別の儀にも此心得あらん【中略】ぶたしなみなる我心のつゝしみすべし

六七三 養心 寛文十二壬子十二月十五日の夜

心を養こと第一の身を守る験とおもへり 【中略】心を養こと寡欲にしくはなしと云へり 故心の内を主君の御存と観念して心を定べき也

六七四 金持譬疱瘡麻疹 寛文十二壬子十二月二十二日の朝聞

禁中御作事の時分 材木屋俄得利 大金持に成たり 其儀を去金持に語る 渠答云 彼材木屋過分の理徳は目出度事也 然れども功をもつまで(積まで)急にもふけたる金なれば 人の疱瘡癩疹を未せざるがごとし 始終長く我がものになして無難(難無き)様にあらんや おぼつかなし

六七五 撰州富者統子孫遺言状 寛文十二壬子十二月二十五日

撰州大坂に金持有 ○是は篠屋又左衛門と云者遺言状の由 名を後聞て書也 彼者及末期子へ遺言状に曰く 親骨を折れば子はらく(楽)をし 孫は乞食すと書て渡す 早四代統たり 此遺言を命日毎に掛て子孫 拝見し勤守る故にや

六七六 依武心目利 同子十二月二十七日 乗物の内にて書

心を取妄 不心懸にて油断しておごる心有は 手を取うるたへんとおぼしきやからの 我れ人の目利すべきは 事々に軍見て矢をはぐがごとし

六七七 緩急心得 延宝元(一六七三)癸丑正月三日

武士の習は 戦場をを平てあをばもの(青葉者||雑兵)、首たりとも先もうけ 其の後よき武者と出合 首とり高名してんならば 雑(ザウ)人の首を捨ても取かへんと云を 咄てきかせける也

六七八 無過不及要 延宝元癸丑正月七日

人々好き事と思とも過不及なきやうにすべし 因敵(敵に因て) 転化すといへば定て 難定(定め難し) 要の星へ中るを専とすべし もの云にも右二つの意得あり 起(タツ)にも居(イル)にも其理に可叶飲食に付ても其心あるべし

六七九 不誇自智移佗智 延宝元癸丑正月八日の夜書

我に従ひかしづく者へは云に不及 朋友とも我を弟子の如くにし 謂能(いよいよ) 様にせんは道たるべし 【中略】天帝は畜を礼して師とすと云り 袋臭きとて其金を捨んや 【中略】智恵に誇り心むさくして智恵あがるまじき験也

六八〇 十面 延宝元癸丑正月九日書之

去人の子共 十面(洪画)作り笑止なり 遠は不知 渠等が子や孫へも続にくき顔と見へんと思えり 【中略】先十面作る心を察するに 大概人を見侮る心より可起

六八一 觀世黒雪名人之心得 延宝元癸丑正月十五日書之

洛陽の清水にて非人寄合たる中にて謡を唱者あり 其節觀世太夫黒雪參詣して彼謡を

聞き 小高所に座して静にすまし居たる躰
を 参詣の輩觀世を見知 目を引(＝目く
ばせして)笑(ヲカシ)がり譏(ソシリ)
あへるを【中略】觀世が曰 乞食たりと
て千が千ながら悪からんや 一徳ありとも
聞習ん【中略】万に付堪能ならん者の心
根如此たらんと思ひて書留たる也

* 觀世黒雪(一五六六―一六二六)は九
代目觀世太夫。

六八二 慈眼大師付屬貧富 同丑正月二十九日
於日光山聞之

慈眼大師の高木氏成定に示曰 貧苦を望や
富榮事を願や 成定答 無苦して富榮んを
願はんかと云えり 其時尊僧教曰 貧苦を
願えば則皆富榮えたる也 故不知足(止
足を知らずば) 一生の間可願滿(願滿つべ
き)やと

* 慈眼大師は天海のこと。

六八三 病者研功儀流風 延宝元癸丑正月二十
九日 於日光山書之

病者とすりきりたるは何も悪し 然に曲心
有を表はれのやうに 良もすれば主親えさ
へ何がやめると道理らしく云なし 傍輩へ
も身代不成を利口らしく取成すも有り

六八四 万民家業知時 延宝元癸丑二月三日朝
於日光書之

万民家業数々有る中に吾は武士也【中略】
扱又能々知時(時を知ること)肝要也 先
諸事に分ざい(際)に能過(ヨス)ぎたら
ん道具不入(入らざる)事哉 多からんも
過ち也

六八五 譏天地咎 延宝元癸丑二月七日 於日
光書之

於日光 在家の老婆に去人雨降悪天氣成と
云 老婆聞て 天地を譏る無勿体(もった
いなき)罪也 何とて天に咎あらんや 雨
露の恵み是皆養也 雨は母なり早は父の業
なりと思えと語る

六八六 諸悪由欲生 同丑二月九日朝 於日光
山書之

万悪欲より生し心体ともに損ざす 過半は
色を思ひ亡身す 是は梶左兵衛佐殿え披見
に入れたる也

六八七 家光公梅之御繪讚 慈眼大師詠哥 寛
文十三丑二月 本書高木成定

有之写
作はぬ梅の色香に身をなして 時いたりな
は絶えず咲まし

六八八 勤上使心得 寛文十三丑四月二十日

今朝去人つとにおき 雨中たるに にわ鳥
のとやの戸をあけけり かの鳥人をけるに
よつていそぎ屋のうちへかくるゝに 雨故
終にゆかぬ軒の下をつたい行帰するとて
もどりに戸の釘の頭に小袖をかけたなり 扱
も道理に叶おもしろきことや 武士たるべ
きは常々少のことにてても心を付 御奉公の
けいこあるべし

六八九 城下人多寡善惡 寛文九己酉年中

其所に人不過は【中略】民甘(クツログ)
故に上安穩にして聖賢の政正く長久に治
(ヲサマラン) 其所に人過(スギヌレバ)
自(ヲノツカラ) 人々奢と云重病を受て良

医の治療と云とも本復し難(ガクシ)
六九〇 国乱基 寛文九己酉年中

国の乱る、本色々ある中に 病人のいつと
なくそろ々とくづをれ あそここ、痛て
食事衰(ヲトロエ) くいもの好(コノミ)
してやせつき たち煩にてぶらつきたるが
重りて床につきたるは枯木のごとし

六九一 順天理温和御仕置 寛文九己酉年正月
二十八日

ある人云 今時世上人多成 米穀不足せり
又上の御奢によつて 万民似合々々に其に
随 知足をしらで さら充滿して欲にふけ
るによつて至極重疊十分する故 近年に至
大火事ありてこくを費し金銀不足するもの
多く武士痛むにより したがふ末へめぐみ
の流 出家町人百姓まで迷惑するもの有

六九二 土地人多有天災地殃 寛文十三癸丑年
五月二十二日書

其所に人多過ば天災地災あらん しからば
急おどろきて人の多き奢をなおすべし 最
散しやうに分別あるべし

六九三 無油断励忠事 寛文九己酉年中

軍立(いくさだち)は武士の望所 病死す
るは無本意ごとく思て 此心の上からは大
風雷地震火事つなみの類 妖化物以下少
も心を乱危からん哉 兼て覚悟あるべき也

六九四 智恵相仮借 寛文十三癸丑六月二日

智恵は借(＝貸)しても不減 借りてもへ
るまじ 人の聞(キ)も智恵にはこちらで
よし【中略】智恵多して人に借さば愚人の
智恵を借るにも及まじけれども 智者も千

慮に一失もあらん 又愚者たりとも得たる所あるべし

六九五 睡眠之十二失 寛文十三癸丑年六月八日

業報差別経に睡眠の十二失を説く【中略】

愚思ひらくは 天魔のしよぎやうとして 朝寝し昼寝を好めば 天おのづから擾乱して 朝早く起ては氣相悪く昼寝しては 心も晴る、様に有と見へたり 則病氣差生れ得たる寿命果福報(クワフクノムクヒ)へゆきつきがたし

六九六 酒三十五之失 寛文十三癸丑年六月八日

酒に三十五失有り 般若論云【中略】

古より主君ならびに親師匠より堅政道有之も 隠し忍ても是を用る【中略】酒だになからましかば人柄宜者多く可出と思はるれ 吞てさへ不吞者よりましたるは 不吞はさぞや心安からんと思はるれ

六九七 夜学之障 寛文十三癸丑五月十八日

夜学は 世間も静に又は問音信(ヲトツル)人も稀にして 我心も静り能(よく)は有れども 当分無別条もこそあれ 夜中は心氣共に休法成に 心を遣い目を遣ふ故 以来為養生には可悪

六九八 思忠志集書之形見心得 寛文十三癸丑年六月

思忠志集書くに 無智に所作の心得も悪敷を子孫笑はんと恥るは 忠を思ふ志遠く不孝不慈にて小氣なるしかたたらん 予が心のたけよからんと思様に書を 我も後に見て悪敷きと思ふも師なり 又悪て直し守らんも其子孫稽古とならん間 是又忠の道

なり 理にもかなはで身をひかゆるは忠の心にあらず

六九九 楽々集書之心得 延宝元癸丑六月二十四日

楽々集書しは 思出ぬる事を其假書たるゆへ かざりもなく我智慧の程をあらはせる也 木曾の道すがら少改ぬる所もあれども本(モト)にはかわることなし 文章は童蒙兒女ともにさとしやすふして我心底をしらしめ 愧(ハヂシメ)られんは予が師なり そしりを心におもはん人は目付ケなりと思へり それより読よき様にかな(仮名)に書文字にもかなをつけたり つくろひもなく有のま、の心を書て 忠孝慈愛のためにひ(非)をいれられ異見を請て 少にも身をみが、ん望なり

*『楽々集』は天野長重の著。『国書総目録』に「旧浅野」とあり、広島市の浅野図書館が所蔵していたことが知られるが、現在は所在不明

七〇〇 食事心得之本 延宝元癸丑七月七日夜

物を喰は命をつなぎ慈悲せんがためなり 物をいふは身を守り慈悲のためなり

七〇一 利富親樂 寛文八戊申年中

むびやう(無病)ならんとおもわば あさおき(朝起き)してひるね(昼寝)せで 心によく(欲)をおもはず 日終までそう おふ(相応)にあしをうごかし しょく(食)をみ(満)てぬほどにひかへ七八分にたべ日とともにね(寝)べき也 たる(足る)ことをしらんとおもわば つ

ねによらずをこれにてよきとおもひとゞま たりて(足りて) よろこびたるがよし これが金銀にもかへぬたから(宝)なり

七〇二 事之難易善惡 寛文八戊申年中

其難を天よりのがる、様にして願のま、にみ(満)てんと思ふものとても 日ごとに人欲はかさなりて足(タル)と思ふ事有べからず 縦(たとえ)大身に成たるといふとも 不残(残らず) 済たるといふにはあらで 又も々々願ははつべからず

七〇三 一生未来迄送様之事 寛文十三癸丑九月十日未明書之

士農工商男女共に 幼少の時より なるべきものは心に至極を未来の義まで似合に合点すべきこと也【中略】人に不便(不憫)がらる、やうに心得あるべし 然ば人にたより より々々出合 顔色もにくさげもなき様にすべき也 人になじみ有やうにとおもひ かががすかんことをすき 何やうにもならんしかたのまねをして 機嫌あしきにはおそれ にこやかなる砌は我心に立腹 有時も虫いたむやうなる節も 何とぞ其ていなく笑顔を作 昼夜立まじわらんにかでかにくしとおもはん哉 終には氣に可入道筋也【中略】いくつになりてもうと々々と年取ゆきたる人の終をみるに わかきより今に心不付(心つかざれ)は 人に重宝がらる、こともなく あましもの(II)もてあまし者)なりて 俄機嫌を取廻りぬれ共人に不被用(用いられず) いなものになり急に下りたりたるやうにして死す也

七〇四 明德并世智之事 寛文八戊申年中

世智の増程 人の非をあらためにくむ心の
み多して 其心多出るにしたがひ おのれ
が非へはくらくなり 人々へはそくなはで
無欲らしきものとても そげもの(削者=
変人奇人)、様になるとみえたり 明德の
智恵は 増長するにまかせておのが悪をよ
く知なをして 人に能おもはれ人々したい
来なつくと見えたり

七〇五 虚実是非之事 寛文八戊申年中

土佐坊正俊が義経を討たてまつらんとて
いつわりの起請文を書たるは 実義をい
ざる所 是武略にて虚共に実也 これら
こそ明德の智恵ともいわんと思也

七〇六 思遣得心之事 寛文八戊申年中

われ悪(アシキ)と思心は おもしろきこ
と哉 ひたと可思義也

七〇七 杜子美詩之事 寛文八戊申年中

春望

国破て山河在り 城春にして草木深し

七〇八 世渡哥之事 寛文八戊申年中

くへはしぬ(喰えば死ぬ)くはねはしぬる
世の中に 何とて人の心ゆるすぞ

七〇九 願身之事 同年

彼人立腹おもてへあらはししげきゆへ 幼
少よりつかひたてたるものども みな々々
かくのごとく腹あしく見え心にあわざる由
被申(申され)たるが 金言とおほしくて
あはれに殊勝にこそあんなれ

七一〇 因縁分明(アキラメ)之事 同年

古来之知識にも剣難に被逢(逢われ)たる

在之(これ在る)也 仏の三不能にも不能

転定業(定業を転ずることあたわず)と承
れば 仮使(タトヒ) 百千劫も所作(作る
所の)業不亡

七一一 国王善政之事 寛文八戊申年中

国王の城下人群集なさず 下たる者一入過
不集は 米穀多して下直ならん 家屋をひ
き(低)ふし金銀をちりばめず れうら(綾
羅) 錦練を身にまとはず 軽き食物給(た
べ) 器物当分かけざる程のを用なば【中略】
奢るものなく 農人悉く増長して穀物のみ
のり多し【中略】世上静にして永く治るべ
きぞいそ(瑞相)と可知也

七一二 国王惡政之事 寛文八戊申年中

国王の城下人群集過は 米穀減少して高直
にならん 家屋を高し金銀をちりばめ【中
略】天地の災難出来 散乱之前表と知べき
也

七一三 僧俗当世物語 同九己酉年中

当御代の御為奉存 出家と俗人出合 いづ
れも心あいたる友だち故 互に心をゆるし
ある山寺にこもりいて人まぜもなく世がた
りするに

俗人曰 大火事度々有はいかならんこと
やと云

出家答曰【中略】愚僧のおもわくは別
の儀も無之 人群集過たる故
と存る也

七一四 世智過世上忿忙之事 寛文八戊申年中

一 作る家世並多過也
一 見る物聞ものに付おごりついへ多し

此内にはうつわもの衣類たべもの屋作
もひとしき也

七一五 無思遣言葉之事 寛文八戊申年中

えて(=えてして)人の云に 息災なるに
よりまめに いらざる事までに身をつか
ふといふも有り 何たる心ぞや まめ成故
に息災にも有べし 察ても可見也

七一六 天授藥箱之事 同年

天より父母受得たる五臟六腑と云藥箱を
人々へ伝得たり 此箱へ我々の智恵ほど藥
種多人置 預得たる病人どもを兼て心法の
医書をあみたて置 療治すべし【中略】
此末いそがしさに不書哉 無之也

七一一 忠深心之事 寛文八戊申年中

一 思ほどには書れぬなり 不思して能と
思こと馬上などにも存出跡より忘
る、儀多也

一 城下人多ては 人の心さたち(騒立)

主従和ほく(睦) すくなからん事

一 城下人多ては 志悪ならん事

一 城下人多ては 慥成(たしかなる)者
少からん事

七一八 武士道哥之事 同年

武士は歩行好て馬をすき乗は 常にそちき
(粗食)の味をしらまし

七一九 修心無病安樂成事 寛文八戊申年中

心をしづめ清らかにしてたねん(他念)な
く思 無病成には方に理徳有と云を能々思
案して可見【中略】
息災成様にと願ならば

一 万仕業息災成為と心を極め可学(学ぶ

べし) 難成(成りがたき) 儀は智恵者に可習也

一 ひたと足をはこぶべき也

足をうごかせば五体うごく(動く)により気血廻り【中略】

一 心に苦勞有べからざる也

憂あらば替ものをこしらへ去べし 願あらば我より下を思やり身のほどをよく知り 面白思可楽(面白く思い楽しむべし) 色欲にてまよい病氣を求 心になにもなく 知足知止無念無心たるべし

七二〇 武士之法任付之事

寛文八戊申年中

日本武士いつ比より沙汰しける哉らん 別らしきもの腰ぬけべし うちぎ(律儀) 人うつけのいめう(異名) なりと云へり 武辺は無分別とそこつ(粗忽)の間より出ると さる武功の有老人いへりと云【中略】

髪のゆいやうなどのたぐい能ものにあしく 見へ ようがたにもあしきことなどを不直(直さざる) たぐい うつけの上のうつけ

七二二 貧富養生身行之事

寛文八戊申年中

人間息災にいきるをかんよう(肝要) にする事 右よくせんとおもはゞ 人にならふのみならず 鳥けだもの(獸)うろくず(魚類) 草木のたぐひを見ならひき、ならひて息災になり たのしみとすべし

七二三 観人正己之事

寛文九己酉年中

去もの、儀 忠孝慈愛の為に別して思深ふして 其躰を見るに廿三四歳の比にもや有けん 常に遣手水だら(盥)にこぬか(小糠) など付 内外に緑青出て 其むさ

きことたとゑんかたなし

七二三 当世忠臣之事

寛文十庚戌正月十五日

今時忠之道を思はんは 武道の儀は常の習書に不及 当分の御敵は火事也【中略】 瓦ぶき・かきから(蛸殻)ぶき・ぬり屋等にては たとへ火つきたりと云共 火のこ(粉)とぶ事もすくなふしてふせぎよからん【中略】 大まかにして焼間敷(焼けまじ) とたのまば自滅のともい 不忠の至 旁以不義也

七二四 味方変敵之事

寛文八戊申年中

一 一盃の食は扱置 一口にても過義可有之事

一 ひかゆるとて方を不相応して却てよわみ付義も可有之事

一 あいて(相手)の有には われよくても先よりあしくなすも有べけれども 病には五臟相手としても無理のなき 天理をうけ 得て道理にそむかぬものにて【中略】 煩(ワヅラフ)に定業にはあらで 或悩或死するは皆此方の違と心得【中略】 右一下り程不書に有て 遙ほど過て書つぎたり 大かた客有て思事不得書して捨置事多也

七二五 無過不及可急事(過不及なく急ぐべき事)

寛文八戊申年中

人の命 雨の晴間をも待ものかは 可急事は先早く取つかんは命をのべん(延べん)ためならん 卒爾になく上手を頼べし【中略】 又身づかひよければ食事をこなし ひ

い(脾胃)をやしなふたよりを求む 然どもつよ過るはいたむ(傷む) 乍去(さりながら) 大形上(ウエ) 人は不足して不入(いらざる) 気をつかふことは多き也

七二六 太刀討之事

寛文八戊申年中

太刀討難心得 勝所無合点 是にてよからんと計(ばかり)にて 忽かたんと思ふ心なし 其によりて加様に書て見せ申さば勝の悪所委しれん間 其心得違を御直し給様に存 書申候

一 うく(浮く)にもあらずしづむ(沈む)にもあらず 心にとまるにもなく はやるにもなく よはくもなく強もなし 手の内弱きにはあらざれ共 然(しか)とはにぎらす

七二七 太刀打様之事

寛文八戊申年中

一 打太刀 六尺のしなひ(竹刀)にて可打す(打たすべし)

一 下に居て すそをなぐ(薙ぐ) べし

一 刃を上にして 下より上へはねべし

一 上よりすぐにうつべし

七二八 視觀察之事

人とならぬもの、しかた(仕方)をみるに 大かたせわしくわれをたて人の云ことを聞不入(聞き入れず) 又あしき事とおもへども やむことを多ししてかくししのびき(昨日)よりはけふ(今日)はふかく心そみ こう(功)をばなさで たねん(他念)なく悪敷事をあんじ(案じ)てだてをくふうしてくらくなる有り

七二九 忠不忠非孝慈差別之事

寛文八戊申年中

不忠

一命主より受得て主へかへさんと口跡には云て其支度に有ながら わたくし成事有哉と能人と云にもおもはるゝ有 子細はのみくひ色を好む【中略】是は皆病氣付 命をみぢかくする【中略】身弱しては其働の忠節薄く 命終たらば願もかくれん 思う不足也

忠

一生の内たしなみ 無病にてながらへ居て忠のために筋骨をさかれ或心を勞してにわか白頭となるくるしみ(苦しみ)の勤或もしもの時節 遠か近か主に命にかはり死なん事を安思はんため也

七三〇 無後悔養保之事 延宝元癸丑年九月二十九日

七十歳までもながらへんと心懸ば もゝとせの寿命をも可願 百歳とも思はゝ 二百歳とも百五十のよはひへもゝかんとなくては願をみてがたし【中略】病悩におかされてこそ日比(頃) 油断したる義をうらみくゆるといへど 其験もなし

七三一 修心之事 寛文八戊申年中

くるしむべきも心哉 たゞ何事も皆心より出くる也【中略】邪欲を思かゝつて身をがいすべき也

七三二 盜賊奉行心得之事 寛文八戊申年中

火を付盜をするは仕置者のとがなりと計(ばかり) 思て 本をおさむる事を忘す ぬのおさへ迄にては 仕置者悪人たり 当分あしき事の下知してとよりやうにぬり

我はしらぬとせば恥辱たり 天災にあわざる分別すべきなり

七三三 西行法師 同年

捨てはて、身はなきものと思へとも 雪の降夜はさむくぞ有ける

わが身をすて、したしきをのこさんと遊ぶものも わずらひせまrikaななければ 我一人もかなぐりつきても(IIしがみついて) 命おしきと思ふものも有と云哥書

て置たるが あしき間 亥十月四日にきりすて申候 かしく

七三四 惜生之事 寛文八戊申年中

生れ得たる寿命をおしむは道なり 人理の天命を可知也 したしきを先たてんにはなけれど おもへは身こそおしくも有哉

七三五 三行之事 延宝元癸丑年九月二十九日

亥の刻

命を延ては 世智を止 せわしき事をしりぞけ いかりを停止せんと我等ごときは此三を先心得んと思 下たる男女へもなをさせんと療治を心懸る事

七三六 山教一致行之事 寛文九己酉三月二十四日

道に入ほど人能(よく) 見ゆると思へと去智識御教給たる也 此御言日増に難有おも

しろくおぼえし【中略】人を能道へす、めいれんとしたしみつきあふてこそ道引べれ【中略】神道仏道儒道いづれも其心を本として可行こと哉

七三七 惜分陰事 寛文九酉三月二十四日

聖ひと、ちかよらば 喜悅してたゆみもな

く我が非をあげてあらためみがき 分陰の内にも乍少(すこしながら)も善行を重くして誠にいらんと 人の非にかたよらで

わが身のうへをかへりみべき事

七三八 万物為師事 同日

七三九 施惠事 同日

聖人にたよらんとならば 我をたのむとて(輩)を息災成様につかひなさん事

七四〇 清身事 寛文九己酉三月二十四日

聖にちかよるものは 似合しく時相応に身きれいにして人にまじわるべき事

七四一 可退怒事 同日

聖にたよらん人は 心中のいかり有べからざる事

七四二 礼法之事 同日

賢聖の道に近付んとならば 内外共に不礼にあるべからざる事

七四三 無我無欲之事 同日

聖賢の道を能聞たる人は無我になるべし さあらば無欲たらん事

七四四 養身事 同日

聖にしたしむべくは養生よからん間 似合に息災にして其人におふじ(応じ) 寿命ながるべき事

七四五 助人事 延宝元癸丑年十月十一日の夜

聖賢の気にあわんとせば 人をつかふに時を以せん 急ならざる事 寒夜などにつかはでいためざれば めうが(冥加) よくさかへん事

七四六 殺生營事 寛文九己酉三月二十五日

古堂の御影にて漸今朝功德之十念 不叶殺

生せんに念仏となへ可宜と思つゞけ 蜘蛛をころす女子ともに殺度々に念仏を唱尤たらん哉と教たるなり

七四七 一句書之事 同日

一言芳談のごとくに一句づ、みぢかく書て我身をみがき人の為をもろくになして 仕合よき事を思つゞけてか、んと 昨日(寛文九年三月二十四日)より短く書義を思やりて書たる事

七四八 慈悲之事 寛文九己酉四月朔日

無欲無我の心に不成しては怒おこるべし【中略】 広大の慈悲うすくは怒にうつらん間 とめ所を能しあん(思案)して可行也

七四九 可至聖地位事 同五日

無欲無我之地位に至らぬ人は怒を遷し

七五〇 無本智者之事 同十四日

聖人の書を及見聞たる人 我身を責ばよからんに 大かたは人の非のみ改故 おのれが智慧は日ごとにくもるにより 行ひ本よりあしくなり 付やきは(付け焼き刃)にして 親なれば子の孝に非を知 子は父母の慈を悪と思 主人えさへ非成と思て其身の勤悪く

七五一 三身養行事 寛文九己酉四月十五日

六十あまりの人にすぐれたる病者成が 年久敷(久しく)おとろへてみえつるに つゞきていらるゝは誰の薬をか被用哉と尋ぬるに 子息被答(答えらる)は 大かたの煩には薬服用無之 食のかんがへをよく被心得(心得られ) 常にひだるきほどにひかゆれば【中略】不行歩といへども 一足づゝ

も手をひかれながらあゆむをこのみ 風ひきたるにも頭痛するにも 万之煩に食を用て身をまつたふする事を能く合点し

七五二 学者心得事 寛文九己酉四月十九日

房事を欲を止め 無我にして明徳の智慧を人に習のみならず鳥類畜類にも習までもなく 草木の品にても習様に心得有る仁之事

七五三 守国家事 同二十日

井伊掃部頭直孝 料理の味を能しらん(知らん)とては城廻を歩行し【中略】人ごとに此心得を真実につとめば 武士の道たち驕やまんと思事

*井伊掃部頭直孝(一五九〇—一六五九)は、彦根藩主で幕府の大老を務めた。

七五四 持薬配劑之事 寛文十二壬子年中の比

のみくふは命たすくる薬ゆへ我身をいしや(医者)と思ひのみくふべし【中略】そくさい(息災)にてながいきせんと思ものは鶴亀のてい(躰)を見べし 鶴ははしふとく大鳥なれども 米一粒づゝくふといへりほねをおりくひたる食は味方になれり

七五五 治人法之事 延宝元癸丑十月十八日

人をつかふにおもひやり有べし つかはるゝものも本を能究可勤(勤むべき)也【中略】我手足はおのれに随人のごとし 手は上にて自由するといへども 足のはたらきは得がたし【中略】下たるといづれかきりすてらるべき哉 察てめぐむべし

七五六 被官善悪心得之事 寛文十庚戌年比

被官(に従者)の能(よき)と云は 尤思入忠の志深を以て上々とすべき也

第一能は 息災にて節々主へまみゆべき也 第二能は げいのふ(芸能) 有て おし立よからん也

第三能は こうざい(鴻才)すぐれた才能

りこう ちから強 がんどう (頑丈) 成るべき也

七五七 学文心得之事 寛文九己酉四月二十二日

必々うかと心得学文すべからず 人にうらみ思出す義あるべき也 又同人を悪むおもひもあらん事

七五八 心掟之事 同二十三日

学文をするにしたがひ善人は我が悪と知由 仏者能は道に入ほど人よきと被思(思わる)由也

七五九 師匠取之事 寛文九己酉四月二十六日

天帝は畜を礼して師とす 袋くさきとて其金をすてん哉と有 まして人の言と行状を見聞て習問敷哉【中略】悪と見ば不便(不憫)と思我も悪をすまじきとたしなむも師也

七六〇 人魚植之三行事 同五月六日

七六一 曲行与誠要之事 寛文九己酉五月六日

煩人のまねして朝寝すれば 則食の時分違ふ 然ば宵に久敷おき居て又朝寝す【中略】偽でも末には実病になれり

七六二 不知欲事 寛文九己酉五月七日

似合に欲をはなると思とも 金銀を不受ばかりを無欲とのみ一へんにかたくおもふものなどは わがすきたらんことにおいておや 邪欲になるをもおほへで あまつさへをのづから深なり行もしらず

七六三 頭心事 同九日

誰とてもあほう(阿呆)をしらせんはいやなるべきに ほれたるあさきたけをもかへりみず思所を書のせたるを子共へしらする心は すみやか(澄やか)ならんかし 然ば忠臣孝行慈悲と申間敷哉之事

七六四 無病門事 同十三日

息災にならんとらば はやくねべし 扱何の事をもおもひ不出して成ほどはやくねいるべし 扱朝はやくおき 何の事をもおもはであるき廻 食をひかへめにくひてはひたとあるき 夕食尤ひかへて八つ比にたべ 暮とねべし 扱上手の医者に相談して灸すべし

七六五 師鼠之事 寛文九己酉五月十四日

逸物の加虎死たるに老鼠なげさける間いかなる事哉ととへば 我年久敷無異にながらへたるは今度果たる加虎故なり 子細は加虎のすがたを見ても大かたの鼠は命を失ほどの逸物成によりて 随分用心して不思欲(欲を思わず) たべものもひかへ止足を知る分別してつゝしみたるに付 此年月無恙(恙なく) 光陰を送

七六六 練心之事 延宝元癸丑十一月十一日

人能せんとて異見をいふめるは善也 しからば寸善尺魔有と思て 敵きたらんとするべし 敵出現してもと思ていふは各別也 さなくは随分無敵(敵なき) やうにすべし

七六七 勤本末輕重之事 寛文九己酉五月十四日

先(まず)人は能ものには能おもわれたるがよからん 其外へもしたわれこいしがら

る、がよからん ゆかしくおもはれ大切がられ不便に被思 たのもしふしてこわがられ いとおしふひそうにして はじられめかけられ かわいがられ大事におもはれ

七六八 遣悪者之事 寛文九己酉五月十五日

ものをくるゝに不悦 情を懸ても満足なし おどしておぢず はじしめてはぢず 加様のたぐいのものつかひにくき事

七六九 智敵之事 寛文九己酉五月十六日

かしこきものは人の非が見え どく(毒)なり 慈悲を可思事

七七〇 放欲事 同二十七日

いたき事おしき事なれどもつかわすと思一念ありては 遣しながらも無欲には成まじ【中略】又くれながらも おしきと思心なれどもしも哉毛頭もあらん人は 勿論無欲にてはなし

七七一 人誑我事 寛文九己酉五月二十九日

人ぬかる、(抜かるる)と云に 正直過て人の云事をは皆実とおもひ 又はりちぎ(律儀) 故にと云 又はうつけたるによりてと云などして近々ぬかる、事をばしらで人にぬかる、とのみ思へり【中略】ぬくは世智なり 其にぬかれまじと思も世智也 世智は仏の八難の内に入り 明徳の智恵あらば以忠道悪鬼にさまたげられじ 扱金銀にてつりて見れ共たじろかす

七七二 一生明理之事 寛文九己酉六月初八日

去(さる)堂に寄合いて若老たるあそびに心をすまし 口にまかせ願事などたがい

云たるに【中略】人ほど命ながきはなし 又翌日生(ウマレ)きたるがごとし かげろふ(蜉蝣)の夕部をまたぬも有ぞかし おしむべきはおしまずして おしむべき所の命をおしむも有なり 欲には万ほとと(北斗)をさすとも きわまりなかるべし

七七三 治国之事 寛文九己酉六月二日

悪敷国王の義は数々不及申 天よりさずかり来る能国王たりと云共おごりを究めたらば則時にも悪事来らん 小身たりと云共みづから分際を過ば忠もわき勤に成也

七七四 油断剛敵之事 寛文九己酉六月四日

屋を瓦にてふくとも火難にて滅す 又じやうぶたりとも家石垣堀ともに地震にてやぶらん 是人作(にんさく)にてなく又人作にてなからざらんや 又人数持たりと思とも 民の困窮に及ば上(カミ)たるものたてらんや

七七五 設室事 寛文九己酉六月十日

眼耳鼻舌身意 外の人にあらで手前計にあらばいかなる事にや かほどの宝を持たると飛立様に大慶して 何にか思かへん哉と珍敷からん(珍しがらん)に 人々に有故に不珍とおもへり たとへば眼を持たるうれしや 耳を持たるとて喜 命終までつゞく様にすべきは道也【中略】主君より恩を請ても わきを見るによりてうすきと思は皆是過ち有る也

七七六 明暗論之事 寛文九己酉九月十七日

能察するをささるといひて是明徳也 凡夫の推量するを世智と云て邪也 たとへて云

にいづれも智恵なれ共 さとるは金銀にし
やくせず(着せず執着せず) 天地の道
理に叶様に有が明德也

七七七 二氣和養之事 寛文九己酉九月十八日

家の内にておくふかく居するものは 陽氣
を薄くうくるによりて煩 或長屋のまど
(窓) 表向に明たる所に居たるものは病す
くなく 或小袖夏干て其を長持等へ入置
冬取出其ま、着たるは煩事有由也

七七八 不捨旧知事 同日

主と被官ははなる(離る) 親と子とはな
れず 故に主へ被官思付うすし いつまで
も一度主にせば其心はなれず内のものにし
たらんは いつも念比(ねんごろ)の心は
なれぬ様に可心得事兼て存てつかひぬれば
互に和合して徳をゆづりあひなば用に可立
事也

七七九 以私料人事 寛文九己酉九月十九日

すなをにて人とつき逢に 邪推して色々に
さぐる有り 人々をのれが心に合て推量す
ると見えたり【中略】推するものもゆがみ
推いたさるゝものもゆがみ有ては 和合
あるべからざる也

七八〇 人使之事 同二十日

第一 わずらわぬ様に 足 楽也
第二 はらた、ぬ様に 仁 楽也
第三 芸しつくる様に 馬/学 楽也

七八一 以女子不善辱男子事 寛文九己酉九月

二十三日
女のかたぎを見るに 当分ものをすてちら
し置て先へとりつくゆへ 手をつき足まと

ひに成り 其かと思れば 又可置所へ急な
をし ろくにもおかで かさねて可直とも
せぬかたぎ成事

七八二 鏡之事 寛文九己酉十二月比

一心明則塵不染 智明則邪不生

七八三 感善心事 寛文十庚戌年正月二十三日

人の心の能なるは何より悦と古堂被仰しを
今朝も存出 身にしむ様に被思 涙を催し
たる也

七八四 洗現心事(心を洗い現す事) 同二月

晦日

世上にて こうざいもの りくつものと云
きりやうも有様に専沙汰するといふ也 心
には左様になきとおもへども 世の中にて
人申さば其通にもあらんか いま、では人
はともいへ 我心には是までなりと夜のの
ねざめにも人わるかれとおもはざるやうに
心きよくおしなまば天道へ心のたけほどは
無沙汰なき間 相応に天のかご(加護)も
有べし

七八五 磨心立身事 寛文十庚戌二月晦日

人の為思は、我は無智恵なりとも 扱其
事をしらずとも思寄たる事の心に有るをい
わざるは 我をたて其人を能おもはざるし
るしとは思ひながら あなたの請(うけ)
悪敷てはいひたる験はなきと存し 躰を見
合 下たるへも尤上なるへも此事用様にし
たき見積 又外の人へも我能と思事はかれ
へも知せ度思へり さるにより常の居所に
も諸人をあしく不可思と書付置 不成まで
も見申也

七八六 敏則有功事 寛文十庚戌年三月八日

あすまでと思ふ心はさくららはな よるはあ
らしのふかぬものかは

此心を思 親に似たる祖父曾祖父の事

或は名人等或は所の事など見たる人に尋
とひ可置

七八七 不忘父母持身事 寛文十庚戌年三月十

二日

人の為思へば我為を捨ても思ほどにせざれ
ば難届事有 され共我を我にせざる心をは
なれきり 然と父母になして己は脇へより
父母を天地とも思 なんじを以天の理をた
すくべし 是人を恵初たらん

七八八 不和合為病事 同日

動則陽也 不動則陰也 陰陽和合有ば息災
也 人ごとに大かた上たるもの、身遣は
陽をうすふして陰勝故病出ると見えたる也

七八九 終焉作法之事 同十六日

先月初かたの比 書て子共に見せつれども
いづかたにてか取失つる也 相果たる時
早速不可取置(さつそく取り置くべからず
|| 遺体をただちに片付けてはならない)
急に死たる病人等には人ごとに不審をたて
悪果たる様にも申也 其により医者なども
公儀医師に少之内なりともか、るは 何か
た心得も有之事

七九〇 換人思惟善道事 寛文十庚戌三月二十

七日

我身父母の遺体也 然ば父母共可思 かた
みにしても道具などを譲り受 そこなひう
しなわば いかばかりおしく大切にも可存

我身をば結句油断すると見えたり

七九一 委身持身事 寛文十庚戌三月二十九日

惣ておのが身を常々父母と思へし 自然やぶれそこなふ様にもあらば涙をながしむねん(無念)とも思 責ては可悲事也 能せんと思て可成悪は 智恵うすき故せひなしあしからんと思ふ事にてそこなふは 不孝第一天罰をかうむる義うたがひなかるべし

七九二 人交与修身同根之事 寛文十庚戌四月二日の朝

人をわろくすれば人にうとまれ 食をあしくくへば食にやぶらるゝならひ 日比(日頃)作置つみとが(罪科)いつとなく数つもあり よわみになりて邪氣はびこると見えたり【中略】扱又果報を生付能者の子となりたると 又は無病なるもの 多は却てあた(仇)となりて 諸悪の内或病者或短命にも成と見えたり

七九三 常思養生庭樹為師之事 寛文十庚戌四月十日

人間の寿命極りてきわまらず 不養生しては縦(たとへ)当座いたまずとも そろ々々とくづをれ行てよはみ(弱み)と成は木のとへのごとく【中略】若輩成時の養生末ながきたもちと成ま、 達者成節の養保別て肝要の間 努々不可有油断事

七九四 保身飲食准衣服事 延宝二甲寅二月五日

鶴は餌を一粒づゝはみて命長く 草深所の牛は短命成とかや 然らば心閑にいそがすして飲食しぬれば げにはほど々々にしたははん 小袖を其々にきるがごとし

七九五 良薬却て成毒事 延宝二甲寅二月五日

医者上手にて能薬調合するといへども 病人用やうにて毒と可成間 能々(よくよく)分別して可用 飯は薬にあらざる哉 給(たべ)様あしければ食傷するにて可察事

七九六 改非之事 寛文十庚戌四月十二日の朝

人の非を改 我を忘事 今朝も思合 我ながらも元を取失ぬるよと能師に逢たる心地して難有も思へり 其品は 酒井左衛門尉殿就参府 致同道御老中え罷越に 雨降道悪敷してげた(下駄)をはき 門にてせきだ(雪駄)とはきかゆるに【中略】鹿を追獵師は山を見ずと云事を思出 はづかしかりし

七九七 自改虚実之事 延宝二甲寅五月二日

乗物の内にて道すがら書也 まことにたるいつわり(真に似たる偽り)は 若(もし)かたるとも いつわりになたらん(偽りに似たらん)は まこと成とも咄間敷(話すまじき)由 幼少成時分より聞しに時々思ひ合たる也

七九八 君臣父子合体之事 寛文十庚戌四月二十九日の朝

主君と親は臣下と子の守と成 能用心すれば寿命も長くさかゆる薬とも 又悪用ぬれば毒とも可成物なる間 前方よりとくと心徳して出まじわるべき事也 先は君と親をすく様にせん事肝要たり

七九九 成人之子和合異見之事 寛文十庚戌年五月朔日

成人の子を持ぬれば親と挨拶あしくなる事

あり 大かたの子へは子まかせにして置しかるべし かんぎくわんの心得のものの能事を云を聞くは大駄の人なり あしき事を云をいさせて聞くはなりかぬるもの有ましてや能事をもいやがるは悪もの、しかた也

八〇〇 養生考之事 寛文十庚戌五月五日

今朝存当たる 齒の養生に水をくゝむ義胃熱をさます療治なり 井関玄説伝にて朝おきたる時と食事の後 水にてうがひ多く仕が能といはれたるなり

*井関玄説は医師の井関常甫(つねはる)。寛文六年十一月に四代將軍家綱に召し出され、元禄十二年に八十二歳で没した。

八〇一 主従思遣之事 寛文十庚戌五月二十一日

子方家来をにくむにはなくて 能(よき)上にも能あれかしと思ひ 能事をいひきかせ 悪きを人にも為知いやがらせて 重てよかれかし 又脇にてもきゝて あしき事をせざる様にとおもひ 又重科に不成様に前方つよくいましめ 品により止めずんば今生に置がたきは命を断ほどの事もありなん

八〇二 太刀討詠歌之事 寛文十庚戌五月二十五日

しづかなる林の内にはわれありて うごかざること山とひとしく はやきこと風にもまさる心地して おかしかすむる火にもおとらじ 【中略】

敵のうつつたぬにも勝その太刀は

おともかまなき心なるらし

八〇三 自反為教事

寛文十庚戌年六月朔日

我身のよからん事をいはん人え我煩出たる

を隠すものは 不養生いたすゆへか【中略】

我行心に及ほど能仕度とみがかく事なくて

悪事をいはるゝをきらふ故か 随理なば一

日も多生るは人か 責て人ににたきと思心

可有

八〇四 本卦子孫可鑑事

同十三日

人間うか々と世を送る我等ごとき輩

拙き義也 聖人の召れおかせ給易の心 物

知り又は行よからん仁へ能きゝてまなはん

事也

八〇五 自蔽之事

延宝二甲寅年六月二十日

細工は流々仕あげを見よと云 細工屋の童

は妨に成と云 愚人夏の虫飛て火に焼がご

としといへり かれこれ物に引合面白事と

思やり 爰に書たる也

八〇六 可挙知恩者事

延宝二甲寅年八月二十六日

日光より帰初て登城乗物の内にて書

人を目利するに 欲浅ものはよけれ共珍敷

人也 たとへ欲深と云共 少のしやくろく

(爵祿)をも悦 一言をもとつとみ(尊み)

其恩を忘れず しかも思付てはかはらざる

は 心けなげなる正直成しるし也

八〇七 執権喩良医

延宝二甲寅年九月二日の朝

他所にて書

今朝 日光婦の義に付御老中の御内へ参上

仕 御応答を承て思に 誠の忠臣たらん御

人は 御目付などに被遣たる人被帰たらば

其人の申能様になされ万きかせられ 少の

義にても咄まで御聞 何も可申事のなき時

はねどひ(根問い)をも被成とはせらるゝ

が 御公儀御為なるならん

八〇八 眼養之事

延宝二甲寅年九月三日

水晶之眼器をかけぬれば 火水のうるほひ

ぬけて目の性あしく成と阿蘭陀人申よし

びいどろの眼器よきと此ほどきゝつたへた

るなり

八〇九 一生布袋囊之事

同日 竹廬著(朱筆)

天地ひらけてよりこのかた 万物を生して

しばらくもたえまなく いつまでも尽期な

きは 唯一つの理と云もの消失ずしてあれ

ば也 此理を人々受付て生れ心にそなはる

を名付て仁と云

八一〇 磨忠心事

延宝二甲寅年六月二十九日

思忠志集を書は 第一忠を思て書故 子孫

にも其志を以書て 身を似合にみがけとい

ふ事也

八一 養生不油断事

延宝二甲寅年九月八日

大病を請 死せんといへとも 小用の通不

悪内は死することをしといへり 常に大

小便に心付可保養とは予も語つれども 右

の心得程には不知して此中きゝて書たる也

八二 修身如符籠口事

寛文十庚戌年六月十八日

智恵と云は心身安楽になり人にも苦のなき

様にせんに 世智多して我とくるしみ 智

恵を以て人を痛め推をしてくるしますすなど

見えたり

八一三 以口信可薬事

寛文十庚戌年六月二十

三日

口を薬箱と可思 扱医者上手下手は是非な

けれども 毒と思てあてがわんは勿体なき

事ならん 世俗にて云は下手の薬可用より

のまざるかましの由 薬不用は唐の中医位

と云は やまとにての上医よりまさらんと

也

八一四 人馬用舎之事

寛文十庚戌六月二十五日

人と出合に馬の心得しても可覚(サトルベ

き)か しからば先つかふものに曲有とも

其曲我にあひては不出様にいたしなば公私

の役に可立 されども人くひ(喰い)馬等

をきらひて不持様に 時にしたがひ持間敷

(持つまじき) 人あるべし

八一五 好聞為栄事

延宝二甲寅九月二十四日夜

主君の御為又は家門の為に付ても 道をた

てんと願は 人の物いひ能様にして 我身

の悪事或心持或所作或何事によらず 心得

に成義をいわずる様にひたと好まば 程に

応じさか(栄) んとの瑞相たるべき也

八一六 不忘本行恵事

同夜

当世を一二三と思極 三の心にもとづきに

せて其余を以て下を可恵 是等を儉約とい

わん まされぬ様にすべき也

八一七 以物為師事

寛文十庚戌六月晦日

能き人の上ははかられず 此方のごときの

類は少も心に油断ならぬ事也 悪敷義に擬

(ナツラ)へぬれば則其に移る 能事もか

くのごとし 然其能へは遠く悪敷へははや

し 殊若年なる時分 曲つかぬ内は一入移

やすし

八二八 目利善悪之事 寛文十庚戌七月十一日

悪敷義もなくてわるき様にならば なき事なるを人にさぐらるゝの間 表向に曲有故哉思案して可直

八二九 為教事 寛文十庚戌七月十二日

幼少成砌より能く物教すべき事也 我四歳計のころをひ■の礼式手をあわせ仏を拜様に仕たるとて 重ては手のひらをたゝみ(畳)へもつけて時宜すべき由 又外舅(マタラヂ)右衛門大夫殿松正綱 於江戸御教有しを于今(今に)覚 度々存出悦たる也 *松平正綱は松平秀綱の子で、松平信綱の叔父にあたる。

八二〇 温故知新事 同十三日

松平右衛門大夫殿の安藤伝十郎殿へ咄しに 下すの智恵は跡に付と云こときかれたる也 いかなる義と被思哉と被問しに 伝十郎殿其段世わに申を承つれども様子は心得がたきと申されたるに

*安藤伝十郎は、徒頭、持弓頭などを務め寛永十三年(一六三六)に五十一歳で没した安藤定智。

*「下すの智恵は跡に付」は「下衆(下種・下司などとも)の後知恵(あとぢえ)」とも言う諺。意味は「愚かな者は必要な時によい考えが浮かばず、事が済んでから知恵が出る」。

八二一 上智下智替事 寛文十庚戌七月十四日

内府公の御心けしのあんにんと申たる由 大き成御心すへを御見ひらき 御代ながくおさまり ケ様に静なるやうに被遊たるに

少智にて難及こと也

八二二 忠心導之事 寛文十庚戌七月十五日

東照権現様え宗松院(英勝院)殿被申上は 御白小袖等【中略】卓散(沢山)成御衣類之事たる俣 無為御洗てもと被申上たる時 被仰出は 愚癡之女合点可仕にはあらね共 皆々出て承れ【中略】安藤九郎左被咄たる也

*英勝院はお梶の局。この逸話は『東照宮御実紀』附録にも所載。

*安藤九郎左は、使番や旗奉行を務め貞享元年(一六八四)に没した安藤重矩。

八二三 人躰城郭主心守事 寛文十庚戌七月十七日

人躰は心の城郭にて心は主也 是則天地魂魄の宿せる本也【中略】無事たらん様にと願は 身を城郭と思ひ守護すべき 手足目鼻口まで健全なれかしと思案して行ば 年久敷も城堅固たるべし

八二四 求師匠事 寛文十庚戌七月二十六日

久保田と云者有 日外(いつぞや)去方にて境の鎖を女の急あけゝるに果敢(ハカ)ゆかぬ時 戸越しに下知して心を静め手を急げと云 下薦なれども面白ことをも云たりと我は思ひて書置たり 万之事にも可叶に哉と思也

八二五 教人如医事 同日

今朝之教一念にも人之為能あれと南無阿弥陀仏と唱可思 一言云にも人之為よかれと思 南無阿弥陀仏と唱て物を云べし 一足動かすにも我も人 人も人 人人之為悪か

れと思べきは人にあらず

八二六 顧自過温和見面事 寛文十庚戌七月二十六日

いかりもなく草臥かほばせもなく温和に静に長閑にきよらかならんことを願は 其ほど々々に応し厚く深く心ともに随ふべからん

八二七 不恃強知養生事 寛文十庚戌七月二十七日

齒つよしといふとも かたきもの食ぬれば 血依滞(ヨリトッコホ)り齒いたみ そのうへ齒にひゞき出て血性の濡ひ齒の内をめぐることをゑず 終には枯る植木のごとし【中略】齒にかぎらず眼も 読物書物細工 以よろづ面白とてつかい過しぬれば はやく目よりはりゆく

八二八 修身花車之事 寛文十庚戌七月二十八日

夜るも昼るも人はかわゆきと 寝ても覚ても絶間もなくおもひならふこと肝要也 手前天野の家繁昌せん事を語りて聞せん 朝起疾して慈悲あるべし 人のくるをも厭ふべからざる也 人にかわゆがるゝこと第一也 人にかわゆがらるゝは 人の知恵を借り 利口めかずして人のため能やうにと想し かわゆきものかなと思ひぬれば をのづから我をも其むくひとして人かわゆがらんとおもはる類也

八二九 以苦知楽事 寛文十庚戌八月十七日

苦をすべき事也 苦をすれば楽(タノシミ)を能覚る也

八三〇 以馬教人事故 寛文十庚戌八月二十七日

人の心も生付を能く仕替る事は可難成 併生物の長たる間 心の磨やうにもよるべし然ども大抵の能は 能癖を仕付入るを主要として其道へゆかんずれ共 油断しぬれば又前の悪へゆくを ひたとあしき癖を退き能方へ我人の心へ可教行也

八三一 孝慈如燧事

寛文十庚戌八月二十八日

大形親は子を見たく思ひ 子は親を嫌ふ是も凡人の癖 大抵也 道理哉 親の前にては膝を直しなどして形儀正しく むざと口をきかず気を詰ば面白事薄く草臥れん親は見度と思ひて見ば くだびれん事なからんは 寝て可見も心任せ也

八三二 養生水道普請事

寛文十庚戌八月二十九日の膏

保養は未病を治するとあれば 身盛にして若輩なるうちを専とし さし足に来ると可思を 不養生にて我不覚不知いつとなく煩責くるをも俄に大病を請たるやうにて療治あれ共 果敢(ハカ)不行【中略】六十定命たらば 厚六寸の板にて樋をさし 常に満水して流長ずるといへど【中略】六十年には六寸の板外より土つき朽り 内より水垢つき腐り【中略】終には内外より破れ滅す

八三三 下手療治事

寛文十庚戌八月晦日

跡へせん事を先にし 遅きを早く近を遠く卑(ヒキ)きを高くなどせば 携らぬよりも劣りにならん事也

八三四 得病忌医事

寛文十庚戌九月三日

不忠不孝ならんを車に載せ 引ども不行

ま、おさす(押さす)れども落て不行得して 引様悪く押やうわるきにつき落たるなどとて悪口云族あり

八三五 後悔不前立事

同四日

人と出合に始專也 礼義を正敷すべし 後に不取返事有 言葉も過ぬれば思ひの外も有ぬべし

八三六 息災成仏事

寛文十庚戌九月十日

頓て命終るべきと思ひ 刹那もたのしみをすべきと思へかすと 愚人の我は思はるれ樂(タノシミ)とならば息災たらんか 仏の極樂は涅槃とあり 無病は第一の利とあれども 我等ごときの拙きは息災成仏と思はれん 外を拵願ふは 凡夫の我は皆苦勞成としらる、也

八三七 知病以漸字事

同十二日

我五十歳になり支(ツカエ)を煩出し跡を思ふに 随分人に勝れ無病にて 今度俄のやうに支出たれども 思へば近年そろ々々催したるは是也と煩てより思ひしらるれ【中略】惣じて人体新敷土器の火鉢のごとし 煩さし足に来るを愚意にては不心得 初手に火を多く置ひき(ハヒビ)入たり

八三八 善心保命之事

寛文十庚戌九月十四日

寿命の事能々不忘可思【中略】人間下り坂を昼夜行 悪敷すれば坂もきう(急)になりて走行 先は何涯(ナンカイ)ともなきがけ(崖)にて底には刃を立置たり

八三九 雪中心得之事

同二十四日 於日光聞書

雪のうちへ入時は 足を水にて能く洗入たるがよし 雪の内よりあがりたる時 又

足を水にて洗 身にてあた、めたるがよし 左様にせざれば雪ぐさり(雪腐り)とて足の指先よりきれ落【中略】努々(ゆめゆめ)湯などにて不可浸

八四〇 知夫為妻之天事

寛文十庚戌十月三日

公義え父の奉伺て我妻女を渡し設て 数人の子を生 男女繁昌せり 争(いかでか) 龜末にあらんや【中略】暫時の内も慰め願ひを叶えん事也 必後悔なきやうにすべし 誰をか力にし誰をか類にせんや 悲しみても余り有 最愛(イトヲシ)がらん事也 此心今日今夕に至り日光にて存出し 可忘にもあらぬと思へども かやうの時の心を晝置 重て見たらんは面白かるらんや

八四一 知足不疎于人事

寛文十庚戌十二月九日

先(まず)人間は人に最愛(イトヲシ)がらる、やうに身を守る心持可有事也【中略】知足の人は地上に臥と雖も猶を安樂為り 不知足の者は天堂に処と雖も亦不称意(意にかなわず)と釈迦大師の御教也

八四二 知分者知天事

寛文十庚戌十二月十二日

日本一の主君を持ても 可悦上にも傍爾もなく大身を願ふ心のみ出て心の能なるべき祈りをば脇へなさんもの、しかたは【中略】利欲の修を以て人を見真似 人を見さげて 我はかやうなると勝る、心出 望をまふけては御恩の程を忘るべし

八四三 治未病鑑事

寛文十庚戌十二月十二日

阿部備中守殿の安藤九郎左へ 若き間一入養生に心付らるべし 若時より心付ざれば 年寄ては調がたし 備中守殿は若輩より眼

耳齒に心付られ【中略】目を休め 耳は鳴音つよき響を度々不聞やうにし 齒は堅きものを不喰様にめされたる故 老ぬれども眼耳齒共に堅固なる俛【中略】九郎左昨夜被咄たる也

*阿部備中守は、老中や大坂城代などを務め正保四年(一六四七)に七十九歳で没した阿部正次か。

八四四 若年占老後病事 寛文十庚戌十二月十六日

養生と云は 若時に有と聞 若き子孫の末葉迄有油断間敷也 悔共若事二度可有乎 重て不成儀也【中略】昨日嫡男并次女両縁辺被仰出 今日詰番の間諸大名より祝儀の届多 夜更まで札状調え■(クタビ)れ臥らんとしつれとも 此事思ひ出て早く書、んと筆を取 かくのごとし

八四五 制付火盜賊事 寛文十庚戌十二月十九日の夜

人は盗人火は焼亡と云を 講釈して聞せん【中略】我身に火有 なければ死す 重宝なれども悪鋪用れば焼亡となりて悩す 然間陰陽和合のため彼水を用意し火は焼亡したるらんぞと常に心得 養生油断あるべからず

八四六 小利大損之事 寛文十庚戌十二月二十日

大形の人 大きな末の理には不叶 当分の事のみを知て心を苦しめなどするは世智にて 有欲故悩む也

八四七 以善宝与子孫事 寛文十庚戌十二月二十日

人々可成は長命にて立身を願といへど 愚成ものは 病氣の時は悔て 得快氣ば又煩を忘れて無養生して

八四八 馬乘法之事 寛文十庚戌十二月比(頃)

しさらぬ(後ろへさがらない)馬を乗に鞍を立すかし鐙をにがし両手を下げ 伏拳にして 口を引にはあらで両肘を脇腹に著目をしゆみの髪(須弥の髪 馬のたてがみ)の所へ心付て ひたもの物身にて跡へ下がるやうに 心も鞍も肘手足に至迄跡へ々々と思へば しさる(後ろへさがる)也 其時多しさらかすまじ

八四九 与求藥不如無病事 寛文十庚戌十二月比

無病は五福の随一と心得 別て歩行などの養保努々油断有べからず 且は能なさんとて灸をすへ針をたて薬を服用するにも ころばり(勾張)つよふしては家を倒し 其外妨もあらんずれ 先能せんよりあしからん事を若年より能々心をつけ 悪意は一念も不生やうにせん事肝要也

八五〇 自養生之事 寛文十庚戌初夏の比

*ころばり(勾張)は、家を支えるつかい棒。「ころばり強うて家倒す」という諺あり。「家を支える材木が強すぎて逆に家を倒す」という意味。転じて「本来助けになるはずの物が強すぎて、かえって害を及ぼすたとえ」。この場合は薬が強すぎて身体を損なうたとえ。五十に至り初て六ヶ敷煩出し 脾胃弱く肺鬱蒸のよしにて 左の方より支(ツカエ)あがり及難儀 針大に利を得 灸も快 徒

あるき殊外能寛 次第に得快氣 以後之保養すべき段々此末に可書事

八五一 嫌似物縦心(ホシイママナルヲ)為盜事 寛文十二壬子十二月二十八日の夜

軍見て矢を拵るごとくなる備をは女子のごとしといへり 女諸事を取りひろげ 其用のものを何方に置たるをも忘れ 俄にまはる月日のやうにて行当り 然も我謾にて身の咎と不思 不墓行(はかいかず)ケ様なる男を 女にひとしと云て武士の大悪人と嫌ふ也

八五二 等盜賊武士之事 寛文十二壬子十二月終の比

常々物事につき遅くなるにて知る、間氣長くして手を落しかたのものをば 武士の盜賊腰抜同前の穿撃すべきといへり

八五三 茶湯之事 延宝三元癸丑年

五品は 蠅眼 魚眼 松風 岸波 深洲 三不点は 天陰則不点 湯不老則不点 不得其人則不点

八五四 考国之療治事 延宝二甲寅十二月十五日

金城下に過るもの、一大事曲事ならんは人たるに 物て人多く集りぬれば 人の為能あらんやうなれ共 いつとなく過て其矩を越たるを不知 則人の過として人への仇第一の悪事いふに不足 掎ろくなる様にて調兼ば 末の法度にて本を背と知べし

八五五 可守身之本之事 延宝三乙卯正月七日

心は一身の主也【中略】心が主なれば 眼耳鼻舌身意を程々に使ひぬれば息災也

八五六 示思遺於疎 延宝二年甲寅十一月二日

主人内の者を見ては悪敷がしるれ共 彼を主人になして我がつかわれば 不調法も有て彼より不成事も有べし 菟角居ながら人をうごかしみれば をそき者ころぶ者有て其ぶはたらき(不働き)もどかしく見ゆべし 能く思やりして目利すべし【中略】思やりうとき患息にさづけたる書を見出し 幸と爰に書留る者也

八五七 文山貞徳詠歌 延宝二甲寅十一月三日

わたらしな瀬見の小川のあさくとも

老の波そふ影もはつかし

【中略】

いさきよくなに流たる石川や

瀬見の小川はいかてよとまん

八五八 尋忠于諫臣事 延宝二甲寅十二月二十

六日夜

此書の趣を新鎧瀬兵衛忠勝に語て曰 思忠志集と号ることく 忠の道を第一として孝慈ともに忠の道をおもひて書なり【中略】思出したる事を隙々に書のぶれば 我心の内のはたらきあらはるれ 其書たることを人にしらしめ いけんをうくれば 善悪をたゞしひはん(批判)を得て心をさわむる便とすれば 能(よき) 師を求たる也

八五九 可嗜武士道 延宝三乙卯四月三日

一 不中(あたらず?)して気ながき男は女性に似たり 邪欲も有 臆病なるものと可云
一 不中して気みじかき男は女性にひとし 短慮成故 欲に可成も道に可叶に不弁(わきまえず) 末の届る心得も遠

未練也

八六〇 立身事 同四日

朝興(朝起き)仕つぐれば息災に成と計(ばかり)云つる事多し 朝興無理なく快く興るやうに 前廉より思案して養性不懈(おこたらず)可嗜

八六一 可知位与時 同五月二十一日

こうせき(口跡)成ふり(なりふり) 行作に至るまで 能事とても其位に不応は能にはあらず 然ども其時ときめく人のなりふり等など 能人といわるゝものゝゑもんつき(衣紋付) 刀脇差の拵などは 大やう似するもよし それとても人による事なれば

八六二 示三行 延宝三乙卯年八月二日朝

一 能朝興を不為(せざる)者之事
一 返答を能不為者之事

一 主人に見らるゝを嫌ふものゝ事

右三つを背かんとする者は非忠不孝 第一

の天災 生付之程々にのがれがたし

八六三 婚礼祝詞之事 延宝四年辰比

祝言の根本をがてんすべし 身のかたつけにむこ(婿)をとり 其方をつかはす所也 かく譜代の奉公人とひとし 父母の手前に居たる内は両親を日月と思ひ 夫婦の初めとしては夫を天地とも思ひたのみ 其つとめころにかげひなたなくつゝしむべし ゆめ々々わたくしあるべからず【中略】

右はいづれの娘にやらん 書あたへたるものと思へり 見出したるにより此所に記し置もの也

八六四 懐従者基本事 延宝四年

人をつかはんとならば 我と一味するやう

に使ひなす事干要(肝要)也 扱悪事には

一味せざれと也 然共とにかく主人とは

いきば(生きば) 共にいき(生き) した

ば(死なば) 共に死 あやふき事をおそれ

ざらば忠之道に可叶

八六五 断欲説(ヨロコバシム)心 同二月朔

日晝書之

諸の悪は欲より生ると思ひ欲をはなれんとすべし【中略】扱奉公能せんとおもふものたりとも 病じや(病者)にて煩ときはいかゞせん【中略】ケ様になるも万事心より発ば 欲より出たる事とさとり知べき也 左あらば息災になる事をすくべし 此事をしらんとならば くり返し繰返し心の底より欲をさるべし

八六六 用軍戦古法 延宝四年丙辰二月二十日

軍法はやる由 治りたる御代には乱をわすれ手をとる(手を取る)まごつく) 事有之間 能火ぶせ(火除け)にも成べし 第一は人をなつけ(懐け) 主と家来和合する事肝要也 其上に身を使 達者に可成 扱武芸心得鍛練すべし 伝受様々あらん中に【中略】国々にていにしへより作法を定仕付たる家中の風俗は げによるべし

八六七 善行知時欲幸事 延宝四年辰二月二十

五日朝

忠節も主人のすかぬ事は 悪敷とも大やうは可随哉 然間此事はかやうにいたして能とおもへども其事をせず 是はかやうにいへば御為になると思へ共言葉をひかへ【中

略】時悪敷ければ其国破る 我ひとりにてやぶれをとめば各別(格別) 大海の内の一は(一穂か)なればいふても其役にたざる儀は 其座をしりぞき 何とぞ公儀へ善事届やうの才覚 程々はあるべし 大積(おおづもり) 時をしるといふは如此たらんか

八六八 可弁智与氣根事 延宝四年辰三月五日の宵

智ありて愚鈍を後に 金輪敷(モドカシク) 思ひ 氣根能くして無氣根を憎ば 智者とはいはじ 智あらば なきものに継でもとおらす(Ⅱ役に立たせる)をこそ智恵といはん 氣根あらば なきものへたして(足して)こそ 氣根の理を得

八六九 修己 延宝四年辰三月十日の朝

国を治と云も人を修る儀也 家を斉るも人なり 身を修も是又人なれば 人のなつき随ふやうにすべし【中略】此方のなきけ深ければ永く恩を不忘したしむと見へたり

八七〇 知自他損得 延宝四年辰三月十二日朝

情(つらつら) 我人の躰を見るに 大形徳を取事は稀にして損有儀多し 能事は好がたく望心の有は過半悪事なれば 是皆邪欲のいたす所也【中略】悪事を思ひ出す時それより増さらん善事を習(こ)しらへ置て堪能なる芸を身にも心にも染付する儀肝要なるべし

八七一 改我癖 延宝四年丙辰三月十七日夕

乍針立書(カ、ス)之 人たるものは 我が癖を我と知 我と仕置

『北の丸』第47号 『思忠志集』件名細目(下)

をたて其悪を去るか おのれとならずは人の目利して頼か 目利までもなく 我が非を挙てそしらば 其を悦敬ひ師とせんと心懸て 其言を書留置て成とも直べし

八七二 嫌諸欲 延宝四年丙辰三月十七日早朝

人々に悪を停止すること可成わがにてはなけれども 欲心薄ければ善へ移り安き道理有り 此、を今朝夙に起心に思出 不忘内に書けり

八七三 叶奉公冥加次第

奉公人は奉公冥加の有やうにすべし 左様に有度はまづ主を薬と思べし 然らば金銀をつかひても隙をかきても近寄べき事也

八七四 救人所援千人 延宝四丙辰四月の比

於日光道中 公義を思は、人を可恵 人を拘るは我を守らせんがためなる間 互に其のり不可違事

八七五 弓箭協冥加脱非業死 同二十日

武士を貴み弓箭の冥加に叶 理をえんと欲するならば 歩行を好 身を堅め 忠節を不忘して 如斯の心にてたしなまば 戦場にのぞみ非業の死有べからず

八七六 誠意催同氣 同二十五日

吾心に志あれば 人の吾に志有たるを不忘由なり 但 註に曰く 志は誠なれば同氣相催の問 人の誠吾誠と一致するにより不忘か

八七七 憎悪好善工夫 延宝四丙辰四月二十七日早朝

情惟ひ見るに 善に進み悪を嫌ふやうにとは聞けど 善を好む思案し悪を憎む巧夫せ

よといふ事を不聞 是を昼夜修行し 物職(識の誤りか?)に聞 行ひよからん人に習ひ求得て 身にも心にも移着べし

八七八 忌針灸日取 延宝四年夏比

八七九 見摺白弁忠節 同五月朔日

日光にてするす(磨臼)を曳て見て 我もひきて見んとおもひ両方に付たる繩を左右の手に持挽て見るに 人の挽ごとく思ふやうに不廻 然る時彼ひき手 左右の繩を取かへ挽ぬれば 左右前後不殘廻るといへり【中略】愚者のなす業にても仕付たる事はよき人にもまさらん事も可有なれば 忠節の稽古工夫鍛練 武士たるべきもの油断有べからず

八八〇 琢身 延宝四年辰五月朔日

身をみがくべきは師匠親主君の前吉(よし) 然間前へ出る事を進 退屈なく痛まぬやうに心を取置べし さあらば善事を面白思氣根有やうにすべし 然らば房事を嗜 朝興を好 歩行して食進様にすべし

八八一 知吾志薄 同十月二日朝

我をも人をも かわいがる(可愛がる)やうにすべきは道也 是を此程不凶思ひ出し面白事と感心して書り

八八二 忠孝慈愛 延宝五丁巳年二月二十五日朝

忠節第一にして孝をおもひ慈悲を思ひても 此思忠志集を書ば 本心に原(モトヅ)く手段には 我と磨き人にも習ひ勉るに 市の中に居ても心を静にし習求にも如之(コレニシク)はあるまじきと思ひ 我若き時より此心着(ツキ) 当春まで習て

は書 書ては習などして見るに 少しは当世時にあふ事も知るべし【中略】三人の愚息どもへ 忠節を思はゞ我存命の内に似之(これに似せ) 子孫へ伝る為なるま、一字にても書たるをしらせよと十五年も以来数(シバタタ)云つれども 今朝までは用たるを不聞【中略】此書(『思忠志集』)長く伝に於ては 我は忠節薄とも代々の功を以忠節の接(ツギ)にもなれかしと思へば 只管(ヒタスラ) 外題(『思忠志集』)のごとく忠をおもふしるしなり

八八三 願文 延宝四丙辰年五月七日期

- 一 主君の御為第一に奉存事
- 一 誕(イツワリ) 有之間敷事

【中略】
一 忿(イカリ)を不可催 忿怒の相あらんは尤也 然る時正身の火を不可穢事

【中略】
右九ヶ条 掛御目稽古仕度 今日早朝に書申候也 此章は於日光山恵心院僧正の披見に入る、処に 僧正又日光御門跡尊敬法主の御覽にも備られたると承侍也

八八四 示昨非 延宝四丙辰十月中旬の比

一 勤やう今迄は下手に候事
但 仔細は我身にては勤るとおもふべけれ 末の考下手と相見え候証拠には度々大煩を受たり【中略】路銭の支度うすく 其上無理をして通らんとするにより 病閑出現して鳥の網にかゝりたるがごとし

【中略】百歳の道とおもふに 五十年迄は路銭続き能 其より上の六十歳迄の十年は三十歳より五十までの二十年にも向べし(『相当する』) 又六十より七十迄の十年は跡の(『前の』) 三十年にも向はんと思ひ【中略】右の文を調 愚息の方へ遣したる也

八八五 知損得 延宝四丙辰十一月十日夜書之

八八六 禁奢侈治天下 延宝四丙辰十一月十五日の夜

人々邪の欲日に増し薄く成やうになさでは 国おさまるとは云まじき也 去により上手の国をおさめたるは 大名をすりきる様につかふといへども 道理にあいぬれば恭と云て迷惑成とは不思 然間小身の勝手つゞく積あり 民は猶いくいもの有によりつまらず【中略】大名へ念比(ねんごころ)過ぬれば 後は懇(ネンゴロ)すべき事不足して いたさん様もなく成ては かれに奢付て念比のすりきりと云ものたるべし

八八七 明理智知政道 延宝四年辰十一月二十三日朝

東照宮大権現家康公の御仕置 天地のごとく御慈悲深 万民を御撫御恵み被成たる事【中略】大名金銀貯ひ過を 依公用禄を廻下を為恵給御法たるべし 然に高下に随ひ御弘求なさしめ天下を御恵 程に応金銀を世上へ御出し或御控(ヒカエ) 諸民を為恵給に 人は是をしらで 広大成御慈悲被成を利倍のやうに奉思たる者もあると也

八八八 慎身 寛文八戊辰年

- 一 食の時御恩を思ひ知るべし
- 但 行て味を知べき也
- 一 寝る時御恩を思ひ知るべし
- 但 行て安楽を知るべき也
- 一 人を許し我を許すべからず
- 一 我が身を我が身と思ふべからず
- 一 不飢不寒善死を願ふ

但 三段共身を遣ふべき也

右 丹後宮津の御目付の節 居所張置く壁書也

八八九 武道 寛文九己酉年

武士を立忠の道を思は 似合相心に随馬芸をすくべし 其志不集は侍を止め他家の行作を可学 さあらざらんをいては 武士のとうぞく(盗賊)なり 尤と思はば此言を子孫え可伝 能く乗ば能馬多し 年行は一入(ひとしお) 馬を重宝にすべきこと也

八九〇 夫妻始 延宝四丙辰正月五日

縁に付なば夫を天也と知て可勤 然故今ほど親の内に有間 我等夫婦の躰を心をつけて可見 母のいたらくをよく見て善あくを合点すべし 頓て縁につけべきとて 去年よりこのかた手本に成様につとめよと申こと也 去間たしなみ気曲(きまげ) 氣癡随分不出やうにあるべし【中略】夫のよきこと、自分にもよく出来の時は 和合故別のことも有間敷が 夫の自然ふでき(不出来)なる節の心得をのみこむべし【中略】ともかくにも夫のためを大切に思こと專要なり 人抱る様子 人づかい 人のめ

き、などのこと よりより（＝折々）書付
おしゆる通也【中略】

右 娘縁談被仰付 近年の内に婚姻の究有
之間 為忠節繁栄依教如此也

八九一 惠人不可陷吉■坎阱 延宝四丙辰正月
八日夕

子にても家僕なりとも百姓町人等に至る迄
我に随ふ輩 末々までも天の淵へをちいら
ぬやうにとこそ手引をせめ【中略】たとへ
あしきと思ひ氣に社（こそ） 入らぬめれ
心に毛頭無邪には腹立事は有べからず【中
略】四分六分はしらず いかなれ十分のあ
しき事は有るまじきやらん

八九二 玉知恵投漏以鈍刀可斬 延宝四丙辰正
月十日 乗物の内にて書之

持たるもの、かい（害）に成と人にいわる、
か おのが心にもむすぼうる様にもあらば
其智恵と秘蔵なるは 金銀と思とも それ
らもすてつけて見べし きれぬ刀にてさい
く（細工）はすべきものならん 我たから
（宝）にてけまどふはあまり念なきことな
るべし

*「けまどふ」は蹴纏う。衣服の裾など
がまとわりついて足運びの自由が失われ
ること。

*「きれぬ刀にてさいくはすべき」は、
『徒然草』の二百二十九段の「よき細工は、
少しにぶき刀をつかふといふ。妙観註・
名工の名）が刀はいたくたゝず（＝あま
りよく切れない）」に拠る。

八九三 日用 延宝四丙辰十一月二十三日 於

山里御番所記之

一 息災に成儀工夫すべき事

一 悪敷儀聞候は、心にて其心を即刻洗可
申事

一 若きは二度無之間 別て光陰をおし
年寄候て不成儀を取分可勤 然共あ
なたこなたと有之ては彼も是もなら
で一生送べし 其内には是ぞと思ふ儀
を思案して取分可学

【中略】

右は与力神谷利左衛門養子武右衛門に教之
*神谷利左衛門は神谷忠昌か。武右衛門
については未詳。

八九四 応変 延宝四丙辰十一月二十四日朝
夜前風烈付書之

大かたの人の云を聞ば 事かなあれかし
御用に立 手柄をすべきものを 人にはま
けまじ 一命をも捨て御奉公を報べきな
ど、云あへり 愚なる事哉 御代不乱やう
にとは不願して 御恩蒙りながら其悪念尽
て争か御用に可立哉【中略】軍（いくさ）
ごとは常になさま、火事の時に事寄て心
得見らるべし 風なき時分はとやせん
ど、いわる、人も 風烈節は心も替 責て
我一人の身ころびもせず訛（アヤマチ）も
なき様にとのみに候得は 家来とても人な
れば 存様に働きがたし

八九五 戒邪氣長 延宝四丙辰十一月二十七日
の夜

変にして心長きものは 人の役にた、ぬも
の也

八九六 叶忠孝慈 同十一月二十八日 乗物之
中にて工夫

強く能く息災にて長命成様に可仕事

八九七 以緩以良知善惡 同十二月十一日
主君の用を不達して飲食ひ 武士と号して
其用今可有と不思類 皆以て盗人にあらず
や

八九八 用天力捨人力 延宝四丙辰十二月十二日
天力をば不待して人力一偏の才覚をのみ好
むは僻事にあらずや 古語に天の利は地の
利に不如（しからず） 地の利は人の利に不
如とや

八九九 以孝量忠 同十二月十五日 於山里御
番所書之

一 父母に孝有者は忠節有べし 孝行数々
あるべき内に 息災成様にすべし【中
略】飲食色欲の慎肝要たるべし 自
然不調法もあらば行歩して侘すべし
是に如（し）くは有まじきと我はお
もふ也 朝起疾して慈悲すべき事
一 万事につけ寢覚にも武士と云儀を不忘
して其業作寸陰も放るべからざる事

【中略】

右は与力岸半九郎養子右衛門八郎に教之
九〇〇 去欲立我身 延宝四丙辰十二月十五日
於山里御番所書之

一 諸の悪欲より生ずると思ひ おりめか
なめに付我違と存 心を磨くべし
少も立腹すべからざる事
一 身は俗（ナラ）はしの物なれば 奢心
を正 朝とくより起て終日身をかた

め 常に武士道の穿鑿尤怠べからず
天道の加護を受ずして人力に偏るべ
からざる事

一 弓馬・鉄炮・太刀打・鎧・居合・やは

ら・飛・走・水練 心にかけべし

休のまには書数の文を学べし 惣じ

て年行てならざる事を急かつけ習

然るべし 一芸熟しぬれば諸芸もそ

れに列(ツル)る心おほかるべき事

以上

右は与力村串藤左衛門養子藤八郎に伝之

九〇一 理示近 延宝四丙辰十二月十七日

人の境界眼前なるは 不忠不孝の輩も別条

なきとのみおもひて油断するは 風上にて

出火のごとし 此方遠く余所事のやうにあ

れども 風下なれば飛火にて道筋より火出

るもあり

九〇二 松風以心為善悪 同十二月二十四日夜

をのが子并家僕いづれにても 順ふ輩冥加

に叶ふやうに云をしゆるを真実の人といふ

べし【中略】第一息災なるやうに示べし

其第一は身盛なる時より見る事聰事は云に

不及 心にも姪事の戯れ一念もおもふべか

らず

九〇三 道門 延宝五丁巳の年 初て道に入

万事に付人間の境界は 本を思出末の事を

考行申を人とや云はん 初終を不知ば行当

悪事と成間 折目要に付不可忘【中略】食

事にていきんとは不思議してうまきものを喰

はんとのみ思 満(ミテル)をも不知身の

うむをも不覚 自(ヲノズカ)ら日々罰あ

たり弱り行て【中略】いきながら痛 終に
は短命にて消るは不孝と云 いたましき事
也

九〇四 治国 延宝五丁巳正月九日

公御仕(ツカヒ)金銀御不足の由承 御仕

置思召様に 下として無之哉と愚意 悲に

余り有増書頭見申候事

【中略】

江戸の人すくなくならば米穀の費不可有

さるに於ては金銀猥にはやるまじければ

修にて幾許か掘出されたる金銀を土に為埋

られ【中略】他国え金(カナ)不参御制度

あらば 御代万々歳 可被為統と所庶幾

(コイネカフ)候事

九〇五 忠目録 延宝五丁巳正月二十日

一 金銀銅等異国え被遣則(とき)は 禍

の可為基事

一 金城下に人群集は米穀の費 修難止事

一 金銀銅鉄土地の骨髓といへり 多掘

出則(ときん)ば五穀の登(ミノリ)

薄 禍ひ有之事

一 如古法常平倉有之て 民を可被為惠事

一 不飢不寒様にと掟有て 其法に相叶候

様に可有御惠事

右五ヶ条の制度有之則 於御当家は一入天

地の御惠蚤(トク)相叶可申と愚の忠節

乍憚奉存者也

九〇六 商(アキンド)不為士 延宝五丁巳正

月二十一日の夜

牛は牛づれ馬は馬づれなれば 武士たらん

家に年たけたらば 町人は女にても不可抱

禍を招中だちたらん まして男には中間に
ても可嫌事也 殊更金を求得て 武士の侍
にても心を乱る儀も有なん 後悔すべし
小女の節は武士に移る氣じやう(氣丈)成

も有なんぞ 穴賢々々

九〇七 自警 同正月二十六日

一 御奉公一念もわうちやく(横着)有ま

じき事

一 御奉公末永く勤ためには 御奉公を闕

し候ても 病氣の節は無調法にて煩

出しぬると存 別て保養仕 得快氣

身を強なして可相勤 行躰(ユキコ

ロブ)様成は常にはよしとせざるべ

き事

九〇八 一毛隔大山事 延宝五丁巳二月朔日夕

一 一毛大山なれば 少の事と思ひ暫時と存と

も 行ては大き成違有をしらず 実になき

輩油断する事多し たとへば切合に刃だけ

遅ければ切殺さるゝ也 また忝寸足出ぬれ

ば淵へ落 一命を失【中略】武士の吟味以

早吉(ヨシ)とする事

九〇九 移時勢直心貪 延宝五丁巳三月二日

世の人の躰 よき人とおもひ付合敬ふやと

見つれば 人がらの善悪には構なく 己が

公用のたる為とのみ目利して馳走すると見

えたり【中略】宜事には有とも 用を頼な

がらも売買の器物のごとくおもうや 礼物

を遣しぬればそれにて報ぬるとこそおもふ

らめ【中略】恩を忘るゝ人多し

九一〇 兄没对甥教訓 延宝式甲寅心鐘(二十

月)二十日

某のために其方は甥なる故 何とぞ家来へ
広くなるる、やうにと願ひ思て申儀也【中
略】氣に苦勞なく終日身をつかひ草臥寝刻
は 国郡も不願やうに成て 寝たる時の惣
体 休を楽しみ眠り催して心気清静するを
楽しむ【中略】当世を能思惟して 身持に
ても此かたは捨てとも思ふ事は速に放れ切
末に楽しむ事を可知

*「甥」は、天野長重の弟で、長坂一正
の養子となつた信俊の長男信経か。ちな
みに信経は小性組の番士を務め、宝永六
年（一七〇九）に六十四歳で没している
から、延宝五年（一六七七）は三十二歳。

九一〇 一 生行作論（タトウ）旅行 延宝三乙卯
の比 此書を書 七情の内恐驚を書残置たる
を 星野林齋坊 延宝五丁巳二月下旬見出し
申故 末同三月五日書繼之者也

一生の内を旅立万里行とも心得して 安穩
に悲願へ行着 成仏を遂げ 我身を父母に
なして安樂なる処に安坐させべしと願ひ思
ふべし 永く行てはきりもなき間 百歳の
よはひをたもたせ其内を旅にして行べし

九二二 出入司 延宝三乙卯正月三日

御勘定頭たらん人は 五穀を第一とし 金
銀如何程納 何程御遣様人と心得 扱今時
日本にて世間を廻る金如何程なくては不成
と云事をも考工 先の手を見ひらき 老中
へも兼て其御断を不申しては いかでか能
奉行といわれん哉【中略】老中は不及云
御勘定頭は大事の御役国を治めん随一たる
べき也

九一三 送弥從弟書 延宝四丙辰五月十四日
於日光御山書之

一 頃日心重様承故 病氣永引申におお
ては末々無心許存候 縦不被因果候
共 御奉公成かぬるやう成牀にては
苦々敷存候 かやうに申も 本を正
し異見を申候はでは其わけ不立間
不及申事新敷儀ながら 意趣を申儀
に候

【中略】

一 用なくは はやく寝て朝興可然候 昼
寝有之間敷候 枕に近寄ば寝をもよ
ほすの間 さやうの心きざ、ば 其
ま、立てねむりをさますほどに御心
がけ尤に候事

*書を送つた相手は、天野康宗の次男天
野康信の娘の子か。

九一四 考朝興弁盛衰 延宝五丁巳二月十五日夜

世の人の榮へ衰るを見に 三代迄朝寝を好
もの家不衰と云事あらん哉 子孫統といふ
とも短命にして七十歳程も及もの有べから
ず 人の行ひ身のたつ所六十歳に不覃（及
ばざれ）ば其徴（シル）し知れがたきもの
と ふるき人語れり【中略】赤子より昼寝
せず朝興を好やうに仕ならはすべし 一向
宗繁昌も朝興の勤行不怠故と申伝たるなり
九一五 守天道 延宝五丁巳年三月二十日 灸
すへながら思出て書之

九一六 要養生 延宝五丁巳年中

人は氣交の中に在て 今陰陽の理に順て撰
養の法を為んと欲す

【中略】

此れは井関玄説法眼保養の元を談て
此の書を得たり 而して之を書き留
む

九一七 庸功者

書経 遲任有言曰 人惟求旧 器非求旧

惟新

万葉集 ものはみなあたらしきよしした、人

は ふるきことこそよろしかるへ

き

此歌は加藤氏予に語 上句を忘れて
板倉氏の宅にて会合の節問ふ 其座
へ林春常法眼来て 書経に此歌の心
之（これ）有りと云て此語を引る

漢和ともに道理に叶ふ

*「書経」の書き下しは、「遲任言へる
有り 曰く 人は惟（すなわ）ち旧を求
むれども 器は旧を求むるに非ずして
惟ち新たなるなり」と（『全釈漢文大系
尚書』）。

*「万葉集」は、『日本古典文学大系
万葉集』には「物皆は新しき良しただし
くも人は旧し宜しかるべし」とある。

*「庸」は「用いる」の意。

九一八 諸品油断為敵

禹は寸陰を惜む 吾人当に分陰を惜むべし
逸遊荒隋是れ自棄也

斯は板倉氏重通の稀人を招て其席に懸ら
る 一座の衆徒らに日を送ることを思ふ
而て感心す 時に左兵衛に命て之を書
かしむ 今又此書に写し留むるもの也

九一九 天理 延宝六戊午十月十九日夜書之

天の導を保て与ふるを受けんとせて 人作にて立身せんと持ぐ者に末の事を頼むは僻事也

九二〇 以古語送一生 延宝七己未六月二十三日

日 出于軍林宝鑑

九二一 独護不踰惑 延宝七己未六月二十三日

九二二 十分益 延宝七己未六月二十三日

*九二二・九二二は「阿部政重授く」とあり。阿部政重は書院番や普請奉行を務めた旗本。元禄十年(一六九七)に七十一歳で没した。

九二三 日本人奢 延宝七己未六月二十六日

兼好法師作

唐の物は薬の外はなくともことかく(事欠く)まじ【中略】遠き物を宝とせずとも又得がたきたからをたうとます(尊ます)と、文にも待るとかや

右は自身煩惱のみならず国家大破の種也
*「文」は「徒然草」で、引用は同書の第百二十段から。

九二四 人倫之交 同日 兼好法師作

おなじ心ならん人としめやかに物がたりして おかしきことも世のはかなきこともうらなくいなぐさまんこそうれしかるべきに

*「徒然草」第十二段から。

九二五 一生初中終 延宝七己未九月二十八日

長命にて安楽成やうに念願して可行持事 諸の悪 欲より生じて可亡身事

九二六 人間法 延宝五丁巳三月二十五日宵

第一可愼は姪事なり 諸病を導と見えたり家の柱を抜ごとし【中略】腫物出 或ふとり過 眼耳鼻舌身意を苦しめ 手足の痛も房事より悪敷道へ不導といふ事有べからず身に癖付 頭振し 或渴て 静に食を喰事もならず 手むだ事などをし 氣根よわく心長 いかりを求の輩いづれも姪精より発儀也

九二七 秀吉公御歌 延宝五丁巳年

よの中に人はあれとも人はなし 若人あらは人になせ人

九二八 魚骨拔書 同年

賦九龍化骨神護身

右の文字 水に影を写し 其水を吞候得は骨抜候と申伝也 加藤内蔵助殿御伝之
*加藤内蔵助は、加藤明友。奥州会津藩主加藤明成の子で、寛永二十年に明成が所領を収公されたのち、石見国に一万石を与えられ(吉永藩)、天和二年に一万石を増され近江国水口藩主となった。

天和三年(一六八三)没。六十三歳。

九二九 養生之詠哥 延宝三乙卯の年中書之

玉くきのつよくおこらは房事せよ おもひおこすは短命のたね
水と火をまさすへらさす等分に 身持をなさはやまひきたらし
脾胃袋能あしゑらみ九分めに 食事をなさは病出まし

右は御既方のしたしき人 我身の保養をよまれたると被申に付 たつね書留る也

九三〇 敬神仏 同年

信綱曰く 屋敷替られたる心安き方へ往て 井戸を見て 神仏をも水にて身を清め拜をなさしむるに 井戸の辺り穢れ為り 還り水も可有と示給ふとなり 貴と思ひ書留候事

*信綱は、武蔵国川越藩主で老中を務めた松平信綱。天野長重の叔父。

九三一 可知不相応 同年

時を知るべし 然則(しかるとき)は身安穩たるべし

九三二 知信 延宝三乙卯の年中書之

信(マコト)とゆうを知る事かたし はず(恥)を知るとゆうはせん(恩)をわすれざる人 是も信也 信を知るは智也 是を持(タモツ)は勇也

九三三 慈悲 同年

大家に限らず 己が身にも 小家にても せわしなく法少からんことを要す 亦云 恵も過(スギナン) ことを可思 恵にはあらで罰あたる儀可多事

九三四 文字之初 同年

淮南子の十八に曰く【中略】

右は宥首座より為被送書也
九三五 八相成道之次第 延宝三乙卯の年中書之
仏の一生を八つに分て八相成道と云 六番目を成道と云て大道を成就する処なり【中略】

右は宥首座より被送たる書也

九三六 勤奉公歌 延宝三乙卯の年中書之

奉公は車を坂に出すことく 油断しぬればあとへしりそく しゆつくわひの発心のあ

るならば 身のほろふけとかねてしるへし
武士の悟を常にきくならば その身のため
の功となるへし ひんほう(貧乏)の神を
入し(入れじ)と戸をさして よく々々見
れば我身なりけり

九三七 不可変心 同年

国道有て官位に進み俸禄受ても いまだ立
身せざる時の心を変ぜぬが君子にて候 多
は変ずる故に小人の方へ落申候也

九三八 四花灸 延宝三乙卯の年中書之

右は赤井道幽老懇志に付相尋処 以自筆
被送者也

九三九 太鞍秘伝 旧年

石橋 望月 懺法 白囉 乱拍子

右五番秘伝とはいへとも ○道成寺○懺
法○関寺○乱 此四番を今春大夫家にて

一子相伝の大事有と云へり 凡太鼓打の
名人と云も大夫より伝ると也

九四〇 知善悪古歌 延宝三乙卯の年中書之

賤の男か小田かへすとて待雨を 大宮人や
花にいとわん

九四一 女成男 同年

三従変成男子

女子初は随父(父に随い)中は随夫 終に
は随子 故に却て依在三従(三従在に依て)

男子とす

九四二 知智仁 同年

仁者楽(ネカフ)山 智者楽(コノム)水

九四三 願善心 同年

天地四方都て諸の恩を拝し 蒙冥加(冥加
をこうむらん)と念願して心能くならん義

を祈らん事

九四四 正忠 同年

出家僕忠 建理与法

九四五 信玄公御詠哥 同年

文はへり武は中こみに智恵の糸 和哥のお
もてに慈悲の裏こも

九四六 槿花盛久歌 同年

槿(アサガオ)の朝な々に咲かえて 盛
ひさしき花をみるかな

九四七 沢庵和尚詠哥 同年

あさかほをあた(徒)に人やおもふらん
朝な々の花のひさしき

九四八 父母兄弟之品 同年

天下無不是底父母 世間難得最兄弟也
積かとおもわは頓てうち払 風有松に雪お
れはなし

九四九 天人一理 同年

天理也 人亦理也 理を修る則(とき)は
天と一為り 我我に非ず 理理に非ず天也

九五〇 易之眼 同年

時の一字を知事
是は万物に時を知りて損益の二字を行則
(とき)は 安穩にして暗からず 天地
一体也

九五二 自歌 延宝三乙卯の年中書之

し(死)をやすくもと(本)をもと、し行
ものは おと(音)もか(香)もなき心な
るらし

九五三 後水尾院御製 同年

風ふけはそらにはしらぬ白雪の りちにし
らふる松のこゑかな

九五三 台徳公より大猷公え御送被成御詠哥

同年

人多し人の中にも人はなし 人になる人人
になせ人

九五四 大猷公御詠哥 同年

よの中のひとはまよはしおしへこそ これ
そまよひの始成ける

九五五 沢庵御返哥 延宝三乙卯の年中書之

小智菩提妨
麓なる一本の色をしりかほに おくも見は
てぬみよしの、華

九五六 沢庵和尚詠哥 同年

身をおもふ心そ身をはくるしむる 身をお
もはねは身こそやすけれ
何事も只其俣のこゝろこそ よろつの事の
誠なりけり

九五七 知人不住心歌二首 同年

人は人人はひとり人はしれ ひとてなき
身は人はしらすや

九五八 安藤帯刀殿詞 同年

人を殺者をは可殺事
さるさわに月はよな々々かよゑとも 月も
よこれす水にあとなし

九五九 秀吉公御詠哥 延宝三乙卯の年中書之

青柳のいとより長き心して 世におふし
つ、時を待へし

九六〇 賀哥 同年

昨日まで過にし人の齡へて けふより君か
千代そはしまる

九六一 忠哥 同年

世の中にしたかふ人のことの葉は おもへ

といはすおもはねといふ

九六二 守義 同年

義者不能存亡易心(義者は存亡に心を易ふ能はず)

九六三 磨心 同年

一 可知無欲事
一 可知邪欲事

右は於丹後宮津 為琢心張住所置者也

九六四 太田道灌詠哥 延宝三乙卯の年中書之

慈悲表武は中こみに智恵の糸 正直縁に和哥のうらこも

九六五 性相字義 同年

性は謂く内に抛る 自分改めず
相は謂く外に抛る 覽ては別つべし

九六六 慕人知人二首之哥 同年

有時はありのすさみににくかりき なくて
そ人はこひしかりけれ

人は武士柱はひの木魚は鯛 色は紅梅花は
みよしの

九六七 大猷公御詠歌 同年

たのしみは命の外に何かあらん なからへ
て見る農明の月

九六八 石川丈山咄 同年癡癡

丈山翁え先年丹後の宮津御目付帰の節立寄
たる時節 咄を其座にて頭書仕ながら物語

承候 睨々覚ねとも 少々其砌書たるを此
に荒々心差迄に印候

九六九 生善種 延宝三乙卯の年中書之

善の種を蒔に 草木の種を蒔にも齊しきと
いへとも 是は天の命づるを人倫請保つて

我身に施 諸民に至迄施こす事なれば 此

種当分は目にも見へずといへとも 廣大無
辺なる種也

九七〇 三毒 延宝三乙卯の年中書之

魔に有二種 一には外魔 二には内魔なり
内魔のうち五蘊魔といふは 色受想行識の

五すなはち魔なり また煩惱魔といふは
貪瞋癡すなはち魔なり

九七一 有無之問答 延宝三乙卯の年中書之

智蔵禪師へ因に張拙秀才問ふ 山河大地是
れ有か是れ無か 三世の諸仏是れ有か是れ
無か

九七二 自力他力之弁 延宝三乙卯の年中書之

安心決定抄に云 うとからん仏の功德は機
にとをければいかゞはせん 真如法性の理
はちかけれども 悟なき機にはちからをよ
ばす

【中略】

右三毒より有無之問答・自力他力之弁
是皆外題此方而書之 各為丹後宮津切戸
文殊住持有首座志 被送之

九七三 老子孔子再会 同年

史記の孔子世家にあり(以下その引用)
右従山口養拙写来也

九七四 古新之哥廿一首 延宝四丙辰の年中書之

大猷公御詠歌之由承伝
忍ふ夜の暗には道のくらからて 月には迷
ふわかこゝろかな

九七五 夢窓国師

わか身さへわか物ならぬ我身かは わかも
のとは何かわかもの

【中略】

血留の哥三反唱て 初は左より二刀 後は
右より一刀
血の道は父と母とのためなれば ちのみち
とめよ血の道の神

九七五 習俗不知外事 延宝四丙辰年中書之

鳥翔山林魚游江湖 漁者不知樵者之趣 樵
者不悟漁者之樂

九七六 道随獸用和二首歌 同年

老馬知道 妙寿院
身をしはは老ぬる馬ぞ恥しき 人の人なる
道まよふ世に
古哥とて人のかたる
ひとはたゝにく(肉)に契のあるそかし
ほね(骨)になりてはとふ人もなし

九七七 食居二用 同年

君子食無求 飽居無求安

九七八 似善松似惡花 延宝四丙辰年中書之

古人善惡心无差 善似青松惡似花

九七九 弁善惡 同年

莫道惡人無奈何 惡人更有惡人磨

九八〇 報応分明之図 同年

昔日螻螂去捕蟬 豈知黃雀在身辺
雀被漁人金彈打 獵人虎咬並黃泉

九八一 神宗皇帝御製訓 延宝四丙辰の年中書之

神宗皇帝の御製に曰く 非道の財を遠け
過度の酒を戒むへし

九八二 知人善惡 同年

九八三 色欲之毒藥 同年

大患の書に曰く 瞥起は是れ病 続かざる

は是れ葉

九八四 宝鑑内忠孝 同年

宝鑑曰く 家貧にして孝子顕れ 国乱れて 忠臣識る

九八五 居家必用内表裏 同年

輕諾（カルタタシクタクスル）者は信必ず 寡し 面誉（マノアタリホムル）者は必ず 背非（ウシロニシテソシル）

九八六 父師子之行 延宝四丙辰の年中書之

司馬温公曰く 子を養て教ざるは父の過なり 訓導嚴あらざるは師の惰（ヲコタリナリ）

九八七 忠孝 同年

九八八 司馬温公家訓 同年

九八九 仁義礼智信 延宝四丙辰の年中書之

九九〇 心機意馬 同年

心猿飛移五欲枝 意馬荒走六塵境

九九一 楠正成金剛山城居間壁書 延宝四丙辰の年中書之

一 遊も度重れば不楽

一 珍膳も毎日向へは不味

【中略】

一 為国諸人に怨有人を禁之へし

一 唯今日無事なる事を思へ

九九二 天降大任 同年

九九三 不矢其人 延宝四丙辰の年中書之

右在古源山人二論

九九四 君山角竹 同年

其人の智恵才覚の得方（エカタ）々に用ゆべし 然らずは其事に堪まじきと也 此

賦は徐世溥と云人の作なり 文娯楽と云書にあり

九九五 以猩猩行作直人利欲 延宝四丙辰の年中書之

琅瑯代醉と云書物に云く 猩々と云獸能ものい、笑ふこと人のことし

【中略】是をものにたとえれば 人の利欲をむさぼり身をほろぼすに似たりとなり

【中略】

【中略】

九九六 五性配属之図 延宝四丙辰の年中書之

九九七 持身齊家治国問答 延宝四丙辰十月五日

身を持ち家を齊へ国を治る法一致と思へり 如何可有哉の事答曰 大学八条目に修身齊家治国平天下は大小の分別有之はかり 正心を本と仕る上は一一致と見解被遊候処 御尤奉存候 只正心の工夫の内に御座候也

【中略】

右は我風氣の節 山口竹爐斎と對話して書之

九九八 忠孝慈 延宝四丙辰十二月九日朝

邪欲に心みたれ 父母には人間にうみ付られ育られたる恩送りに使はれ 主人よりは 禄をうけ身を養により勤るとのみ思は 身為に成を知らず 当分の事にも報来れるを 其弁もなく悪内心にあれば 則勤る所も悪に成なり

九九九 英雄之心 延宝五丁巳年中書之

英雄勇義 神威聖明 忠孝執節 民格国清

一〇〇〇 敲器図 同年

一〇〇一 求寿福 延宝五丁巳の年中書之

孝行と云は不煩様に有へし 【中略】我子病疾の節親のくるしさ如何あらんや 然らば 父母不見所にてもわか身を大切にすへし

【中略】右程過見るに 近習のもの共へ教たる書かと思也

一〇〇二 忠義次第不同 延宝五丁巳の年中書之

一 異国へ毎年金銀多く商売のため被遣儀 何の謂乎

一 大名え下屋敷広く被下に付 上屋敷のはおもてむき計の家にて下屋敷に住処を構る多し

一 米穀の下直なるがよく候処に 金壹兩に七斗計の直段にては高直にあらずや

【中略】

一 武士の作法も末になり 行儀をなすかとすれば又うすく見ゆる事多し ひとつとなく侍の妻女娘子まで野鶏のごとし 成人してはおとこのまね（男の真似）をして 顔をおほふかとおもへば尻を出し（ホウ）づゝみ 頭巾あみがさなどにて漸をかくし ひとつとなくかづきなどは見たるものさへなく成たる事

右七ヶ条 五年前書たるを見出写候 此末も忠義を可書おもむきなれども 隙差合書ことを不得とおもへる也

一〇〇三 松平伊豆守信綱朝臣行状 延宝五丁

巳年中書之

両親より位を越 城主となり威風の強こと
無双日本の外えも聞ゆ 最無欲にして才智
人に勝れ 忠を重くし末期まで其慣を不翻

一〇〇四 松平申斐寺輝綱朝臣行状 同年

勇力正く 忠の志分陰も無油断人跡にして
家中を撫 民を愍み 武芸勇智越世

一〇〇五 古堂和尚行状 同年

仏儒ともに不暗(暗からず) 其党幾万人
に越たり 道を正く慈悲深ふして行作尋常
の人に勝れ

一〇〇六 梶左兵衛佐定良朝臣行状 延宝五丁巳年中書之

忠の志不変して其御恩の深を知て 日を重
月を積み年を経るに随ひ益骨髓に通る 志
深く妻女不持房事を絶え 身を清め心を清
め

一〇〇七 石川丈山翁行状 同年

末期にも隠遁ながら忠の志を不忘 眼耳鼻
舌身意ともに不相違 聖賢の作法を言語し
看病の弟子共に暇乞して 惜哉々々 九十
歳にして終る

一〇〇八 田付氏圓方(ミツマサ) 伝授 延宝五丁巳年中書之

御手紙拝見候 口葉の事折節持絶申候 我
等ともは常の簡葉を粉にいたし用申候
けつくに下へ能火勢おし付申候故 能々不
断多く用候ゆへ 上々の口葉など、て紙の
上にて火付こけぬなど、申様なるは用ひ
つ、き不申候 以上

一〇〇九 井伊氏直孝朝臣嫡子直澄朝臣へ遺言状

延宝五丁巳年中書之

一 上意の義は不及申(申すに及ばず) 御
老中私にて無心千万に存候事御申付
候とも 毛頭不可懸心 一向御奉公
第一被勤儀可為本意候 尤忠節亦是
我等への孝行不可過之候 御代々御
厚恩子々孫々迄可奉忘儀無之候事

一〇一〇 東照神君御治世隨法書 延宝四丙辰年十一月二十三日朝

一 自分の行不知候得は下知諸法度立申間
敷候 御奉公の心懸 世上の勤 家
中の作法 諸事我等仕来候様に被仕
尤存候 兎角偽氣随無之様 昼夜御
嗜肝要存候

一〇一一 忠孝慈愛要 延宝五丁巳年

一 御鷹野にて俄に遠道へ御越候時節 御考
違られ雪降て 御供の衆濡れたる砌 御氣
を被晴など、の上意にて 御輿の上の戸を
御明 御供の衆と共に御濡れ【中略】世上
奢ぬれば 金銀官祿領地を重々拝領しいか
ほど寵(クツロ)ごと云とも 北斗をささ、
ふとも願の可満やうなき間 人の心を脩る
こと肝要也

一〇一二 順天之公自佗目利 延宝五丁巳年

人の目利 我心にて我を目利すへし 能事
と人も云 我も心に能と究たる儀 不乱は
能人也【中略】少の憤にてふかき恩をひる
がへり 俄にあた(仇)敵と成はあやうし
肌のゆるしがたき人たるべし

一〇一三 無智 延宝五丁巳年

一 智恵は不遣して有なんに 智恵を遣ひ一生
を過つ事

一〇一四 目利 同年

一 我は鏡磨也 預りたる輩は明鏡の曇たるな
り 賤くも某家に生る人数をさづかり得た
るは かれを恵まん心有るにや

一〇一五 身退生明 延宝五丁巳年

一 大躰賢(カシコシ)と云もの、行作を及見
聞(見聞き及ぶに) 利欲を望もの多して
渡世の有様 智を持たながら是を埋み 暗心
になりて分別弁がたしと見へたり

一〇一六 源信綱詞少々記 同年

一 杖づくに 雨降時は身に近く 鐘木の
上へ大指をかけて突ぬればころばざ
る由の事
【中略】
一 老女御表へ被出過たる時 被申候は
何とて出過被申候やと有之つれば
老女なればくるしからぬと被申候に
より 左候は、言上可申や 我々杯
も老人に候へば奥方へはいりてもく
るしからざるやといわれければ 彼
人こまられ早々にしてはしりいられ
たと老中の内被仰 和か成挨拶早
速女人の耳へも静にして 道理は重
く候よし御感 御咄候事

一〇一七 禁身家書 延宝五丁巳年

一 我家のしめし 第一朝起快いたしこ
たへいさぎよく仕らば 苦惱相応に
免るべきと教る事
一 病気内外去るやうにあてがふを能き主

と可申事

【中略】

一 士農工商共に善を急悪を延る事 人倫は程に應し可有事と云ながら 取分(とりわけ)可為武士は 疾(ハヤキ)事をこのみ馬用を逸(スク)べき事

一〇二八 古内之覚書 延宝五丁巳年

一 おしなみて花の盛になりにけり つほめる人の心もて行

【中略】

一 笹屋又左衛門と云は 大坂にて 父骨を折金を求渡ぬれば 子は樂を仕る然れば孫は乞食に成と遺言状を書たる者也

一〇一九 外道理報 延宝五丁巳年

房事分量を過すし見ゆるは 朝寝を好み歩行を嫌らふものなり 内熱もよほすにより食事を急喰ものなり 然る躰を見て可嗜

一〇二〇 智迷利 延宝五丁巳年

かしこきといふもの、仕かたを見るに 其智慧にて利をのぞみ 何かたへころばしても利欲の徳を取やうに才覚すると思へり 又非道在たりといふとも 勝やうに分別をめぐらすと見へたり

一〇二一 可疾善 延宝五丁巳年

一 能と思ふ事は急べき事
一 去る二日 方々乗物馬にて歩(アルキ)直に振舞に行進 乗物かき六人也 馬にて行は口取くつ持共に三人也 身の稽古にも又急用の為にもと思ひ

のり物かき宿へ休養に戻し候 此慈悲心出るは則道に入の門たるべしと 其時をはじめて面白

一〇二二 急善窺天地 延宝五丁巳年

一〇二三 道之根本 延宝五丁巳年

其能ことを疾(トク)すべし 是天の道也

一〇二四 奉仰家光鈞命之旨謹記愚意 延宝五丁巳年

誠の父母と養父母とは各別也 実重く 汝得生たる所をとふに 天地有とはいえど 父母なくして争(いかでか)人間界にやどさんや 然上は離して難放は此縁なれば不軽 乍去養子として其家を継せんこと 親子のけいやく不浅ば 万一喧嘩をもしてん時 養父の方を勤て実の方は遠くなす道理もあれば 先は養父大切なる所也

一〇二五 目前之境界 延宝五丁巳年

天の道と心得て樂所 人々の行作の程々有べし 欲心有ときは樂ことを不知 樂ときをしる則ば樂こともあるべからず をのづから目前境界也

一〇二六 天地善惡法 同年

天は善をかしづき悪を見つるにはあらず いづれにも味方となる也 たとへば善は生にして悪は死の心得なれば 天なくして生ぜんや死せんや 能く人をも導は天地也 悪人を引誘は天地なり

一〇二七 不易之生死 延宝五丁巳年

万物万代不易を天楽といわん 地へ下つて替たる時にぞ則滅するの道理なれば 亡びんとしては可替 諸事に付此理に應ずると

見へたる也

一〇二八 武道発願 同年

武士の子ども ことなき時より常に軍場の心得せよと教習はすべし 内氣になきこと肝要なり

一〇二九 嫡子驚煩惱重異見 延宝五丁巳年十月朔日

人々の煩を御覽被成に 天下国家治ごとくたるべし 草創の御代の崩はいつとなく破るれ共 世の人不知之(これを知らず)ふとく成(肥満になる)は必破れにちかき相なりと古人申置也 然共細ても破る、有先ふとくして破るは飯袋へ混(ヒタ)と込入 取分常に急きぬればしぜん(自然)と破る、也【中略】明暮行歩を可好 其上に日に一壮宛は不断考理灸すべし 右の旨背におゐては 或(あるいは)食傷 或腫物 或脚氣 或中風 或しびれ 或痰氣 此病急に來破られずといふ事有べからず

一〇三〇 為忠義下家臣宮城氏書 延宝五丁巳年十月四日

今度下向幸の事 長三不勝手の様に聞及候 其通に候や 家臣としては主人第一 忠義儀様に(忠義を励むように) 自然人躁(サワギ)の御奉公 他国がけ有之節は一入不勝手にては勤成かぬものなれば 其手を廻すやうにすべきは本意也 然るに成次第にうかと行か、りぬれば 跡へも先へもゆかれず 自滅することし 其により兼て高式千五百石の内物成五百石分残し置 御使等の御用に立候様にして【中略】手をも

付(付けざる)様の仕置忠節と定置【中略】
然に何として乱れたるや

*「家臣宮城氏」は天野家の家臣宮城八郎兵衛。この文章は宮城八郎兵衛に下された。

*「長三」は長重の嫡子である天野長三郎長頼。当時は小性組の番士で祿三百俵。

一〇三二 近習輩依望伝五心 延宝五丁巳年十月六日朝

渠(かれ)のぞみて曰く 無病にして長命福人にして無愁様に願ふ 何とぞ此教を請申度由 其上来世にて仏に成度聞なして給はれと申候事【中略】無病に可成は淫房をもらすべからず 背は利欲なり 長命に成らんとらば 淫房を不可洩 背は利欲也 福人に成らんとらば 淫房を不可洩 背は利欲なり 病者に成ては士農工商共に貧者の本なり 愁なきやうにとらば 淫房を洩べからず 背は利欲也

一〇三三 自警 延宝五丁巳年十月十一日

一 いらえ(応答)潔きやうに示(しめす)儀 無二無三(二つも無く三つも無く)要なる事

【中略】

一 飲食・色欲・睡眠・言語・行歩・便利・起居・動静・衣類・居所・医術・忠孝・慈愛の道 我智恵を限り無邪(邪無き)やうに慣ひ求め 朝産(ウマレ)一刻を十年に積り 夕に六十歳にして死すると思ひ 寝る節心を改磨洗ひ 悪念有らば無欲を以て打払 清

浄にして 夜を浄土とも其心に因(チナミテ) 地獄え墮(墮在) しぬるとも慣に因て死ぬると思 悩に因て観念し 毎日洗ひ清め可臥事

一〇三三 好直鈍 延宝五丁巳年十一月十四日宵

さる人中将将某か、りてさせば負くれどもまくるをいたまで(痛まで) 得ざる事を仕習ひ 后(ノチ)は上手に成たるひと有【中略】得がたけれども只管とよくつくせば 鍛練すると見えたり 此夜(ココロ)此事不凶(ふと) 思ひ出て書認(トメ)たる也

一〇三四 武士之心付所 延宝五丁巳年十一月十五日

奉公人たらば 其主人の仕置を可守儀也 然共予はあしかるべきは断を申候え 家来のため我は師匠と迄にあらざ 其方をも我は師匠とおもへば 互に能事を不残申て 我等も其方ともに手を取組たる心地して 成仏するが能とおもはるれ 如何思ひ候やの事

一〇三五 持宝称真加 延宝五丁巳年十一月二十一日

一〇三六 下知随分明 延宝五丁巳年霜月二十二日夕

人を引ます人の目はたらき自由なるやうに 下知の成能様にして働は家人の法たるべし【中略】座敷にてつかはる、輩も是にひとし 千里先にて順ふ臣下たりといふとも忠臣は此法に可則もの也

一〇三七 極善悪之心 延宝五丁巳年閏十二月

二十四日

積善の家には福来り 悪事をなす家には殃報有之 天地自然の妙是也 天地善を好悪を嫌ふにあらざ 嫌はゞ争か悪人あらん【中略】天地善にあらざ悪にあらざ 但人の心に依り善とも悪とも定むる

一〇三八 随天地善悪 延宝五丁巳年閏十二月二十五日夜

二十五日夜

天地の外は空とやいはん 覆て無外(外無き)は天也 載て不捨(捨てざる)は地也

一〇三九 察得心 天和元辛酉年十一月十五日朝

松平氏源信綱常にのたまふ 人の讚貶(ホメシル)といへば 何が能て誉や 何が悪て誹(ソシル)や 其わけを云へと御申候 其趣は不聞と申候へば それにては善悪の弁もなし 其分を云てこそ糺さめと御笑に成候

一〇四〇 因功者 延宝九辛酉九月二十五日

鉄炮御免の場所にて 御成の日は不及申於御城御能其外御規式御座候節は 鉄炮不放様にと此前御老中の内御咄の由 田付四郎兵衛御物語に候 今日公家衆御馳走也 御能御座候 就夫(それにつき) 鉄炮放不申 御能過夕方苦問敷と申談 其前は為打不申候 御尤の儀也 都て万端功者に如くは有問敷と存候 田付殿被申問候を感心仕因茲諸品の意得にも可成と 旁為忠義書留置申候事

一〇四一 香奠志 延宝五丁巳年二月朔日

御香奠給候は、御志に候間 何方よりのも留可然候 御威光にて可給程の御役人にて

も候はゞ 果たる以後先の御人に随ひ御時
宜も有べし 人の志を不受は對我身念なき
覚有之によつて如此候事

一〇四二 報来 同年三月晦日

去人頃日予に告て 阿部忠秋卿の御語日は
愚なる事なり 人の唱るは行作悪しけれ共
無其報 能すれども善果も見えぬと云り
善人といわれ悪人といわるゝ輩 是則善悪
報たるにてなきやと宣ふと也

*阿部忠秋(一六〇二—一七五)は、武蔵
国忍藩主で老中を務めた人。

一〇四三 知当天罰 延宝五丁巳三月晦日

天罰にあたると云ことを可知ところにしら
ぬもの多し 天ものいわざればつげまじき
とや 手足も見へざればいためまじきと思
かや

一〇四四 持佗智恵後悔 延宝五丁巳年四月十
九日

用事談合有之ば一入(ひとしお) 常にも
親方等敷(らしき) 人申とも 其にもたれ
ず別のこと有まじきとのみ思べからず 分
別してよからんことを思出なば 存寄申さ
んとすべし

一〇四五 去欲心求隙 同年四月二十四日

いそがしからん内にも心を隙にしておきた
らましかば 似合相応に不導と云ことあら
ざらんや 心いそがしければ かたちも其
につれ かたちさわがしければ 心もした
がふべけれ 是皆欲心ゆへにせわしく【中
略】道に入時にぞ心閑に成て隙を求と見え
たり

一〇四六 遣養子授愚息書 延宝五丁巳年六月
七日

一 此度見るに 医者に手突たる也 諸事
に可頼頼母敷(頼もしき) 人をも兼
て覚悟あらんとおしゆれども をの
が智恵まかせにするによりて行当た
る也

【中略】

一 我が方へ能医者早く細々見廻候様に頼
置を三人程は有たるかよき也
一 少々煩の時は下手医者薬を吞により
其薬にて大病に成也

【中略】

右数度云ても不用共 又々為申聞候 大
坂在番にも懸り被登の間 能都合を調
間に可為合者也

依田友右衛門との

*依田友右衛門は、天野長重の子で依田
平左衛門政勝の養子になった政武。

一〇四七 示二男書 延宝五丁巳年六月二十三日

身を堅固に守るは親えの孝にあらずや し
からば偽不謂(偽りを謂わず) 房事をた
しなみ 朝興して身をつかひくたびれ 多
欲なふして人の智恵をかり求 善人任せに
して利欲をはなれ宵にはやく寝に不可如乎

天野門兵衛殿

一〇四八 導家従 延宝五丁巳年七月二十六日

昨日の客人に茶ぐわし(菓子) 盆 同様成
多き処に別々成を出し不調法に似たり 不
申候はゞ申上候はでと存候 重てもかやう

成たぐひ可有之 預り候もの不存出候はゞ
預り手第一違ひにて候 第二兼てしらで不
出候はゞ 弥一右衛門・権六郎幼少成形儀
にて候 人を引廻すべきものは 下のもの
不成所を下知を加ふるものに候 それを不
構に置候得は 終には主人出言せでは不成
様になるものに候 其時は下にて口を利も
の耳も目の口もなきがごとし

新鎧瀬兵衛殿

新鎧弥一右衛門殿

古川権六郎殿

(ほか計六名の家来あて)

一〇四九 心奉君同哥 延宝五丁巳年六月二十
五日 於乘輿の内■

大将の御遣被成節は其身を如人形ならんと
思えり【中略】忠と思所へ心を寄せて外(ハ
ヅル)迄も中(アタ)りと志て可勤也

一〇五〇 諭旧功之土書 同年七月十三日

森理右衛門 財(タカラ)を授り度由 今
朝望申候【中略】謹ても可愼は色の道也
咄に聞も毒なれば かやうに書て禁(イマ
シムル)もいやなる様におもへり 何とぞ
忘るゝ様の思案すべし 財といふはかやう
成事なれば 元を可糺 誰しも欲る事を好
むといへども 善にても半を過しぬれば悪
にちかしと見へたり 古哥に
中々に里ちかくこそ成にけり あまりに
山の奥を尋て
此哥を理右衛門知りたると只今申候 さと
るといふを不知や【中略】是にてさとれか
しと一首着(アラハシ)て書留もの也

一〇五一 右筆教初学 延宝五丁巳年八月十九日

物書とて勉める人 其覚悟不忘忘答(忘れざるはず)也【中略】第一 読める様に書べし 第二 早書を好む也 第三 教へも文字も不忘様にすべし 第四 文字有を好也 第五 此事逸(スク)べし 第六 文章を覚べし 第七 手を書上べし【中略】第八 かなづかひを知べし 第九 文法を做(ナロフ)べし 第十 書札恰好をしるべし 一〇五二 以一言欲当万言示 延宝五丁巳年八月二十五日

人の三人にてなすを壺人にてつかまつり

三刻にする業を一時にてと、のへ 三人え 教るを壺人え知らしむるやうに可成やの事

一〇五三 治国家之品 延宝五丁巳年八月二十七日朝

一〇五四 依自欲發制色 延宝五丁巳年八月二十八日夜 於中御門御番所

一〇五五 依朋友之因送書 延宝五丁巳年九月四日

今貴殿みまからせ給ひなば無念事たるべし 御孝行には一年も各御ながらへ候へかし 殊更御嫡男御幼少なれば 其御養育誰へか御頼あらんや 父にてなくは不可有 責て 十四五歳までも御そだてあれかし【中略】 今四日雨天在宿の間 急きかく云述侍り 誰ともながらふべきにあらざれとも 早く消るは無念事【中略】 右は不移時刻即座に相■(しるし) 大久保八郎左衛門殿え遣候控也 *大久保八郎左衛門は、先手弓頭を務め

た旗本大久保忠隆(一六八一年没)か。

一〇五六 得道 延宝八庚申二月二十五日夕

骨折も休も相応を可識【中略】骨折ては休み 休ては骨折道也 されば每人(人ごと)に 休まんとのみ願は悪事を招く媒なれば 骨折らんと希ふより罪可多事

一〇五七 螢火丸 延宝八庚申年

神仙感應篇に云 務成子が螢火丸 疾病・悪鬼・百鬼・虎狼【中略】白刃・盜賊・兇害を辟(サクルコト)を主(つかさど)る

一〇五八 依田正勝孫依生質之美為後教 延宝五丁巳年

延宝五丁巳歳 依田友右衛門正武 大坂在番として板倉伊予守に属し七月上旬に発足す 時に嫡子平吉御目見を願ひ奉ると雖も病に因て暫く止む 正武は元土屋兵部少輔の組也 今嫡子の御目見を望み他組に入て在番に随ふ処に 歎未滿志(未だ志を満ざること歎す) 同八月九日 平吉御目見仕るべき旨 組頭服部又右衛門より前宵に申来る 茲に依て御納戸頭進喜太郎縁者の好み有る故に 平吉を伴ひ登城【中略】平吉今日の礼義耳目を驚かす也 *平吉は依田正武の嫡子で天野長重の孫にあたる。当時七歳。小性組・近習番・小納戸・書院番を歴任し、延享四年(一七四七)九月、七十七歳で没している。

悩少(スコシキ)より大病の心地して養保為すべし さればにや聖人は未病を治るとさへ云り 無調法ありて天地え侘せんとならば 歩行に如くは有間敷(有るまじき)と思えり

一〇六一 宮津格首座遣状同返書 延宝五丁巳年閏十二月十四日の暮

追て申入候 天は善人の方人を成すかとするは悪人のかたうと(方人)をも被致(いたさる)とおもへり いか、有んや 薬を吞ことし 人を活も薬 人を殺も薬 是みなき、たる所也 悪をなすといへともにくむにあらす 善を行とても悦もなく 天を父とし おほつて外なし 地を母としのせて捨事なし

一〇六二 右筆初学 延宝五丁巳の年中

一 日々文字可覚事

一 毎日一字にても真実より心を付書字可有事

【中略】

一 一つ書・数・并といふ文字 上下中など書様の事

一 真行草 文字に依て礼義の事

一〇六三 蒔善種 天和二壬戌正月二日夜

絶間もなく善を積べし 善の種を早く蒔ぬれば次第に広く成なる間 若年より此心に法とり善を積べし

一〇六四 知報 天和二壬戌正月四日 於中仕切御番所書之

一 天えつかふまつると思べし 一念も私 有べからず 天地の恩を受生し 則

天地父母なれば 背輩などか順路成るべきやの事

【中略】

一 仮にも善事を行なひ不善のたはふれを

なすべからず 入息出息に付けても

善事を行へし 是を不行もの火の雨

の降るがごとし 行なふもの降雨の

国土を沢(シルヲ)すに不異事

一〇六五 天命善惡 延宝九辛酉正月六日 於

中御門御番所及夕陽書之

人間善を好 惡を嫌ふとはしりぬれども

行作は十に七つ八つは惡を導也 是何故ぞ

となれば ほつする心はなくて不叶ども

是にてとまりたるぞと思ふ所 欲心ふか

くなるにしたがひ こと々々にまよひて

のぞみをすこすと見えたり

一〇六六 心杖 延宝八庚申十二月晦日

一〇六七 人之作法 延宝八庚申年

一 人を誠にするは いらへ(応答) いさ

ぎよくなさしむべき事

【中略】

一 身をつかふことを よろこびこのむべ

き事

一 武士たるべくは底心より 形は頭頂よ

り足裏に至まで佗念有べからず 士

農工商ともにひとしき事

一〇六八 一生安否 延宝八庚申年

物狂の躰を見聞するに 己が存ところ能と

のみおもひ 氣の違すたりたる所を不覺

我と道理をたてたがると見えたり

一〇六九 求明智様 延宝八庚申年

舟有て乗じ櫓をもたてゆけども それをし

らで舟よ々と呼族ら多し 随分目明(メ

アキ)たるとおもふ人も盲目に異ならず

人を見知り真といふ事は何やうの事成やと

少にても可習事

一〇七〇 持身立身 延宝八庚申年

つとめといつは 人よりはやく出て 人よ

り数多つかはれ 人よりおそくはいるをよ

きにす 其心得なれば顔色も快 いらへも

いさぎよかるべし 徳をとらんは 多くつ

かはる、内には無調法有 仕損じも有之に

より しっかりおしえらる、故 翌日其悪き

事をすまじきと存 日々よろこびつとめぬ

れば いとけなきもの・若輩もの・初心も

のはやくなをり能成ものに候事

一〇七一 人猿相似 延宝八庚申年

或人の屏風の絵に 猿猴(マシラ)の子と

もを負携て上千尺の枝に掛り 下方仞の嶮

に臨み 長臂を伸て水月を捉んとするをゑ

かけるあり 各是を見て浅猿(あさまし)

と云もむべなりと笑あへり 予か曰く 凡

そ外物を貪りて駆命の危をしらざることを

我らも是に異ならず【中略】人に似たる猿

といへば 猿に似たる者をば何とやいはむ

一〇七二 知忠孝慈之哥 延宝八庚申年

忠孝慈愛の道を嗜み勤んとならば 息災に

成べし 息災ならんと思はゞ 無病なるべ

し 無病ならんと願はゞ 天地父母より授

得たる第一の宝を持べし 宝とは真陰の元

水也 叨(みだり)に一滴も洩すべからず

一〇七三 教幼少之家徒 延宝八庚申年

汝元來人なり 畜生のまねすべからず 日

毎に鏡を見よ うつくしき顔にてぞ有やら

ん 穴賢々々 鑑のうらを見べからず【中

略】心のさびをみがくべき者也

一〇七四 示移善惡心 天和二壬戌年

夜は目さむる心地にて興て居る故 よるを

昼になし いかでか無為にたもたんや 天

災に可遭もの也

一〇七五 養慎 天和二壬戌年

一〇七六 直身之本 天和二壬戌年

二に 相番有か友達あらんに信を以て付

逢べし 一念も不可乱事

三に 組頭ある人は其形氣を能知り 中

央に便 其をひきいて もつて氣

に相応し 己が得たる処を両頭え

知らしむべき事

一〇七七 反身 天和二壬戌年正月二十日の夜

一〇七八 行本 天和二壬戌年二月二十三日夜

人たるべき人は誠なる様に行べし 誠あら

んとならば邪欲なきやうに行べし

一〇七九 家臣送状 回三月八日

一 人をつかふ事 却てつかはるゝに似た

事 かり かれを真実になさん為の故なる

一 人を真実になさずしては つかふとは

いふまじきにや かるがゆへに主人

の役として家徒を真実になさんとな

べし 家徒も又真実にならんとした

がひ可習事

【中略】

一 真実は医者配剤のごときと可得心事

*右は新鏡弥一右衛門・古川浅右衛門あて

一〇八〇 臨濟黃檗兩禪師心法并倭僧註

一〇八一 五雜俎之語并倭僧註 延宝六戊午年中書

末代まで人の云伝ることは 時の美麗にはあらず 唯徳にあり 家屋鋪などは自適(カナフ) ほどにして余りを求むることなかれと云ことなるべし 此故事五雜俎と云書にあり

一〇八二 尊氏公豊州河州詠哥 同年

尊氏公

追善はわか身のためときく時は なきよとまても親のめくみそ

一〇八三 西行一休沢庵之詠歌哥 延宝六戊午の年中書

一休

人の上鏡にかけてみし科の 我身に成て 人と曇らん

【中略】

沢庵

我道の道ならぬこそかなしけれ うき世のことの何うかるらん 心より先墨にせよ世の人の 青道心の藍染のそて

一〇八四 有悪曲者之仕形 同年

一 呼に次の間に居 聞てもしらぬふりをいたし返事おそきもの、心中
一に おうちやくもの也
二に おちけなきもの也
三に うつけもの也

四に いつわり心有也

五に 不頼母(たのまざる) ゆへ也

一〇八五 我心以論語中庸之文誡之 延宝六戊午の年中書

論語不知言無以知人(言を知らずんば以て人を知ることなし) 也と云たぞ 人の言の善き事を云者か偽りを云者かを知り分ひでは人は知れぬぞ 去とも亦物をばよきことを云とも 言と違ふ者が在ものなる程に又行跡をも見いでほぞ

一〇八六 依親父因送令子書 延宝六戊午の年中書

今度の御病氣御本復難成様に何も被申候処 追日御快氣珍重存候 御本復以後申入は不宜 私心に合候ては 病痛の内養生の儀聞たるは心にしみ 後迄保養のために可成と任愚意申候

一 惣て煩出し候は、 我違にて父母へ不孝いたし候と存 責て跡々養生真実に仕が能と存候事

【中略】

右の通 余所外へは愚成私にて申にく、候へども 御親父様被懸御目付(御目を懸けらるにつき) 愚意成とて申さざるは僻事腹ふくる、様に存 愚者も千慮に一徳もあれかしと申入候 猶以参上可得面談候 以上

月日

安部図書 様

*安部図書は安部信経か。信経は寛文三年(一六六三)に書院番となり、元禄十

年(一六九七)没。「親父」は信経の父の貞信か。

一〇八七 無難和尚之言并詠哥 延宝六戊午の年中書之

仏は天地のれいとて心ことばに及ばぬもの也 さいはひ人の身をたらぬきて有事うたがひなし 修行して見つくるを一大事にする也 見つけて後けがさぬを道心と云也 いたり々々々のちは身なくなる也 いき死にもなくなりけるわか身かな 人にかたははいか、いふへき

一〇八八 示盛長 延宝六戊午の年中書

諸善由直生而立身第一是孝也 諸悪由欲生而亡身第一是色也

一〇八九 主従父子和合之誠 同年肩輿の内にて書之

主并親の悪も有べけれ共 大形は意逆(違逆)もあらば 家従や子の恥辱と可思也

一〇九〇 年老忠節之和哥 延宝六戊午の年中書

つかへきて今幾程とおもふにそ 老のつとめのいとまなきかな

一〇九一 如昼夜随真理 同年

常には白地(アカラサマ)にて勝之 於軍中は以不意得利 両用如昼夜

一〇九二 君臣父子朋友交 同年

人の親は 子の冥助に称ために 孝行の仕能様に勤させ 何にても役をあて、導を本意とすべきなり 人の子となりては 親の用を云能様に立振舞 顔色に至まで快和(コ、ロヨクヤワラグ)しよりそい よく用を達叶やうにすべ

きなり

一〇九三 隙々思出種々集書 延宝六戊午の年中書

一 養生立身と云は覺たるが 不養生立身

と云事を不知 能あるき勤立身と云はき、ぬれども めつたあるき立身といふを不聞也

【中略】

一 武士は心程(程に応じ)弓馬の道を勤脚健かなる人立身の本だちたるべし己が足ならずは次足(ツギアシ 義 足)をすべき事

一〇九四 水野氏阿倍氏口上 延宝六戊午の年中書

阿倍四郎右衛門殿被申候は 惣て敵味方を可知也 しれ兼るものと被咄候也 又曰 水野周防守殿御申候は 死するも旅立も作事も同前也と御咄候事

一〇九五 離貪欲 延宝戊午の年中書

うつけになれと云は 世智をはなれて少いでも欲心にさへぎられぬため也

一〇九六 明心月 延宝六戊午七月二日

つかわるゝもの、悪を見ては 我が忠の勤するには 此のやうには有間敷ものをと可思は 忠も上るべし【中略】

人の非を見るもこゝろの月なれと 身にかへさねはくもりとそなる

一〇九七 修孝養法 延宝六戊午七月十日書之

一 主君え忠節有べき人は 孝行を可逸(スク)事
一 主取をせば 孝行成人の家え可入事

【中略】

一 養生能せん人は 日毎に灸一壮宛不障様にすゆると成とも 上医と可遂相談 尤針薬を以も可療治

一〇九八 感通涙 延宝六戊午年七月十二日書之

今朝豊前守殿御儀存出 涙を催しつく々と心底に存候は 我を不便に思はれ明暮しかる(叱る)人をほしくおもふまじきやさあらばいかばかり親を恋忍のばざらんや然に悪心内であれば 親からも年行たる子へは大方のことは申にくきとみへたり 親へ孝ならずとも せめて心の内あくふく(IIあきるまで 徹底的に)云能様にせんは孝といつべし

*「豊前守殿」は、長重の父天野長信。禁裏附などを務め、正保二年(一六四五)に京都で没した。享年五十九歳。

一〇九九 称天道去苦而楽 延宝六戊午七月中旬書

一 孝行は苦しまで心のまめやかなるやうにすべし 前方の内は辛苦するやうにも有べけれども 道理をしみこませなば潔勸すべし 苦勞にならば真実の孝にはあらざれば はげんとおもひ慎て可分別事

一一〇〇 去邪自根忠孝慈 延宝六戊午七月十日書之

一一〇一 乱国治国順逆 延宝六戊午七月十五日書之

前方は国の治りぬる世は米穀下直成がしるし 不乱国には大木有が驗成らんとのみ思

ぬるが 其国々により米の直段 時節に随ひての事也【中略】米の直を上げ下け自由になさしむる妙薬持の主君を名人と云べきと思ふ也

一一〇二 習射尋書 延宝六年戊午八月三日書之

一 上手にならんとならば 己が力より弱き弓にて不断射習 上手の心を可写然どもうかと弱き弓をと計このみぬれば 力不出おとるも可有也

【中略】

一 強き弓をたやすく引く工夫 一番に弓手の肩口の骨を前へ張出しかため馬手の肘と両方を以て引習べきやの事

一一〇三 遣養子授息依田正武書 延宝六年戊午八月七日書之

汝立身せんと思はゞ可道立(道を立てべし)道を立んとならば可願無病【中略】千丈の堤も蟻穴より亡なれば 毫釐も不可油断天地循環の可任無端事 奉

依田友右衛門殿 近藤新六郎

一一〇四 持心 延宝六年戊午八月二十一日書之

一一〇五 天地之作法 延宝六戊午の年中書之 能(よき)主と云は 家従息災に成 奉公仕よき様につかふが慈悲也 能親と云は 子息災にて孝行仕能様にすべし 是皆慈悲なり

一一〇六 忠義之為法用人江渡口上書 延宝七年二月七日書

我に御役勤させべきと存ならば 当年より

御役料の分は此方へ可越候【中略】御役料とて蒙御加恩たるに 人馬繕義も不成はいかなる事ぞや【中略】御役料といふ名に恥べきに 是を味噌塩などの事につかふべきにおゐては いたづがはしき仕置也【中略】

新鎧弥一右衛門との
古川浅右衛門との

*長重は、二人の用人(新鎧・古川)に對して、幕府から支給される役料を馬三頭と右筆三人の費用にあて、味噌塩などの購入で費やさぬよう申し渡したのである。

一一〇七 避疑 延宝七末二月十五日夜書

一一〇八 人感眞 同年二月十八日書

一一〇九 無欲感涙 同年二月書

人の事を思ふに たとへ智恵薄と云とも 欲心なきもの、事を思出しては感涙を催すべし

一一一〇 至持仏堂敬法儀崇誠心 延宝七末二月二十一日夜書

月二十一日夜書

今夜持仏堂に至り観宜を作すに 我身を想ひ我と感こと有りて 天理を敬ふ涙を浮め身の毛もよだつて胆に命するあり

一一一一 天地共有善惡自察論 同年二月二十四日の朝書

去方天は善にて悪は毛頭なきとの事なり 故論して云【中略】陽に陰ある故に養はれて陽の徳を生ず 陰中に陽有る故に生来て陰の恵をなせり 一片に云う時は天を善と可云れとも 悪無くしてなどか万物を生ぜんや

一一一二 天地善惡有無之問答 延宝七末二月二十五日朝書

或人天は善の善也と究りたる由 予(われ)論して曰く 混屯未分の間は善もなく悪もなかるべし

一一一三 授新開氏忠増 延宝七末二月二十八日

立身と謂は金銀多知行を沢散(たくさん)に囉(モロフ)を身立と存や 第一可為無病也 我人躰堅固になくんば不可有矣 知行も金銀も身を護らすべき為也【中略】金銀を奢にて使散 家從に被疎(疎まれ)なんどせば などか手留(タマル)びやう有んや

一一一四 嫡子次男孫附家從等江示書 天和二

千戌八月十二日

一 朝寝昼寝は死せる真似と我家にては究竟候事
一 煩ものをば我家にては因果たる同前に可存由申候事

【中略】

右五ヶ条可相守者也

天和二壬戌年八月十二日 御印

天野長三郎殿

同 門兵衛殿

同 長吉郎殿

同 吉三郎殿

新鎧弥一右衛門との

古川浅右衛門との

新鎧勝紗絵もとの

一一一五 家臣童男監察稟質依授与天野氏送書

天和二壬戌八月十八日

一 汝に天野を讓候事 祖父(=新鎧瀬兵

衛)故也 勿論内氣と見ば申渡儀も遠慮も有べけれども 祖父に聞ても

朝寝せず まめやかなると語たる也 今年九歳也【中略】名字を伝て公に忠義をも勤る手助にもなれかし 予年老て年々精力も尽るなり 子共孫ともも有といへども 軍場(イクサバ)の節は場所も違ふべし 覚悟せよ

【中略】

一 晝面の心を一生忘べからず 常に武士心を不放 身を堅め勇力の道を不忘(忘れず) 相嗜べし

【中略】

一 晝面の心を一生忘べからず 常に武士心を不放 身を堅め勇力の道を不忘(忘れず) 相嗜べし

【中略】

一一一六 網吉公上意 天和二壬戌八月二十六日

支配の者の内にも作法風俗不直ものも有之其上奢候様に兼々被為聞召(聞こし召させられ)候 万事慥成様に可申付候【中略】

右釣命の趣 於御白晝院【中略】大御番頭を始 各与力同心御預ケの面々被為召(召させられ) 此趣被仰聞候

一一一七 網吉公依上意 天和二壬戌九月二日

口上

一 上にも組のものどもみだり成由被聞召(聞こし召さる)の間 縦(たとえ)此組にては各身の上の義作法能と存とも 能には究なければ 弥(いよいよ)物ごとに心を付 公義を重んじ慎可申事

【中略】

右五ヶ条御書付 若御老中御渡 一

昨廿九日御番所へ到来に付 存寄の旨 今日与力并同心共我宅え呼寄申渡候者也

*長重の当時の役職は、先手鉄炮頭。

一一一八 顧身 天和二壬戌五月二十七日 於中御門書之

我は一大事の身を持(タモツ)べき時節也 子細は 天野党今は皆以我より下の進退也 是一 父母より寿命増たり 是二【中略】 今度の御加増にて父より大身に成たり 是三【中略】 亢龍悔

御詠哥 可敬々

くらひやまのほれはくたる世中の 世のありさまはかくはかりなり

*長重は天和二年四月に上野国邑楽郡に五百石をたまわり計三千三十石となつた。

一一一九 子之教訓 天和二壬戌九月八日 肩輿の内にして書之

身えの目付には心をすべし 心を心にて不耻しては世渡がたきと可知也 身を損さずは 心を乱し私のいたす所なれば 甚不孝にあらずや 故無病を第一と思

一一二〇 至法 同月十二日の夜

主君に取ても忠義にとりても 慈悲にても 孝行にても 身に病なく心に患なきにしくは有べからず 是を至樂と古人もいへれば 至極の善の行と思也

一一二一 知奢覺可明之 天和二壬戌三月 未明より起 暮て臥 夜明迄 無苦惱 心

清浄にて樂毎日 起居・動靜・行住坐臥・飲食・色欲 万端諸品に付不奢やうにすべし

一一二二 守身修行者之目利 天和二壬戌六月 十三日昼書之

士農工商ともに心たけき人を上として 其道々の得たる人をもちゆべし 其より下のものは ことにふれ品により得たることを知てもちゆべき也 又一人にて敵をたいらげ そう々々の御代をもおさめ 且はりじゆんのとくまでつくやうにとおもふ主君は せまき人の取扱たるべき事

一一二三 円心武士之法 天和二壬戌九月十七日

武士の嗜 無病に可成は是に増たる事有へきかと万察べし 常々諸事に付武士の吟味すべし 人よりうへの宝有べき哉 財なる人は正路無病にて勇力可有也

一一二四 人道 同年九月十九日

主君次に父母のこのむ事を仕 嫌なる義を不致は道也 さるにより能主人・能親を持つが能也 扱又我身のあく(悪)を云人を尊敬して毎日一つ充もなをしもせば 年中三百六十悪をやめん

一一二五 古哥新歌心得之詠哥五首 天和二壬戌年中

古今に在之 雪ふりて年のくれぬる時にこそ つるにもみちぬ松もみへけれ 神谷詠哥 何事もみなをしへそと聞なせよ みねの嵐も法ならぬかは

一一二六 立身法 延宝七未年三月六日朝書之 無病に過たる立身有るべきや 万端心にあれば 苦む所余所にあらず 皆欲心より生ず

一一二七 知身去貪 延宝七未年三月十七夜書之

己が功成名遂てさへ おのづから身退人も有に 先祖の功をも汝が鼻にかけなどせんは あさましき仕形たらんずれ

一一二八 天道 同年三月十七日

功成名遂て身退は天道(テンノミチ)なり かくおこなはゞ一生あやうからんや 大忠を抽んで、も無忠(忠無き)がごとくせよ 大理をへても無理(理無き)がごとし

一一二九 齊家法 延宝七未年三月二十二日朝

乗物之内にて書 人の手本と云は主人也 然共不宜(宜しからざる)事多ければ 我家をたのまん人を 目利して 人にも談合して能ものとおもふを家老と敬せ 名代として手本に出し置て 諸人にかれが行作をうつさせて安樂ならしめん為也

一一三〇 知苦樂 延宝七未年四月十日

余所の父母へ孝は如何有なんや 我等子えの好を知らする所也 汝等に孝行をおしゆる義慈悲なり【中略】父への孝 母への孝 違ふべし 殊に定りて定がたし 父母のこのむ所を知べし【中略】兄弟三人へ一紙に 書て見するは互に異見をいわせんため 恥る心も出でたしなまと思ひ申きかする

一一三一 我子共孝之好 天和二壬戌十月十五日夜五つ半より四つ過書之

余所の父母へ孝は如何有なんや 我等子えの好を知らする所也 汝等に孝行をおしゆる義慈悲なり【中略】父への孝 母への孝 違ふべし 殊に定りて定がたし 父母のこのむ所を知べし【中略】兄弟三人へ一紙に 書て見するは互に異見をいわせんため 恥る心も出でたしなまと思ひ申きかする

所也 是にても不恥は人倫にも遠かるべき事 以上

天野長三郎殿

依田友右衛門殿

天野門兵衛殿

一一三二 知盛衰

天和二戊十月十九日晝

家へ能き従者多来程 其家繁昌するもの也

【中略】道不立主人えは能人來らじ

一一三三 示親輩書

延宝七己未年

古松平伊豆守(松平伊豆守信綱)殿 予に御話しありたるは 執権する人 吾に悪布

くて能人を押掠め 吾に親き輩なれば悪人をも可取立大きな不忠の人也と云て 此

を我れ聞け 一類の内に好き人あるに我近臣とて渠(かれ)を不取立 同し如きの罪

なりと談舌而伸給ふを今に覺及感心

一一三四 知慈悲

延宝七未年四月十七日

腹たつやうに見するは 大なる慈悲の心あらざればならぬものと可知也 さもあらず

してはら(腹)た、ば こしの骨をうちおるべきすいそくにや

一一三五 吾人智信行

延宝七未年二月

似天保身從早日行道 延宝七未二月十七日朝 於山里御番所書

今朝つとに起 小林彦之進を何十声か高声に起しぬれども 無挨拶故其所に不居や又

は死ても有やとおもひ 小僧を起しぬれば 一声にて挨拶仕たるゆへ 彦之進を起して

みよと云つる時 彦之進目明たる也 就其初て心得出たるにより 爰に書置候也

一一三七 論語中庸孟子之語亦古語亦自分之註

延宝六戊午十二月二十七日

一一三八 被患人書 天和元辛酉年十一月十七日夕

実儀成ものを患也 主人にとりても頼母敷

なれば 主取せんと思は、縦令(たとえ)小身たりといふとも かやうの人をかしたくべき也 【中略】目利すべくは無欲人也

養生能する人也 主人と因む事をこのむ人也 父母に従人も 道を立温和にて馴ほど

したしく 我をたてざる人としるべき事

一一三九 天誠 天和二千戌二月二十六日朝書之

一一四〇 守身書 天和二千戌正月十三日 於中御門書之

下へ御恩を多く不蒙(こうむらざる)が身を守るべき基(もと)也 身に不応(応ぜざる)御恩を受たる輩は身を打べき基也と被教由

*山口養拙の評語が添えられている。

一一四一 考彗星基善 延宝八庚申十一月二十二日晝 於大関勘右衛門殿宅書

彗星は物の新に改る時出現すると也 然る間諸人心を新になし身を新にすべき者也

*大関勘右衛門は大関増公。長重の女の夫で當時は目付を務め、天和二年に奈良奉行に転じた。

一一四二 詞之再拜 天和二千戌年正月二十四日 古人の詞に 家来に物をくる、といふとも

尽る事あらば如何せん 言葉は大切成物なり 尽るといふ事有べからず 故恩をあた

へ度輩へ情の言葉段々有べきなれば 思慮をめぐらせと被語(語らる)由なり

一一四三 有難真実 同年二月二十八日夕

人間の本意は 実あるやうに行はんとて万巻の書をも見聞に及び数年修行致し習事也

一一四四 唯一心立之師依望遺詠哥 天和二千戌年

唯一心立

さまざまの世渡るたちも唯ひとつ こゝろをたつことにそ有ける

一一四五 自警 天和二千戌年

一 問ひ答え潔(いさぎよき) やうに 示儀二つもなく三つもなく要なる事

一 諸悪欲より生して身を亡す 之を悟り知るべき事

一一四六 悟一生 延宝六戊午二月朔日朝書之

一一四七 授次男与用人 延宝六戊午二月六日 朝

一 士農工商ともに身を守らんとらば 不煩(煩わざる) やうに可仕事

【中略】

一 煩来る則は善事の妨(サマタゲ) 甚多し 主人并親にあふ事も遠だち 朝

もおそくまみへ暇乞も疎々敷(うとうとしく) 呼にも遅く出るもの也

すきにても嫌のごとし 能事をすきになし其かたを得るやうにするならば 身の守と可成事

天野門兵衛殿

新鎧弥一右衛門との

古川浅右衛門との

一一四八 儲幸 延宝六戊午二月十一日夜書之

一 幸を望まば正直第一たるべし 正直を

願はゞ邪欲離るべし 邪欲なきやう
にと思はゞ一向(ひたすら)養生を
能すべし

【中略】

一 心懸る人 武士は人をなつけ随へ勇氣
にして 武芸家臣達者になして器物
の武用鍛錬 城郭堅固といへとも
於淫乱(淫乱においては) 自害する
ごとし

一一四九 治人之法 延宝六戊午の春比

国に入て大木多則(ときんば) 其国乱世遠
きとしり 其家に年老久敷(トシヲヒヒサ
シキ) 者有則 其家斉(ト、ノフ)と知べ
き事

一一五〇 授栄花喻酒 同二月二十八日

物毎過しぬれば善も却て悪と成は 始は人
酒を飲 中比には酒酒をのみ 終には酒人
を呑といへり 是にて諸品可察事

一一五一 持身依酒用知 延宝六戊午三月三日

書之

予が如き輩御家え先祖事りたる時分より此
かた 主君天下を御をりしかせ給へば

家々もさぞや広がりなん 然に其本をわす
る、もあらんずらん 中比とときめき其後奢
来て身をうち自滅するごとしと云とも 君
は公やけにて段々又又恵ませ給ふによつて
わかばへ(若生 若芽・元氣) 出ると見へ
たり

一一五二 知定業非業 延宝六戊午三月十日夜

定業非業を合点すべし 常によければ悪事
来といふとも定業也 然間方に付悪意なき

やうにすべし【中略】なり振こしらへ心掛
能とも 油断して討れなば武士とは云悪か
らん也

一一五三 瀬越思惟 延宝六戊午三月十六日朝

万事瀬を越と云儀を可知事也【中略】小身
なる所のものは 内にては小性のごとく仕
(ツカ)はれ 日々に供に出立も其分なれど
も 替る々々つかはるゝ家のものは 漸二
日三日もつゞきぬる事あれば はやそれを
かうにたてづふらめく族もあるゆへ 瀬を
可越やうなし 幸此時と思ひ孝行には幾瀬
も越たらば 忠義調ずといふ事有べからず

一一五四 伸縮動静論 延宝六戊午四月九日の

夜書之

無病は要也 此無病といふに増たる孝行あ
らんや 都てあひさう(愛想)なき事を嫌
へり あひさうと謂は 親よりくれたるも
のを無沙汰有べきや 其内財と人のおもふ
ものをさづかりたらば 一入大切に包箱え
入 袋へ納るやうに上家まで段々及心程
(心に及ぶほど) 尽べし【中略】如何成を
か武士といふや すきたらましかば毎日弓
馬・鉄炮・鎗・飛走 程に随ひ懈べからず

一一五五 次男長行え授酬之書 延宝六戊午四月十二日の朝書渡之

天野門兵衛殿

過去現在未来 延宝六戊午四月十九日

無欲用 延宝六戊午四月二十七日

乗物の内にて書之

見立師匠 同五月十二日

能(よき) 師匠を見立 難有可奉存也 是

は主君也【中略】主君次に父母親方の類
我を無理にてしかる(叱る)といふとも
我をよくなさん為と思はるゝ事なれば 是
程有がたく大切成義あらんや

延宝六戊午五月十四日

苦と思へば皆苦也 苦となす所をたのしみ
とおもふやうに恕(ヲモンバカ)るを智慧
といはざらんや

延宝六戊午五月十八日

三行一致 同五月十六日朝書之

欲誠 延宝六戊午五月十八日

世の人の躰を見るに 金銀米錢道具以下を
受用せざれば無欲と覚ゆる有 つたなきか
なや 可受所を不得は邪欲にあらざるや
詞・立ふるまひにも 飲食好色皆以欲心有
まじきにあらず

延宝六戊午五月十九日

一一六二 朝起之高名 延宝六戊午五月十九日

高名といつは(いっば) 武篇の節首取計高
名にあらず【中略】常に座敷の上におゐて
は何を高名とせんや 我等武士の心がけと
おもふは 息災に身を堅め冥加に称やうに
するを専とおもへば 人毎に朝疾起(ヲゴ)
し用を仕廻はせ身をかためさせたく思へり
是忠節にあらざるや

一一六三 忠勤 延宝六戊午五月十九日

大形の人は御主様の御用に可達事をわすれ
脇勤にて草臥 少にても御重宝に可成武芸
をも勵(つとむ)る隙もなく 空々とすり
切果る者も有之

一一六四 閑邪(邪をふせぐ) 延宝六戊午五

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

延宝六戊午五月十九日

月二十日朝

人は幼少より苦のなきやうになすべき也
苦と謂は皆欲心より起り望有事也【中略】
さるによりて止足の二字を考て身を守る宝
とすべし 赤子の節は別の事なきといへど
日ましに仏に遠く成といへり 悲しきかな
や

一一六五 一生安心 延宝六戊午六月七日

一一六六 五星品 延宝六戊午六月十八日

十二年に一周天 歳星

二年に一周天 熒惑

廿八年 鎮星

二年 太白

一年 辰星

一一六七 知報 同月二十九日

養生よくしたるをたよりてむさと呑喰は、
飲食に傷べし 是は報にあらざるや【中略】
日来保養よくして息災なるは 食にて傷ら
る、といへども繕はやうして本復もすべし
是以報にあらざるや

一一六八 守身永為堅固 延宝六戊午霜月朔日

瓜を作るを間に 同し畑に毎年作れば不出
来の由に候 惣じて子などを持つと云は 御
主の御為 家のため 身のため也 本産を
しても毎年産ぬるは 本ふく(本復)なき
内なれば子もよはき筈に候 まして腹中不
調内にては傷産するものなれば 其以後
二三年も腹中をと、のへ候はでは旁あしか
るべき事に候

一一六九 用軍常与変 延宝六戊午十一月十二日

一一七〇 随善悪程用 延宝六戊午十一月十二日

我を立ざれば愚人と云とも道に慕はるれ
然ば人にいとをしがる、と見へたり 左
あらば是以皆善也

一一七一 嫡子長頼忠之身持近縁者三人送状

同二十三日

今度同名長三郎(長重の嫡子長頼) 勝手
不成儀に付 御吟味被成被下 下々不心得
のもの嘲申といふ共 御身に引請御しから
れ被成候ても末々調る様にと思召候段 不
浅御心中 誰もかくは有度事ながら 人に
とやかくとおもはれ可被云(言わるべき)
をいたみ 上つらにて為思ひだてにても
底根よりの実儀は薄くて一度も云ものさへ
稀にして【中略】以後迄も御せは(世話)
に被成候はん由 御礼申も余有【中略】

仙石因幡守様

同 右近様

大関勘右衛門様

*仙石因幡守は天野長重の妻の兄仙石久
邦。当時は伏見奉行。右近はその嫡子久
信。大関勘右衛門は長重の女の夫。天野
長三郎長頼の家政運営を三人が批判した
ことに對して、長重が書状で答えたもの。
一一七二 在御本丸依天野女性之望送養保之書
延宝六戊午十一月二十九日

恩を不知者不義なれば 主君の御為能やう
にと心の内にも毛頭不可離 女子に生来る
といふとも 御譜代の筋目なる者 殿様を
毫末も疎に不頼母敷心出来ば 天災に遭事
不可廻踵

*同氏(天野) 伊右衛門の要望で「おこ

り様」に書き与えたもの。

彼女は後に「上意」によって「あまの」
と改名したと附記されている。

一一七三 外舅松平忠勝御嫡子為御保養送状

延宝六戊午十二月三日

一 幼少の時よりまことに成やうに近所の
者ども相心得 言にも虚不可申事
一 かりにもこわき事坏と物をどし毛頭不
可有之事

【中略】

一 そだつる所かろ々々となすは武士の法
也 乳持の飲もの食物を鹿末にする
は僻事也 乳持赤子におもひ付やう
になじまする儀要に候事

【中略】

右七ヶ条当分御育(ソダテ)に可入也

一一七四 考保善惡 延宝六戊午十二月十二日

夜書之

一一七五 村串藤八郎迄相渡口上之覚書 延宝
六戊午十二月二十二日

与力同心拘候に 金子をいか程出し候は、
可召拘と直切をして拘置候儀 武士の僉儀
には遠かるべきにや 然共跡々より佗組共
に如斯との沙汰も在之 他組にて万一臆病
もの・盜がましき事有とて 此方にて非可
似(似せべきにあらず) 土の立派(タテハ)
此両様は風上にもあるまじき儀也
*当時長重は先手鉄砲頭。村串は配下の
与力の一人。

一一七六 尊命 延宝六戊午十二月二十九日

東照権現様御近習衆え身持は赤鯛を喰様に

せよと毎度御教被遊の由 今朝承書留也

一一七七 急意得 同年

毎度大晦日の夕部の通に 翌日へ延ては不成と思へと日来もかくは云つるが 弥身のため能事とおもひ 此心をわする間敷(まじ)とて書置たる也

一一七八 忠義習来聞伝書 延宝六戊午年

一 異国船不参事

一 金銀佗国え行は費(ツイエ)の遣方也 其上土地の骨髓なれば 此国に有て

さへ掘出すは悪敷と申候事

一 幾里志丹不絶は日本に奢有之故の事

【中略】

一 証人御取置或婚礼も 従御前代(御前代より)の御作法の通可宜哉事

一一七九 守身得天理鏡 天和二壬戌十月十七日

一一八〇 善惡紛 同日夜

一一八一 蒔善種安心道 延宝七己未年中

一一八二 裁許奉行 延宝七己未年中

悪人ありて人を痛め 一度言ても不用(用いず) 二度誨へても不止悪(悪を止めず) 於三度乎(三度に於いてをや) 其の科の重きに順い 外を多於悩(悩まするに於いて)は 一人斬戮して見せしめとなし 以後永く整るやうにすべし 死罪の人多出来せば 所の奉行たらば 悲歎して重てなきやうに思慮を可廻(廻らすべき)事也

一一八三 思忠教孝慈悲 天和二戌七月十日昼

一一八四 我人成正直法 天和二壬戌年七月中旬

人は正直を可要也 是誠の人也 無直(ムチヨク)ものは人とは難云也 正直と云は

人を善なすものを可云也 人を善くなすと云は我に無理のなき人也 無理のなきとは理に迷はぬを云也

一一八五 壽命幸福之増欠 同年七月十五日夕

一一八六 宝禍善惡報 天和二壬戌年中

宝を得たりと思は 禍とならんと心得知て可足止也

一一八七 我人早可赴善 天和二壬戌年七月二十七日

朝起ると心底に人為能事を修行すべし 夜の寝ざめにも此事不忘 我も人なれば先己が心の内より初 身の上の事能せんと思べきなり

一一八八 目利之想像(ヲモイヤリ) 同年八月八日

弱兵は弓鉄炮劔戟などを可恐也 次恥を不知ものは道理を不恐故 主君の命・父母の教・忠有家来をも事ともせず

一一八九 人文法 天和二壬戌年八月九日

大悪の輩をば時節によりて罰し 善は少きをあげば 少悪のもの学び似せんづれ 悪多と云共善にかくれてぞ直にもならんづれ 是にもとづきてこそ 長く身を守り国家の人も治めんこそ 可察者也

一一九〇 不捨惡導静心法 同年同日

一一九一 恵法 天和二壬戌年八月十五日の朝

人を恵と云は 死なせず生質の果報え行届やうに仕なすを能主能親と可云 此能分は家頼や子共大形能と知りても否がるもの多と可知也

*付箋に「恵法 新鎧弥一右衛門に被下

候也」とあり

一一九二 安樂行 天和二壬戌年九月二十四日の朝

*付箋に「安樂行之御書付 鈴木孫之進に被下候也」とあり。

一一九三 正法 天和二壬戌

主としては家従勤能ようにし 家従としては主の使よきやうにし 父母としては子孝のなし能やうにし 子としては父母の馴恵能ようにして楽互(互いに楽しむ) 可称冥助者也

一一九四 人法 同年同月二十九日朝 於肩輿内書之

能ものはひいづべき様に思へ共 大かた成は埋る、おほかんめれ 人がらはたいいていにも 押立口上能芸の有には仕上るもの多かるべし 主人のあやまり暗将なる故也

一一九五 不煩法 天和二壬戌年中

一 煩事 死する事 悪敷事成と寝にも起にもよく々々心の底へしみこませ 時に触 事に触 思ひ出すを人性の要に候事

【中略】

一 良薬と思ふは米味噌鱈節也 是を手療治と心得色々にして可用 常に持薬と存知じ程を不用用れば 不老不死の薬と我家にては名付置也 勿論調合の秘伝有之事

*付箋に「不煩法 古川浅右衛門被下候也」とあり。

一一九六 安身法

*付箋に「安身法 新鎧瀬兵衛被下候也」とあり。

一一九七 不惱法 天和二壬戌年中

一一九八 修行 天和二壬戌年中

一 我身家作のごとし 土台丈夫になければ修行しがたし 諸事に根本を知り堅固になす事肝要なれば 人の無病に成義を第一とすべき事

【中略】

一 無病の為にはあんまの方と名付 武士

は弓馬武芸程に随ひ終日不可怠事

一一九九 擊善踏悪閑心之法 天和二壬戌年中

一二〇〇 武士之道与法 天和二壬戌十一月三日朝 坂下御番所にて書

心を堅むる儀を第一として 身を堅固にする事を明暮工夫し可行也 故無病を修行可有之事

一二〇一 上天之理 同年十一月二日の夜 於坂下御番所書

天の福にあひ天災にあふ事 能考知るべき也 人智にてあたふは各別也 天は不言而中る(天は言わずしてあたふ)なれば 白を白にて中(あ)てんとはあらず 又白を自(おのづから)白にて中るもあれとも自然の道理心得て難心得也

一二〇二 誠之道 天和二壬戌年十一月十四日

親かたは子のかう々々(孝行) 仕よき様になすが天道也 子はくるしまずかう々々(孝行) するが天道也 忠とも孝とも慈とも云てひとつ也 【中略】

右は今夕嫡子長三郎方え夫婦娘振舞に呼

れ幸と長三郎夫婦え授与るもの也

一二〇三 家訓 天和二壬戌十月二十六日の夜

忠孝慈を思ひ せつなの余に今曉丑の刻に起て 闇夜におゐて石筆にて書之 其後火を灯書り 為孝ヶ様に慈悲をなす 元を合点すべし

【中略】

東照宮の御近臣え御授被遊こぞう三ヶ条を忘間敷也 夫(ヲツト)は表向の役ありて勇を主るなり 婦は内証の役故柔和にして人に順ずる心 是を婉婉(エンバン)と云て婦徳の正しき心を貞正と謂り 是を常に知て行べし 仍如件

一二〇四 化物与塗人形類 延宝七未正月八日 於坂下御番所夜半書

能言を云といへとも不行 然る則誠なく邪心にて 能言れん為迄の為飾(飾りたる) 拵物にて 化物類塗人形の類にして 本身を顕しぬれば拵の分ははげぬれとも うち見にても悪きよりは益しなり 作物とても度重なれば如何様一毛にても不積善云事不可有

一二〇五 行忠 延宝八庚申年九月朔日

一二〇六 真実 延宝八庚申年九月二十四日

一二〇七 慈悲本心 延宝八庚申年十二月十九日

忠と云 孝と云 慈とこそいへど皆慈悲なれば 主人を恵を第一として 第二父母を恵 第三従人を可恵也

一二〇八 要之法 天和二戌年二月十八日

一 主人え常に心を付償 須臾(シバラク)も不離 人騒の節は一入見離されぬ

やうに楯鉾となつて影身に不離 可着漆事

【中略】

右五ヶ条翁之輩 主君の御用に不立もの

一二〇九 貞曉僧正御返事 天和二壬戌年三月日

一二一〇 嫡子長頼病氣之節送書 延宝八庚申年十月二十五日

惣領長病御奉公成兼不便に候 然其存命にさへ居候へば分別も出べき事なれども 一入可死歟とうたてく繰返し思ふにつけ 乍

愚意申さかせ候事 【中略】 上手の針を立て 浅深志に有 或灸或湯治或水治或薬治等に可準思之 其方義は矢野五左功者なれば 折々看病に逢 日々針治を朝夕不絶 三十日

日も病を治して見候はゞ心滞べからずと思ふによつて如此

*宛名は「天野長三郎殿」

一二一一 若輩之与力送書 天和二戌年二月十四日

一 七ヶ所の御門にて改の儀 書付可覚候事

一 覚たると思ふ義は却て失あるものなれば 御番の前日は其書付を見知たる儀にても いつも始てのやうに心得大事にかけ 御番所の帳をも読て改相違なきやうに被仕 身をうち被申間敷事

【中略】

右七ヶ条分別者に吟味させ申さるべく候 【中略】 蓮池御番所において今朝替の前

に急与力衆え頼 染筆させ候 以上

*宛名は「村串団七郎殿」とある。

一一二二 古歌自哥 天和二壬戌年三月二十八日

たちこゝろ心は鏡なるなれば むかふるものやうつり行らん

此劔術の心は 鏡なれば見る事聞事
につけ善悪共にうつる也 然間心を
淳朴になし善へむかえて勝る事を知
れといふ儀也

天降光をうつす身を持って まさちらすこそ
つたなかりける

此哥の心 姪精を保ぬれば光もうつ
らんと云儀也

一一二三 修身治天下 延宝七己未年

一一二四 分別者 天和二壬戌十月二十三日

分別ものと云は 不立腹(腹を立てず)
かた口にて誠に不究 実の子そだてまゝ、子
(継子)そだての心得不紛様に有之ものに
候事

一一二五 家繁昌之法 天和二壬戌十月二十六日

家を再興し榮耀の春をむかえんと願ふもの
は 慈悲心を表裏にし修行すべし 然るも
のは しわく腹たちて人に勝たんと思ふて
は齊べからず おもひやりをなして片口に
て不可究事

一一二六 孝行書 同年同日夜

存生の父母を年たくる迄持たる人あらば善
果成仁也 若き内は孝のすべをもしか々々
不知ども孝行せよ々々々々 善哉々々々 孝
行せざれば家衰事矢のごとし 孝行といふ
は父母へつかふる迄になし 忠節に有慈悲

にも有也

一一二七 咄之間答 天和二壬戌年十月二十八日

一 汝幼少より生つきを考に 当前の理を重し
て元を取あつかうはたらき不得手なること
有り 不覚哉(覚らざるや)人たるべき智
あらんものは 根源を静に淨く悟り知て行
ことを可要者也

*宛名は「天野長三郎殿」

一一二九 家門繁栄 同年同日

我等天野の家栄ことを 汝等考義專一にあ
らずや 尤と思におゐては道たると存 分
別をめぐらすべし【中略】此家はん昌のた
めに仙石の娘をむかへたり 不知や 汝等
が母是也 是母年老たり 心をつくしせつ
かくなぐさむべし【中略】汝等顔色につけ
てもにう和(柔和)なるていを見せらるべ
し いたくもなきはらをさぐらるべからず
孝行せよ々々々々 孝行せざれば汝等が五
体つくべからず

*宛名は「依田友右衛門殿 天野長三郎
殿 同門兵衛殿」

一一三〇 好善悪 天和二壬戌十一月八日 西

丸中仕切於御番所曉書之
忠ある人善あり 孝ある人善あり 慈ある
人善あり 三行一致たり

一一三一 九ヶ条之明伝 延宝六戊午年八月五日

極楽 無欲 真実 知足 思慮 持満 知
止 知時 無病

一一三二 信興朝臣心得 天和二壬戌年十一
月十八日書

一 一人の能をも不智恵なれば大形は申間敷
候 君の御為に可成と存候者 我子
の儀にても可申事

一 我と中悪鋪と云とも 彼ものを嫉申心
中にて 勿論なき事を作り 有事と
ても少の事を大きく申なす義は不及
申 悪事実正たりと云とも申間敷候
主君の御為に可罷成は各別候事

【中略】

右は若御老中被成候内 手前懐中仕 誓
紙同様に相守候 信興卿えも掛御目 彼
家臣桑名将監 深井茂兵衛 堤新五左衛
門等えも我は如此也 各如何ぞや 此事
予背や否 以来も其意得せよとて見せ置
たる書也

*信興は松平信綱の五男松平因幡守信興
で、当時は奏者番で常陸国土浦藩主。

一一三三 奥西氏為目付役送書 天和二壬戌年
十一月十六日

口上
一 鞍負殿にて目付役御申付候由 正路に
て御主人の為をおもはるゝ事天へも
通じたる故にこそ 御主人よりも目
付に御申渡候へば 先は冥加にも御
称候しるしと手柄に存候

*宛名は「奥西才兵衛殿」

一一三四 行書 天和二壬戌年十一月二十一日朝

一一三五 与力村串団七送書 天和二戌年十
二月三日

口上
組のもの、能(よき)を頭へ知らするは

忠節を奉存 真実にして器量なくんば有べからず 子細は 組のものを能なして其能をあげて頭へ知らするは忠節也 其身無真実しては云にくきもの成間 我身を不嗜は成悪き義也

一二二六 依田氏正武送書 天和二戌年十二月十三日

汝当戌に四十二歳に成候由 其年月被修行にても不心得候や 父の云事を聞ぬにも道も立べけれども 御袋えの孝 緩々と逢度と御申候間責て一ヶ月に一度朝より暮迄此方に居候へと申儀に候へども 昨十二日迄は終に不参候 死なれたらば如何後悔可存と存 如此度々救(スクヒ)のため申聞せ候事

*宛名は「依田友右衛門殿 天野長三郎殿 同門兵衛殿 依田平吉殿 天野長吉殿」

一二二七 家訓 天和二壬戌十月二十六日の夜
一二二八 天江之盗人 天和二壬戌十二月八日の朝

一二二九 聞孝経求道 天和二壬戌年十二月九日 於中仕切御番所書之

今日山口養拙に孝経の講釈させ聞つるに 徳は得なり 道を心に得て身に行ふを以て徳とす 故に忠孝慈ともに徳に入則ば一致なりと云文談を聴時に感涙肝に銘し 君子父母の行猶更難有儀と身にしむ心地発しぬれば 少は忠増孝増むやと思へらくのみ

一二三〇 於精進諸魔求其便 同年十二月二十日
一二三一 叶冥加并逢天災 天和二壬戌十二月

二十四日の朝 於平川口御番所書之

冥加も天災も天地より物いわずして来る事なれば 善を積 悪をなすといへども 急に來ることは稀にして 少づ、もつみかさねて自然と顕る、

一二三二 知敵味方 延宝七己未年四月九日朝

殺人刀 活人劔 我を殺すも心に在り 我を活すも心に在り 所詮自害多し 誰(ダレ)ニテモアレ 余(ワレ)を助けんとする人を敬尊因(チナム)を可要(かなめとすべき)事

一二三三 追加知敵味方 延宝七己未年四月二十五日

悪へ心を移間敷(まじ)と思ふは無理也 即ち事々に遷る生質也 然間此れは身の為に悪しく 此れは身の為善と兼々より習い 覓(モトメ)得て 居家の儀は不及言(言うに及ばず) 身なりにも塵不付(付かざる)やうにすべし

一二三四 人道之根本 天和二壬戌年十二月二十五日 於佐竹義処卿宅書

此三行(忠孝慈)の理を背かざれば 生質所の程に可随 是を道と云也 *佐竹義処は出羽国秋田藩主(二十万五千八百石)

一二三五 育人 同年十二月二十二日

人を育つるに 主人もなく師匠もなくわがま、にそだちたるものは 見所なく聞所なきもの多かんめれ まして祖父祖母父母のあまやかしかわゆがりてそだてたるは 見所なく冥加尽る人多よし

一二三六 称冥加品

一二三七 敬教 天和三癸亥年五月十二日
一二三八 糺善悪 延宝七未年六月四日

一二三九 奉行耽賄賂 同年六月五日

士民の訴事たりと云とも 初終演(ノベ)能(よく) 理非分明にして合点する様に為さしむるは法なり 然とて是をも自慢するにしも非ず 吾と悪し、とて御役の儀に於て敢果(ハカ)をやらぬ様になさば 御役に誇る心有故なれば 非不忠乎(不忠にあらずや) 御役盗人と謂んや

一二四〇 発心要 延宝七未年六月十一日
一二四一 人之成立善悪生 同年六月十一日

真実有は重宝なる人なれば常に可用味方に非ずや 其次には勇也 勇あるものは志すどなれば実にも可導也 智は害になること多し

一二四二 任天地法 延宝七己未六月十二日
一二四三 不猥其本種 延宝七己未年七月十二日 於平林寺書之

善の種をまくに品々有之内 数多は難用事(用いがたき事) 多し 要のぬけぬやうに 是ぞとおもふもとを正すべし【中略】遠所へゆくとも主君の御事を暫時も底根より不忘(忘れず) 道路にても御坐所の方角を知べし

一二四四 授我物立身 同年七月二十日

一二四五 草創之御代武役 延宝七己未年七月二十三日

御役人御代静謐の時分故 戦場の手柄被仕(つかまつられ) たる人は無之により 武

辺ものに仰付らる御役を御目利にて手柄を可仕と思召さるものに武役を仰付らる間事之無き時節の高名なれば 是を今時の武辺ものと云べし

一一四六 依奢忘礼義 同年七月二十三日

毎日御城はいくわい(徘徊)の御役人へ御老中御揃有之て 拾万石余の人の義を今度所替迄の少の内を御頼有之俟 肝煎申されよと仰せらる由 乍憚(はばかりながら)定て君の御為を思召さるによつての事たるべし 然るに辞退す

一一四七 依奢忘武役 延宝七己未年八月十一日

武士は武辺の手柄有 農人は田畑広持 町人は金を多持たるを奔走する也 然るとて武士手柄をするも家職の業なればあながち鼻にかけんも拙し 然共少にても血臭さめに逢たる武士をば 手に不逢(逢わざる)ものは一入馳走すべし【中略】十露盤をはじき味噌塩等の入用を吟味し百姓等をせり廻す御役を御使番杯より結構成御役と嘗(ノ、シリ) 浮べ顔する奴原は 縦勇力社(こそ) あらめ 武士道遠き、うかべたるものなれば 武士盗人同前にて武士の風上にも否成男也

一一四八 善悪批判 延宝七己未年八月十四日朝

一一四九 諸善悪徳損 延宝七己未年中

武士は生落より武士の僉議を聞る様にし成長の後見聞ものは武士を嫌に成義可有間其心得して 強きくせ有馬を乗すれば あぶなきめを見て重て馬にをぢけ付也【中略】ためしもの(一試し斬り) 杯して見せぬれ

ばむごき心出 又くされたる死人杯切ぬれば くさくて胸悪敷(悪しく) 嫌に成も有といへり 武士の嫌成ものは 武辺ばなし過ぬれば武道具もいやになり 腰ぬくるもの、躰を見るに 武士の穿鑿にうとき故得道具(一武具)を拵候 一日充も延ものに候事

一一五〇 軍法 延宝八庚申年正月朔日朝

秀吉公の先手軍に負たるを 秀吉公御覽被遊 御おどり上り 御敵勝たることよと御勇 御味方の諸軍勢あれを見たるか 只今勝て可為見皆々御下知にはやすべしと上意にて御再拜をとらしめ給て ゑいとう々々々と【中略】御敵一合(アハセ)もならで早速敗北と承候事

一一五一 知味方愈病 同年正月二日

若き時は生くる味方多し 古く成ぬれば死する見方多し 然る間 若き内早く病を愈さんには不如(しかじ)

一一五二 心掛 延宝八庚申年正月三日の暁

人の心はたゞ主君よりはじめ 披官にも父母にも子にも師匠にも弟子にも 親類縁者は不及云 他人にも 或鳥類畜類も生物なれば申迄なし 金石家作同戸障子に至ても互和合すべければ かはいがられ不便がらる、様にたしなまんとすべし 太刀刀はいのちのつな、れば云にたらず 昼夜心がくるをもつて本意とすべき事

一一五三 望誠 同年正月四日 乗物の内て書

住曰 是和順ならしめんとならば誠になるべし 然ば智恵を学んとすべし 智恵を願

ば誠にならんと望べき也

一一五四 年礼耻心 同年正月四日

一年頭の礼に被参ほどの衆は 果たる時も音信(ヲトツレ) 有度と可被思知人なれば 可親(チナムベキ) 人也 今四日年初の礼に行て方々見るに 大名家居夥敷事也 奢を招媒也 一 わかきものなど年頭の礼継合と申越候はあいそうなく成候 無益也

一一五五 水治家臣尋書 延宝八庚申年正月二十五日

一 水治の儀 此前問へば寒熱共に能もの有 其道理難心得といへども 風引たるにも得快気ば道理叶たるにやと申たるが 当春とへば 毛の穴をとづるにより 不風引時前方の保養にはよけれども風引てはあしきと云つるは 余程近年たんれん可仕間 初心成時とは各別たらん俟 定て祇今も通よく可有けれ共 意得がたき事あり 其を此末に書候て可越条 以来我等養生の為に候間 某申所わけ不立は 礼紙に孫助に成とも好(コノミ) か、せ可越事

【中略】

新鎧瀬兵衛との

*水治は冷水浴による健康法

一一五六 立身正道 延宝八庚申正月二十六日

一一五七 慮可師 同年正月二十七日

主人と成ては家従の行なひを師匠とも思ひ習て移さんとすべし 数多の家人のうちに

は別て能きもの有べし 縦(たとえ)よく
なくとも十の物十ながら非可悪は 能事を
取て師とすべし【中略】都て用人を其家の
師匠となして 主人も似せ家徒ども、習似
すべければ大事の人也 可嗜は此役に候事
*本文のあとに長三郎(天野長頼)が「御
書付拜上 御尤至極成御事と奉存候 以
上」と感想を記している。

二二五八 有惠則殺無惠則活 延宝八庚申年二
月朔日夜

咎重きは死罪とのみ每人(人ごと)に思ふ
と見へたり 慈悲多からん人の行なひにこ
そ罪を罰せん為死罪をも行ふべけれ 罪深
しと云とも日來の恵うすき家にて死罪の法
行れんは あたにならんこと可多

二二五九 若年者心赴善惡 延宝八庚申年二月
三日

生れ育を見るに大形十二三迄は望心うすく
して寝むたき喰度き着たきなど、思ふまで
にて候 それより次第におひ立 廿計の前
後より身盛なるにまかせ 色をこのむ心出
て 真実を亂し闇の夜を好ごつくの心出来
て 金銀を貪てもほしき心弥増成により
取らんとて博奕を打

二二六〇 土井氏忠節無欲金言 延宝八庚申年
二月十二日

台徳院(二代將軍徳川秀忠)御代に 御番
日の外御奉公とて人々殿中へ伺公の節 土
井大炊頭殿え親敷(親しき)衆中 度々登
城仕候義如何被思召(思し召され)候や
苦る間敷(苦しがるまじき)やと被窺候処

拝領物可仕と存る心根にて罷出可申は 不
被下時の心惡敷間 出仕無用也 為冥加と
被存候は、被相詰候様にと挨拶なると
二三日以前咄を承候事

二二六一 武勇之心掛 延宝八庚申年二月十八日
去方之風呂へ渡辺忠右衛門殿・小栗又一殿
其外四五人被人候時分 又一殿浮石(カル
シ)にて踵を摺られたるを 忠右衛門殿見
られ候て 又一殿之武篇も末に成たると被
申候故

二二六二 察思遣 同年二月二十日

信綱卿家臣深井藤右衛門に教へて曰 謡・
舞・平家の類 同事を言ふと雖も上手下手
有て 感ずる所をも五音に因り感じ叵(が
たきが)如し 然間主人え言(モノ申二)
時節に因り事に因り見合して 言(コトバ)
高低不応 天地程の違(チガイ)も有なる
間 心得知教(シレトヲシヘタマフト)也

二二六三 東照宮御示治乱之事 延宝八庚申年中

東照宮の二ヶ条の御文に危を示て曰 事業
のしげきは不治験也 法度の多は不立本也
書を用ひ法を立るは衰不調(調わざる)也

二二六四 悪口人 延宝八庚申年四月二十一日

聖人は未病を治すると云に 万端兼て用心
するを惡と云ものあるは 愚なる悪口人の
仕形也

二二六五 導繁栄 延宝八庚申年五月四日

人をつかふに欲深なき様になすを上とす
人につかはる、は邪欲なき様になるを第一
とす

二二六六 行稽古 同年五月十一日の宵

能行と云も 先は我身の能からん為なれば
安穩に如(しく)はなし 安穩ならしめん
とほつせば無病ならしむべし 是善の要也

二二六七 忘本家徒 延宝八庚申年五月十二日
寛平法皇と申奉るはいさしらず 自由をす
るものを名付て下郎成るこんじやう(根性)
のものの子がいわば 我まゝに寝て時をも
あかず姪事を行を名付ていわんかしと思也

二二六八 想像 同年五月十六日夜
万におもひやりと云ことなければならぬも
のなり 主従ともに同意也 弓馬の道も同
前に候也

二二六九 口葉之教 同年中

御手紙拜見候 口葉の事折節持絶申候 我
等共のは常の筒葉を粉にいたし用申候【中
略】

二二七〇 禁過 延宝八庚申年五月二十日 乘
乃刻 田付四郎兵衛

物の内書之

二二七一 願心広 同年夏中

心広き者は愚者の云事をも立振舞をももら
さず入ると見えたり 猶大海のごとし 人
は只謙(へりくだる)心を能々修練すべし

二二七二 安武心 同年夏中

人と生れば人の道を行てこそ身安からん業
なるべけれ 可為人(人たるべく)は慈悲
を表とすべし 且亦可為武士(武士たるべ
く)は我身を始として人のいきほひありて
力つよからん様を専とすべきなり

二二七三 嗜次第不同 延宝八庚申年夏中

人を殺さんとならば 先可生(生かすべき)

思案をめぐらし 生(イカス)を分別者と可申也 智恵に不及節可殺事

一二七四 赴善習 同年夏中

一二七五 腰拔品々 延宝八庚申夏中

智のこしぬけは 理の道を聞も嫌ひ 聞てにぐる也 仁のこしぬけは 慈悲の道聞も

きらひ にぐる也 勇の腰拔は 武芸を不好 武道の咄出れば 聞てにぐる也

一二七六 繁栄之口上書 同年夏中

一家繁昌にと思は、我身を可保堅固事

【中略】

一 忠と謂は不死(死なざる)事を第一に

し 命捨るを安んずる 是を第二とすべき事

一二七七 本心 延宝八庚申年九月五日

一二七八 恐天与人 延宝八庚申年九月七日

人に恐怖(ヲソル)は当分の事也 天道に惶(ヲヅル)は一重ならず根深き恐懼(ヲ

チ)様也

一二七九 天之徳与知時 同年九月八日の夜

於紅葉山下御番所書

一二八〇 知天地之酬 延宝八庚申九月八日の夜

紅葉山下にて書

一二八一 信綱朝臣金言 延宝八庚申年九月十日

二日

先年古松平伊豆守殿久野表へ巡見の節 榊原越中守為御馳走家老朝倉新右衛門罷出大網を為引申候 其あみに小魚迄多引付事候 仍新右衛門推参して伊豆守殿へ申候は 網の目人もくる程の大き成事に候処小魚も其内へ入来る事奇特成義に候と申候へば

伊豆守殿被仰聞には 天下の御仕置ケ様成

事と可存候 あらき網に小魚送入候様にな

くてはと御挨拶の由 越中殿咄にて今日承候事

一二八二 家光公御劔術 延宝八庚申年九月十日

八日に聞

大猷院様え柳生但馬守湯治掃の御目見有之

たる時分 今度湯治の先にて劔術の工夫可有之と上意の処 但馬守謹てもうさく 劔

術失念仕たると申上候

一二八三 招善悪 延宝八庚申年十月朔日夜更

入寝屋思出書之

人は能無隙(隙なき)を吉とす 然るに隙のあるやうに好むものは 病疾か何ぞに口

舌あらんと可知事

一二八四 法心 同年十月二十六日 蓮池御番

所未明書

人は己が身冥加に叶 したがふ輩をば不及申 知人に至迄冥加に叶ふやうになさんと

すべし 是を毛頭もたがふ族は人とは云が

たし

一二八五 大猷公嚴有公向世之改儀次第不同

同年中

一 殉死不仕筈之事

一 証人御止候事

一 大名下屋敷広拝領之事

一 婚姻老中と大名并番頭並結婚事

【中略】

一 世上敬方えは塗判に仕候事

【中略】

一 御番衆前髪無之事

【中略】

右五拾ケ条 此外雖可多則座に存出記せり

*大猷公は三代將軍家光、嚴有公は四代家綱のこと。

一二八六 人倫交 延宝八庚申年中

一二八七 馬三段乗形 延宝八庚申年中

をちぬ(落ちぬ)事

但 大かた前へあまり落る也 然間だつ

(韃)鞍能候 是にては馬たち候時 日

本鞍にては あとへぬけ候事おそし 【中

略】常に乗あるくにも鐙を先へふみ 鞍

を後輪に乘しきたるが能候

*山口竹蘆齋の「評」が添えられている。

一二八八 落馬不仕兜 延宝八庚申年中

たよりある神は南え流行 とまらぬ馬は何

そくるしき 三返

一二八九 忍快之變 延宝八庚申年中

忍変而為福 快変而為禍

一二九〇 主従交 同年中

一二九一 日切之心得 同年中

清水(きよみず)にて或出家 其日切の心

得を申候事

一二九二 虫歯之呪咀 同年中

蚯蚓及蝮蠍 但観音経の内に有之

ヒシヤハンヒシヤホトホトリニソモコウ

一二九三 除災難居家必家 延宝八庚申年中

風火雷ビヤク震刃病水波 此九の災難を

除く可くは 寡欲より善きは無き事

【中略】

震

兼て家丈夫に小さく 梁を柱の上へ乗せ 角

柱を太く 鑰の手に作 垂木を大屋より一
続に打て 屋根を軽く 下重く可作 上を
下へ打返と云とも 不崩様に作たる家なら
ば 其難薄かるべき也

二二九四 三之願望 延宝八庚申年中

大信力
志願力
善根力

右は貞暁僧正御進也 重て委御さづけ可
被成の処 三宅島え遠流有之也

二二九五 君主合体 同十二月朔日より同二十
八日迄書之

一 主君の御意に入御留可被成は 昼夜御
近所に相詰といふとも 宿所へ帰度
心も妻子に逢度心もはなれ 名利に
かゝはる願も有べからずとおもふ也

【中略】

一 能き主人と云は 家従もの(物)を囉
能(もらいよく) 異見を云よき人を
上とすべき事

一 家来もの、囉よきやうにせんとならば
主人心いさぎよく無欲にして 人ほ
ど宝はあらじと骨髓にとおり広深恵
まんと思ふ真実あらば 家来直々も
人頼しても心易可囉事

【中略】

右十一ヶ条 時々書たるを同し類成る故集
る者也

二二九六 人法 天和元辛酉七月二十九日

情(つらつら) 人間の送り迎ひ世渡る有様
を思ひ見るに 第一に望所命といへども

当座にならべ置て是かあれかとかへものを
して見るにも 何にか命にかへん哉 又命
おし、といふとも義理には命をおしまぬも
の有 又いきて居てのうへには八木(米)
に何をかかへんや これにて命をつなぎ
こがねにもなり衣類をもとめ屋作をなし風
雨をしのぐ便ともなれるなれば 是にしく
はあらじとこそ思ふべけれど しかのみな
らず

*「山口氏書伝」を伏す。

二二九七 真実法 天和二壬戌年十二月二日夜
二二九八 信之稽古 延宝七己未二月四日の朝
書之

二二九九 忠孝 延宝六戊午年十月十二日朝書之
主君父母へ一言も六ヶ敷口を利せぬやうに
可仕(つかまつるべし) 柔和成る顔(カ
ンハセ)を看るやうにして可怡(よろこぶ
べし) 是を第一の忠孝と為すべき事

二三〇〇 修身弓馬之法 延宝七己未正月二十
六日朝書

御先代の御仕置 大名は金を持過ぎ悪事を
作し 軽き身代の者は摺切(すりきり)て
悪事を為す 諸商人の属(タグヒ) 米穀高
下不順なれば別して痛に絶へず
*「御先代」は家光か。

二三〇一 愚宅武士道可嗜覚 延宝六戊午十二
月十日 天野氏始合為学書之

二三〇二 禍福 天和三癸亥正月十四日亥の刻書
二三〇三 武士道根本之軍法 延宝七己未年四
月二十日

一 酒井氏の御人真田豆州武功有る老人故

軍慮の法を問い給ふ 豆州の曰 金
を沢山に所持するが能也 其金を家
来えそれ々に応じ多少してまきく
る、には如じと伝給ふと也

二三〇四 用合戦 天和三癸亥三月十二日

一 城は自身は平山城可然也 小身の輩山
城(ヤマジヨウ)可宜也 平城は小
身は持ち悪く可有也 都て三拾万石
とも取人の上からは城は大形腹切所
と思ひて 野広所にて防戦は可有也

二三〇五 鑓修行対師訪法 延宝七己未年九月
二日晩 於坂下御番所書之

師の鑓を視るに 手爪(手先の業。手妻)
利きながら 其の躰見へざるは上手なる哉
(カナヤ)と想はるれ 然れとも心の働頭
れぬるは如何乎(イカッソヤ) 冀(ネガ
ハク)は無念無心にして声臭(ヲトモカモ)
莫くんば有奈乎(イカンアランヤ)

二三〇六 信興行作 同六日

因幡守殿(松平因幡守信興↓二二二二)若
御老中(若年寄)被仰付候てより以来
古伊豆守殿(松平伊豆守信綱)の御事為存
衆中引合候て 名人成人の末葉なると被考
の由【中略】近き比の若御老中なれば言す
くなふして不誇(誇らず) 急ならざるは
先者(シヤ)へ談合を逐ば 知時(時を知
る)不為臣乎(臣たらざらんや) 是不在道
乎(道にあらざらんや)

二三〇七 住居止騒動仕置 延宝七己未年九月
十三日

不限昼夜(昼夜を限らず) 長廊下台所へ侍

分の者どもは翔(カケ)集 差図を受くべき事

但 我等直の下知遠くは 用人どもの差図に任せべし 或は火急尤自火 或喧嘩口論有之て其所を立避難きは 両隣前後近所の者ども奇合 其埒(らち) 糺すは尤たるべき事

一三〇八 慎暗 同十九日夜

暮て帰 閑所へ急行に ともし火遅くして 闇所に存がけもなく 湯どの、内入口に桶を並水を汲入置たるに 其に行か、り向臈(むこうずね)を痛む程打たり 武士たる人は常に見たる所といふとも心がけせよといふ也

一三〇九 天誠乗移于人 延宝七己未年九月晦 日昼書之

天ものいはざれば 名代として人を産て誠を云しめ 天道の誠をひろめ万物難苦なき様にとこそ導せ給所也【中略】物をいはせんがために天より食物をあたへ給に 誠を云間敷は喰ふ所盗食也

一三二〇 修身治心養生 同晦日朝書

人々具足有べけれども 無病に過たる宝あるべきや 万事を打捨てても息災にならん事を習求 工夫修煉してこそ行なはれ 忠節と云孝行と云慈悲ともに備るべき也

一三二一 日庸人倫作法 延宝七己未年九月日

- 一 可保一生事
- 一 所庸可識事(もちいらる、識るべき事)
- 一 不腰拔事

【中略】

一 善き主人は家従を活かさんとすべき事
一三二二 崇天野党伊加保与蜘蛛家 延宝七己未年十月十三日

天野党に崇るは伊加保の湯 亦疣にだひろふ蜘蛛の家也

一三二三 明心気 同十五日朝

一三二四 保身法 同十七日早朝

明智を願は、 夙に起て慈悲を行なひ 身をつかひゆだね 諸事をとくして夕に及び我も人も休まんと欲して翌朝の用を前夕に仕舞 暁の用を其日早旦に隙を明 心氣をあきらかにしたもつべし

一三二五 武士心掛 延宝七己未年十月二十六日

煩ものは不心懸の武士也

一三二六 知冥加 同年

天を耻ぢ恐るべし 心を放す則(とき)んば冥加尽くべき事

一三二七 悟明審可習 同八庚申年三月十六日

*天野長三郎・同門兵衛・新鑑弥一右衛門・古河浅右衛門あて

一三二八 忠義次第不同 延宝八庚申年中

一 大名の居所外様に被為置置かせらるゝとも 小身成衆 其人に応じ組合置せらるゝは御目付にも可成候やとに角今の御代に於ては かくれがを求度可有間 あらはに悪事見えて御人数を被遣御追罰を行はるゝ様に有度事
一三二九 誠著 天和元辛酉七月二日の夜書
一三三〇 台命越後国廃亡 天和元酉七月比命して曰く 越後国の儀 諸家とは各別の

間 少にても家の立やうにと連枝雖被訴之(之を訴えらると雖も) 各とても国をさがしたらんに於ては道の立仕置最上もしか有や 是を忽緒(イルカセ)にするときんば 彼仕置も同事にて 縦(たとえ)人は赦すとも 天争か(いかでか) 可免や *天和元年(延宝九年)に將軍綱吉が越後高田藩の御家騒動を親裁した件。

一三三一 誠満

一三三二 善悪弁 天和元辛酉七月十一日 於肩輿の中書之

人に善悪過不及 得手不得手あるを可知也 人と謂は我も人人も人也 善にても悪にてもあれ 得手たる儀は過也 悪を止めんとしても得手たる儀は当分療治に依り 其色を雖不為見(見せずと雖も) 動もすれば持病なれば兆(キザス)と覺たり 其根をたちがたし

一三三三 信綱朝臣名言 天和元酉七月十二日

信綱朝臣の榊原越州へ教て曰く 用を達さんとするに大事有 是ぞと思ふことを工夫して其を忘るまじきとのみ思へば 先にて用を達に 別の事を云かけらるれば行当つまる也 故に門を出と其事を離別したるが能とな也

一三三四 絶智 同十四日 於植野御寺院思出書

位牌知行を取 氏よく位に昇りなど有とて己が功德を以昇たるやうに鼻を高なす輩はうはもる心なれば曲付て奢故 自満して天をも忘たるなれば 終には覆さん事も必せり

一三二五 省身行 天和元辛酉七月二十四日
酒尉殿にて書之

人間に得手不得手有之 先我身の不得手を能知て 或不足を増 或は為過(過ぎたる)を減す事を可悟(悟るべき)なり

一三二六 防欲 天和三癸亥十月十四日

人の望所隙也 金銀也 此金銀にて自由をなすべければ 汝がため度心は皆々敵と成て災難に遭んずれ

一三二七 宝 延宝七己未五月十七日夜書之

宝有り 是主君也 父子也

一三二八 誠 同十八日 於乗物内書之

一三二九 達公用 延宝七己未五月二十四日 於乗物内書

畢竟家従は君の御用にた、んことを要す

一三三〇 誠答 同日

武士にて其道の吟味をせざるは家職盗人にて欲深ものと知て 其心の罪をみづから斬戮して軽重を糺し急可直(急ぎ直すべき)也

一三三一 持身覚 同二十五日 於山里御番所書之

人に見限られざる様にすべし 第一被見限と云は 実儀になければうとまる、もの也

一三三二 煩間敷覚 延宝七己未五月二十七日

元日より大晦日迄 勤て悪敷には有まじけれど 左様にもならずは 病人多き節 別て不煩やうにして勉れば 奉公ぶり見え主人も悦ぶ儀也

一三三三 武勇法 延宝七己未十一月八日 於坂下御番所書

武道の心懸真実而深き人は 第一無病を底根より可好也

一三三四 赴善法 延宝七己未十一月二十七日

一 智恵有もの他を思遣らざれば 智却て害に成候事

一 大名に成度と願は 多の人に心俵に慈悲をなさん為也 奉行役も是に均事

一三三五 人法 同十二月五日

一三三六 損徳 延宝七己未十二月七日朝

一三三七 唯一心立 同十九日

しつかなる水の心を得てのちは 千里の波はさもあらはあれ

一三三八 水火之養生 天和元辛酉三月三日

補ふと云は火也と思ふなれば 瀉するは水也 実するは火にて虚は水也 金持は火也 實にてすり切(摺切)は水の虚也 是をつかふ時は火を用 控る節は水を湛る也 出息入息も等也

一三三九 用法 天和元辛酉三月十日 乗物の内にして

金を重宝と思て人をあひせざるは身を打もとひなり 人を愛して信を愛せざるは私ありて色にもをぼれんと可思 しかじ人と云は信也

一三四〇 主従和合 同十一日 於本所馬上存出書

一 主人の役は家来奉公仕能く ものをもらふやうになすべき事
一 家従と成ては 奉公を教寄に成る様に工夫して 身を不惜 奉公を無欲に成ては可仕 飯をはむ道也と知りて

奉公すき好べし 斯有ものは 災難をばらひ天よりの導にあふべき事

一三四一 放心 天和元辛酉三月十五日昼

一 大身たる主人たりといふとも 愚暗なる将の下に不可居 小身たりといふとも道の正しき将の下を好べし 自然と天理を授り人倫の法を得ておのづから禍を可免事

一三四二 惡業法 天和元辛酉三月二十四日

乗物の内にて

一三四三 立身善者果報次第不同 同四月四日

一 立身と云事 利欲の心にて云へば 進官位(官位を進め) 禄重からざれば立身と不思(思わざる) ものも有【中略】禍福生質の定業有べきなれば 自らの定業へ行ひ付くべきと可任心中(心中に任すべし) 自然と俸禄来も立身也 且又立身と云は君に正直に奉被思(思われ奉り) 世上にて能く唱られ不遭災難 永く安楽に勤るを可云也

一三四四 立身 天和元辛酉四月八日夜 於中仕切御番所書

愚思らく 富貴して安楽成を内外の立身とすべし 富貴を立身とのみ好ん者は 利欲の沙汰なれば浮べる雲の如し 災難に不逢様に安穩なるを願はん人は実儀也 富貴も貧賤なるも生質なれば不可悔 長命短命なるも等しきなれば 天道に不違やうに理を本とすべき也

一三四五 天地立身 天和元辛酉四月十七日

於御本城中御門記之

一三四六 古川氏江異見舅新鎧氏江渡短書 天和辛酉四月十九日

此事善と思はゞ浅右(浅右衛門)に云て可被為聞(聞かせらるべし)思ふ事には分別も出なれば 主は家来の輩を恵まんと可思

被官はあるじよかれかしと思案すべし【中略】無病にあらずして諸願成就仕がたし

無病にとならば第一は姪事を導べからず

是を増(マサン)とならば 朝起して終日

身を遣い草臥るほどにしてはやく寝べし

一三四七 可知身少 天和元酉年五月九日 乗

物の内にて書之

慈悲と云文字を句の上々に置いて可行也 身を可打事を兼て可知也

一三四八 養生之部次第不同 天和元酉年五月

十五十六兩日に書之

一 性々の智慧を求むべき事

一 欲心有間敷事

一 不煩(煩わざる)前に保養可仕事

一 兩便常に考 少の障をも急度可致療治

事

一 上手の針立と因(チナミ)鍼の術を可習事

一三四九 五常之目録 天和元酉年五月十六日

一三五〇 身之杖 天和元酉年五月十八日 於

肩輿中書之

父母の影にて此身を儲たれば 一入我に慈悲を成すべき也 今の身代の従者に慈悲を

なすべし 不如之(之にしかず) 騎馬与

力拾人 徒同心五十人奉預 冥加に称たる

よと難在(ありがたく)立身の杖を奉授と

思て 彼杖を以てころばざるやうに可届と

慈悲を可要也

一三五二 察人行我 同年五月二十七日 於肩

輿中書之

人の身の上を計ても己が上を可知也【中

略】十五歳にもみてぬうちより われと心を付

を付 正路なる師匠をしてひたと異見をい

わるゝことを好みなをさんとすべし

一三五三 陰陽慈悲法 天和元酉年六月十日

於肩輿の内書

一三五四 職人善言 天和元辛酉八月二十三日

木入 不得ことを仕らせぬれば病者に成ると申候也

一三五五 順法 同九月二日宵

智恵有る生物の智恵 害に成事を知べし

草木時々の氣を受 四季の作法に合たるは

草木の手柄と可申哉

一三五六 人心 天和元辛酉九月四日

天へ事(ツカフマツラフ)とて此土に出生

し 在着(アリツキ)奉公するなれば 氣

に入らんと似する事要也 然は其本を正し

うして声(ヲト)も臭(カ)もなからんや

うにとこそ可学に 争か貪欲に被導や

一三五七 心覚 天和元辛酉九月日

一三五八 夢改忠 天和元辛酉九月十五日の朝

今暁の夢に 我日光の御目付に行て帰り

宿の近所迄来て思へば 御宮は巡見あれど

も御堂は見たるか然々不覚(覚えず) 御

尋もあらば如何せんやと案じて観念仕は

惣て教書をも功者なれば油断して不見也

教書(ヲシエガキ)を参る度々に得と読て

可勤事也 此儀を書添可申と存るが 是も

夢中にて夢覚(サメ) 万端諸品に此心得

有べし忘れぬ内にと存 書たる也

一三五九 好善去惡 天和元酉十月十四日 於

梅林坂御番所書之

一三六〇 源信綱朝臣忠臣愚謂 延宝七己未年

五月五日

一 由幼少(幼少より)孝の道を好み面白

思(ヲモヘル)事

一 忠の道を好て面白被思(思われ)たる

事

一 若年の時生達(ソダチ)働の事

一 慈悲心の事

一三六一 松平氏信輝江送状 天和三癸亥年十

二月九日

今度の儀 因幡守殿への御挨拶 大河内又

兵衛為申聞候にて承 考見申候程 御志深

一門中の心得にも可罷成と感心銘胆 宿へ

帰候ても思案仕見申候程 御大成御事と乍

恐奉感催泪 愚息共へも為申聞

*松平信輝は松平輝綱の子で松平信綱の

孫。武蔵国川越藩主。

一三六二 信儀再娶信輝江送状 天和三癸亥年

五月六日

一 頼母義 先日も如申上 妻女の一周忌

立候は、縁組仕可然奉存候 如何被

思召(思し召され)候や 貴様被仰

渡を頼母否とは申上間敷候 自然同

心不仕候義も御座候は、以書付委

細私に為知(知らせ)候へと可被仰渡候

一三六三 依小幡氏行直望送状 天和三癸亥年五月六日

一 御奉公に付存寄申候得と被仰候 可心置様も無御座貴様に候 我等杯にさへ申せと御申候御心にては 我を御立候はぬ御心中と存候へは 御仕損なく御奉公の御志届可申と珍重存候事

【中略】

一 日来は御腹た、せたまふとも 御役御勤被成内一入柔和可然存候 御奉公冥加に御叶 御加護ありて 以後迄も御心慈悲深ながれ候様にと存候事

一三六四 仙石氏就金之非道同姓送状 天和二壬戌年二月朔日

仙石治左衛門殿の 私組付の金御借用の義に付御肝煎有べきと御申越候間 前方の殿申達候 此書面にて拙者治左殿ためを存候道理 忠節の趣御察 道に叶候様に御肝煎可被成ための覚書

*仙石右近・同丹波守あて

*内容は、仙石治左衛門に貸した「組付の金」(天野長重が頭を務めていた先手鉄炮組の与力同心のための救金。これを他に融資して利を得ることが行われていた)三百兩のうち百兩の返済が滞っていることを非難したもの。

*仙石治左衛門は仙石政勝。当時は先手鉄炮頭を経て新番頭。天和二年四月に

七百石加増され二千七百石となつてゐる。

*仙石右近は仙石久信。高四千石で寄合。天野長重の妻(仙石久隆女)の甥。仙石丹波守は仙石久尚。高千石で寄合。右近の弟で同じく天野長重の妻の甥。

一三六五 四十一歳之人江申口上 天和二戌年二月二十四日

世上にて男子は四十二歳を一生大事の厄年と云て 前厄後厄とて四十二歳の年は不及申 四十一歳四十三歳を慎と云り 先以我は四十二歳にして御使番の御役被仰付 其以後間もなく五百俵の御役料を拝領仕たれば 余所外にもあらず 我が子なれば父にあやかるべき也 いふ心は 予は時々刻々日々役ありとおもひ 不直をさる様にと可心懸なれば 年々厄年とおもふ也

*天野長三郎あて

一三六六 授書 天和二戌年七月三日

汝勤る所を見るに 苦しみて勤るとおもへり 勉るに心苦あれば煩ふと見へたり 汝身に覚もあるべし

*天野長三郎あて

一三六七 助子忠道 同年

一 我等日来申さかせ候は慈悲迄にあらず 忠義とも孝行ともおもへば子どもを十四五までわつらはさるやうにそたてわたすべきと云つるごとく 手前にて壱人もころしたる子無之【中略】 若年にもあやまちあるまじきにもあらざれども まづは父母のとが

(答) 成とおもひ 心をつくしそたてたるは忠にあらずや 子孫繁昌の事をおもひても孝にあらずや 汝等をたすくる義慈悲にあらざるやの事

一 今度せいじん(成人)の娘病死ゆへにます々々念をつかひ申かする所也

【中略】

右十一ヶ条の趣 四人の子共へ一紙に見するの間 手から次第わづらふべからず 煩たるものは死たつ同前にふかうのつみ(不孝の罪) 面目なしと思ふべき者也

*天和二壬戌年八月十二日に、天野長三郎・依田友右衛門・天野門兵衛・おとめ(娘)にあてたもの。

一三六八 知嫡子長頼次男長行次諫臣忠勝等江武士役之勤 天和二壬戌年三月二十日昼 於中御門書

一 武士の本意迄にあらず 恩を受たる受様により一命をも捨べきなれば 増て器物金銀におゐてをや 焼捨とも非可惜 死せる跡まで悪名の毀を受といふとも争か主人の為をおもはで可有やの事

【中略】

一 はしりのもの筋をゑらみ男のから(柄)をゑらみ 壱万石に三十人 十万石に三百人持の積に可仕事

一 足輕は若党より数多 小ものより数少 男の能(よき)を撰べき事

【中略】

右二十五ヶ条の家斉仕置如何有之や 見候

て非を打可被申者也

*天野長三郎・同門兵衛・新鎧瀬兵衛あ
て

一三六九 就依田正武領地儀伝異見 天和二壬

戌年八月十二日

一 知行え遣候ものへ意得不致や 百姓に
無理はさせべからず 可恵は地頭の
役也 百姓不奢様にして取ケを付
不困窮様にめくむ心得を教不申と相
見申候事

一三七〇 依田正武農人可痛因茲施惠法 天和

二壬戌年八月十九日

一 人々進退時々有之間 一遍には難申け
れども 其方はいまだ御加増をも拝
領せず位牌知行五百石也 此知行汝
が知行と思ひ候や 其心に候は、行
当事時々可有之候 其子細は末に書
候て可渡候事

【中略】

一 養父拝領の地なれば 今迄領地不見は
百姓いたむは尤に候事

一 小身と云 能人をももたで大身成人持
の真似して内のもの任せにする故
百姓難義がるは道理に候事

一三七二 依大関氏妻懇意除病疾伝 天和二壬

戌年七月二十五日

一 其方今より一入養生第一の時節とこそ
思なり 子細は此度妹相果たるによ
り 御母公年老てのなげき見るめも
いたはしくせんかたなく候 是をお
もふにもはやひとり娘なれば 御袋

の心女性故に一入大切にてぞあらん
ずれ【中略】御母存命の内別て身を
大事にかくる事天の道たるべき事

*「大関勘へもん殿の御内室」あて。「大
関勘へもん」は大関勘右衛門増公。

一三七二 大関氏増公奉南都奉行職砌及相談伝

天和二壬戌正月中旬

一 奉行職のもの何やうに先より仕懸ると
も腹をたゝさるを第一の行也 此段
の慎要に候と功者成衆の咄を粗及承
候事

一 古松平伊豆殿被申候は 項(うなじ)
の上にな様被御座候と常に思ひたる
が能と被申候事

一 同人被申候は 咎有ものがうもん(携
問)して問落すは奉行の小智故と被
申候事

【中略】

一 周防殿(板倉周防守重宗)の父伊賀殿
(板倉伊賀守勝重)へ公事の聞やう尋
被申候へとも 無伝授と挨拶に候
然上周防殿 親父へ不足の程にても
つてなげき申候へは 別儀はなく候
へとも 左様候は、何哉とて公事を
仕もの、顔を不被見様にと迄の伝授
の由

*大関増公は、天和二年正月十一日に使

番から奈良奉行(南都奉行)に。貞享二
年七月没。

*板倉勝重(一五四五―一六二四)・重
宗(一五八六―一六五六)は共に京都所

司代を務めた。

一三七三 南都奉行増公依望送馬験 天和二年

壬戌年正月二十日

一三七四 関氏久盛江異見之書 天和二壬戌年

正月二十三日

口上

其方儀付存寄書付にて不申候 又兵衛には
甥なれば書付を以心得を申聞候 貴殿も甥
には候へとも他名を被継候付遠慮も少々有
之

*関伊織あて。関伊織久盛は大河内重綱
の二男。長男が大河内又兵衛信久で、本
文中の「又兵衛」である。大河内重綱は
松平信綱と天野長重の母の弟。

一三七五 家来不義乍思願我身 天和二壬戌年

八月朔日

只々家の斉といふは用人の心持専なれば
不呵柔和にして能々かれか道理を聞申をし
へらるへし

*新鎧弥一右衛門あて

一三七六 古川之用人家従不導 天和二壬戌年

八月二日

○侍は何役とて可究にあらず 事に望乗物
をもかき鉄炮をもかつぐ習也 小もの、
道は乗物かきは水打事をもすまじきとい
ふ類也 侍と名づきたるもの小もの、心
なすは恥辱也

○我等家え来る輩此道を不知は教べし 重
て抱時能知らしむべき也

一三七七 森奴誑古川心天災危各異見之書 天

和二千戌年二月二十四日

森盛之助義 去廿二日 平川口御番の留守に暇も不申他行申候 我等帰候て聞出し候此もの番になくとも弥一右衛門に暇を申出る筈也 不然是浅右衛門にも暇を申可出筈也

*新鎧弥一右衛門あて

一三七八 諫臣孫新鎧勝左衛門江人智武士道教訓

天和二千戌年八月六日朝

- 一 朝寝の事
- 一 昼寝の事
- 一 忠孝慈の無用て夜久敷居候事
- 一 武士心出息人息にも放へからざる事

【中略】

右拾九ヶ条汝何れを用や背や 身の上を此書付にて改可見

*新鎧勝左衛門あて

一三七九 野村喜斎坊就き自在書 天和二千戌年正月二十七日

一三八〇 背教輩 天和二千戌年五月二十九日朝

(内容は、昼寝常習犯の野村喜斎に対する謹責)

一三八一 就若党宮田氏不義示欠落 天和二千戌年

- 一 当戌六月九日の夜欠落仕候事
- 一 五歳の娘壱人捨置申候 妻女は去年相果申候由候事
- 一 何とて走様に仕候や 不便にて候由用人新鎧弥一右衛門・古川浅右衛門に為申聞候事
- 一 用人共申候は 別の義も無之 町に女

房を持候内あしきものと付添博奕を打 摺切果 身もとむさきより欠落仕たるにて可有之と申候事

*内容は、駈け落ちした若党宮田竹右衛門に関する諸事。

一三八二 与力之不義以蔡瑟抑 天和三(二)の誤り) 壬戌年三月二十五日平川口にて書

覚

- 一 与力他所えの暇申上候は、子を残し不置様に可仕事
- 一 雖為実子(実子たりと雖も) 父の歳盛なるに代番無用に候事

【中略】

盛なる我は佗家へぬけ 子ながらも公義の与力成に 父の足を子のかむるは有成に 公義与力になしたる子の足を父がかふりて四拾石充の足を細くすは 对公義不礼不義と申問敷や

一三八三 人間終命羊歩隙駒論 天和三(二)の誤り) 壬戌年中

羊のあゆみひまの駒といふ事を心得らるべく候 羊を殺すとてかこひの内より引出し野へ連出てころすとかや 其弁渠になければ諫て野へ急出るなり 人々も心得せよ 朝より夕に及てははや死する所へちかづかずといふ事有へからず 【中略】ひま(隙)の駒とは日輪の影一息の内にも廻を見て惜哉やと存 我身の悪を早く去て善心におもむかんとすへき事

*「隙駒」は「駒隙」とも。月日がすみやかに過ぎ去り、人生は短く無常である

意。

一三八四 腹甚悪入押出籠善 天和三(二)の誤り) 壬戌年中

其方の腹 漸一尺方寸の内なり 其内を能々おしさりまはしても考知りて必々はやくすなをになすへき事也

一三八五 諫臣忠勝病氣不萌前談合 延宝七己未五月八日

其方義手前にて療治をつくし 不成段に成不死に居候は、我等へ打任すると可申候 左候は、心俣に療治を可申付候 又死さまに葉いやと存候は、最早七旬に候へばそれも可任心候 如何存候や 前方申聞せ候事

一三八六 識子之養育 延宝七己未年五月十一日

一三八七 依忠嫡子井用人江金銀遺述不吝旨 延宝七己未年五月十八日

口上覚書

- 一 一日に如何程 一ヶ月にいか程 一年に如何程と知り 知行者成上中下考中分を取 今日多ものいれば明日はそれを取返すやうにすべし 【中略】
- 一事を必なさんと思は、他の事やぶる、をも痛べからず 人の嘲をも恥べからず

*天野長三郎・新鎧弥一右衛門・古川浅右衛門あて

一三八八 嫡子進退就價儀家臣等為見書 延宝七己未年五月二十三日

長三(天野長三郎) 勝手成兼るに付 人も減し末々此家統様に思ひ寄たる 弥一右

衛門・浅右衛門心底上かはにもせよ感入たる儀也 真実には 長三つかひやう上手も知らねとも さはかり能らんとも被思さるに 実底ならば能武士の立派たのもしき人たるへし

一三八九 野村坊主非義重疊依天災危教訓 延宝七己未年五月二十三日

喜齋坊動(ややも)すれば歩行成兼る煩を以て引籠と見えたり 無足は武士第一の疵也 いつれの煩にても引込は罰当たる様におもはれぬれとも 取分若くして足不立は曲事なるに

一三九〇 嫡子江為異見伝家臣書 延宝八庚申年四月二十一日

一三九一 对子共教訓家臣証拠 延宝七己未十一月三日

一 子細は我等を取立の頭衆へ壺の口を切祝候て茶を進候処に 初昔と申は茶の内の一番の能茶に候 是を致秘藏置候て何れの客に出し可申や 御兩人(水野周防守・久世宇右衛門)より差当上の客は我等方には無之候然に親の可敬客を子の身として何の為に能茶を残置候

*水野周防守は水野忠増で大番頭。久世宇右衛門は久世重利で小普請。

一三九二 自警 延宝八庚申年五月二日

一三九三 送依田正武状 延宝八庚申年七月二十七日

厳有院様(四代將軍家綱)御命日は不及申責て御百ヶ日迄はたとへ精進不仕とも御七

日々々々にはつつしみ 内外清浄に心を持人振廻に呼とも御七日々々々には御百ヶ日までは被參間敷と存候 自然近年内組頭にもなられずは 万一不精進にも候やと可存候 穴賢々々

一三九四 就大関増栄屋敷替存寄書 延宝八庚申年九月十一日

大関信濃守殿替屋敷の内証を御取組候間 公義の事拙者に肝煎候へと信濃守殿被仰候由 勘右衛門殿も頼候と先日御申候 我等申候は 勘右衛門殿御申候て可然事に候と申候へば 御代替の時節遠慮有之候 其上ちかき比信濃守殿御子息養子に御越候義を公義え申上 無間(問もなく)わかきもの申も如何候間 是非われらに申候へと御たのみ候

*勘右衛門は大関勘右衛門増公。大関信濃守は大関増栄で下野国黒羽藩主(二万八千石)。増公の兄。

一三九五 村瀬氏就東海道御用送書 延宝八庚申年十月十六日朝

一 脇にては如何可被存も難心得は候へ共 今日迄の躰は今の御同役中には貴様程の御働可有御座と公義にて可被思召御方は無御座と存候条 各御羨敷候はんと存候 さるにより各そねみ心有之躰と承及候俣 誰々御取持に候やなど、被申 扱こそ加様に候となき(無き)事を取つけ 又は少の事をも如山にも取沙汰可有之は御同役と察申候条 少も御油断被成間敷

候事

*「村瀬氏」は使番の村瀬重房。この年十月朔日に「仰をうけて東海道の駅路を巡見す」と『寛政重修諸家譜』にあり。その後、留守居番を経て辞職し、正徳二年(一七二二)に八十六歳で没している(延宝八年は五十四歳)。

一三九六 為勸用人老臣江渡書 延宝八庚申年十月二十三日

用意は別て武士を心掛 主人えいさめを申下々迄武道を進め忠節を励す様に可心懸【中略】夜明ぬれば山里御番故罷出候 我等を思ふものは何も我等目にも足手にも成御奉公をさせんと心にもつとらんずらん【中略】縦我等さむきとて奥はありするとも 人噪の節杯は早く寄(ヨリ)場へも出よと呼懸 供を仕様に不心懸しては武を用ゆるとは云かたし【中略】其方兩人の子共へ此書を相渡被為守可給候 忝人は氣相わるきとて不出 忝人は誰も不為知とて我等急に出るに三四度使にて三人か呼たる内に跡に付申候

*新鎧瀬兵衛あて。瀬兵衛の二人の息子たち(用人)の怠慢を咎め、父から戒めるよう述べたもの。

一三九七 為忠思于家臣老臣江送書 延宝八庚申年十月二十八日

我等為を能せんは弥一右衛門(新鎧弥一右衛門)・浅右衛門也(古川浅右衛門)也 然間御番の時分兩人と思へ共 休息有度はかはる々々々も諸事手を不為突様にと申た

るは前方よりの儀也 それにても御番の度に何そ一つか二か終に手をつかぬと云事無之候 依尔(シカルニヨツテ)こまり候て段々切々書付して其方にて可書を 我等の書て渡したるはたすけにあらざや

*新鑑瀬兵衛あて

一三九八 齋藤氏江送書本多氏江道 延宝八庚申年十一月二十一日

一 馬を乗らば鞍にのれ 鞍に乘より馬にのれ 馬にのるより己が心を馬の心にのれと承候事

一 馬手前にあるを己か馬とのみおもはれず 外の馬も己か馬也 己か馬も外の馬たるへし 馬に不限万事如此とおもはれ候事

*本多勳左衛門あて

一三九九 就家頼共心得薄新鑑忠勝江遺書 延宝八庚申年十二月二十日

一 味噌の仕様此前上中下共に極め書付相渡 上のは四季に随ひ其々に増加減申付候 扱又糶をぬかれぬやうに念入様あるべし 上の味噌国大名のにも増ともおとらぬやうにと云事に候

【中略】

一 今より二月迄は 火事の時手をつかぬやうに 人々もとをり火消道具もとをるやうによく申付 見廻間を合する様に仕置人と兩人え可被申候

*新鑑瀬兵衛あて

一四〇〇 離欲道 延宝八庚申年十二月二十一日 日朝書之

一四〇一 立身教訓 延宝九辛酉年正月二十六日

依田友右衛門儀我等取持不申付立身支るといふ人有 何と意得られたる人左様に被申にや 子なれば一入立身させ度有間敷にもあらず 我等ゆへに滞と被申は たとへていはゞなまかねの刀にて人をざれといはるゝごときにや 某ははかね(刃金)を能きたひ骨迄味能切るやうにと思ふ也 にぶき刀にても一刃は切れもこそせめ それは如浮雲 惣して天理には乍背人をぬくは邪なれば盜賊同前也

一四〇二 三浦氏就駿府御番各江送書 延宝九辛酉年四月三日

一 佐次右衛門殿御長命 其上御無病にて段々御仕合能切々の御役替細々御加増御拝領被成 目出度御人に御座候 【中略】御年七十に余申候得共 於于今万人に勝れ難及御無病に候間 【中略】乍推參不申は腹膨様に候間 思召をも不顧 各様迄申入候 *細井彦兵衛・三浦忠七郎・細井源五郎・細井多宮あて

*佐次右衛門は細井勝茂か。先手鉄砲頭。貞享四年(一六八七)没。享年七十八(延宝九年には七十二歳)。

一四〇三 天理善悪行作 延宝九辛酉年七月十五日 於坂下門番書之

天は善悪いづれをも嫌ふにあらざ たもつところは善と見ゆれども 悪其内になくんば善たもちがたからん

一四〇四 就同姓息女儀彼家来江送状 延宝九

辛酉年七月二十一日

口上

一 甚左殿の御息女御事 甚左殿御病中にも御せわに被成 御ありつけ有度よしにて あなたこなた御聞合 拙者方へも御申越御相談にて候 然とこるに御果候已後には御ありつき候に不及 貧樂にも御送候へと御合力の事など御申置候事

一 御病者にも候て御ありつきにくきやうすにては無之候 【中略】首尾能御ありつき有べきならば 草のかげにても嘸や御よろこひなきといふ事有へからず

*山田九左衛門・村井善右衛門あて

一四〇五 京大坂御目付高井氏江送書 延宝九辛酉年八月二十一日

口上

一 京に宿取候ものは色好の様に先年は公義にても被思召を存候 只今の御老中杯の内にも此様子拙者さへ申たる方も御座候

一 京の宿にては方々にてはたご(旅籠)仕候付 すくなくとも銀子二三枚は不被下しては成間敷候 是も多く入よからざる事

*高井作左衛門あて。高井作左衛門は高井清方(小性組)。

一四〇六 京大坂御目付江存筋之者在付砌送 延宝九辛酉年八月二十一日

口上

一 今度作左衛門殿（高井作左衛門清方）

え一所に三人迄被召抱登候義外聞等敷事と存候 其外聞に疵不付様に互身の悪事を異見を云腹不立様に聞候て直し可被申候

【中略】

一 罷帰候迄不姪尤候 好色のたはふれ心にもおもひ出しなは 夜の寢覚にも在番中何とぞ打払可申候 男女みめよき輩有とも被見聞敷候 其かたの咄もせず 可成はうるはしき声をも耳をそばだつべからざる事

一四〇七 就勝手者不心得用人江渡書 延宝九辛酉年九月五日

口上

人間身代たかきひき、とて心ざしにかわり有べきや 然に廿二年以前よりうどん・蕎麦切・さり麦のこのみすれども忘れ 西五月に本迄出しぬれども 西九月五日迄は覚させず 本迄失ひ候は誰人の細工やらん【中略】瀬兵衛・与次右衛門・六兵衛は如何ぞや 此書中を見て与次右衛門などは是を為説顔を赤め候やらん【中略】此書札瀬兵衛方へ遣し明朝かへさせ可申也

* (古川) 浅右衛門あて

一四〇八 御仕置書 延宝九辛酉年九月十四日

喜斎坊御茶釜御火入の覆台箭を損さし 御物置鼠の穴をあけたる戸をも眼前捨置候 果敢（はか）不参は申上筈に候処延し候得共 御用捨にもたれ 各此等を似せ身を可打かと思召 書付張置候へと依仰 如此候

古(川) 浅右衛門

新(鑑) 弥一右衛門

一四〇九 御作事御普請方之教 延宝九酉年中

一 急の御作事といふ共 心を不可急 届候所を合点して究 其後業を可急候

【中略】

一 御勘定奉行衆を以不合しては手取へき事

一 御作事方は材木 御普請方は石 其内大木大石此分にて手支る儀候間 此分もとをる様に思案分別可仕事

【中略】

一 相奉行と中悪敷成たがると兼て可知事 右七ヶ条覚可被申也

* 「手取(てどる)」は「予定や計画が狂う」意。

一四一〇 慈家従書古川氏江遣 天和三癸亥年五月二十九日

右十三ヶ条有之 能々主従合体諸人の交合点いたし 孝より発忠節を思 我身にも加慈悲 此書札遂吟味 其趣可被申上 左様にあらざれば其上も盗賊同意たるへき者也

* 古川浅右衛門あて

一四一一 教愚家従 天和四甲子年二月二十二日

一 悪敷主人は内のものを為煩(煩わせ) 逢事をきはせ のそみを多なし申候事

一 あしき家従はのぞみ弥増て煩ひ 主人え逢事成兼る類 皆五常を背故に候事

【中略】

一 可為武士(武士たるべき)は勿体にも不構 毎物早く仕習早く云習声も高く其上には時を知り可随事

一 武士の心掛 第一無病に成様に可仕也 是忠節・孝行・慈悲にもかなひ行作も能有べき事

【中略】

一 此書 理右に約束して去亥年(天和三年)書たるや 今朝見候て末にも書事有べけれ共留候事

【中略】

一四一二 道 天和四甲子年三月二日

一 可為武士は 産ん子幼ちの時に武士に成ましき心あらば 別のものになすべき事

一 心はけなげなれとも生質躰の弱有 此たぐいを何とぞ甘より内に強なしてとらすべし 然とも勝れて弱生質ならば 是等もすへもの武士にて戦場の走廻りは成ましきま、勇智あらは乗物に載出て下知をさすべき事

一四一三 駿河国今泉孝農夫江遣状 貞享元甲子年三月六日

一 貴殿の様成世に稀成孝行者え申も愚に候へ共 親敷成候付万端不顧申候 弥慈悲の智慧を不怠 其身を父母とおもひ やふれそこなはざるやうに保養尤候 来る年も々々々御出可有候 得面談度御人に候事

* 「駿州今泉村 中村五郎右衛門殿」あて

一四一四 御老中江蓋之取扱辞退 貞享元甲子
年三月二十一日

口上

今度榊原虎之助え御老中就招請 御盃の取扱仕候様にと御内意奉畏候 然共従旧冬瘡故候や泪出 拭不申候へは不明 殊時として嗽(咳の誤りか)出難儀仕事御座候【中略】虎之助殿え御断申達候へ共 御内意の旨承候故 右の趣為可申上伺公仕候 以上
*榊原虎之助は榊原政辰(のち政邦)。越後国村上藩主(十五万石)。

一四一五 人法 同年三月晦日

人と云ものは人をおかゆからずしては人にはあらざる也 慈悲をなすを人と可云也

一四一六 児童重直江授与天野氏教武士道 同年五月二十日

*天野重之助あて

一四一七 教幼少 貞享元甲子年六月十二日朝
於梅林坂御番所書之

人も若年の時分別て肝要也 声の替る時節 一生の善悪うつりしるゝとなれば 一人其前より能ものにかかづき 父母心をつけて常に善人につき添せ 仮にも悪敷ものとはぶれをもなさしむるへからず

一四一八 大河内氏政真大坂初御番之節送状 貞享元甲子年七月二十一日

一 頼母駿州え初御番に被参節 甲斐守殿の御頼候により御番の勉様を書付遣候 頼母無恙被勤候 其吉例も候間 此度初て大坂御番に就被登勤様 乍不知書付遣候 京大坂え御目付に二

度参及見及聞候へ共 大御番勤ざれば内証の事は不存候 聞合候ても可申候へ共 先如此候事

【中略】

一 在番初て参たるものを皆々さげすみ申由に候 おほやうにしてくゝられぬ様に可有之事
一 初手につきあひ能ものは大形人から(人柄)あしきもの多きよしに候事
一 在番の内親類も無之候得は 能人を何ぞの時の頼に三人と存候へ共 一両人は兼て頼にかけ居可被申事

【中略】

右三十三ヶ条【中略】大御番衆の様子聡と不存候へ共 其方初ての事に候故 一入大切さ存寄以書付申伝候

*大河内又十郎あて。大河内又十郎政真は天野長重の母(大河内久綱の女子で、松平信綱の姉)の甥。内容は大番の政真が大坂在番を命じられたのにあたり、在番中の心得を記したものの。

一四一九 惠大河内氏政真御頭江遣状 貞享元甲子年七月二十八日

口上

大河内又十郎義奉願候 御暇乞の外に此段面上に(面会の上)申上度候て度々参上候処に不懸御目候 今廿八日山里御番に候へ共 何とぞ得御意度(御意を得たく)伺公仕候き 今日も不懸御目は此口上書御番衆に渡置可申と存 認参候
*松平主計頭あて。松平主計頭は松平近

鎮(初め昭利)。大番頭で大河内政真の上司である。

一四二〇 小沼氏江送書 貞享元甲子年七月四日

半左衛門其方え心入感心申候 無申迄候へ共每人に心持に寄災難に逢悪鬼さし早く身終ものも有とみへたり【中略】近年浪人にて頃日時来りたるにや 天よりの恵み来ればからずと能々御嗜永く益仕合能やうに 唯々自天(天より)の恵みなくんば有身の安穩無病成事を好んで慎修行尤に候者也

*小沼弥太郎あて

一四二一 不可理延 天和四甲子年二月二十二日朝

今朝心に染思ふは 可動と思ふ事は思ひ出すと其俣可仕義也【中略】新鎧智古川昨廿一日長敬寺え名代に参詣して 昨日可申口上を時を延したる故 確(はた)と失念して漸今朝も遅く出て申たる也
*桑名■外老・山口養拙老あて

一四二二 酒井氏忠義被頼仕置書 延宝(寛文の誤り)七丁未 同(延宝)九年辛酉年

覚

一 道作り候儀 俄より前方可然候はんやの事
一 橋搦損候は、目に不立様に丈夫に早々仕可置やの事
【中略】
右寛文七丁未年 佐々又兵衛殿・松平新九郎殿・中根宇右衛門殿御廻の節調進候也 覚

【中略】

一 御目付衆御通の時分は御領分中 別て火の本用心可有之内にも御逗留の所々火の廻堅申付 朝夕の外火不焼程に堅申付可然やの事

右延宝九辛酉年 保田甚兵衛殿・佐々喜三郎殿・飯河伝右衛門殿御国廻の砌 跡々調申候 以書付酒井左衛門尉殿就御相談 前方落たると存儀を書加進候也

*「酒井氏忠義」は出羽国庄内藩主(十四万石) 酒井左衛門尉忠義。

*内容は、幕府の使番の巡視を迎える際の心得等を酒井忠義の依頼で伝授したものである。前者(寛文七年の巡見)については、『寛政重修諸家譜』の佐々又兵衛(隆直)の条に「(寛文)七年閏二月二十八日仰によりて陸奥出羽両国及び松前を巡見し」とあり、後者(延宝九年(天和元年))については、同じく保田甚兵衛(宗郷)の条に「天和元年三月朔日奥羽両国をよび松前等を巡視し」とある。

一四二三 従輩江導善 貞享元甲子年八月二十七日早朝

一四二四 従輩江常伝書 貞享元甲子年八月二十九日朝

一四二五 四十二章経 延宝八庚申年

一四二六 禁想像 延宝八庚申七月二日 於坂下御番所書

善をなせば善の報あり 悪を催せば悪來望の俣に酬は天道也
一四二七 因礼真実之人法 延宝八庚申七月十

二日

一四二八 報善悪 延宝八庚申七月十四日
上手の針を立るは善にて響き 痛時は悪也 其後善果有事を云にや 下手は善共に悪也 智者の作る罪は 罪共に善と云心やの事

一四二九 大君嚴命 同七月十七日
大君諸老に命じて曰く 諸事存寄を可云 又曰く 下に加るの行跡をも聞しめ給はん 是天下を御治万民迄安楽ならしめん為也と

*「大君」は延宝八年に五代將軍となつた徳川綱吉。

一四三〇 露智恵 延宝八庚申七月十七日
誠と云とも偽と云とも 人々智恵のたけほど可知事

一四三一 恵書 延宝八庚申七月二十六日

一四三二 恵書 延宝八庚申七月二十六日

一四三三 安身 延宝八庚申閏八月朔日書之
樂極て憂へ来る 功成名遂て身退くは天道也 此心を悟得せずして身を持てず 満ると雖も願断へず

一四三四 中道法 延宝八庚申八月八日
大君頃日の御仕置を愚眼乍不及(及ばずながら)之を觀に 是万民へ御慈悲深く困窮を和し報を正し勇を催す 然る則(ときんば)一天下は御自分の天下に非ず 天下は天下の天下也と被思召(おぼしめさる)御実底実にあ

一四三五 立身 同十六日

一四三六 宮津之從格首座来状 延宝八庚申八月十九日

善にも執着いたし候得は却て悪敷有之候

善悪双忘候時 胸中明了と成候
一四三七 惡疵 延宝八庚申閏八月九日
主人と親にうつけといはるゝを 不勵して嫌らふものは大きな疵也

一四三八 知報 同二十一日
人に能いはるゝは人をあしくいはざるものと可知 皆々報也

一四三九 可保万歳法 同年

一四四〇 天道 延宝八庚申閏八月二十四日
一 天道は空言なきよき頼所なれば 心安く打まかせ行事 幸の氣つかひなきたしか成うしる楯 身の預にあらずや 必々天道次第に可行

一四四一 道人 延宝八庚申閏八月二十五日

一四四二 天災網 延宝八庚申閏八月二十七日 日朝書

*■は行人偏に「達」。意味は「にげる、めぐりあわない」。

一四四三 背忠 同二十八日
主君の御為に汝が身は為奉上(上げ奉りたる)也 次には己が為なるを 先主君の御為よと不慮して身為身為と思により 自然の時も間可抜也

一四四四 大風之時 延宝八庚申閏八月二十八日 日朝書

一 橋の上又は堀端を通る時 風烈甚強節は寝べし

【中略】
右は去六日十四日大風の時分為得理(理を得たる)咄を聞て驗し置也

- 一四四五 惠法 同二十九日 於竹輿の中書之
- 一四四六 自天子下至万民心法 延宝九辛酉九月二十一日 中御門御番所にいて書之
- 一四四七 可敬天地主君道 延宝九辛酉九月二十五日朝 於西丸中仕切御番所教家従書之
夜寝るにも主君の御方を寸陰も跡へなさしむべからず 跡になさしむることなかれ 死ても替るべからず 心も如此ほうむるにも子孫も背べからざる也
- 一四四八 持身 延宝九辛酉十月八日
- 一四四九 慮 天和元辛酉十一月八日
昨七日の夕 客人来て鳥取締(ワナ)を二男に教之令懸(之を教えて懸けしむ) 然に翌八日予早且おもふに 今日は何禁殺生日也【中略】大事たるへき儀は我と見るか不成時は裏を返し尋問可入念義也
- 一四五〇 迪法 天和元辛酉十一月十二日先妣忌日 孝の為廻向書之
- 一四五一 真実与無欲教 天和元辛酉十一月二十三日
- 一四五二 繁昌 天和元年辛酉十二月五日晝
- 一四五三 付心真実 天和元辛酉十二月五日
さる御方御普請の御手伝有之て手際能掃除迄有たる已後 其所の馬場を見たるに 前方はさほにも有間敷に水堀のことくたへ(湛え)たる也 御普請仕廻の節天氣能候つる 其時分雨の心なくて仕廻たる故也 奉行すへきものは兼て雨中の時分水の溜りを見置 又は水を盛ても地形すへき義也
- 一四五四 糺士之礼儀 天和元辛酉年
- 一四五五 変善悪 天和元辛酉年
- 一四五六 家光公之稲富喜大夫尊諭 同年
芸をなすに 情を出さんと思心あればせき出るものと被遊御示たるとかや
右榊原越中守へ喜大夫申と云々
*稲富喜大夫は、稲富喜大夫直賢。鉄炮御用を勤めたが、正保三年に大筒の術を批判されたことから井上外記正継と口論となり、のちに井上と刃傷に及び殺害された。
*榊原越中守は、「駿州久能山惣御門番」を務めた榊原越中守照清。
- 一四五七 鍼灸薬之養生 天和元辛酉年
- 一四五八 人倫交 天和元辛酉年
人倫の交り 親しみを設け互に助合ずんばあるべからず 武士たるべき嗜 早きを用故に常に進心を可逸好
- 一四五九 家従持真加教 同年
主人となりては家従の身をうたぬ様に教て仕ふを本意とすべし
- 一四六〇 天地之法 天和元辛酉年
- 一四六一 家康公御慈悲 同年
乍恐愚思らく 東照宮天の与るを被遊御取(お取りあそばされ)法天下(天下をのつとり給ふ)の御人也と思へり 事々の御行状を聞に 御真実にて一つとして御慈悲ならぬと云事あるべからず
- 一四六二 磨心 天和二壬戌正月二十一日朝
- 一四六三 善曲悪曲之教 天和二壬戌正月二十一日
善曲といふは隔々曲々まで善事行届やうになす事を云也
- 一四六四 劔術鑢稽古 天和二壬戌二月五日
一 寝ても寤めても劔術鑢の修練心に放すへからず 然則自ら心へ移り 程に応し上手に不成といふ儀不可有事
- 一四六五 我教我 天和二壬戌二月十四日昼
一 金銀ほしやと思ふとも ほとこさん為也 我身をかざり(飾り)家をかざり 遊山玩好を不望ものにて 慈悲の為と思ふ人にさへ望心有へくはあた也 まして我独のもてあそひをこひねかふためならば 冥加尽へし
- 一四六六 悪僧 天和二壬戌三月十二日
三月七日於下谷の寺 同宿火事を出し 火の内へ師匠をつき込焼殺し金を取る【中略】今十二日於日本橋 土中へほり入首を挽れ申候事
- 一四六七 於二丸御前块的式法 同十八日
的より七尺五寸の間に先を四尺残して七つ畔に砂を置 此すなへあたりて的へあたるを八つ中りと云也
- 一四六八 知人荣身 天和二壬戌三月二十五日
の朝 於松平備前守殿亭書之
能(よき)主人能臣下は 下へ近づくと分別を工夫し 明暮慈悲を発 目利して善人を撰出し 役人になさんにはしかじと思也
- 一四六九 琉球人来朝 同四月十一日
- 一四七〇 名孝行授家従等書 天和二壬戌四月二十五日
大かたの煩には見合内はやく葉を用へからす 分別して五穀にてなすへし 其手療

治にて不成節 すて、も不被置して薬を用
ば 上手の薬を吞へし

一四七一 示恩 天和二壬戌四月十九日

主君より我たすけらるゝにより子を生して
倍主君よりの扶助故に其子も成長せり 主
人の恩を以そだちなから 子ともは父より
のめくみとのみにて主人にたすけられのび
はびこる事を知らざる輩もあらば拙哉【中
略】杉浦氏正長語を感心して書之侍畢（こ
れを書きはべりおわんぬ）

一四七二 省身 天和二壬戌四月二十六日朝

一四七三 武士之高名 同日

かさをしの武刃たて努々不可届 たとへ不
道理して一たび得利と云とも浮る如雲【中
略】是を謹心懸を以て武意の要とすへし
一四七四 和合之慈悲 天和二壬戌四月二十八
日朝

一四七五 天地之作法 天和二壬戌五月二日

一四七六 言慎 天和二壬戌五月三日

一言も大事のもの也 扱もやと不便（〃不
憫）に心底より出て見廻たるに 彼もの曲
有に付則時に齟り 不便成心はあとかたも
なくなり果て 却てうらめしくにくき心も
出るものなれば 能々心静に謹て 顔色に
付快躰可有事也

一四七七 示書 同十二日朝

ひかれなはあしき道にも入ぬへし 意の駒
に手綱ゆるすな

*「御示書拝誦」として山口養拙が評を
添えている。

一四七八 知人智 天和二壬戌五月十三日昼書

*「謹按三件以愚意評之 皆以至論也」
として山口養拙が評を添えている。

一四七九 虚実 天和二壬戌六月九日朝 松平
因幡守殿宅にて

一四八〇 琢心定習 同二十四日

一四八一 正心修身家治国天下泰平法 同三
癸亥十一月六日

天下は天下の天下なりとて上から下に至る
まで不惱様になすを天の掟として公方の御
作法也 日本之奢と云は異国の器物を翫に
て知るゝと申候事

一四八二 生善悪 天和三癸亥十一月十八日

於中御門御番所記之

一四八三 究命知味方 天和三癸亥十一月二十
二日夜半 於平川口御番所寝たる以後 灯にて
好て近習の者に書之

一 味方の慥成を多き様にすべし うつけ
ても久功成筋目 近年にても因有筋
目 勇義有輩 命の極る節の宝にて
そ有べき事

一四八四 失我得我持心書 天和三癸亥十二月
五日の夜

一四八五 人之拵 天和三癸亥十二月八日朝

一四八六 忠臣姦臣 天和三癸亥十二月二十八
日夕

一四八七 琢心三行 天和元甲子正月二日夜書之
*本文のあとに井戸三十郎の以下の文章
が添えられている。

井上三十郎は井上良弘。当時は書院番か。
のちに勘定奉行に進み、留守居を経て享
保二年（一七一七）に八十三歳で没した。

一四八八 屋敷南境出入之書 延宝五丁巳年

一四八九 与力拘候時之三ヶ条 天和三癸亥年中

一 与力拘候儀 大名衆に居候もの大形は
不入もの也 左候は、与力仕候もの
大名え有付儀も如何可有之やの事
与力他所え有付候跡に子を残し候義無
用に存候事

一 養子仕候に頭え前方不為知而（知らせ
ずして）致養子間敷候 忌不懸程の
親類尤御奉公巨勤（勤めがたき）躰
のものは無用に候事

内々御約束申上候物 昨日御城より直に吉
川惟足方へ参候て【中略】見せ申候へは

事の外感心被申候 御心指褒美の事に御座
候【中略】直（ナヲシ）被申候様に申候へ
は 古への文法にケ様の趣も御座候と申候
て直し不被申候 以上

正月十八日 井戸三十郎

一四八八 屋敷南境出入之書 延宝五丁巳年

一四八九 与力拘候時之三ヶ条 天和三癸亥年中

一 与力拘候儀 大名衆に居候もの大形は
不入もの也 左候は、与力仕候もの
大名え有付儀も如何可有之やの事
与力他所え有付候跡に子を残し候義無
用に存候事

一 養子仕候に頭え前方不為知而（知らせ
ずして）致養子間敷候 忌不懸程の
親類尤御奉公巨勤（勤めがたき）躰
のものは無用に候事

一 公義対御為大切に可奉存旨誓紙迄忘
候て 他人を金を取養子に仕 其若
輩ものを与力に居置 其身は脇え参
候事

一 御番所の案内を存 大身え在付度と申
候事

一四九〇 悪鋪与力三ヶ条 天和三癸亥年中

一 其組に乍居 頭の背下知輩の事
一 徒同心仕置 天和三癸亥年中
覚

一 同心の子共国方の大名え奉公に遣し候
義 御門しまりの義共もれ可申と難
心得候事

一 同心の子共国方の大名え奉公に遣し候
義 御門しまりの義共もれ可申と難
心得候事

一四九一 徒同心仕置 天和三癸亥年中

一 同心の子共国方の大名え奉公に遣し候
義 御門しまりの義共もれ可申と難
心得候事

一 同心の子共国方の大名え奉公に遣し候
義 御門しまりの義共もれ可申と難
心得候事

一 子共奉公に遣し候は、 届を申可然候はんやの事

一 子共可然を差置養子を仕義何と心得候や 様子によるへき事

一 男子の分帳面に歳を不書心得にやの事

一四九二 与力小川氏御暇違隔 貞享元甲子年

二月二十日

覚

【中略】

物工(タクミ)して金を取養子して我は脇

え退 又養子をも仕金を取る様にも推量

せられ候 又彦三郎方よりも万一合力を受

もせば 弥公義御為は脇へなし身欲一篇の

様に被思候得共 御暇遣申候事

*与力の小川又市が暇を取つて他所に有

り付いた件につき、小川の欲にまみれた

真意を糾弾した内容。

一四九三 太田氏江石垣築様少口伝 天和三癸

亥年中

一 石垣築様上々に可好はみかげ石(御影

石)の性の能を結句跡太成心持して

応様面三尺四方に之ひかへ 大抵は

一倍にて六尺に候へ共七尺能候事

一 は口にて摺合候 しろうとの見りつは

(立派?)能くも候へ共 地震などの

時さけ申候 胴摺合能々に付 口本

は二三分ほどすかせ三五寸も奥にて

すきなく合候て詰石も不入程成が能

候事

一四九四 岡部又市方江異見之状 貞享元甲子

年八月十一日

一四九五 直森嶋心長不忠 天和三癸亥二月七日

一 六兵衛(森嶋) 先年より与次右衛門

同役にて万御用相違候 去戌年(二

天和二年)与次右衛門相果 其以後

六兵衛統取にて相勤候 何にても善

を急なれば はやく埒明へし 殊更

武器は可急武士の法なれば 殿様の

御道具は猶可急答候事

*古(川) 浅右衛門・新(鑑) 弥一右衛

門あて

一四九六 叔父大河内氏御隠伏老後被尋出 天

和三癸亥三月七日

一 古松平伊豆守殿信綱朝臣の御舎弟大河

内市郎右義 埋れ被居たるを肝煎た

るものを親類中は何と被思候や

誠の心有衆は悦礼をも可被申程に存

候事

一四九七 久保氏正永被送書 延宝三乙卯年

一四九八 為忠勸愚息無病 天和元辛酉年十二

月二十九日

毎度煩敷を見るに 忠の道をわすれ名利に

か、はる心有にや 脇勤かせぐ罪 又は食

事は命の綱 命は忠義の綱なるに 重宝な

る食を無礼にはむ科 此二つの罪見ゆる時

必天のとがめにあひ煩也

*天野長三郎あて

一四九九 嫡男伝勤 天和元辛酉年十二月二十

九日

我等来春六十有余に成故 跡々の様に礼返

しに行ては御奉公難勉と存 無御出様にと

百所の上も有もやすらん 今日皆々え書中

をつかはし 参事御免候へと断を申事に候

是は公義への勤になるまじきや 否 是等

をこそつとめと可申也【中略】世上つとめ

の食事も御奉公になり 命をつなぐ善事に

なさんと真実を可行者也

一五〇〇 清性濁気 天和三癸亥年九月晦日夜

主を見る事を嫌らは、欲深可成也 金を持

隙に成ては心を乱す人多き也【中略】

右は依遊行南門上人所望遣之

一五〇一 善悪 天和三癸亥曆十月三日朝書

天より人多預りて有かたきと思ひ云心は

渠等に思ふまゝに慈悲をなし 能人には云

におよばず ころの末進退の末葉のもの

にまで異見をいはせ為可聞也【中略】

右は依遊行南門上人の所望遣之

一五〇二 依遊行南門之望両通之書遣上人時褒美

之返翰 天和三癸亥年十一月朔日

一 翰致啓達候【中略】今度逗留中数度被寄

召御馳走 奥より御小袖迄給 御法志の程

致感心候 其上十六日には旅宿え御見廻被

成被下【中略】扱又所望仕候御自作の一通

再三致拝見 聖教を一紙縮金言妙奉存折々

弟子共読聞せ【中略】

藤沢

南門

天野弥五右衛門様

一五〇三 示家従用人 天和三癸亥年十一月三日

覚

御番の日 用人他出無用候 是は急御用の

節俄に御番所へ出るも可有候 然は宿の事

は捨置申候 且忠節なれば留守中の義可然

様にせよと思ひ可頼ため也

一五〇四 重公儀博奕制度用人江書

壬戌六月二十六日

口上

從公義博奕の御制度の事に候得は 一人以

自分の家從不仕様に申付るは御奉公也【中

略】先我を見よ 六十歳に及へり 新鎧瀬

兵衛事我等從幼少存知 七十を越于今存命

(ナガラエ) 某生立を存たるもの也 其方

など親なればこまやかに聞へし 御制度

の傾城狂・博奕一度も不仕候 左様成主人

用人の下にては 其かたの背は仕悪可有之

*新鎧弥一右衛門・古川浅右衛門あて

一五〇五 博奕制度定

天和二壬戌六月二十八日
一 博奕從公義の御制禁なれば 一人以自
分にも制度仕候事

【中略】

一 博奕打候は、 中小性位より上は老人

より銀壹枚 若党くらは金貳分

中間躰は金壹分充出さすへし 宿を

仕候ものには一倍出さすへし 博奕

不打つかはれたるものよりは半分出

さすへし 出す事ならずは暮の給分

にて引と成とも差引仕様は有之へし

一五〇六 就博奕時花支配置起請文

(内容は以下連名の起請文。安川物左衛門・

河合勘兵衛・村岡武兵衛・岩崎藤太夫・古

川浅右衛門・新鎧弥一右衛門)

一五〇七 於評定所遠島被仰付博奕打輩

天和
三癸亥三月十二日

(飯河新十郎・福井八郎兵衛・朝比奈一郎

右衛門ほか計十名の幕臣が八丈島と飯島に
流罪のなつた旨)

一五〇八 家来盗人吟味

一日

一五〇九 古川江遺状以起請文仕置請負

天和
三癸亥四月十八日

一筆令啓達候 其方は瀬兵衛増なれば子も

同前の人也 其心不離して長三家の為を可

思人也【中略】主人の為を思ひ忍やかに夜

廻して博奕停止に成やうに勤るならば 日

来のわうちやく(横着) 氣瑞(氣隨) にて

植野の御奉公の時分夜中に可出を 我等よ

り遅く世上の与力徒同心よりも遅参たる自

在(ワガマ) 朝寝の咎も 天より可有赦

免と思ふ也 穴賢々々

一五二〇 去煩法

天和三癸亥年中
能ことせよ 々々々々々 よき事仕ぬれば

煩もきたらじ 見舞たる病もしりぞくべき

也 右宮津天隠方え依病遣す俣 切紙の小奉

書に調致蟲紙 唯今可上也

一五二一 直孝朝臣与高虎朝臣对吉井大道寺咄

貞享元甲子年中

一 大道寺内蔵 紅葉山下御番所より語石

(近藤語石) 坂下御番所へ被参 只

今さしたる刀片手にて百度は討付ぬ

るが 年老今は片手にて三打とも不

成由被申 無念成とて声をあげなか

れ候由 石谷土入へも内蔵云てなか

れたると土入も咄被申候由也

*大道寺内蔵は大道寺内蔵助直次か。北

条氏直、福島正則に仕えたのち、徳川家
光に召し出される。先手弓頭を務め、慶

安四年に八十一歳で没した。

一五二二 習覚

天和二壬戌正月十九日

一五二三 人之発

天和三癸亥季春

一五二四 天心地業

天和二壬戌年中

一五二五 去火難

天和三癸亥年二月九日

一 土蔵の焼残たるにて万察へし 用心あ

れば悪人の土蔵とても残へき也 火

難を通へくは家をすくなくひきく

公義への慎には屋敷数すくなく墨地

をひろくぬり屋の躰可有之事

をつくろはぬいはきを庭の姿にて 宿珍らし

き山の奥かな

*風雅和歌集に収録。

一五二八 台徳公嚴儀

天和三癸亥四月八日

台徳院様御能嗜好に被遊御座といへとも

御能の時分御少水あそばさる節 常の御座

の間へ入御 御小用あそばし 遙々出御被

成御見物と云々

一五二九 本阿弥家定

同年四月十日

一 本阿弥家のもの金百枚も仕道具研ぬれ

は 百分一金壹枚の代の由 但本阿

弥家もの磨たるは其家もの共見

るに無隠旨 此大事は子にも嫡子な

らでは見せぬ由也

一五三〇 信綱朝臣辞

同年四月十日

一 さかやきのなり髪の様などのあし

きは親類の仕業の由 牧野なにがし
(某) 足ぶみよからぬと異見の処に

一門衆生質也と挨拶の由 然ども能
太夫など腰の悪敷をもなせばなを
す也 御前にて少の間ン数なれば直
し給へとのたまふと也

一一五二 行忠孝慈 天和三癸亥年四月十七日朝

一一五三 敬四説 同年四月中

一一五三 辱博奕打仕置 天和三癸亥五月六日

覚

一 博奕無用と自分に申とも 其家に居申
輩はくち打は不義也 殊更従公義堅
被成御制度候へば無用に可任候 是
を家来をせゝるなど、存候は、非道
可遭天災事

【中略】

一 博奕能事と思ふ しのひ々々の盗
人なれば いつれもしばられずとい
ふとも縛首同前に候の事

一一五四 育子之忠 天和三癸亥年五月六日の

夜戌刻書之

一 其方子育て何と思かや 我等為には汝
は子なれとも そだて様替りたるは
如何ぞや 我等子といへ共 其人々
によりて替はあれとも先々可申聞
其内に僻事あらは可申 能と聞込な
ば我等申様に可被仕事

一一五五 以法立善行知勇 天和三癸亥年五月

十二日 於乘輿内書之

一一五六 博奕打悪(ウチニクキ)法 同年五

月二十一日

博奕に負たるものより其品々出せと勝たる

ものこひ候とも不可出 こひ候ものを曲事
におこなふべし 負たるもの不出は忠節と
存 博奕の咎をゆるし可申候 同は為知候
様に可仕事

一一五七 天地人之法 天和三癸亥年五月二十

九日夜書之

一一五八 心改 同年閏五月上旬 娘病中験之

一一五九 謹慎法 天和三癸亥閏五月五日 娘

病中験之

一一六〇 守身齊家子孫相続之法 天和三癸亥

五月二十七日 娘病中記之

一 一家臣は其家を守らん為なる事

一 主君は従者の輩を可守事

一 主人従者を刑罰し 家臣主君へ讐をな
し滅亡し 或得勝利有 主君も従者
を斬戮して得利 或滅亡するも有之
事

一一六一 奉対君慈眼大師狂哥 天和三癸亥年

六月三日朝 娘病中験之

大猷公え為御異見慈眼大師の狂歌

おさまれる代にはねかひをかけ給へ 地

震風雷さてはたまの緒

此心を愚意をもつて察見るに 天下を治給

へは人力にては御敵対可申もの可有にあら

ず 若天よりのとかめあらは 其御代に得

生たる人倫周く痛むへくは非御慈悲(御慈

悲に非ず) 安穩たるへくは諸民安座のお

もひをなさしむへし 然らば神道仏道儒道

の御行正しく 御真実の御祈をかけ給ひ

倍(ますます) 御慈悲の御恵なくんは有へ

からすとの事たるへし

一一六二 人間之行 天和三癸亥八月二十四日

未明 於蓮池御番所書

一一六三 真実 天和三癸亥年九月四日 於山

里御番所書之

一一六四 真用 天和三癸亥年九月十九日朝 山

田竹廬齋人來前及急書

一一六五 守身真実法 天和三癸亥年十月六日

一一六六 事天 天和三癸亥年十月七日夜

一一六七 天地人倫 天和三癸亥年閏五月三日

朝 御番明於中御門書之

一一三八 世渡心知心外 天和三癸亥年十一月

十三日 於蓮池御番所 夜半過記之

一一三九 東照宮御感状 貞享元甲子年

はらい切三尺五寸 月山の刀 日比其方望
の由 只今万千代申つたへきく い国のく
わうてい(異国の皇帝)はひげをきりはい
にやく 我朝の源公は次信に太夫ぐるを引
給ふ 次信にまさらん忠をや いかでか義
経に豈をとらんや とくにきかではらたち
候 すなはち遣し候也

さきかけて火花をちらす武士は

鬼九郎とや人はいわまし

四月十五日 御諱御判

四月十五日

やなた鬼九郎殿

*築田弥二郎は小牧の戦の折、家康か

ら御書と月山の刀を拝領。

一一四〇 知武士老幼之心 貞享元甲子年

追て致啓上候 先年丈山咄に申上候由 或

所にて六七歳の小人に對し去武功有之仁過

言申に付 右の小人に理窟を被申懸 武功

在之仁侘言致候との義 此段拙者も咄を承
申候得共 双方の名然と覺不申候

【中略】

五月廿五日

石川半助

新鎧弥一右衛門様

*当時七歳だった「小人」の名は後に小
笠原久太郎と判明。

一五四一 肥前国高来郡切死丹一揆 天和三癸

亥三月二日

一 原城没落の翌日二月廿九日に信綱朝臣
の家老どもを被呼出て曰く 両日の
合戦にぬけ懸仕たるものども有之と
相見 物奉行もの頭耽としたる役義
の者共においては令用捨間敷といへ
ども 若きもの共の事也 先手の軍
法破れ物懸りの儀なる間 抜がけの
士卒共にく、は不被思也 又若き輩
にも不参族有之 苦勞に存べからず
自然敵突て出ば近所に罷有者共こそ
用には立べきものを 不参事は奉公
と思ふ也

*原城の彩色絵図あり。

一五四二 以忠之稽古導 貞享元甲子年十月十

日夜半

一五四三 世渡誠 同年中

一五四四 無穀道 貞享元甲子年中

○知つたりだてをして ○何も不知 ○能
事を退屈し主人や親の逢度といへとも逢事
を嫌ひ ○出ても影に居て主人に不被見
○主人呼べども遅く出 ○退にはやく ○

宿ばり(宿這人)を好

一五四五 惠妻女志 貞享元甲子七月五日

今日に至つく々々と思見るに 鬼のやうな
る女性にても女たるべきものは大抵はやさ
しくて夫をたよるものおほかんめれ【中略】
多くはなやみ煩相果るも 大形夫うと々々
しき故とこそ思はるれ

一五四六 持天 貞享元甲子年中

一五四七 真実法 貞享元甲子年中

一五四八 忠人 天和二壬戌年中

戸田但馬守組山田内蔵助義 坊主衆といど
み合 双方及打擲 互に不調法成様子故
坊主衆は御改易 内蔵助は遠島 于時廿
五歳 内蔵助家来石村半左衛門と申もの
三十四歳也 彼もの不忘主人の恩 鳥え被
遣被下べき旨 但馬守宅へ来て泪を流し達
て訴

一五四九 孝人 天和二壬戌年

駿河国富士郡今泉村農民五郎右衛門 父母
に孝を尽し行跡宜 其上村中の助をなすの
由 今度国廻の輩演説之 依之其所作来田
畑九拾石事永代五郎右衛門下授の条 全可
収納者也

天和二年三月廿二日

朱印 (綱吉)

一ツとや 人に勝れて孝行を駿河国の五郎
右衛門
二ツとや ふたりの親へ孝行をなせば冥利
はまのまへに
三ツとや 身にもかゝらぬ百姓に

【中略】

十五とや 是を見る人間人も五郎右が心を
真似給へ

*五郎右衛門は当時三十九歳

*藤原秀信画の肖像に、林整宇(名は春
常。整宇のほかに鳳岡と号した)の以下
の贊を添えたものが綴じられている。「今
泉村民 能事双親 方寸之志 一家有仁
天恩免租 郷榮超倫 孝感報応令名不
泯」。

一五五〇 重悪人 天和二壬戌三月 日

一 坂本村浄土宗道心者 願故
廿七歳の由

一 願故弟子 光入
当戊正月十一日の夜 弟子光入儀 師匠願
故を切害 死骸を仏縁の下え引入隠置咎に
よつて 同十三日に光入籠舎 三月十一日
より十三日迄 於日本橋鋸引のさらし 同
十四日浅草にて被行磔候也

一五五一 秀頼公御書 貞享元甲子十二月十二日
〔新田殿〕宛、正月二十日の秀頼の判物)

一五五二 東照宮御軍法事 同日
(慶長五年七月七日の家康の朱印状)

一五五三 天下安全之法 天和三癸亥十一月十
六日夜

善を秀様にいたし 悪を退るやうにすへし
【中略】又信綱人の目利を被伝 予にした
しくて出合面白しといふとも 家来にせん
と思ては少の扶持出もいや也 又咄も六ヶ
敷いや成と思人たりとも 高地(高知か)
をくれても抱度と思ふ有 是誠の能人と可

知由被申たる也

一五五四 中心法 天和三癸亥十一月十六日夜

人は唯人をははゆる心出来るやうの分別
琢くを工夫すべきや

一五五五 松平信綱朝臣教勅 天和三癸亥十二
月四日朝書之

信綱朝臣被教の由 諏訪部彦兵衛被咄は
さかやきそらばひげより先へ可剃也 さか
やきは先丸く剃 ぐるりのなりは段々にそ
り候への由 又出仕の節は跡を見 退出
には跡を見かへるへき由被伝の旨

一五五六 血留書 天和三癸亥四月十日

疵の上の中(ア)て、鼻と書て 男左 女
は右へ三つ廻す 如此【図略】是は男左也

一五五七 女子与小人 同年中

古語に女子と小人は使がたし 近れは不孫
(シタガハざる) 退れは怨むと也

*「女子と小人とは養い難し云々」は『論
語』にあり。「子曰 唯女子與小人為難
養也 近之則不孫 遠之則怨」。

一五五八 周易繫辭上伝第八章 同年中

一五五九 鼻口損徳 同年中

鼻は物をかぐ斗にて害なし 口は言を出し
害をなすこと大也 鼻の如くに口も食事斗
ならは一生无事なるへき也

一五六〇 佞姦人 天和三癸亥年中

佞人 弁舌の人也 理を非に云なし悪を善
に云成し 言葉の上に理を立 心
も行も相違也 人を迷し世の害に
なる也

姦人 かたましとよむ也 不善をたくみ邪

をたて 人のうへをあしく仕なし

我身をたつるやうにし 主君の為

にも上面は能やうに内心あしき也

一五六一 人間行道之作法 天和三癸亥二月三日

一 古語に善は急悪は延ると有之 人はも
のをくれて能に究なは速にくれべき
也 用を達るにはやくよく仕廻が法
也 自分の事さへかく有に 主君の
用を延すは悪人の仕形なり

一五六二 察地水 天和三癸亥三月十五日

富士山頂に滝有てないりの湖へ落るといへ
り 又浅間が嶽方々より少々出火後一つに
成て焼升るよし 扱又山下より黒雲一村た
な引 空へうづまひ升る 中に余多の女人
うとふ声有 此等の義可察也

一五六三 察人 同日

さる人 人の目利をするに 小用の仕様に
て形儀知る、と云り 面白事也 又さる人
日月にむかひ小用せざると云る也 或人風
呂へ入に人の礼儀の知るは 小風呂の内に
ては面のあか(垢) 斗おとし 外へ出て足
のあかをばおとすべきに 逆成おとし様も
有之と也

*「小風呂」は蒸し風呂のこと。

一五六四 剣術 天和三癸亥年中

一 隠元大禪師 安部道是に逢て曰 劍述
(術の誤り)は離生死仏心にて討なる
へし 道是答曰 劍述は生死をはな
れ 仏心にて自(おのず)から討つ
と答申候 隠元自(ヲノツカラ)の
言葉に御褒美有之候

【中略】

右は庄田氏教茂より被申越たる也

一五六五 立心立身 天和三癸亥十二月朔日

一五六六 愚息遺文 天和四甲子正月五日

一五六七 求志 天和四甲子正月七日亥刻書之

我等ごときもの親の跡知行を過分に致拜領
殊御役人と成ときめき 難有奉存の処に
能時分御役人に成たる故に並の御加増を拜
領仕たる事は独立ては成間敷 身の勝れて
勤たる儀もなく人からも宜からて 楽く成
御役を勤ながら 何とて蒙御加恩たるやと
そらおそろしく【中略】何とぞ無病正道に
して責て七拾歳までも相勤 少にても御恩
をほうじ度奉存候

一五六八 喪心 同八月の夜 於坂下御番所書之

御譜代のもの慈悲をなしては一入国王へ捧
んとすべし 国土をうるをす薬は人を恵に
しくは有へからず【中略】明ても暮ても人
をいためず痛まぬ事を可思案者也

一五六九 満心乱 天和四甲子正月九日夜書

一五七〇 冥加盡不盡法 同十四日夜書之

つら々々人の躰を見るに 古を不忘身軽き
時の事を云出し 其節恩をうけたる義など
思ひ出候て語つ、くる人は 立身しても根
こたへ有てあぶなげなきとおもへる也

一五七一 磨要 天和四甲子正月十七日朝 於
蓮池御番所書

一五七二 治国修身法 同年正月十九日

一五七三 道路行 天和四甲子正月二十五日

於乗物内書
道路は公義道にて責きも行賤しきもすぐる

なれば 互に礼義して可通なるに 道の真中を行べきは 王の流大名の末葉などか

勇あらはしたる人か世に勝たる芸者などこそ 人にもゆるされ己か心にもゆるして

中を通もこそすへし それさへも人目をも不憚はつたなき心もせめ 信綱朝臣の日は

道ですぐるに敬ためにも又は云事せまじきにも夏は日向を行 冬は日陰を行 道悪はしるき方をりと教給と也

一五七四 知善惡之報人法 天和四甲子正月二十六日夜半 於平川口御番所書之

一五七五 勇之嗜 同年正月二十九日 乗物の内て書

一五七六 賞斷恩考 天和四甲子二月四日亥刻書之

君も臣も我人ともに情は有へき義也 たとへ主君よりつれなくとも我は法を違ふまし

併よろこひの涙を流し討死すると義を重んじて討死するとのかわり有べし 大てゐのものは退 義の薄ものは敵にも可成事

一五七七 保武士 同年二月四日亥の后刻書之

一五七八 称武辺之冥加 同年二月四日の夜書

一五七九 知人道報 天和四甲子二月六日の夜

一五八〇 食事之盗 同年二月十日 食事を給(タブ)ること 喰度とのみにて 下坂のやうにうかとたふるならば 盗食なれば天のとがめにあふべし 天道よりく、め下さる、様に可給事也

一五八一 身家国永保法 同年二月十六日朝書之 身をつめは入もおしまし秋の月 山のあな たの人も待らん

但違あらば後悔して其罪をうめんとすべきもの也

一五八二 持身 貞享元年甲子年三月十一日昼 於鳥居左京亮殿宅書之

*鳥居左京亮は、信濃国高遠藩主の鳥居忠則。

一五八三 知善惡流 同年四月二日 今日松平氏の御役屋鋪請取時節 参懸奥方迄ひとり行てあそこ爰あけて見るに 従公

義家数多御造被下たるを請とらる、と思につけても 祖父大河内休心翁の大成慈悲の智恵ふか、りし故 松平氏両国橋の御普請の時分御呵をうけられ 我等式の輩迄遠慮

其以後此松平氏の御人あしく成処に【中略】此度火消の御役被仰付 若き内飛廻りの烈しき御奉公によつて三百人扶持被下 結構成御屋敷の公義御作事有之処へ被遣事と存

るさへ難有事成に【中略】先祖の大善根により天より手を御引たてなさる事よと【中略】休心翁を感じ涙を催したるを忘れじと天地の道を書留候事

*大河内休心翁は、大河内秀綱(休心は隠居号)。松平信綱の祖父で、元和四年に七十三歳で没。

*「松平氏」は、大河内久綱(秀綱の子)の五男で、松平忠利の養子となつた

松平忠勝(通称は采女、半左衛門)。「寛政重修諸家譜」によれば、延宝八年閏八月に両国橋修造奉行を拝命し、翌年十一月、越度のことありて閉門せしめられ、十二月に赦されている。貞享元年三月に

定火消となり、持筒頭を経て享保三年没。享年八十。

一五八四 正身之本尊 貞享元年甲子四月十五日

一五八五 好善惡正 同年四月十七日

一五八六 盗人之沙汰 貞享元年甲子四月十八日 聞書

一 目明(メアカシ) 年古成ては難役立也

一 身を持てば訴人する故仲間斬申候

一五八七 退惡鬼 同年四月二十四日

一五八八 日々新 貞享元年甲子年中

一五八九 前世今生後世 貞享元年甲子年中 一 腰抜け盗み色好 三つ共に嫌ふ所也 武士の家にて一番に腰ぬけをきらふといへども 雪(すす) ぎもすべし 色を好と云共 年老て成とも自なをりもすべし 盗の沙汰は腰ぬけのやうにはなくもこそあらめ 可雪様なければ随時節命を失はんにはしかじとこそ思はるれ

一五九〇 損身惡心 貞享元年甲子年中 疎天(天にうとまる)

欲心 好色―朝寝―好楽―望幸―招病 貪飲食―昼寝―望隙―嫌家業―自害

一五九一 和国民 同年中

一 其国に禍来らば国王の行作の病源有やと考 淳朴にすべし 出火などは君より出る有 臣より出る有 心さしにおひて不可無淳朴事(淳朴なくんば有るべからざる事)

一五九二 人與金遣 貞享元年甲子年中

人をつかふも金銀をつかふも ひとしく費
なきやうに思ふ也 食事なすも同前 功
の人ほと過不及なきやうに可有之事

一五九三 知重 同年中

天道え随はゞ 以誠

忠節は 軽命

孝行は 無病

【中略】

仏を敬は 以仁

一五九四 困暮要 貞享元甲子年中

一 浪人石の無様に睨と目を持つ分別すべ
し 努々此心を放べからず 目の有
は主取仕たる石に候事

一 上手程位高き故 一手々に相手手を
ぬく事ならでうけ太刀になるなれば
一番に重き所を打て手をぬかせざる
様に可有之事

一五九五 根本之宝 貞享元甲子五月六日朝

一五九六 天道人道之法 貞享元甲子五月九日
未刻

一五九七 知近報 貞享元甲子五月十二日朝

一五九八 弁善察 貞享元甲子五月十四日夜
於紅葉山下御番所書

一五九九 武心 貞享元甲子五月十五日 乗物
の内にて書

身をかたむるによつて業をなし 誠なる故
に天の守をうけ 冥助に叶武辺の名を残す
者也

一六〇〇 導人意趣 同年五月十六日

一六〇一 盛衰 貞享元甲子五月十七日 於近
藤語石老御宅書之

一六〇二 報善惡心法 貞享元甲子五月十八日
早天書

可樂誠(誠を樂しむべき)に誠を可苦は拙
哉 誰の為骨折る様にしてもかく云と思ふ
かや 汝等か天の法を我程にも不知かと知
らしめ また知りても不行ばおのつから不
覚不知にも災難に可逢を 不会やうにと世
話をやくは 天よりの導として主人の役な
れば也

一六〇三 得心之教 貞享元甲子五月十九日
於坂下御番所書之

一六〇四 天地之法 貞享元甲子五月十九日
於内藤出羽守殿宅書之

*「奉答夫人之論」と題する竹廬の評あ
り。

一六〇五 明報 貞享元甲子五月二十二日

我に病の導なくもこそあらめ 先祖よりも
また我身通も何ぞの悪業来つては 或時は
女人と変し或時はやまひと成 或時は劔げ
き矢ぢりともなりて 雨の降ことくおほひ
来る事も可有時は 皆報にてひとかたなら
ずおもふべし

一六〇六 楽老 貞享元甲子年五月二十九日

我身をくわんし見るに 無病なればこそ
六十歳を余程越へぬれども 命ながらへ申
のみならず 事あらば馬上にて乗出 いま
だ組討をもせんとぞ思也 いかにか心はやる
とも六七年も存命せば 他の人を見るに付
ても い、甲斐なきものに組ふせられ無甲
斐首をもとられんずらん【中略】此御役の
難有(ありがたさ)には二備も組を御預け

被成たる事なれば かれらにこそ加下知
(下知を加え) 働せてぞ忠節仕【中略】今
少の内也 別て能養生いたし 武芸旁にて
身をかため 天道の加護有様になすか忠義
也

一六〇七 嗜武士 貞享元甲子六月八日朝

一 武士第一の心掛 身を可固事
一 我身の目利にも武芸を不好 武士道の
詮議を不望は腰の骨可弱と可知事

【中略】

右五ヶ条はづれなは 勇ある人といふ共
短命かそののりとほかるへき者也

一六〇八 心信 貞享元甲子六月十日朝

一六〇九 直心 貞享元甲子六月十四日朝

人たるへき人は 人を恵大切になすを以人
の道とし

一六一〇 以人間之法称冥加書 同年六月十五
日朝

人を恵に如は有へからず 人々の智恵を出
し恵むへし 或智恵不足或智恵かたよりて
恵み様をしらず 故にめくまんとおもふ心
を不放 人にも習 人の恵様をも聞取見取
修行すべし

*竹廬が「恵者仁之源也 源深ければ流
れ遠し 乞願は人主之を施したへ」と評
を添えている。

一六一一 守家三法 貞享元甲子六月十五日夕

我家にては虚言を嫌ひ 主人に逢事を好み
いらへ潔やうにと可導事

一六一二 恵書 同年六月十六日早天に書

能々人の躰を見るに 人をかはゆかるもの

は稀にて 主君の御為奉存も己か身欲のた
め我身をかはゆかるも 能かはゆかるかと
おもへは多分は却てにくがる事をなし【中
略】天にくまるな無病になれなと云をも
耳やかましく思はんものも可有事

一六二三 人道之法 貞享元年六月十六日朝

一六二四 随天人道 同年六月十八日夕書之

一六二五 順天地善惡 貞享元年六月二十六

日 於山里御番所書之

一六二六 急善止奢 貞享元年七月晦日夜半

書之

一六二七 人間之法 貞享元年八月二日朝

可為人(人たるべし) 人たらば唯々人に

能せよ々々々 我も其人の内也 諸事に欲

心なかれ々々々

一六二八 止善 貞享元年十月十四日 於肩

輿中書之

一六二九 施人法 貞享元年八月四日戌刻

書之

一六三〇 自若年之心法 貞享元年八月二

十一日朝

一六三一 于幼導善法 貞享元年八月二十

三日朝

忠孝慈の三行心にも無絶間行なふべし 以

誠勤る則不心苦無病にて身健かに可住と年

来従者え伝るといへども 耳にも更に不聞

入寐も有 拙と思ひ到今朝斯書て強て示所

也

一六三二 于幼少修善流知時種道 貞享元年甲子

年八月二十三日夕書

一六三三 于幼伝 貞享元年甲子八月二十四日夜書

一六二四 授童蒙兒女 貞享元年甲子八月二十五
日夜 於坂下御番所書之

善を修行すべし 暫時も怠らず善を思ひ亦

可行 善と云は忠孝慈の三行也【中略】幼

より心を付 善に可赴者也

一六二五 善知幼 貞享元年甲子八月二十六日

於肩輿内書

一六二六 被參御目付衆江伝 同日二十七日早夫

人など善にも悪にも変安(変わりやす)け

れば 先々の人々の心を察し知りて 時と

所を能々致合点 智の表へ不見様にして

さきのものに火をともしせ見べし【中略】

何に付ても要を兼て心得 終を初より考

三思一行九思一言を可有御用也(お用い有

るべきなり)【中略】且又文章は別て伝へ

なくしては難調 公儀当流を不学(学はず)

ば不可成者也

一六二七 思慈忘忠 貞享元年甲子八月二十八日

為乘輿の内書

若年より忠節を修練するに 心を下に置いて

可宜は 其上の文字を田中土と書て思忠志

集(忠を思う志を集む)とよめり 此心を

忘じと修行するに【中略】宿所え帰りぬれ

は 堀田筑前守殿と稲葉石見守殿於殿中為

被討果由に付 則及出仕て承たるに 石見

守殿氣違たつの由 随分の御取立の衆中如

何なる事にや 月満ては虧るなりや 何と

てか天魔はじゆん(波旬)の故やらんか

*貞享元年八月、若年寄の稲葉正休が殿

中で大老の堀田正俊を刺殺。

一六二八 天一念知亦公之在慈悲 貞享元年甲子

八月二十九日朝

一六二九 増運持 貞享元年九月二日の夜書

常々時々邪を去り貪(ムサボロクト)無

れ 無念無心して忠を勤め孝を行ひ慈を成

し 心静かになりたる時々ぞ可生運也

(運を生ずべきなり)

一六三〇 人之目利 同三日の朝

五つ有 是を分て五々廿五の目利とす 謂

(いわゆ)る仁義礼智信是也 為人(人たる)

道始に仁を置 終は信也

一六三一 身之戒与慮不心得 貞享元年九月

月五日昼

一六三二 敬神 同日 於蓮池御番所書

一六三三 我道 貞享元年九月七日の朝書

一六三四 思忠堅武心極 貞享元年九月二

十四日晝書

武意には一心出にも尤一言にも 一步も討

果義にも可成と思ひ可行 勿論行当べから

す 前方折角つゝしみ顔色にまで少もがさ

つ有へからず 全身(身を全うして)命を

公にたてまつるべきと心を堅く究め置き

如例定(例定のごとく) 一心発にも毛頭忠

の道不可忘也

一六三五 六波羅密 同年

布施 持戒 忍辱 精進 禪定 智慧

一六三六 大悲観世音之十願 同年

南無大悲観世音 願(願わくは) 我知

一切法

南無大悲観世音 願我早得智慧眼

【中略】

南無大悲観世音 願我早同法性身

一六三七 涅槃經二十二之菩薩法 貞享二乙丑年中

一六三八 東照君之常々松平右衛門大夫政綱江尊下 貞享二乙丑年中

諸苦所因 貪欲為本

*松平右衛門大夫政綱は、松平(大河内)

正綱か。

一六三九 仏教拔書 同年

一六四〇 老子經心足 同年

一六四一 靈源筆語附睡庵自警語 同年

一六四二 看首座被送仏書 延宝七己未年十一月二十七日

一六四三 被送丹後国清寺天隱書 貞享二乙丑年中

一六四四 彗星春秋拔書 貞享二乙丑年中

一六四五 彗星綱鑑三十一巻拔書 同年

一六四六 準柳氏書 貞享二乙丑年中

一六四七 養生善道 同年

天癸地黄丸 寡欲安心丸 浩然益氣湯

升降復氣湯 起居健脾丸 寒温適用湯

一六四八 沢流豊栄法 貞享元甲子年十一月十二日 於肩輿中書之

つく々と国の治るを見るに 職人等無手

隙急は武士共ゆたか成故也 武士は御旗本

進退が御代静謐の基也 都て大名は摺切て

も不苦 御代の御為にはこかね(黄金)の

貯なきか能と云り 又小身のすり切たるは

御代の御為悪敷となり 御旗本は御味方の

随一也

一六四九 人之法 貞享元甲子十月十四日昼書之

一六五〇 以忠進孝慈 貞享元甲子十月十五日夜

一六五一 人道之元 貞享元甲子十月十六日亥の后刻

一六五二 組之目付大手氏江教 貞享元甲子十一月六日 於山里御番所書之

一 誓詞に有之趣可相守事

一 組中おだやか成やうに可心得事

一 仕置書可相守 其旨難用品候は、申上直させ可申事

一 おさなき女子躰の申儀にも能事有へし

其方心に不可然儀と存共 愚意にて

不可計 取上候て能事も可有間 公

義御為と存候は、何の思案もなく

可申上事

【中略】

右七ヶ条可相守 此外数々有べけれども

先仕損なきため教之者也

一六五三 順道 貞享元甲子十一月八日夕

一六五四 惠譜代誅謀反人 同年十一月二十一日朝

一六五五 敬小栗又一 貞享元甲子年十一月二十八日

近藤平右衛門 日下部五郎八 清水権之助

間宮権左衛門【中略】此外三四人被出合たる由【中略】於近藤石見守宅むつましく枕

をいたし寝ころび咄被居たる所え 小栗又一

一御見廻申とて被來たるに 是へ御通あれ

とて各被起候 又一は上下着て刀を指なから

床脇へなをり被申候へば 皆々座を立て

席を下り 手をつき敬ひたつ拝(答拜)被

申たるを 近藤語石老若年にて見たると当

秋八十に及ばる、老翁被申たるを聞 御當

家武勇有之衆中の会釈ケ様に有つる哉と崇(トウトク)て武士の本意かくこそあらめ

とおもひ書とめ置候事

一六五六 要 貞享元甲子年十二月二十四日朝

過不及ともに不宣とはいへども 万不足程

に勤るには便あり 過ては直すべきやうなし

一六五七 教訓 貞享二乙丑年正月二日晝 於

紅葉山下御番所書之

一六五八 為人道 同年正月八日晝

一六五九 為人法 貞享二乙丑年正月八日夕

一六六〇 善智之法 同年正月十二日朝 先妣命日追善書之

一六六一 諫臣法 貞享元乙酉正月十七日夜

或人え諫人は人々々に可持事也と諫を云

つれば 可諫人なきと云はれつるは拙き言

と思也 諫臣有ましきにあらざ 其分(ワ

ケ)は君臣和合あれば主人の為大切に骨髄

より思により 雖愚者千慮に一徳も有べ

れは其を可取

*「拜諫臣法之文」と題する「竹翁」の

評が添えられている。ほかに「此御文筆

一入能出来仕候かと奉存候 任仰少添筆

申候 近日致参上可申上候 以上 桂田

所左衛門様」と書き添えられているが、

朱筆で削除。その理由が「筆者不心得に

て書故消候也」と記されている。

一六六二 持與不持 貞享二乙丑正月二十日朝

一六六三 先考江追善 貞享二乙丑正月二十一日

日祥忌月朝書

一六六四 行生為本 同年正月二十二日夕

*「竹翁」の評あり。

一六六五 本心 貞享二乙丑正月二十五日 於
肩輿の内書

一六六六 知天理與人理 同年同日夜

一六六七 鳥窠道林禪師伝 同年

* 出典は『伝灯録』

一六六八 神秀偈 貞享二乙丑年

一六六九 六祖偈 同年

一六七〇 古源山人二論 同年

一六七一 伝灯録之内慧海和尚問答 天和三癸
亥年十月二十一日

一六七二 古語拔書 貞享二乙丑年中

一六七三 三河大樹鎮譽和尚浄土知識辞世頌
貞享二乙丑年中

大我不生滅去來豈喪身遊戯為易問空劫春
云々

一六七四 荀子語拔書 同年

一六七五 住吉明神託并古語 同年

一六七六 古新歌集 貞享二乙丑年中

世にあるは思へは人の従者かな 上につか
はれ下につかはれ

へつらひて富る人よりへつらはて まつし
き身こそ心安けれ

一六七七 立花宗茂之本多忠勝武功答 貞享
二乙丑年中

一六七八 石田氏江大谷氏答 貞享二乙丑年中
石田治部少輔叛逆の節 大谷刑部少輔え
家康公を 景勝御退治に御下向の時 上方
勢催し討取奉るべき旨 手に入たるやうに
申て刑部を頼候

一六七九 關滿 貞享二乙丑年中

満なんとするを財宝只(カタチ)心にても
闕やうにすべき也

一六八〇 人心 同年

一六八一 君臣之交 貞享二乙丑二月朔日書

一六八二 天野康景之判形 貞享二乙丑年中
是は駿河国富士郡興國寺の城主天野三郎兵
衛殿康景の判也

一六八三 授愚息 貞享二乙丑二月七日朝書

一六八四 順天隨人 同日書

一六八五 慮仕置 同夕 於肩輿中書

分別者は死を助け仕置を立つべき事

一六八六 導天道與人道 同十日朝

一六八七 知冥加尽與武勇薄 貞享二乙丑二月
十一日 於山里御番所書之

一六八八 惠人法 貞享二乙丑二月十三日夕書

一六八九 御書院駿府御番一組不殘不調法 同
十六日

此度荒川出羽 稲垣數馬仕形重々不届に被
思召候 依之領地被召放之父子共に御預ケ
に被仰付候 右組の御番來も御番改の刻不
申上之 不届に付閉門被仰付候【中略】

右於御殿御老中御揃 阿部豊後守殿上意
の旨被仰渡 御番頭中え御読為聞候由に
御座候事

*『寛政重修諸家譜』稲垣昭友(通称數
馬)の項に以下の記述あり。「貞享二年
二月十四日さきに駿府城の守衛にありし
とき、番士のうち争論をおこさむとて謀
書せしものありしを穿鑿をもとげず、し
かのみならず、江戸にかへりてもなを言
上にをよばざる事、等閑のはからひなり

とて御氣色をかうぶり、采地を没収せら
れ、酒井遠江守忠隆にめしあづけらる。
三年六月二十五日赦免あり」。

一六九〇 知善惡望品々 貞享二乙丑年二月十
九日

一六九一 行我身本 貞享二乙丑二月二十四日
亥刻書之

一六九二 導家從男女書 同三月朔日 於秋元
隼人正殿宅書之

一六九三 除煩書 貞享二乙丑三月三日昼

一六九四 天道人加之加護同背書 同日

一六九五 設本尊尊卑共可成仏 貞享二乙丑四
日昼 於大関氏増公宅書

一六九六 知天野之心 同七日 於依田氏正武
宅書

一六九七 応時勤 貞享二乙丑年三月九日昼書之
忠節と云は家從を痛めざるを能とおもひ
心にも行ひにも忠義を不忘 家業の武士を
勤なば天の加護も有べし 人柄は程に応し
御老中御見立有べきならば 輕薄にて参り
人を痛るは難心得也 先以參詣の事 末の
弥増て勤るこそ可為本意 程近くては勤能
きとて遠くへ行ては勤間敷と公の事に可有
之や 是も人を痛めざる人 遠方 朔日・
十五日・廿四日・廿八日其外御命日節句等
に相勤る外に世間向の脇勤など有之は供の
もの、身にては無透 又は身の痛天災地災
何とか可有哉など、思ひやりつるが ちか
き比になり心得替たる儀も有之

一六九八 想像 貞享二乙丑四月六日昼書之

一六九九 建武門之家 貞享二乙丑年四月八日

一 可為武士ものは初より終迄心底にも無

絶間武士を好 勇の道潔不可怠事

一 七八歳より七八迄に勇力の志なきも

のほ一代誉れ有兼べし 故に廿歳を

も越なば一入明日迄と不延 諸事に

付武士をたしなみ可申事

【中略】

右十一ヶ条の趣 如何思ひ候やの事

一七〇〇 好物之覚 貞享二乙丑年四月八日

一 淫狂の事

一 主人に逢を嫌ふ事

一 親に逢をきらふ事

【中略】

一 家職を不好事

一 煩を不恥事

一 天災に逢を恥辱と不思事

右十三ヶ条也 鬧敷儀出来 筆を止る者也

一七〇一 范忠宣公戒子弟語 貞享二乙丑年四

月八日

一七〇二 世渡盛衰 同年五月日

或る人の家中 相部屋兩人あるに 一人は

当番にて座鋪へ出るとて巾着を打釘にかけ

て出たるに 其跡にて失たり 非番のもの

取たるに各心を極め 無面目躰を今參の草

履取聞て申は 私の取て町へ出 売代か

く々々つかひ申なり【中略】慥成趣を尽し

申により しばられ早速首を刎 ためしも

のにあひたり 其以後二三年も程経て座敷

にて失物ある時分 掃除坊主盗たるにきは

まり【中略】先年の巾着も渠が取たるに無

紛也【中略】此等をこそ名利を離たる勇智

と可申也

一七〇三 称武門冥加附導武士法 貞享二乙丑

年五月日

一七〇四 順天道 貞享二乙丑年五月九日朝

*「順天道之本書 天野甚介様へ被遣」

の付箋あり。

一七〇五 道与法 同十日

*竹廬の評あり

一七〇六 武士之目利二 貞享二乙丑年五月十

五日 於坂下御番所書

一七〇七 入忠門拜恩住忠 貞享二乙丑年五月

二十三日 於蓮池御番所書之

一七〇八 順天行地 貞享二乙丑五月二十五日

の朝

一七〇九 法 同二十七日の朝書之

*山口養拙の評(六月二日付書翰)あり。

一七一一 思忠朝起 貞享二乙丑六月朔日

一七一二 人用仁愛 同九日 肩輿の中で書之

一七二二 武士之吟味 貞享二乙丑六月十日

本多古能登殿御申候は 武士は咄にも武士

の吟味をせざるものは 急成節 置たるも

のを取て来る様には有まじければ おくれ

べきと御申候由

一七二三 送善果 同十一日の朝 常世林齋被

下なり

一七二四 問呼 貞享二乙丑六月十六日

一七二五 受天與人惠 同日夕

一七二六 和合交 貞享二乙丑年九月十一日

平川口御番所にて書之

上となりては下のもの大切に思ふ様にすべ

し 下となりては上より不便(ふびん)が

り恵むやうに嗜べし

一七二七 君臣和合之慈悲 同十一月二十五日

主人え我身のよきこゝろを為知(知らせ)

可相勤也 人を引廻輩は勿論 都て大小に

よらず隠れたるより顕はるゝはなし 此心

を以万人諸品目利すべし 然に誰が子誰が

孫とて汝が徳儀は薄 親類縁者をかざるま

でにては【中略】主君と不和に可成也 芸

の有ものとても志うすければ同前に候事

一七二八 語道 貞享二乙丑十二月二日朝

一七二九 求上下和合法 同四日 於山里御番

所書之

一七三〇 和善人交 貞享二乙丑十二月四日

於山里御番所書之

一七三一 称冥加知報 貞享二乙丑十二月十七

日朝 於平川口御番所書之

一七三二 人之相続 同三丙寅正月七日の朝

一七三三 教 貞享三丙寅正月十五日朝

一七三四 守身書 貞享三丙寅正月二十一日夕

書之

一七三五 戴天乘地智恵 貞享三丙寅正月二十

五日朝

智恵と云文字を愚察して注する也 天を知

るを智と可云也 大やう天を知りては可恵

也 心と下に置にて合点すべし

一七三六 新鑑氏忠勝送 同二十八日

一七三七 立誘善(タチドコロニ善ヲミチビク)

貞享三丙寅二月六日

一七二八 以無欲知報 同日

一七二九 中節論 同上旬

一七三〇 老武之嗜 同十三日朝

武士の立派身の終りを能々可考 七十年の
余命古来稀也と云へり 然らば近々命終り
もすべし 又存命居るといふとも行歩も
段々不自由にてぞ有んずれ さやうに有て

は生がひもなき武士なれども 死なれざる
法は如何せん 大様七十歳に滿ば御役御免
被成の間 今少の内の武士働 一時の内も
油断ならぬ年積也 若き時とは替り暫時油
断しても抜群弱み付べき時は 上につかれ
て死なん命 不忠と云 不孝と云 不慈と
も云 なんほう無念の事たるべし 者(テ
イレバ)日頃の嗜を可要者也

一七三一 忠義之本 貞享三丙寅正月十一日昼
於蓮池御番所記之
一七三二 心之修行 貞享三丙寅二月十日宵
一七三三 蒙台命大坂合戦場之次第 同十七日
一七三四 去欲品々行作 貞享三丙寅中春下旬
一七三五 知死送日孝子 貞享三丙寅二月十六
日宵

父母の命終るに近付を日々々見て孝行をつ
くすべし 余命幾ほど成らざるを知りてつ
とめ 孝行の冥加来り身に災難なく渡世を
送は孝成とつ、しみ行べき事
一七三六 無二善惡 貞享三丙寅二月十七日夜
一七三七 敬父母示す安坐 貞享三丙寅二月二
十三日

父母を串差に仕を不知や 其串色々有 汝
が智恵にて察知べし 父母といふはいづく
に有ぞや 則汝が譲得たる五体也 身に報
来るを考べし
一七三八 諸法実相 貞享三丙寅二月二十四日夜

一七三九 報幸 貞享三丙寅二月二十七日夜
一七四〇 慮道理 貞享三丙寅三月初

*「慮道理 門兵衛様え被進候也」と記
した付箋あり。

一七四一 武士道 貞享三丙寅三月初

武士は何国(イツク)迄も武士流能きに
心にも佗流有故に家作の飾にも町人などの
躰あり 夫によりおのづから其かたへ心ひ
け 武士道薄くなれば忠節薄く成行て 武
門の冥加程々に減少する物なれば
よき人にましりてあしき事はなし
あさの中なるよもき見るにも

一七四二 護身書 同二日昼書
一七四三 万之本 貞享三丙寅三月七日

万の元 生と死と也 可死所を不死ば生る
より劣りも有也 又不死やうにせざるは人
外也 命を全するを道とす 故に朝暮無病
を修行すべし
一七四四 誘縁 同日

一七四五 天之道 貞享三丙寅三月十一日書
一七四六 蓬文并名歌 貞享三丙寅三月中旬
一七四七 持身 貞享三丙寅年閏三月三日 乘
物の内にて書之

一七四八 知意得 同二十一日朝
一 武士を心懸べくは父母え孝行をなすべ
し かならず敵の首を討取可得勝利
也 仏に成たくは父母え孝行をなす
べき也 金銀を儲度は父母へ孝行を
なすべし 是にても不調は定業と可
知也

*竹廬の評あり。

一七四九 順天導之 貞享三丙寅閏三月二十六日
一七五〇 修心行 貞享三丙寅閏三月二十七日朝
一七五一 誘人誠 貞享三丙寅四月二十八日昼
書之

*山口養拙の五月朔日の評あり。

一七五二 如天地順主従 貞享三丙寅四月初日
於平川口御番所 夜書之

一七五三 人倫之法 貞享三丙寅五月五日の朝
梅林坂御番所にて記之
一七五四 一生之持在寤寐(サムルイヌル) 貞
享三丙寅五月二十七日朝書之
一七五五 軍法一流嗜武士道書 同六月四日昼
於同名門兵衛宅書之

*山口養拙の評あり。

一七五六 軍慮 貞享三丙寅六月五日
一七五七 生死 貞享三丙寅六月八日
此の思忠志の書は生死の二つにて之を思忠
志集と名く 能く養い生さんが為めに之を
記す事

一七五八 人之禁 同十二月珪山和尚御咄を聞
記之

一七五九 首軍歌 貞享三丙寅六月十七日書之
大 忝貫參百五拾目
中 忝貫參百五拾目
小 忝貫百五拾目
右は山岡平左衛門殿より様(ためし)も
の、首の重き改見たる由にて書付給候
首をいくつ取て太刀の先え二つ差つらぬ
き持たるなど有之は何と心得候ての咄ぞ
や 強力はいさしらず 此内の軽首たり
とも持あるき自由に可成にあらざ

*「様もの」は刀の試し斬りのこと。

一七六〇 堀氏親真^江越後国就在番送書 貞享元(二年か)乙丑年口上覚

口上覚

一 城下在々所々浪人如何程有之や 他所よりの出入当座々々知れ申様子の事

一 近所隠家有之やの事

【中略】

一 町方在々の女房娘に至迄不殘傾城に候よし 門の出入堅可有之候へ共 朝夕いとなみの用可有ま、其応答(アイシラヒ) 何とか可有御座やの事

【中略】

右拾九ヶ条 今度初ての御用に付御相談の間 存寄申達候也

一七六一 深井氏吉次^江送書 貞享三丙寅五月二十二日

一 佗の家中の儀は数々申迄無之 古伊豆守殿(=松平信綱) 御取立の家老小沢仁右衛門と申者の事被聞及候や 忝人の男子をころし愁傷の余に令忘却可遂奉公失途引込 役にた、で終申候【中略】仁右衛門は狂乱の類人外と存候 此段能得心あれかし 其方為躰(ていたらく)常は不見不聞ば如何有之は乍不存申越候 子共を度々ころしたる就不仕合 内儀歎のあまりに眼をもなきつぶされたるや 笑止共無申計て此書中をも送所也 能々合点被仕 因果の道理を程々に被明審(アキラメラレ) 益可被抽忠

節候

一七六二 以孝称武道 貞享三丙寅六月二十一日朝

一七六三 勤天 貞享三丙寅六月二十二日於肩輿の内書

一七六四 順天導人 同二十四日朝書之

一七六五 依東福門院仰松平古伊豆守信綱言上 同七月四日記之

万治三子八月十一日 松平古伊豆守儀 東福門院の御所え所司代牧野佐渡守伴参上 表御対面所え候す 于時東福門院為御使右衛門佐懐紙に拾一ヶ条の御目錄を持参 仰を宣曰く

【中略】

一 豊国御造営の事
一 国々神社仏閣御造替遅引の事
一 浪人多事

一 御旗本御救被成事

【中略】

一 米穀高直過下直過る事
一 町人農人困窮の事

一七六六 如大仏法之志并慎身詠歌 貞享三丙寅七月書之

一七六七 報知尖 貞享三丙寅六月中旬

一七六八 慈悲 貞享三丙寅七月二十一日朝書之

一七六九 顕善悪之人 貞享三丙寅七月二十四日 於山里御番所記之

聖人とは人をよく成す人を云也 人を能く不成は人にして不人(人にあらず) 万の稽古し習も人を能くなさんが為なり 己が身を能く成すも人を能くなすの張本也

一七七〇 好武士忠 同二十五日

一七七一 奉公人心得 貞享三丙寅七月二十六日 主人のきつきは内のもの嫌ひ申候 或は家来の能事は少ありても取立 悪敷事あるをば軽くいましめ 何とぞ人の命を取様に思案し 困窮不仕やうになす人は家繁昌すると見えたり

一七七二 人之初終顕生者必滅之理書 貞享三丙寅七月十二日

一七七三 善悪如方円水 貞享三寅年八月十七日

一七七四 如清静尖 貞享三寅八月十七日

天は不言しておさまる所を能々合点すべし 此掟を察して我も人をもあひしらふべき事

一七七五 持満生福 同日

重宝なるものは仇になる事多し 是皆心をへりくだらぬ故也 満るもの、覆すは 天より授り得秀たる所より過するなり

一七七六 不痛不闇 同十九日の朝

一七七七 導授 貞享三丙寅八月十九日

人を使は、我心を家頼となりて可使也 人に使はる、は主人の心に成てつかはるべき也

一七七八 荀苴傾国 同二十日朝

荀苴(ワラヅト)に国かたむくと古来より云は誠なるかな

一七七九 表裏三行 貞享三丙寅八月二十三日

の朝

一七八〇 思忠示能与力 同日

其方養生におろか有べきとは不思仁なるが時々被煩候はいかゞぞや 但親父の違にもあるかやとも人の思はんや いそぐ武役の

時も人には被劣まじけれども 被煩たる其方と不被煩其方と被出合節は いづれが本意をとげんやと不審に社(こそ) 候へ 能上にも能かれかしと忠義を申とや

神谷理左衛門様

一七八一 井伊氏直孝朝臣示慮従 貞享三丙寅八月二十三日夜

今にも事有て奥州へ被遣時分 千寿に三日も逗留せば江戸中の諸浪人かけ集べし 其時金銀をつかみくるゝに利有 すり切たる

将へは從輩薄もの也と御申御笑有たると

近藤語石老御伝へ承候事

一七八二 不従家頼 同二十七日夜書

一七八三 忠孝慈源在淫情 貞享三丙寅八月二十八日早天

淫情盛なる年頃に此宝動く物なれば 我物とて自由にすべからず 天より最上の宝を父母受得て我に伝へ渡したる至極の宝 命の根なればおろかにすべからず

一七八四 初終順天 貞享三丙寅九月朔日の朝

一七八五 人交之道順天 同二日の夜

一七八六 成不為亡天 貞享三丙寅九月三日の朝

一七八七 心形法 同五日夜書之

一七八八 交際世之心得 貞享三丙寅九月十二日朝

一七八九 聖君賢臣 同日朝

家康公は御代を治め玉ふ事 日本初り終に有之間敷也 次に松平故伊豆守信綱朝臣は日本にては申に及ばず大國の臣下にも珍敷良臣の由申候事

一七九〇 止三乱 同十九日宵

一七九一 不鎖御代 貞享三丙寅十月朔日の夜

一七九二 治世法 貞享三丙寅十月二日宵

一七九三 知国治乱 同三日夜 於蓮池番所記之

一七九四 導人目利 貞享三丙寅十月二十日夕書

人は二歳三歳の時より其心を知るべき也

人の子を養育仕は十歳の内専也

一七九五 天理地道 同十一日夜書之

一七九六 天地同一体去欲色 貞享三丙寅十月十八日夜

一七九七 和合與不和合 貞享三丙寅十月二十一日夜

一七九八 行要 貞享三丙寅十月二十五日夜

一七九九 止色欲導世渡 同夜

一八〇〇 可知心滿 貞享三丙寅年十月二十七日

一八〇一 可導真美之瑞相 同二十八日

一八〇二 迷天理 同十一月三日

一八〇三 思欲則虧 貞享三丙寅十一月五日曉

寐寤思出書

一八〇四 敬本以誠稱冥加 同六日早天

*竹翁の評あり。

一八〇五 以仁誠 同九日早天

一八〇六 心学 貞享三丙寅十一月十三日朝

人々かたちの行(おこない)計(ばかり)を吟味する事多し 我と我が心のあしき方へ行をいましめ 善を修行し 其間には可休心気事

一八〇七 心学 同日朝

今朝若御老中御勝手におゐて親しき若き方へ異見を云たる内に 余所へ行意得又は稀人来るをも 何故ぞと思案して貪る事のなき様に御嗜あれと云つるが 能々得心めさ

れよ 形の行迄になく 日々夜々に心の行所を顧られよ

一八〇八 弁善悪報 貞享三丙寅十一月十四日

*竹翁の評あり。

一八〇九 君臣道 貞享三丙寅十一月十九日亥

の刻

一八一〇 冥加増減之誠 同十二日曉

一八一 持冥加可栄書 貞享三丙寅十一月二十一日亥刻

一八二 人法 貞享三丙寅十一月二十二日夜

一八三 受天詔 同二十五日朝

一八四 齊君臣家 同二十六日夕

一八五 順天治国土 貞享三丙寅十二月二日

一八六 一生之送迎楽 貞享三丙寅十二月六日戌刻書

幼少より可考儀なるは 古くなりては心計にてはたらきも難儀も可有 又働かんと思ふとも君よりも成間敷とも可被思召ければ 仰も付がたかるべし せんずる所奉公ばかりにはあらざれ共 先忠義を可勤輩はわかくなければ難成儀にて 主君の御為に可成と思ことの我身に可為得事を可急仕習也 早善人と云れんとすべし 年寄れば万類随(クズラル)間 若年の内に冥加を厚く為拵置(拵え置きたるが)能き也【中略】 漸はたち計より五十四五歳にして其もの、躰あらはれ 六十歳を越四五年の内つとめ大事にて一生のきはめとなれば 無病にして可終もの也

一八一七 来利生与尽冥加 貞享三丙寅十二月十日亥刻書之

一八二八 導人方便 同十二日夜書之

一八二九 劔術 貞享三丙寅十二月二十五日の朝

太刀をつかふも心也 心より業に至 業より心えも可到也 常に行ふも同事也 身を

つかはでおる時は すなを成心の修行すべし 身をつかひ業を修する時は 心のすなをより心の稽古すべし

一八二〇 持鬪 貞享三丙寅十二月二十六日夕

一八二一 養心身 同二十七日朝

雲居和尚の井関玄説老え被語由にて養生の第一を被伝は 養心湯を以て不淫丸を送下すこと年久之を用ひ無病成と

一八二二 教我 同晦日朝

敬ふ方え心を付目を通はすもの也 然に目を色の方奢かたへ心迄通はず故に行悪なる也

一八二三 心與色 貞享四丁卯正月二日晩

或兩人の曰 年行ても心は若き時にも強(アナガチ)かはらぬものなれば 色を思ふも わかき節の不養生をなすよりおとりともなるべしと被申つるを旧冬聞 面白と感心して書留るもの也

一八二四 天地善悪昼夜 同三日夜

一八二五 老耄如讒言 貞享四丁卯正月十五日

の夜 ねふくくたびれたる時 うはこと(讒言)のやうなものなどいふは老耄のごとしと心得べき也

一八二六 立心人 同二十一日晩

一八二七 以德修以力亡 貞享四丁卯二月二日

一八二八 君臣父子之交 貞享四丁卯正月二十

一日朝 於平川口書之

一八二九 三行一致 貞享四丁卯二月二日宵

一八三〇 以報惠子 同二月六日晩 為闇所平

川口助御番の節書之

一八三一 知恩酬之 貞享四年丁卯二月十日

*竹翁の評あり。

一八三二 忘恩不行遭難 貞享四年丁卯二月十日

一日 乘輿中て書之

一八三三 立道勇士 同二十二日 於平川口御

番所書之

武辺を為さんとならば忠節をせよ

武辺を為さんとならば孝行をせよ

武辺を為さんとならば慈悲をせよ

此三行一致に為して能く行ふ人へは摩利支尊天 八幡大菩薩乗り移らせ給ひて 矢鉄 炮火雨の如く来ると雖とも 非業の死有るべからず。

一八三四 知天恩人之交 貞享四年丁卯三月十日

二日 於山里御番所書之

一八三五 仁礼之用 貞享四年丁卯三月十八日

一八三六 人間智慧之法 貞享四年丁卯四月十日

日の夜書

一八三七 心持 貞享四年丁卯四月十四日朝

かしこきと云ものは大形世智なる故 数々 欲を望む 才覚多して彼ものつまづく則 大成禍来る 温和にして自然と徳来ものは 当分損をすると見ゆるとも終には本智程々に顕出 能き人に被用と見えたる也

一八三八 武士常心 同四月十七日晩書之

武勇を心掛るは侍の本道なれば 心身共に 清浄成様に不可不行(行わずんばあるべからず)

【中略】唯今にも事あらんと常に観

念し無病を第一に心掛 我と我立合働時は 如何せんと不忘而武士道を励み修行して顧ること肝要たるべき者也

一八三九 武士之冥助 貞享四丁卯卯月二十日 昼書

情(つらつら) 武辺の様子をおもみるに 人と人の諍なれば 摩利支尊 八幡大菩薩 かうべ(頭)に宿り心へも染込せ不給して 争(いかでか) 死をまぬかれ勝利を得んや

一八四〇 正直之頭現冥加 貞享四丁卯四月晦 日宵記之

内外清浄にして貴人へまみえぬれば 天より冥加やどり給はんずれ 内を清浄にするとは心に誠あれ 誠は慈悲をなす儀と思へり

一八四一 可為人法 貞享四丁卯五月五日朝

於梅林坂御番所記之

一八四二 常心 貞享四丁卯五月十六日の修行

一八四三 君臣之導 同五月十八日

家老と謂は別て主人え異見を謂 正道成法を出し道を立る役人也 此段心得候や 新 鑑弥一右衛門金言妙句を詞に述 さすが瀬 兵衛嫡流 奇特成儀也 然ども行は難得て 其通に引入教る事は不及見聞候

一八四四 導 貞享四丁卯五月十八日の夜書之

朝早くも不逢 夜帰りても不逢 昼とても 久くあはでも逢べきともせず 武芸もうすく【中略】たとへ智慧有とても主君のやくにた、ず

一八四五 新心流 貞享四丁卯五月二十一日朝

修行

一八四六 軍法 貞享四丁卯五月二十二日

板倉氏重道の雑談に 井伊掃部頭直孝の軍者岡本半助と云もの有 ある時直孝軍法の事に付問給ふに 半助宣(ノベ)て曰 此所をば何と可被成やと云つれば 直孝不取敢(とりあえず)討死せんには如しといへり 半助感して御意の通より外にはと申候由

一八四七 戦場之図 同日

一八四八 人法 貞享四丁卯五月二十九日夜半過修る

人によくいたし人をよくせよ々々々々 釈迦 老子 孔子の教も此外は有べからず

一八四九 明智智与世智 同六月十二日朝 馬上にての志

一八五〇 順天 貞享四丁卯七月十六日

一八五一 用無苦初 貞享四丁卯七月晦日早天書之

一八五二 失苦惱中 貞享四丁卯八月朔日夜書之

幼少の始より終迄の事を心閑に思案して来方(こしかた) 往末(ゆくすえ)に無苦勞やうにすべし

一八五三 除苦惱終 貞享四丁卯八月四日朝

一八五四 除苦惱要 貞享四丁卯八月九日 於肩輿中書之

幼少よりよきに心を付 声の替る時節姪精をたもつべし 是を忽緒(ユルガセ)にせば かん悪敷く肢爪悪敷き馬のごとしよ はみ付 慎といへども甲斐なし【中略】 天野長吉殿

天野吉二郎殿

一八五五 導人治大家小家法 貞享四丁卯八月十三日の夜 於平川口助番所記之

一八五六 勤天行 貞享四丁卯八月十七日朝

一八五七 守身樂 貞享四丁卯七月十八日朝

一八五八 主従之行 貞享四丁卯七月の比

家従とは家にしたがふとかけり 家(カ)は主君の心にて 従(ジウ)は内のものなり 家は内のものを患 内のものは家を堅固に守したがふ役人也

一八五九 天学地学 貞享四丁卯八月十一日朝

心学と業学を合点すべし 心は天也 業は地也 立身といふは災難を払 安樂成やうに立を實の立身と云 業の立身とは金をもつ才覚して成るを 虚の立身と云也 實は忠をなし孝をなして慈を心底の誠より尽す事也

一八六〇 守身孝行 貞享四丁卯八月二十一日朝

上下乍着書之 両便を常に考 少も悪敷くは飲物喰物にて直すべし 人々呑喰を命つなぐ薬と存 汝が智慧に應ずる程可療治

一八六一 藝言適心 同二十二日朝

思忠志集の筥式つ取出し箱の戸を自身明けはめ候に 何としてもはゐらず 蓋そりたる物か 只今まで明たる戸成が いな事と云つれば 古老の臣下三人迄並居て思案し【中略】野村喜斎といふ坊主近所に居つるが 上へあげ申筈には無御座かと云 其時手を打 是程成事の常に戸障子をはむるも同事なるを 伐柯伐柯其則不遠と云も是に

等しき事也

*「伐柯伐柯其則不遠」は『詩經』にあり、求める手本は近くにあるという意味。

一八六二 教覺 貞享四丁卯九月二日朝

一八六三 導覺 貞享四丁卯九月四日

一八六四 主人之役 貞享四丁卯九月四日

一八六五 伝記 貞享四丁卯九月七日朝

一八六六 止誠 貞享四丁卯九月十一日早天

一八六七 蒙冥加攘災難 貞享四丁卯九月十一日巳刻

一八六八 与宮城藤久書 貞享四丁卯九月十八日未明

父母へ孝行をなすに くらう(苦勞)なくすき好み おのづからまめやかにして尽し心底よりおもしろきやうに有べし 死して後の孝も有といへども いかでか生涯に及んや【中略】

右は藤久父常閑入道 目見を願従上方(上方より) 下向仕【中略】父子奉公依情出授与之者也

一八六九 可知虧分 貞享四丁卯九月二十三日

於紅葉山下御番所戌后剋書之 鹿を逐ふ獵師は山を不見 金を抓むものは人を不見の古語 誠成かな欲に耽り色にまよふ輩 一面をかくし尾をみする野鷄にことならず

一八七〇 磨人智 同十月七日

*付箋に「磨人智 孫之進被下候也」とあり。

一八七一 為医主家従為病人 貞享四丁卯十月七日

主人は医者になり従ともがらをば病人の心にて悪を工夫して可療也

*付箋に「為医主家従為病人 重之助に被下候也」とあり。

一八七二 教誠 貞享四丁卯十月七日

主君も奥にのみ居給はゞ おもてむきへ出たまふやうに才覚仕 出し申は大かた忠義也 家従も宿ばいりを好みたがるをつり出すは慈悲也

*付箋に「教誠 勝左衛門に被下候也」とあり。

一八七三 天心地業 同九日

順天道(天道に順ずるは)心の内なれば賞罰遠き事多し 順地(地に順ずるは)業の表なれば 賞罰近き事多し 故に真実を内になし業を応時(時に応じ)可表(表にすべき)事

*付箋に「天心地業 孫少進に被下候也」とあり。

一八七四 導我心導家従 同九日

一 冥加尽なんとては能事を嫌ひ 聞ても眠を求め 或立去 或呼ひても遅く来り 或あくびをいたし実薄き故 見ても不見がごとし

【中略】主人を蔑になすゆへ 善を可覚やうも無之事

一八七五 養生心 貞享四丁卯十月九日

*付箋に「養生心 門兵衛へ被進候也」とあり。

一八七六 忠志集 貞享四丁卯十一月日

右は松平因幡守信興朝臣 大坂御城代被仰

付御登の節 家臣随行の砌り 由緒有之若士 深井友之助 長坂平六 天野甚平 秋池孫大夫四人へ為励忠義送之書也

*付箋に「忠志集 長吉様/吉三郎様へ被進候也」とあり。

一八七七 従弟秋池氏依高名送之書 貞享四丁卯十一月二十二日

一 昨夜 泊番の坊主兩人於座敷申ぶんいたし脇差にて切合申候 太刀音を其方聞つけ一番にかけつけ候処【中略】屏風をけたをし兩人切合候中え被飛込候処【中略】第一御働無比類と承及(秋池友左衛門が、自身重傷を負いながら喧嘩を押さえた功績を讃えた書簡など。秋池友左衛門は松平因幡守信興の家来か)

一八七八 讓兩人之孫 貞享四丁卯十一月十日

(孫の天野長吉・同吉二郎に与えた訓戒)
*付箋に「讓兩人之孫 門兵衛様へ被進候」とあり。

一八七九 座上品上生台 貞享四丁卯十二月十三日

一八八〇 出息入息不待命終 同二十日夜

*付箋に「出息入息不待命終 門兵衛様へ被進候也」とあり。

一八八一 道之立身利欲之立身 貞享四丁卯十二月二十三日朝

人は身代能なれば 先祖の善の報ひ来りたると ひとついひ我もおもひ また其ひとつのおこなひよきゆへにかように身代よくなりたるなど側よりも云と見えたり それは利欲のさたばかり也 身をた

つると云はひとにあしくいはれぬ事也 貧しき生れつきなればそれにしたがふ 富るをのみ悦は小人のわざ也

一八八二 地主主従交一致 貞享五戊辰正月十二日 為先妣の追善書之

*竹翁の評あり。

一八八三 治世 貞享五戊辰正月二十二日朝

修むるといふは人悪事をなさで痛ぬ事也 痛と云に二つ有 一つには人の為を不申して邪にて己が為とのみおもひ 私なる心にていかり貪欲にて むつかしき法を立て人をくるしめ 二にはこがね(黄金)をおしみ 人をわきへなして施事をせず

一八八四 求妻愛之契 貞享五戊辰正月二十二日朝

於中御門記之
人の躰を見るに斗方もなく井土(井戸か)をほる輩あり 進退により井土数も可有之又掘時分あり【中略】本妻有妾有 産らん子育やう有【中略】人間たらんに於ては始終のこゝろへあるべき事なれども まよふによつて不弁之(之を弁えず) 拙哉(カナヤ)

一八八五 国家安之理天地滅之章 貞享五戊辰正月二十八日昼

人をめぐませらるゝ御人をさして王とは奉申也 編(アマネ)く恵ませたまはねば王とは謂じ 其号(ナ)を天よりかへさんとてぞ天下は乱る也

一八八六 自孝導忠 貞享五戊辰正月二十八日

一八八七 繁昌 貞享五戊辰正月二十八日

繁昌にとおもはばよきことの榮るやうにす

べし 然らば慈善繁昌にとおもふべし 然らば誠を尽すべし

一八八八 依黒沢氏軍功息子等送悔状 同二月五日

一筆令啓達候 御同名佐大夫殿御養生種々有之候得共 無御本復御果の由 御力落御愁傷の程察入可申様無之 絶言語銘肝候

佐大殿於西国原の城 元日の御働の時分立合候ては不見候得共 于今(今に) 生残

たる人被申にも 其時大勢にげたるに 残り少なにて三の丸の堀へ御付き候場所 後上り下り候て見申候 我等若輩にて少の働仕たる心にて存候ては 唯今思出し感心

【中略】

黒沢次大夫様 岸 右衛門八様 矢場九八郎様

右三人衆は兄弟也【中略】此黒沢は尾州中納言様御内衆 岸は公義与力 矢場は

松平撰津守殿え御奉公仕候也

一八八九 止孝勇 貞享五戊辰二月十日朝

我身は父母也 父母となれば争か毒飼杯あらんや などか痛を擬作(アテガイ)ころさんやうになさんや【中略】武士第一の嗜は不姪成べし

一八九〇 求忠孝之真実 同十二日朝

一八九一 我依孝流泪 同日

頃日夕飯に雉子給(たべ)たる以後 寒気の節御番出る時分 妻女のいたはりて蕎麦湯を用寒を防げかしと云 忠義旁尤と思ひ則申付【中略】妻女重て曰 失念せり 雉

子給たる已後蕎麦を給ぬれば風を導と承の間御無用といはれければ 余思らく 我身は父母の遺体也 などや父母と思ひなば一しほ毒飼あらんやと涙を流し 蕎麦を給度心も止

一八九二 以色欲破身心以貪欲壞国家 貞享五年戊辰二月二十八日

一八九三 奉忠重孝守身誠 貞享五年戊辰二月二十八日

一八九四 近所之童教口上 同年初書 一 上の人は人をはかほがるを能可仕事 一 にくむべき人は人を痛るを申候事

一八九五 持心 貞享五年戊辰三月四日

一八九六 中庸十五章君子之道 貞享五戊辰三月の内

一八九七 勇者 貞享五戊辰三月の内 松平紀伊守殿御はなし 御家来根来のこみ

つちやは奥太蔵と申の由也 但石川丈山傍輩にて【中略】鏝の合せ様を丈山尋られたるに 必先へつき出すべからず 敵に先をさせよ 上鏝に成て勝利を得成とおしえられたると被咄候也

一八九八 人ノ法 貞享五戊辰三月二十二日夕 於美濃部氏亭記之

一八九九 子育様之訓 同二十四日 一 子を育る儀 汝が為又はかれを不便にて育るとのみおもふもの有 先天地

への礼法也 次に国王の御為 次に主君への為 次に父母への為 次には慈悲也 汝が杖程のためにも自然と可成也

【中略】

一 幼少より近所に寝起させぬれば わがま、成事をかれ不知 せいたけのびても大形其通にて暮す【中略】成たけ延るまでも昼夜親の近所を離れざる事【中略】子そだつる是を要のおしえと存候事已上 汝も人の子也

一九〇〇 世渡物語 貞享五戊辰三月二十八日 宮城源左衛門との書之

主人は家従を治し煩はせずよくなす役に天よりのみことゆり也 是を背く則ば 主人とはいはで天より罰して可被減少也 従ふ輩は身を君に任せて我心をば不可持

一九〇一 上下和合 貞享五戊辰四月朔日夜 中記之

一九〇二 中将姫山居之語 貞享五戊辰四月十七日 男女の境界なければ愛着の心もなし 深山に人通はせざれば勤行のかくことなし

【中略】 まよへば三途流転す さとれば三世の台也

一九〇三 見立入 同日乘輿の内て書 甲斐々々敷欲深なきものをば可取立也【中略】欲をあさくなさせんとては色の道を心

にもおもひ出さず 耳にもきかせず目にも見ず 近辺へも立よらざるやうに かねてよりとりはからふべし【中略】勇をこのまするは すかし恥しめつ しかりつ なごめつ 誉つなどして勇のはなしをおもしろ

きやうに語て たいくつ(退屈)なきやう

にすこしづ、上手の口上にてはなさすべし

一九〇四 可察知人 貞享五戊辰四月十七日朝

ひとにかりそめにもぬるくよはみをみすべ

からず ぬるきといふはとり合おそきもの

なり よはみといふはあぶなき所にこゝろ

た、ざるものなり

一九〇五 不心曇 貞享五戊辰四月二十日朝

於坂下御番所書之

一九〇六 主人之讐討 貞享四丁卯十一月二十

八日昼過

去七月六日 さる御方の扈從互に廿一二歳

のものなるが 寝首をかき意趣有と号立退

ける 被切たるもの、草履取 四五年奉公

仕たるが 主人むた々々と被討たるを悲し

み無念かり【中略】去十一月二十八日昼過

小日向改替町にて行逢【中略】思ふ俣にとゞ

めをさし

*寝首をかかれたのは秋元家の小性で柴

崎太兵衛の次男。主人の仇を討った草履

取りは、侍に取り立てられ平戸藩主松浦

肥前守に召し抱えられた。

一九〇七 大身立出入知善悪 貞享五戊辰四月

二十八日

*付箋に「大身へ出入知善悪 門兵衛様

へ被進候」とあり。

一九〇八 毒流 貞享五戊辰四月二十九日宵

於蓮池御番所記之

*付箋に「毒流 長吉様へ被進候」とあ

り。

一九〇九 報慈悲 貞享五戊辰五月朔日 肩輿

の内て記之

一九一〇 背天理盗心 同八日

*付箋に「背天理盗心 甚右衛門様へ被

進候」とあり。

一九一一 長命之法 貞享五戊辰五月九日

彭祖は八百歳を保てる由 彭祖の語に服百

貼不如一生独臥(百貼の薬を服さんより一

生の独臥に如かず)と云り 只今長谷川玄

通咄を聞 面白さに書認(卜)むる者也

*彭祖は中国殷末に七百歳(八百歳

とも)で壮健だったと伝えられる伝説上

の人物。

一九一二 君臣父子之交 同四月二十一日夕

*付箋に「君臣父子之交 弥一右衛門に

被下候」とあり。

一九一三 善君臣 貞享五戊辰四月二十二日

*付箋に「善君臣 甚右衛門様へ被進候」

とあり。

一九一四 背天理盗心 貞享五戊辰五月八日

*付箋に「背天理盗心之本書 門兵衛様

へ被進候也」とあり。

*朱書で「重出」とあり。一九一〇の重

出という意味。

一九一五 武士之嗜 貞享五戊辰五月晦日 山

里明け番に書之

一 無病を専一に可仕事

一 朝興快可仕事

一 家職の吟味無他念(他念なく)可承事

一 武芸不怠すき可好事

一 以誠可叶冥加事

一九一六 治人品三外一首之哥 貞享五戊辰六

月二十日

草木に至迄慈悲をなさしむる心は 人に慈

悲の心可出けいこの為とぞ可知也

一九一七 阿部忠秋朝臣之御教戒 貞享五戊辰

七月七日 中ノ御門御番所にて聞 蓮池御番

所へ帰り書之

家来をつかふにも かれをいましむるにつ

よくあひしらふべからず 道理ありとおも

ふ共 彼れ無理とおもひながらも急をふる

まふものなれば 心得せよと被仰由の事

*阿部忠秋(一六〇二—一七五)は家光の

側近で老中。武蔵国刃藩主。

一九一八 松平綱政齊家之話 同日

家の仕置を改るといふは 我家を調へた

る元祖の法式替りたる事あれば それに立

帰仕置をなすを改ると云也【中略】嶋津の

家永く榮るは 有時法可替替なる節 主人

へ臣下云て 古法を可被替は主人を江戸よ

り帰国させましく 是非押て帰国仕給はゞ

我に暇給と云たると也【中略】元祖の法式

の根本を替ぬるは 理遠く不礼に成 依て

其家衰微せん前表也と察し可知由 松平予

州(松平伊予守綱政)の榊原氏へ被申たる

と也

*松平(池田)綱政(一六三八—一七一

四)は、備中国岡山藩主。

一九一九 榊原照久教訓 貞享五戊辰七月七日

中ノ御門御番所にて聞 蓮池御番所へ帰り書

之

一 遊びもの、近所へ行で不叶時は 我

が身へ目付の為 子共か律儀成老

人等を誘引すべき事

一 弟子をとるべからず 芸者に成 又は欲にも可成事

【中略】

一 月夜にも挑灯燈べし 不計喧嘩杯せば辻切に紛儀も有べき事

一 砂引の有刀脇差さすべからず 人を切たる穿鑿の時可紛事

一 余所へ行に云わけの入方へは参まじき事

右七ヶ条の制也

* 榊原照久は、家康に近侍した人で、家康没後は久能山東照宮の神事を務めた。

正保三年（一六四六）八月没。久能山に建立された照久寺に埋葬された。

一九二〇 養生 貞享五戊辰七月十六日

* 天野甚右衛門・同門兵衛あて

一九二二 孝行の書 貞享五戊辰七月十六日

一 常にのみくひ候儀 わつらひ（煩い）出ざる為の命つなく薬になにささんとのみくひ可申事

【中略】

一 日本の米は味あまくひとしほ補薬といへり 大唐の米は日本の米より其能（ノフ）及ばざるよし也 かく重宝成薬を争かおろかに可仕や 色々に拵へ命をつなく薬に可用事

【中略】

一 常に両便にて考 飯にて直すべししや（瀉）すれば病ひと思ひけつ（結）するには油断仕候

一九二二 肩衝小脇差記価貴茶湯物好 貞享五戊辰七月二十四日

雲山の肩衝 代金三千枚

但金森雲州に有之を京極丹州所望して被求と也

一九二三 朱文公改称医之過 貞享五戊辰九月十日朝書之

一九二四 善悪 貞享五戊辰九月八日朝書

一九二五 智恵 同十六日夜書

一九二六 可察品 貞享五戊辰九月二十日朝書

* 山口養拙（竹廬）の「奉復」あり。

一九二七 導誠想像 元禄元年戊辰十月八日朝書之

一九二八 毎日三鶴服膺 元禄元年戊辰十月十八日

一 おづる

一 はづる

一 かんづる

或る掃除坊主 我が子へのいけんに疾く起き朝ごとに三つの鶴を胸に飼ふべしとおしゆると也

一九二九 自反 元禄元戊辰十月二十一日

今御旗本にて戦場の忠を励し手首尾に合たるもの予が外に一人もなし【中略】我十五六歳に隙にて京都に在ぬる時 切支丹の党賊等三万七千人一揆を起し【中略】外叔父源信綱朝臣を御追討の大使として被遣之事 是も幸にて即西国へ游行しながら心ばせ仕たり 信綱朝臣我が面貌気象可進ものと目利有たるにや 深入して敵の擒ことなるなよなど誠しめて戦場へ随順せり

* 付箋に「自反之本書 長吉様吉三郎様へ被進候也」とあり。

一九三〇 繁昌 元禄元戊辰十一月六日朝書

* 付箋に「繁昌之本書 是新弥一右衛門勝左衛門に被下候也」とあり。

一九三一 武意至極 元禄元戊辰霜月二十日の宵 於蓮池御番所書

大神君仰曰 何事に不寄武士方の者出入有らば武士道の法をたて、とりあつかふものなる上意の旨 只今承有難後世の為書しるし置候事

* 付箋に「武意至極之本書 諏訪九兵衛二被下候也」とあり。

一九三二 人上之至極 同二十三日夜亥剋記之

* 付箋に「人上之至極本書 弥一右衛門二被下候也」とあり。

一九三三 護身 元禄元戊辰十二月二十四日暁 於蓮池御番所記之

一九三四 天之正道 元禄元戊辰十二月二十七日 日の朝 於中御門記之

* 山口養拙の「拜復」あり。

一九三五 察立身者 元禄二己巳正月四日朝

* 「己巳」は「己巳」と表記されている場合もあるが、「己巳」に統一した。

一九三六 知立身者 元禄己巳正月四日夕

一九三七 離欲智明 元禄二己巳正月二十九日 於肩輿中作之

* 付箋に「離欲智明 門兵衛へ遣也」とあり。

一九三八 稟大喜 元禄二己巳閏正月十一日朝

一九三九 奉天附交接 同十三日朝述作

一九四〇 明智之修練 元禄二後正月朝作之

一九四一 心修練 元禄二己巳閏正月二十三日
未明書

一九四二 天性 元禄二己巳閏正月二十五日曉
病中思之書
唯々人をかはゆがるべし

*竹廬の評あり。

一九四三 知迷報善行 元禄二己巳閏正月十四
日夜

天よりの掟は万(よろず)有之也

天地次主君并父母の恩は申に不及 少の
恩も報ぜざれば大き成禍ひと成事あり

一九四四 冥加減目利 元禄二己巳閏正月二十
七日早天 病中作之

一 迷欲事

一 仁の道第一にて人間の儀は申に不及

草木金石迄慈悲心を以立つ事なるに
非道有之事

一 己の智慧にて旋(モトヲル)ほどの儀
不旋事

【中略】

右の書を作り山口竹廬へなをしてくれら
れよとてつかはしたるに 其節古句をお
もひ出したりとて此末の通を書送られぬ
るを感心浅からざる故書認る所也

*付箋に「冥加減目利 十郎左衛門二被
下候」とあり。

一九四五 持心 元禄二己巳二月十五日早朝
病中記之

* (竹廬の)評あり。「持心の篇謹て拝
閱仕候【中略】此篇は臣子の 龜鑑と奉

存候」とある。

*付箋に「持心 所左衛門二被下候」と
あり。

一九四六 避人災 元禄己巳二月十七日昼

一九四七 退天魔法 元禄二己巳二月十八日朝
述之

一九四八 誠減不惠人 元禄二己巳二月十九日
早天記之

一九四九 以德教化 同二十日早天記之
朝起して昼寝せざれば その人々の行状に
随て果報の付ことをおしゆるといへども
不用もの多し 拙哉

*付箋に「以德教化之書 弥一右衛門二
被下候」とあり。

一九五〇 治人之法 元禄二己巳二月二十二日
朝作之

人をなつくるはこがね(黄金)を好もの多
ければ 是をほど々に與(アタ)ふるに
如は有べからず 上たる人のためんとする
は其々(それぞれ)にほどこし恵みなつけ
んが為也 朱文公は宋の代の病を見て大承
氣湯の症也といへり 所謂こがねを愛しな
つけてため置 人へほどこさずんば 乱世
の基ひにて其代いそがしく成行て 盜賊人
等を斬りすつるといふとも 上にこがね聚
り過る病因の証拠には むしのわくに異な
らざるもの也

一九五一 依仁智導人 元禄二己巳年二月二十五
日早旦述作

*「拝報」として山口竹廬の評あり。
*付箋に「依仁智導人 門兵衛二くれ候

也」とあり。

一九五二 古曰 元禄二己巳三月日
上有不義之謀則 下有弑君之候
上有好利之情則 下有盜賊之民

*付箋に「古曰 門兵衛様え被進候也」
とあり。

一九五三 為家身榮 同五日早天 於蓮池御番
所閑所思出之書

家従を持は我身の祈禱の天命也 依之家榮
る祈禱の事 物ほし々々と其家中にて思
はせては自然と天よりのたゝりこそあらめ
祈禱に可成や 身の為家のためあし 故に
すりきらでくるゝやうにすべし もし又こ
がね有てくれずは其家滅亡の心と知べし

【中略】御世静謐也 軍事もなければひと
しほ大身成輩は家従に我まゝさせても見度
事とこそ今晝不凶おもひ出て書之

一九五四 進奉公人 元禄二己巳三月九日夜書之
古より末代に至まで 国方の御役人の先に
て不相果やうに大形齢をはかり 五七年多
くて十年ほどにては本国へ可被召帰か都て
御役人進むやうに御仕置有度事也

一九五五 報三恩 元禄二己巳三月十六日慮之
*付箋に「報三恩 弥一右衛門二被下」
とあり。

一九五六 正理與法 元禄二己巳三月十八日宵
於梅林坂御番所作之

*付箋に「正理与法 門兵衛二被下」と
あり。

一九五七 病因并火罪之品 同二十日肩輿中に
して思之書

病因・病・病症・療治の四つを庸医は不弁故 病因の考もせて病症までへ心を付 自然快氣を得る事も有といへども あやふき儀也 家國を治るもこれにひとし

*付箋に「病因火罪之品 門兵衛二被下也」とあり。

一九五八 療治乱本 元禄二己巳三月二十一日朝書

*付箋に「療治乱本 弥一右衛門へ被下」

一九五九 順天心 元禄二己巳肩輿の中にして作之候也 同四月四日朝書功終於此章

*付箋に「順天心之本書 新鎧弥一右衛門に被下之候」とあり。

一九六〇 教 元禄二己巳四月中旬書之

天地一体としては言も有べからざる也 人となりては人を能なすを人とすべし 此外はあるべからざる也 故に財宝をなげうつて しかも困窮せざらん事を本とし 工夫して淳朴にすべし【中略】

右委細は思忠志集の卷々に記之間 これをつゝめ心行をあらはし申候也

一九六一 人 元禄二己巳四月二十二日已剋於梅林坂御番所書之

人と言は我人を能(よく)なすを云也 故に事を可急也

一九六二 仁 同二十四日朝

はるかにおもふに人たる道は仁の道を考工夫して修行すべし 仁よりおのづから智秀で明らかになりて 天地の理にかなひ忠節孝行にもなり

一九六三 心 元禄二己巳四月二十六日朝作之

此間情(つらつら)身の上をおもふに 返々も人に能なさずんばあるべからず 我身も人也 今朝も数々灸をすへたり【中略】人たるべくは無病をおこなふを本とすべき也 近き比に至りては人を能なす人を目利候へは感心して涙を催すなり

一九六四 行 元禄二己巳五月朔日早天書

人を譽しかる(叱る)も能なさん慈悲也 假令一紙半銭とらするも同事也 然にむくひよろこはずんば 人々により重くも軽くもはやくもおそくもばち(罰)あたるべき也

一九六五 背天道人道滅亡 同日

一九六六 好道 元禄二己巳五月十四日 肩輿の内にて書

人に能すべし 然るに武士たらば勇あるも のをおのづから馳走すべし

一九六七 武勇之冥加ヲ受ル真実之心掛 元禄二己巳六月三日 肩輿の内にて書之

人を能なし第一無病に可有事 *「敬評」として「是は至論と可申候 此外に何か可有之やと奉存候」とあり。

一九六八 恵行 元禄二己巳六月十一日早朝

冥加に叶やうに可行也 然らば人を能なす事肝要也 人と云は人も人我も人也

一九六九 求智勇 元禄二己巳六月十九日 肩輿中書之

武士たるべき法は朝興也【中略】無病にして作法正しく朝起するならば生れ付程の智勇の具り 豈に不出と云ことあらんや

一九七〇 人之法 同二十日

人を能すべし 人を能いたしぬれば苦勞もなし 我身の災難ものがるべし 是我も人も也

一九七一 導冥加 元禄二己巳六月二十四日夕書

一九七二 心学 元禄二己巳六月二十九日 於肩輿中書之

心の学日夜ひらくるにや 智明らかになれかしと思也

一九七三 安送 同七月朔 肩輿中て書

一九七四 恵人 元禄二己巳七月二日戌刻書之

一九七五 好智 元禄二己巳七月三日戌刻書之 *守屋光徳の評あり。

一九七六 順天 元禄二己巳七月四日朝 於肩輿中書

一九七七 慈悲之法 同十九日朝書之

一九七八 廻向 元禄二己巳七月二十三日戌刻書之

一九七九 自保 同九月五日曉くらみにて記之 家繁昌せんとは人を可恵と志起る 然らば論(タトへ)て曰 草木にこやしをなすが如し

一九八〇 磨智除病法 元禄二己巳九月二十八日朝 出仕の節肩輿の中にして筆耕

一九八一 身家榮 同晦日 於松平信輝宅作之

一九八二 受天之恵立人法 元禄二己巳九月十七日曉作之

我は天地よりの出世なれば天の子也 故に天より肝煎たれば人間の勤をなすを誠とは云也 天の似せをするを道とも法ともいふ也

一九八三 立道法 元禄二己巳九月十九日曉書之

天地人を可弁也

所謂其事を急くは死を知たる也 前に休後に急くは智薄き故也

一 九八四 知死生 元禄二己巳九月二十日於
閨記之

東照大神君御近習衆へ御教 後生の儀は只今にも死する共思ひ願 所帯の事は百年とも存べし 赤鯛を食ふやうにと御教給ふとや

一 九八五 万歳楽 元禄二己巳九月二十日宵作之
○我は天地の子也

○人間男女へ天地乗移り子を儲くるを父母とは云なり

○天地より父母へ受得て授かる一つの宝は姪精なれば 若年より心付可大切 万事に善悪有は此慎みに依てなり

【中略】

○長命にて永く榮へ楽んとならば 姪精を尊敬の為 忘るゝ事を好んで保つに可有之なり

一 九八六 導人法 元禄二己巳九月二十四日
於大河内氏政真宅作之

一 九八七 秋池氏清正へ送書 元禄二己巳十月
二日

(松平信綱の弟で、長らく行方が分からなかった大河内市郎左衛門の所在が判明した件につき、今後の対応などが述べられている)

* 『寛政重修諸家譜』に、市郎左衛門信清は「松平伊豆守が家臣となる」とある。
一 九八八 心法 元禄二己巳十月五日晝書之

一 九八九 行予 同十一日晝記之

一 九九〇 知武士之法 元禄二己巳六月三日
我身今度の武冥加に奉逢事思ひて最早三十日に及びぬれども 于今(今に) いかなる事共弁がたし【中略】於戦場手にあひ首尾を合せたるもの 今は御旗本に我一人也と此節老臣人中にて被仰聞たるは 上意も有たる故にやと肝に銘じ させる働もなき身なるに生残り居て御旗本の儀は扱置 勇ある輩の耳へは日本国中へ周く聞へたる高名哉と

【中略】

右は被仰付たる以後三十日を歴て六月三日比に書たるもの也 悲しきかなや 間もなく孟秋(七月)四日の暮より嫡子煩ひ付五日の夕死去せり 勝れたる吉ありてすぐれたる凶有

* 嫡男の長頼は、元禄二年七月五日に四十八歳で没した。

* 朱書で「天哉命哉」と感想が記されている。

一 九九一 明人智 元禄二己巳十月十五日夜書之

一 九九二 可明智 元禄二己巳十月十七日夜記之

一 九九三 正心本 元禄二己巳十月十八日早天隨筆

一 九九四 難弁知教 同二十三日肩輿の中で記之
* 「右は次男長行へ送者也」とあり。

一 九九五 中剣術 元禄二己巳十月二十三日
剣術のわけ 題号の如く心を立るにて業も調といへとも 業より心に至り心より業にも至る也【中略】唯心にて修行して独り柱

へも行当りて其時の心と業を察し仕ならふべし 人もうたれず我もうたれぬ所にて道に可入者也
* 「右は鈴木氏秋田氏へ授筆」とあり。

一 九九六 伝術 同二十九日朝

軟らか成所よりつよみ(強み) 来るには大形の楯もたまり難し つよみを面になして来りたるはなり安き也

右は秋田氏鈴木氏へ授也。

一 九九七 追人間善悪 元禄二己巳十月二十二日戌刻記之

一 九九八 二首 貞享四年比及

藤原長重朝臣

天地につかふるとてや生れけむ
心清くは広き世中
ちかひつゝよをも人も恨ましまし
たゝなにことも本の身にして

一 九九九 三首 元禄二己巳五月四日
釈如晴

安楽の弥陀の大慈を信すれば
よろつの慈悲を成就する哉

【中略】

右は浄土真宗一向本願の弥陀を頼み奉るに
よりて 此御詠哥を申請記し侍る

二〇〇〇 道人之志 元禄二年
其道に達たる人は事を可急也
つら々々おもふに すき好事は急也
いそげとて鹿相にあれとはあらず 諸事
只今にも死する々々々と思ひて行ふべし
是仏心とも世渡る執行ともおもふ也

二〇〇一 大猷大君初御鷹之鶴御祝 元禄二己巳

秋書認

井伊掃部頭直孝 松平下総守清匡 松平
出羽守直政 保科肥後守正之 松平隠岐
守定行 松平式部大輔忠次 酒井宮内大
輔忠勝 内藤左馬助政長 奥平美作守忠
昌 小笠原右近大夫忠政 松平大膳亮忠
重 牧野右馬允康成 石川主殿頭忠総
戸田左門氏鉄 水野隼人正忠清 本多伊
勢守忠利 本多下総守俊次 本多能登守
忠義 松平丹波守康長 小笠原信濃守長
次 岡部美濃守宣勝 大久保加賀守忠興
松平主殿頭忠茂 諏訪因幡守忠時 本多
内記政勝 真田伊豆守信幸 堀丹後守直
寄

右二十七人之衆於御黒書院御料理被下半出
御 殊之外御悦喜被遊 各御用に可立者と
上意之由 内藤左馬助政長進出 有難段被
申上 尤井伊直孝御挨拶有之 堀丹後守御
座中を見廻し 御譜代家の中へ被召加結構
成御意を承忝とて声をあげなけれけるとぞ
内藤政長など謡いを諷ひ其外小哥も有之由
御老中雅楽頭 大炊頭 讃岐守など饗応之
旨 御給仕水野右京亮 土屋兵部少輔杯に
て候由 御前土器にて御酒被召上 御敷居
之御際に人数ほど並べ置せられ 各御盃を
頂戴可仕之旨にて御簾中へ御入被成之由
松平直政は下戸なりつれども 余の忝さに
興に乗じ土器にて三度ほして血を吐れける
とぞ 松平忠茂は十五歳なりつるゆへ元禄
のころも一人存命居て被咄たる也

*松平主殿頭忠茂は松平忠房(一六一九

『北の丸』第47号 『思忠志集』件名細目(下)

一七〇〇。当時十五歳とあり、右の「御
祝」が催されたのは寛永十年(一六三三)
と推定される。『大猷院殿御実紀』寛永
十年三月十日の記に「此日小石川に御鷹
狩有て 御帰路に銃もて鹿一頭打留たま
ふ」とある。

二〇〇二 利欲之立身 元禄二己の冬 反古の
内より見出書認

二〇〇三 知知恵 元禄二己冬 反古の内より
見出書認

二〇〇四 林氏忠隆へ送書 天和三癸亥二月十
六日

二〇〇五 秋池忠次母送書 貞享三丙寅七月晦日
二〇〇六 持満 延宝九年酉五月十六日 於肩
輿中書之

二〇〇七 療癩 元禄二己巳十月廿七日朝観念
二〇〇八 保自天地父母受之宝 元禄二己巳十
月晦日朝教

二〇〇九 自早天上之法 元禄二己霜月二日
朝の導を記

二〇一〇 順天保人 元禄二己巳十一月二日
於肩輿中書之

二〇一一 軍之働在常 元禄二己巳十一月三日
の昼 於肩輿中考

二〇一二 武心 同八日夕書認

大猷大君の御前にて御咄の時 或る人老人
故に武芸も不勤旨申上ければ 脇差刀は不
差哉 差からはいつ迄も其道の修行稽古お
こたらざらまし 若き内は血気につれても
勇むべし 其れとても悪きにも非ず 年行
ての劔術等其外たりとも武芸勤むる事一入

可有業なり 最可然事也と上意の由 有難
き御吟味と乍恐奉存 書認る者也

二〇一三 正本信 元禄二己巳十月十二日夜書之

二〇一四 名君撰頭功士 元禄二年己巳臘月三
日謹記

二〇一五 述父母之忠勇 元禄三年庚午孟春十
一日

(主任公文書研究官)